明治二十五年二月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報 号外

平成二十五年三月二十二日

## ○第百八十三回国会 衆議院会議録 第十二号

平成二十五年三月二十二日（金曜日）

**議事日程** 第九号
平成二十五年三月二十二日
午後一時開議
第一　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
第二　再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出）
第三　予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第六　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第七　放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

**○本日の会議に付した案件**
中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名
日程第一　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
日程第二　再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出）
日程第三　予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第六　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第七　放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）、内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

**○議長（伊吹文明君）** これより会議を開きます。

### 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

**○議長（伊吹文明君）** まず、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名を行います。

**○越智隆雄君** 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

**○議長（伊吹文明君）** 越智隆雄君の動議に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）** 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、中央選挙管理会委員に

神崎　浩昭君　　原　邦明君
中野　寛成君　　和田　洋子君
及び　長谷雄幸久君

を指名いたします。

また、同予備委員に

元宿　仁君　　久米　晃君
尾崎　智子君　　早川　忠孝君
及び　橋本　文彦君

を指名いたします。

**日程第一　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件**

**○議長（伊吹文明君）**　日程第一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長金子恭之君。

---

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

---

〔金子恭之君登壇〕

**○金子恭之君**　ただいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、平成十八年十月十四日から平成二十四年四月十三日まで北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成二十四年四月三日に入港禁止の期間を平成二十五年四月十三日まで一年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る十四日本委員会に付託され、翌十五日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（伊吹文明君）**　採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）**　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

---

**○議長（伊吹文明君）**　次に、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）**　御異議なしと認めます。

**日程第二　再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案**（厚生労働委員長提出）

**日程第三　予防接種法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

**○議長（伊吹文明君）**　日程第二、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案、日程第三、予防接種法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。厚生労働委員長松本純君。

---

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案

予防接種法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

---

〔松本純君登壇〕

**○松本純君**　ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関し、基本理念を定め、国、医師等、研究者及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図ろうとするものであります。

本案は、去る三月十九日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、予防接種法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国における予防接種の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が予防接種に関する基本的な計画を策定すること、新たにＨｉｂ感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期の予防接種の対象とすること、定期の予防接種等の適正な実施のための措置に関する規定を整備すること等所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十四日本委員会に付託され、翌十五日田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日に質疑を行った後、討論、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議を付すことに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（伊吹文明君）**　それでは、採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）**　御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）**　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

---

**日程第四　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

**○議長（伊吹文明君）**　次に、日程第四、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長森山裕君。

---

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

---

〔森山裕君登壇〕

**○森山裕君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、水産加工業の体質強化を引き続き促進するため、現行法の有効期限を平成三十年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

本案は、去る三月十九日本委員会に付託され、同日林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十一日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（伊吹文明君）**　それでは、採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）**　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

---

**日程第五　地方税法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

**日程第六　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

**日程第七　放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件**

**○議長（伊吹文明君）**　日程第五、地方税法の一部を改正する法律案、日程第六、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案、日程第七、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件、以上三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長北側一雄君。

---

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

---

〔北側一雄君登壇〕

**○北側一雄君**　ただいま議題となりました各案件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長、拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成二十五年度における措置として、地域の元気づくり推進費を設けるとともに、地方交付税の算定に係る単位費用等の改正、東日本大震災の復旧復興のための財源となる震災復興特別交付税の総額の確保等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る三月十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日及び昨二十一日、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件について決議を行いました。

次に、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成二十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

収支予算は、一般勘定において、事業収入及び事業支出ともに、六千四百七十九億円でありまして、収支均衡予算となっております。

事業計画は、いかなる災害時にも対応できるよう、安全、安心を守るための公共放送の機能強化を一層拡充するとともに、放送と通信の連携が一層進展する時代において、次世代のデジタル技術を活用した新たなサービスの開発をする等としております。

資金計画は、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、この収支予算等について、「受信料の値下げによる受信料収入の減収が見込まれる中、増収に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡予算としており、おおむね妥当なものと認められる」との総務大臣の意見が付されております。

本件は、去る三月十九日本委員会に付託され、昨二十一日、新藤総務大臣から提案理由の説明を、日本放送協会会長から補足説明をそれぞれ聴取した後、質疑に入り、同日、質疑を終局し、採決いたしましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと決しました。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

---

**○議長（伊吹文明君）**　以上三件中、日程第六につき討論の通告がありますので、順次これを許します。小川淳也君。

〔小川淳也君登壇〕

**○小川淳也君**　民主党の小川淳也でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に反対の立場で討論を行います。（拍手）

去る十九日、本案委員会審議において、政権復帰の所感を尋ねました。新藤総務大臣は、うれしいとかそういう気持ちはない。柴山副大臣は、政治主導を意識して仕事をしている。緊張感のにじむ、実によい答弁、率直にそう思いました。

政権を担当することの厳しさや難しさ、そこに対する謙虚な思い、そして民意への恐れ、こうした価値が現政権の手がたさ、手ごわさの背景にある、私はそう感じています。

しかし、それも、政権が一たびかわったからであり、自民党が下野したから。それは、政権交代の最大の成果であり、私たちの所期の志でもありました。

三年余りの政権運営は、確かに厳しく、反省点の多いものでもありました。しかし、ＴＰＰ参画の可能性を最初に論じ、大胆な金融緩和に挑戦し、議員や公務員の人件費に初めて切り込み、番号制度を法案化し、消費税の引き上げまでも、多大な犠牲を払いつつ、前に進めた。ふなれな中にはありましたが、意欲と意思に満ちた果敢な政権でした。

手がたく見える今の政権。しかし、この政権は、第一次安倍政権の総括なくしてはありません。

年金記録が最大の関心事だった六年前、安倍政権は、憲法改正、愛国心の教育、防衛省への格上げに必死でした。国会対応のほとんどは強行採決。参院選の大敗と、それにもかかわらずの続投表明。そして、直後の二〇〇七年九月十二日、本会議開会直前にして、余りにも唐突な辞意表明。これらを全て忘れたわけではないのです。（発言する者あり）

**○議長（伊吹文明君）**　静粛にしてください。

**○小川淳也君（続）**　今回の税制改正、総務大臣の実質的な決定権は自民党に移りました。昔に戻ったんです。

私たちは、閣僚、三役が責任を持って決断し、その負荷を負いながら、みずから国会答弁に立ちました。

交付税法と地方公務員給与の引き下げ、これ自体、やむを得ない面もあると思います。しかし、その法的な正当性は厳しく問われなければなりません。

政府が独善で決め、法律改正を回避し、大臣は自治体にお手紙で要請。従えば交付税を山分けし、そうでなければ一切追加配分をしない。そんなやり方が、今の時代、通るんでしょうか。

本来、真っ正面から地方公務員法を改正すべきではありませんか。それが、自治体に対する誠意であり、払うべき敬意ではありませんか。

交付税も、従来から、補助金化、恣意的、不透明との批判があります。一般財源、固有財源といいつつ、その実は、誘導と半強制のオンパレード。そして、今回、ついには交付税の配分で自治体にリストラを強要するという前代未聞の事態。かつての独善と横暴をほうふつとさせる、安倍政権の地金がかいま見えます。

公務員に給与削減を求めるなら、なぜ、今回、地方議員に負担を求めないのか。震災対策、地域経済、身を切る改革なら、むしろ議員が先ではありませんか。よもや、参院選の実動部隊に対する遠慮などと、そんな御都合主義でよいはずがありません。

人件費の削減を要請するとして、せめて被災地は除くべきではありませんか。役場が流され、職員は激減、二年たった今も昼夜分かたず復興に精励する被災地に、今、どんな神経でリストラをせよと言うんですか。

やはり私たちとは価値観が違う。理念が違う。よって立つところが違う。

私たちは、地域主権改革を必死に進め、常に被災地の立場に立ち、働く人たちの不安定な、しかし、とうとい権利に繊細で敏感でした。

地方議員にこそ負担を求め、私たちは、長年あなた方が維持してきた議員年金を廃止した。国、地方の協議の場を法制化し、一括交付金をつくり出し、交付税特会の借り入れを初めて償還し、あなた方がつくった借金だ、直轄事業負担金も削減した。未熟との批判を受けつつも、果敢に挑戦したのです。

そして、政権交代の実現と、政治にダイナミズムをもたらすきっかけは、何といっても、二〇〇三年、民主党と自由党の合併でした。

小選挙区制度のもとでは、野党はまとまらなければなりません。この余りにも当たり前でシンプルな事実を体で理解するのに、七年の歳月と、五回の国政選挙を要したのです。

それ以来、ばらばらとの批判もありました。しかし、ばらばらだと批判されたことの無価値と、それでも一つになってきたことの価値と、いずれが大きいか、重いか。

野党それぞれの独善と強過ぎる自我は、結局、与党を利し、その横暴と怠慢を許すのです。そして、その被害は確実に国民に及ぶ。今、再びその歴史を繰り返すのでしょうか。

私たち民主党は、いま一度奮起したいと思います。何としても踏ん張らねばなりません。

健全な対立軸を重んじ、しかし、政権を担う意思と覚悟を持ち、実際にその経験を積んだ政党として、価値は重く、とうとく、必須の存在です。

（発言する者あり）

**○議長（伊吹文明君）**　まず、静粛にしてください。

それから、小川淳也君、申し合わせの時間が既に過ぎましたから、簡単にお願いをいたします。

**○小川淳也君（続）**　政権再交代から約百日、ハネムーンは終わりました。国民の三人に一人は、今の政権に共鳴せず、不安を感じています。

私たちは、再び立ち上がる。必ず再生し、再起する。やり残したことをなし遂げる。その大いなる決意を申し上げ、私の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

**○議長（伊吹文明君）**　塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

**○塩川鉄也君**　私は、日本共産党を代表して、地方交付税法改正案に対する反対討論を行います。（拍手）

まず、今回の地方財政計画についてであります。

東日本大震災から二年、復旧復興支援のための震災復興特別交付税の増額、被災地における地方税の課税免除の延長などは、当然であります。

その一方、来年度地方財政計画では、地方への一般財源総額を厳しく抑え込み、地方公務員の人件費と社会保障関係費の大幅削減を狙い撃ちにし、また、地方税で、上場株式等の配当・譲渡所得に対する損益通算特例を広げるなど資産家への優遇策を拡大していることは、問題であります。

中でも重大なことは、国家公務員給与の削減分七・八％と同様の地方公務員給与の削減を前提に地方交付税を削減し、これを地方自治体に押しつけていることであります。

地方交付税は、地方の固有の財源であり、国が責任を持って確保すべきものであります。地方公務員給与の削減を前提に、あらかじめ一律の削減をかけて引き下げるなどということは、まさに前代未聞の乱暴なやり方であり、断じて許せません。

しかも、安倍内閣は、あくまでも要請などといいながら、実際には、都道府県の担当者を集め、地方議会への条例の提案内容や議決状況、地方自治体の給与削減の実施状況を調査、公表するとしているのであります。こうした地方自治への介入は、きっぱりとやめるべきです。

給与削減をしない地方自治体を富裕自治体とみなし、特別交付税削減などのペナルティーを科すなどは、絶対に行ってはなりません。

ところが、新藤総務大臣は、私の質問に対して、まだ事態が発生していないと言い逃れをするだけで、これを否定しなかったのであります。極めて重大であります。

医療、介護、保育、教育など、あらゆる分野で住民の生活を支えているのが地方公務員です。被災地では、みずからも被災しながら、住民の先頭に立って懸命に奮闘しているのであります。地方公務員の生計費をこんな乱暴なやり方で削るのは間違っています。

さらに、地方公務員の給与削減は、地域の給与水準に大きな影響を与え、政府が唱えるデフレ不況脱却にも逆行することを述べて、反対討論といたします。（拍手）

**○議長（伊吹文明君）**　これにて討論は終結いたしました。

---

**○議長（伊吹文明君）**　これより採決を行います。

まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊吹文明君）**　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊吹文明君）**　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）**　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

---

**○越智隆雄君**　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

**○議長（伊吹文明君）**　越智隆雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）**　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

---

**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

**○議長（伊吹文明君）**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とします。

委員長の報告を求めます。外務委員長河井克行君。

---

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

---

〔河井克行君登壇〕

**○河井克行君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

第一に、ブラジル連邦共和国のベレンにある日本国総領事館を廃止すること、

第二に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することであります。

本案は、去る三月十四日外務委員会に付託され、翌十五日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行い、引き続き採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（伊吹文明君）**　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）**　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

---

**○越智隆雄君**　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審

議を進められることを望みます。

**○議長（伊吹文明君）**　越智隆雄君の動議に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）**　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

---

**所得税法等の一部を改正する法律案**（内閣提出）

**関税定率法等の一部を改正する法律案**（内閣提出）

**○議長（伊吹文明君）**　所得税法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長金田勝年君。

---

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

---

〔金田勝年君登壇〕

**○金田勝年君**　ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するなどの観点から、国税に関し、個人所得課税、法人課税、資産課税、納税環境整備等について所要の措置を講ずるものであります。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の措置を講ずるほか、適正な課税のための規定の整備を図るものであります。

両案は、去る三月十四日当委員会に付託され、翌十五日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十九日から質疑に入り、本日、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、所得税法等の一部を改正する法律案に対し、日本維新の会から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、所得税法等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、関税定率法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

---

**○議長（伊吹文明君）**　これより採決を行います。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案につき採決をいたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊吹文明君）**　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）**　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

---

**○越智隆雄君**　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

---

〔富田茂之君登壇〕

**○富田茂之君**　ただいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を契機として、同年十月十四日以降、北朝鮮からの全ての貨物の輸入を禁止する等の措置が継続して実施されております。

また、平成二十一年五月二十五日の北朝鮮による二回目の核実験を実施した旨の発表を受け、同年六月十八日以降、北朝鮮への全ての貨物の輸出を禁止する等の措置が継続して実施されております。

政府は、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成二十四年四月三日、これらの措置の継続を決定したところであります。

**外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件**

**○議長（伊吹文明君）**　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

---

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

---

〔富田茂之君登壇〕

**○富田茂之君**　ただいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を契機として、同年十月十四日以降、北朝鮮からの全ての貨物の輸入を禁止する等の措置が継続して実施されております。

また、平成二十一年五月二十五日の北朝鮮による二回目の核実験を実施した旨の発表を受け、同年六月十八日以降、北朝鮮への全ての貨物の輸出を禁止する等の措置が継続して実施されております。

政府は、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成二十四年四月三日、これらの措置の継続を決定したところであります。

本件は、一年間を期限として平成二十四年四月十四日以降も輸出入禁止措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本委員会においては、去る三月十四日本委員会に付託され、十五日に茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑に入り、質疑終局後、採決を行った結果、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（伊吹文明君）**　採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（伊吹文明君）**　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

---

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）、内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出）の趣旨説明

**○議長（伊吹文明君）**　次に、内閣提出、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、内閣法等の一部を改正する法律案及び地方公共団体情報システム機構法案について、順次趣旨の説明を求めます。国務大臣甘利明君。

〔国務大臣甘利明君登壇〕

**○国務大臣（甘利明君）**　このたび政府から提出をした行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請等の手続を行い、または、これらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特定の個人を識別するための個人番号について定めております。

市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知するものとしております。

このほか、個人番号を利用することができる者及びその利用範囲を定めております。

第二に、市町村長は、住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者の氏名、住所、個人番号等が記載された個人番号カードを交付するものとしております。

第三に、個人番号を利用して事務を処理する者の求めに応じ、情報提供ネットワークシステムを使用して、個人番号をその内容に含む個人情報たる特定個人情報を提供する場合など、一定の場合を除き、特定個人情報の提供を制限することとしております。

第四に、内閣府に、特定個人情報の適正な取り扱いの確保に必要な指導及び助言等を行う特定個人情報保護委員会を設置することとし、その組織、業務等を定めることとしております。

第五に、国税庁長官は、法人等に対して法人番号を指定するものとし、行政機関の長等は、他の行政機関の長等に対して法人番号を通知することにより、法人等に関する情報の提供を求めることとしております。

そのほか、個人番号利用事務に従事していた者が、その業務に関して取り扱った個人の秘密事項が記録されたファイルを正当な理由なく提供した場合等について、罰則を定めることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、二十六の関係法律の規定の整備等を行うため、所要の措置を定めるものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。（拍手）

---

**○議長（伊吹文明君）**　国務大臣山本一太君。

〔国務大臣山本一太君登壇〕

**○国務大臣（山本一太君）**　内閣法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣官房に、特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を一人置くこととし、内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理することとしております。

第二に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に内閣情報通信政策監を加えるとともに、同本部の事務のうち、府省横断的な計画や施策の実施に関する指針の作成などに関する事務を内閣情報通信政策監に行わせることができるものとしております。

第三に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員たる内閣情報通信政策監は、第二で申し上げた事務を行う際に必要があるときは、本部長たる内閣総理大臣に意見を述べることができるものとし、また、内閣総理大臣は、本部の事務を総括する際に必要があるときは、内閣情報通信政策監に事務の実施状況などの報告を求めることができるものとしております。

そのほか、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が地方公共団体から情報の提供その他の協力を求められたときの同本部の努力義務について定めることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。（拍手）

**○議長（伊吹文明君）**　総務大臣新藤義孝君。

〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

**○国務大臣（新藤義孝君）**　地方公共団体情報システム機構法案の趣旨について御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体にかわって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、設立につきましては、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織が設立委員を選任し、設立委員が、機構の定款、事業計画及び予算を作成し、総務大臣の認可を申請するものとし、その出資者は地方公共団体に限ることとしております。

第二に、組織につきましては、都道府県知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を設置し、定款の変更、予算及び事業計画の作成等の重要事項を議決し、理事長及び監事を任命することとしております。また、外部の学識経験者で構成する審議機関として経営審議委員会を設置し、予算等に関する基本的事項について審議を行うとともに、必要に応じて、理事長に建議を行うことができることとしております。

第三に、役員につきましては、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命することとしております。

第四に、業務の範囲につきましては、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務を行うとともに、地方公共団体の情報システムに関する事務の受託、地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援等を行うこととしております。

第五に、同機構に対する国の関与につきましては、その設立及び定款の変更に際して総務大臣が認可を行うほか、この法律等に違反し、または違反するおそれがある場合には、総務大臣は報告徴収もしくは立入検査または違法行為等の是正要求を行うことができるとしております。

そのほか、財団法人地方自治情報センターは、平成二十六年四月一日に解散するものとし、その権利及び義務につきましては、同機構が承継することとしております。また、同機構は、財団法人自治体衛星通信機構が指定認証機関として処理することとされている事務に係る権利及び義務について承継するとともに、これらの承継に伴い必要な措置を講ずることとしております。

以上が、地方公共団体情報システム機構法案の趣旨であります。（拍手）

---

**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）、内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑**

**○議長（伊吹文明君）**　以上の趣旨の説明に対して質疑の通告がありますので、順次これを許します。若井康彦君。

〔若井康彦君登壇〕

**○若井康彦君**　民主党の若井康彦です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー関連四法案について質問いたします。（拍手）

民主党政権で取りまとめた社会保障と税の一体改革大綱では、「社会保障給付や負担の公正性、明確性を確保するためのインフラとして、社会保障・税番号制度の早期導入を図っていかなければならない」としております。

野田政権下で、昨年の通常国会に社会保障・税番号関連法案を提出いたしましたが、野党の協力が得られず、衆議院解散とともに、審議未了で廃案となってしまいました。これにより制度導入のスケジュールが一年おくれていることを大変残念に思っております。

今回安倍政権が提出した法案は、番号制度の基本理念、国、地方公共団体の責務、事業者の努力規定、個人番号カードの利用、情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保について、昨年の法案を補強したと聞いております。

私たちは、それらの内容について、民主党政権が目指していたマイナンバー制度の趣旨に合致しているかを確認し、国民の皆様の御理解、御納得が得られるような国会審議を展開していきたいと考えております。

初めに、所得把握についてお伺いします。

マイナンバー制度のメリットとして、今までは各行政機関がばらばらに保有をしておりました所得情報を照合することにより、所得を把握しやすくなり、税の公平性を向上できると期待されています。マイナンバー制度により、税務当局が保有する各種所得情報を正確かつ効率的に名寄せ、突合することにより、所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止、是正できるとされております。また、法人にも番号をつけることになっています。

一方で、マイナンバーを導入したからといって、全ての商取引、金銭授受について、完全に把握することはできないというのも確かであります。

マイナンバー制度によって、現在に比べて、どのような過少申告、不正還付や所得隠しができなくなるのか、また、それにより税収にどれぐらいの影響があると見込んでいるのか、麻生大臣にお伺いをいたします。

次に、我が国が人口減少、高齢化に直面する中で、今まで培ってきた社会保障制度を維持していくためには、国民に税や社会保障の負担増をお願いすることは避けて通れません。そうした中で、マイナンバー制度が、低所得者の負担を軽減することにより所得再配分機能を強化し、格差を是正するために役に立つものと期待しています。

民主党は、真に必要な世帯に支援がしっかり行き渡る給付つき税額控除の方が望ましいと考えておりますが、マイナンバー制度の導入により、そのことがより正確に運営できると考えております。

消費税引き上げの時期が一年後に迫っている今、せめて八％では簡素な給付措置での対応が現実的という判断から、衆議院に、ただいま、消費税影響緩和法案を提出いたしました。与党が実施を検討しておられる複数税率は、高額所得者ほど負担軽減率が大きくなる、対象品目の選定が利権に結びつきやすいので、簡素な給付措置、給付つき税額控除の方がすぐれていると考えております。

政府は、逆進性対策についていつまでに決めようとしているのか、どうして給付つき税額控除が受け入れられないのか、国民の意見をどのように酌み取って検討を進めていかれようとしているのか、甘利担当大臣にお伺いをいたします。

次に、社会保障負担の軽減について伺います。

一世帯で医療、介護、保育費などの負担が積み上がっていても、制度が縦割りであるため、全体の負担を把握するのは大変に困難であります。しかし、マイナンバー制度の導入によって、それぞれの保険者、運用単位ではなく、家計全体をトータルに捉えて、自己負担の合計額に上限を設定する総合合算制度を運営する環境が整うと考えております。

このように、マイナンバー制度を活用して、社会保障に係る負担を軽減することをいつごろから始められるのか、甘利大臣にお尋ねをいたします。

次に、プライバシー権について伺います。

マイナンバー制度により、全ての国民と、日本で中長期的に暮らす外国人に番号がつけられ、行政機関によって一元管理されるようになります。それにより、プライバシー権あるいは自己情報コントロール権が侵害されるのではないかと懸念する声があります。

個人情報の集積と利用には本人から事前の同意が必要とされていますが、マイナンバー制度ではどのような仕組みによってプライバシー権が保護されるのか、甘利大臣に説明をお願いいたします。

次に、先ほど御説明のありました、特定個人情報保護委員会についてお伺いします。

プライバシー権についての懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われる、安心で信頼できる番号制度の構築のためには、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測し、評価し、かかる影響を軽減する措置をあらかじめ講じるよう、第三者機関となる特定個人情報保護委員会が情報保護評価を実施することになっております。

この委員会は、どのような専門性を有するメンバーで構成されるのか、国の行政機関や地方公共団体等に対してどのような権限を持つのか、甘利大臣に伺います。

さらに、情報管理の安全性についてお伺いいたします。

マイナンバー制度について国民の皆さんが今一番不安を感じているのは、個人情報の漏えい、他人によるマイナンバーの不正利用など、情報の安全管理が万全かどうかという点ではないでしょうか。

日本では、社会保険庁によるずさんな年金記録の管理により年金記録が消失をしたり、あるいは、住民情報を管理する公務員からＤＶ被害者で配偶者から身を隠している方の所在に関する情報が過って漏えいされるなどの不祥事もあり、行政の情報管理に対する不信感がございます。

また、政府の情報システムへ外部から不正にアクセスされる事案が次々と起きており、ＩＴ技術が日進月歩を遂げる中、情報を管理する側がハッカーから情報を守り切れるかどうか、懸念を持つのも無理がございません。

こうした国民の不安を払拭するには、政府が、国民が安心できるレベルのセキュリティー体制を整えることだと思います。

そこで、どのような情報保護体制にするのか、政府内に情報管理を行う部署をつくるのか、民間に委託する部分があるのか、あるとすればどういうことを委託するのか、甘利大臣に伺います。

関連して、万が一、故意でなくても、情報漏えいが起きた場合は、一体誰の責任になるのでしょうか。そして、情報漏えいが原因で被害、損害が生じた場合に、国あるいは地方公共団体が損害賠償を行うのでしょうか。あわせて、甘利大臣にお伺いをいたします。

次に、個人番号カードについて伺います。

マイナンバーは二〇一六年一月から使い始めるということでありますが、二〇一五年中に個人番号を通知する紙のカードが届く。個人番号カードは希望者だけに配付されるとのことであります。

通知カードは、免許証やパスポートと一緒に提示することにより個人番号カードと同じように使えるとのことでありますが、利用に当たって、全く違いがないのでしょうか。甘利大臣にお尋ねいたします。

また、個人番号カードの発行を有料とする理由、全国一律の手数料にするのかどうか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、マイナンバーの民間利用について伺います。

例えば、引っ越しの際、役所の届け出や電気、ガス、水道などの手続をそれぞれ別個にしなくてはならず、大変煩雑になっております。しかし、マイナンバー制度の対象を民間にも広げれば、手間がぐんと減ってまいります。

個人番号の利用範囲の拡大については、法施行後三年をめどとして検討することになっておりますが、民間利用を解禁するには、どのような条件

が必要だと考えますか。甘利大臣、お尋ね申し上げます。

次に、政府ＣＩＯについて伺います。

我が国の電子行政に関する戦略の企画立案、推進は、ＩＴ戦略本部と、そのもとに置かれたＣＩＯ連絡会議等が担ってきましたが、政府として、府省横断的な取り組みを明確かつ迅速な決定と責任のもとに進めていくための統率力、調整力は必ずしも十分に備わっていないとの批判がございました。

今回、政府ＣＩＯ法案によって内閣情報通信政策監が法定化されますが、今までに比べて、どのように権限や体制が強化されるのか、また、人員削減等、行政改革に資するのか、山本大臣にお尋ねをいたします。

最後に、安倍総理、総理は、先般、ＴＰＰの交渉参加を表明されました。選挙前の公約では、聖域なき関税撤廃を前提とする限り交渉参加には反対するとしていたにもかかわらず、選挙が終わるや否や、日米間において何ら具体的な確認もないまま交渉参加を既成事実化してしまったことは、甚だ遺憾であります。

これに対して各方面から多くの不安と疑念の声が上がっているのは事実であります。

例えば、ＪＡ全中は、強い怒りをもって抗議し、国益が守られないと判断した場合には、即刻、交渉から脱退すること、政府として明確に国民に確約すべきであると、抗議声明を出しています。ほかならぬ自民党からも、農林水産重要五品目や国民皆保険制度などの聖域の確保ができない場合は脱退も辞さないとの決議も出されているわけですが、総理はどのようにお考えでしょうか。

交渉力とは、いざとなれば拒否する力を持っている、そのことに尽きるわけでございます。安倍総理、国益が守れない場合には、約束どおり交渉から脱退する、その覚悟のほどを、ぜひここで全ての国民に明言していただきたいと思います。

以上、マイナンバー制度の導入と円滑な運用こそ、社会保障と税の一体改革の成否を決める鍵であると言っても過言ではありません。国民の安心と納得が得られる制度となるよう着実に準備を進め、それについて丁寧に説明していくよう政府に求め、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

**○内閣総理大臣（安倍晋三君）**　若井康彦議員の質問にお答えをいたします。

ＴＰＰについてお尋ねがありました。

ＴＰＰ交渉に当たっては、自民党の決議文をしっかりと胸に刻み、国民の皆様からのさまざまな御意見も踏まえつつ、国益にかなう最善の道を求めてまいります。

他方、これから交渉しようというときに離脱の話をすることは、国益の観点からも不適切であると考えます。

いずれにしても、ＴＰＰについては、我が国としては、主張するべきことはきっちりと主張して、交渉を通じて、国益を最大限に実現するよう全力を尽くす考えでございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

**○国務大臣（麻生太郎君）**　所得把握の向上による税の徴収への影響についてのお尋ねがあっております。

番号制度の導入によって、法定調書の名寄せや申告書の突合がより正確かつ効率的に行える、そういうことになろうと存じます。これにより、現在に比べて、例えば、意図的な住所変更により名寄せを困難にさせる、また、結果として所得把握を難しくさせる行為など、課税上問題があると認められる事項の的確な把握が期待できるものと考えております。

番号制度の導入に伴う所得把握の適正化による税収への影響につきましては、これを事前に見込むことは困難であり、影響額の試算は行っておりません。（拍手）

〔国務大臣甘利明君登壇〕

**○国務大臣（甘利明君）**　お答えいたします。

まず、消費税の低所得者対策についてのお尋ねがありました。

低所得者対策につきましては、自民党、公明党、民主党の三党合意を踏まえまして、昨年八月に成立しました税制抜本改革法におきまして、給付つき税額控除と複数税率がともに検討課題とされ、消費税率八％段階から、このいずれかの施策の実現までの間の暫定的、臨時的なものとして、簡素な給付措置を実施することとされています。

その後、本年二月の三党合意におきましては、低所得者対策につきまして、引き続き協議を行うとされたところであり、与党間及び三党間での議論を踏まえながら、この法律の規定に沿って、しっかり検討してまいりたいと考えております。

次に、社会保障・税番号制度を活用した総合合算制度の開始時期についてのお尋ねがありました。

総合合算制度とは、現行の医療、介護の合算制度に加えまして、保育料等を含めた世帯の自己負担に一定の上限を設けようとするものであります。

総合合算制度を実現するためには、例えば、制度の利用者は、各種社会保障サービスの窓口全てに申請するのではなく、できる限りワンストップでの申請を可能とすること、申請者の所得等の正確な把握に加え、医療、介護、保育等、各種サービスの利用に伴う自己負担の状況を制度横断的に把握することなどが必要となります。

このため、番号制度の稼働後に、関係機関のデータ連携基盤が整うなど、関係機関の間に制度が定着することによって、必要な情報を円滑に把握できる基盤が整うことが導入の前提と考えております。

次に、社会保障・税番号制度におけるプライバシーの保護についてのお尋ねがありました。

一般の個人情報は本人の同意があれば提供できますが、番号法は、個人番号の利用範囲や提供できる場合を法律の規定によりまして限定しております。それ以外の場合には、本人の同意があっても利用、提供できないこととしております。

そのほか、番号法は、個人番号を含む個人情報の収集、保管やファイル作成を制限するほか、特定個人情報保護委員会を設置し、また罰則を強化するなど、一般の個人情報に対する規制よりも厳格な規制を設けております。

次に、委員会のメンバー構成及び権限についてお尋ねがありました。

委員長及び委員は、個人情報の保護に関する有識者、情報処理技術に関する有識者、社会保障制

度または税制に関する有識者、民間企業の実務に関する経験者、地方六団体の推薦者を含むメンバーで構成されることとなっております。

権限につきましては、委員会は、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、国及び地方公共団体に対し、立入検査、助言、指導、勧告、命令などの権限を行使できることとなっております。

次に、個人番号に関する情報保護体制及び委託についてお尋ねがありました。

個人番号の取り扱いに当たっては、情報の暗号化など技術的な保護措置、職員に対する教育研修の実施など組織的な保護措置、保管庫の施錠・立ち入り制限など物理的な安全管理措置を講ずることが必要となります。

この安全管理措置を効果的に行うための対策については、新設される特定個人情報保護委員会と連携して具体的に検討してまいります。

委託については、例えば、個人番号を利用している情報の保管などの業務を委託することが考えられますが、その場合、個人番号を取り扱う機関は、安全管理の観点から委託先の監督などの義務を負うこととなります。

次に、過失により情報漏えいが生じた場合の損害賠償についてのお尋ねがありました。

国または地方公共団体の職員の過失により個人番号を含む個人情報が漏えいをし、それにより損害が生じた場合について、国または地方公共団体は、国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うこととなります。

次に、通知カードと個人番号カードの取り扱いの違い、個人番号カードの発行手数料についてのお尋ねがありました。

番号制度におきましては、行政機関等において個人番号の提供を受ける際には、本人であることを確認することを求めています。

個人番号カードと違い、通知カードには顔写真がついていないため、本人確認や個人番号の確認を行う際には、免許証などの本人確認書類と併用していただく必要がありますが、本人確認のために利用できる点では、個人番号カードと取り扱いが異なるものではありません。

なお、通知カードと異なり、個人番号カードは、ＩＣチップを付加することとしており、空き領域を活用して、例えば、地方公共団体の施設の指定管理者が施設の利用者カードとして利用することも可能としています。

また、個人番号カードの発行手数料については、有料とするかどうかを含め、国民の負担やカードの普及促進といった観点から検討してまいります。

最後に、個人番号の利用範囲の拡大についてお尋ねがありました。

番号法の附則におきましては、法施行後三年をめどとして、法律の施行の状況等を勘案し、法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずることとしております。

将来的な、個人番号の民間での利用につきましては、この規定に基づき、適切に対応してまいります。

以上です。（拍手）

〔国務大臣山本一太君登壇〕

**○国務大臣（山本一太君）**　政府ＣＩＯの法定化による電子行政の推進等に関する権限や体制の強化についてのお尋ねがありました。

電子行政の推進等に関しては、政府全体としての府省間の連携が十分でなかったことが課題との指摘を受けているところです。

いわゆる政府ＣＩＯとして内閣官房に設置される内閣情報通信政策監は、電子行政の推進等に係る司令塔として、政府全体の総合調整を行う権限を有するとともに、関連するＩＴ戦略本部の事務の一部についても、委任を受けて行うことができることとしており、各府省に対する十分な権限が付与されると考えております。

ＣＩＯを中心に、これまで以上に、行政の効率化もあわせて図ってまいります。（拍手）

---

**○議長（伊吹文明君）**　次の質疑者、中丸啓君。

〔中丸啓君登壇〕

**○中丸啓君**　心の真ん中に日の丸を。日本維新の会、中丸啓でございます。

会派を代表し、ただいま議題となりました、いわゆるマイナンバー法案につきまして質問をさせていただきます。（拍手）

我が党の基本理念は、自立する個人、自立する地方、自立する国家であります。地方の自立、国家の自立の基本は、国民の自立が根幹になければ実現できないと考えます。

本議題のマイナンバー法案は、その観点からも、成立すれば、各行政機関にばらばらに集積されることとなっている個人情報の全体像を本人がより正確に把握できることとなり、国等との間で受益と負担の関係がどうなっているかをみずから知り得る環境が整備されることとなって、個人の自立に資するものになると考えます。

他方で、行政側から見れば、法案成立によって、行政サービスの対象者への通知をしやすいなどの数多くの利点が考えられ、従来の、申請があってから初めて対応するという受け身の行政から、積極的行政への体質改善が期待できます。

その反面、行政による個人やその周辺への過度の介入が増加するのではないかという懸念も生じ得ることを考えなければなりません。そのためにも、導入へ向けて、しっかりと政府として説明責任を果たすことはもちろん、その結果に対する責任を持つという強い姿勢が求められます。

本日は、個人の自立、地方の自立の観点を中心に質問をさせていただきます。

これまでも、情報の電子化、効率化という名目でさまざまな施策がなされてまいりました。住基ネットを初め、ｅ―Ｔａｘ、運転免許証や渡航パスポートのＩＣ化、保険、年金など、それぞれ、独立したナンバリングと管理に向けて、多くの労力と多額の税金が投入されています。

今回の番号制度の導入では、国のみならず、約千八百に上る地方公共団体、日本年金機構や医療保険者等の関係機関の既存業務、既存システムの大規模な改修を行う必要があり、相応のコストの発生が見込まれます。

具体的には、番号制度の導入に係る費用について、当初、政府は、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会の中間取りまとめ、二〇一〇年六月二十九日において、一定の前提を置いた粗い試算として約六千億円を示していました。

その後、民主党の検討チームに対して、システム導入費用が五千億円以上、システム運用経費が

年三百五十億円に上る一方で、行政コストが年二千三百億円削減されるとの試算が示された旨、二〇一一年十月十六日、報道機関により報道されています。

このようなことを前提に、まず、安倍総理に、その導入に当たっての所感と費用対効果の責任に対する御決意をお尋ねいたします。

我が日本維新の会の骨太方針にも示されていますが、世代ごとに受益と負担の関係をバランスよくさせるには、突き詰めていくと、個々人の資産を完全に把握する必要があり、将来的には、所得と資産の完全把握を目指すためのシステムを構築するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

新しき制度、新しき手法を導入することによって従来の制度がどのように処理されるのか、今後、一元化されたデータベースを基幹としたワンストップの仕組みを導入することによってどれだけの合理化が従来のシステムと比較して試算されているのか、そして、その進捗確認と結果に対する責任をどこの部署の誰が負うのか、甘利大臣の答弁を求めます。

次に、道州制の導入の観点で質問させていただきます。

日本維新の会は、自立する地方を理念に掲げ、中央省庁の再編を視野に入れた道州制を目指しております。

将来の道州制への移行を踏まえ、従来の電子化の反省を踏まえたこのマイナンバー法案可決後のシステムの導入に関して、可変性、拡張性、これらを考慮したシステム設計を考えなければならないと考えますが、第一に、地方の自立に反するようなシステム設計上の懸念はないのでしょうか。

また、第二に、システム設計は、地方公共団体の現場の声を反映したものになっているのでしょうか。そして、第三に、これらの声に対して、これまでどのように応え、また、今後、どのように応え、具体的に明らかにしていくのか。

マイナンバーが、中央集権体質のもとでの都合のよい情報一元化であってはなりませんし、その目的が、中央政府によって地方と個人をコントロールしやすくするための方向づけされたものであれば、地方の自立という観点から、時代の流れに逆行するものと考えますが、いかがでしょうか。甘利大臣の答弁を求めます。

次に、番号制度の限界について質問をいたします。

平成二十三年六月三十日の、政府・与党による社会保障改革検討本部決定の社会保障・税番号大綱では、社会保障制度や税制等の諸制度の改革とあわせて番号制度を導入したとしても、例えば、全ての取引や所得を把握し不正申告や不正受給をゼロにすることは非現実的であり、また、番号を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があることについて、国民の理解を得ていく必要がある旨が明記されています。

このように、番号制度の導入推進主体の政府みずからが番号制度の限界を認めています。

また、番号制度の導入により、効率性、公平性、透明性、利便性を享受することができるとされる一方で、個人情報の、国家による一元管理、外部への漏えいや濫用、不正利用、改ざん等による財産等への被害などが懸念されています。

今後、政府として、番号制度の限界の払拭へ向けて、具体的にどのような取り組みを行っていくのか、また、漏えい、不正利用、紛失の多くは内部者の故意によるものやヒューマンエラーによるものであるというこれまでの現実を踏まえて、その対策と責任の所在についてどのようにするつもりなのか、甘利大臣の答弁を求めます。

次に、番号制導入の諸外国での状況について質問いたします。

さきの大綱によると、例えば、古くから教会が住民管理をしていた歴史的経緯等から幅広い行政分野で単一の番号を利用しているスウェーデン、安全保障の要請から導入した韓国、戸籍や住民登録制度がなかったために社会保障番号を導入したアメリカ、国家による一元管理を回避するために情報技術を駆使したセクトラルモデルを採用したオーストリア、近年納税者番号を導入したものの他分野での利用や情報連携に慎重なドイツなどがあるとされています。

韓国などでは、成り済まし等の不正な利用が社会問題化されています。また、イギリスでは、労働党政権下で二〇〇六年三月に成立したＩＤカード法は、その後に発足した保守党と自由民主党の連立政権のもとで、二〇一〇年十二月に成立したＩＤ文書法によって廃止されています。

スウェーデンでは、共通番号は、当初から、一般に公開した形で全く制限なしに使われてきたため、税務を含むあらゆる行政機関、さらには、学生登録や電話代の請求書、預金やクレジット口座の開設、管理、医療給付、運転免許から定期券購入まで、幅広く多目的に利用されているのみならず、警察、課税庁、国家統計局など、それぞれが、あらゆる国民、住民の個人情報について、各人の共通番号を収集、データベース化して管理しており、また、各種民間機関も同様の状況にあるとされています。

このように、スウェーデンが共通番号制導入によるデータ監視社会化しているのは、高福祉・高負担政策のもとで、福祉の不正受給、課税漏れは絶対に許さないという考え方が背景にあるとされています。他方で、共通番号を一般に公開し、官民で汎用化したことから、成り済ましが急増しているとも言われています。

そこで、政府は、今回の番号制度の導入に当たり、諸外国の導入状況や問題の発生などを踏まえ、どのような検討を行い、また、想定される問題に対して、どのような対策を講じ、あるいは講じようとしているのか、十分な説明責任を果たす必要があると考えますが、安倍総理、いかがでしょうか。

いわゆるマイナンバー法案は、これからの我が国の情報管理に不可欠なものと考えますが、これまでの電子化の反省を踏まえ、国民に対して、政府はしっかりと説明責任を果たしてほしいと思います。

医療業界では、電子レセプト請求書の普及状況が既に九〇％を超えており、オンライン化も約七〇％近く既に進捗しています。こうした状況なども踏まえながら、既存の仕組みとの共有性、適切な情報管理、つまり、無理、無駄のない導入、安心できる情報管理と利用についても十分な配慮を行っていただきたいと思います。

マイナンバーは、今後、我が国の重要な社会インフラとなるものだけに、国民の理解をしっかりと得ながら改革へ取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、日本維新の会新人議

員、中丸啓の質問を終わらせていただきます。
（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

**○内閣総理大臣（安倍晋三君）**　中丸啓議員にお答えいたします。

制度導入への所感と費用対効果についてのお尋ねがありました。

社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤ともなるものであるとともに、情報化社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものと考えております。

他方、厳しい財政状況のもと、今後、運用経費を含む経費の圧縮に努めるとともに、番号制度のメリットをより多くの国民に提供していけるよう、準備を進めてまいります。

諸外国の導入状況等を踏まえた検討や対策等についてのお尋ねがありました。

諸外国においては、さまざまな経緯、目的により番号制度が導入されており、中には、番号の不正利用による成り済まし犯罪等の問題が発生している国があるものと承知をしております。

番号法案では、こうした諸外国の状況も踏まえ、利用範囲の限定、第三者機関による監視、監督、情報システムへのアクセス制御や暗号化、罰則の強化等、制度面及びシステム面の両面からの対策を講じることとしており、こうした点も含め、番号制度について丁寧に説明してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣甘利明君登壇〕

**○国務大臣（甘利明君）**　中丸議員から、都合九問の御質問をいただきました。

まず、所得と資産の把握についてお尋ねがありました。

政府が国民の所得や資産をどこまで把握するかは、それに伴う国民の負担等も勘案した上、社会保障制度や税制といったそれぞれの制度の中で検討されていくものと考えております。

次に、新しい制度、手法の導入による従来の制度への変化についてお尋ねがありました。

従来、国民が給付申請等を行う際に求められていた住民票や所得証明書などの添付資料について、番号制度の導入により、行政機関の間で必要な情報の連携を行うことが可能となり、添付資料が不要となるなど、手続が簡素化され、国民の利便性が向上いたします。

また、行政機関において必要な情報の連携を行うことにより、あらかじめ対象者を特定し、行政の側からお知らせなどのサービスの提供を行うことも可能となると考えております。

次に、番号制度のシステムについてお尋ねがありました。

番号制度のシステム構築に当たっては、個人情報を一元管理するデータベースは構築せず、従来どおり、それぞれの機関で分散管理の上、番号法に基づき、必要な限度で機関間での情報の授受を行うこととしております。

番号制度のシステム導入による合理化の効果については、数値化が難しいことから、具体的な試算は行っていないものの、複数の民間団体が行った試算によれば、一定の前提条件のもとで、いずれも導入費用を容易に回収できる経済効果が見込まれております。

次に、合理化の進捗確認と結果に対する責任の所在についてお尋ねがありました。

番号制度のシステム導入などによる行政情報システムの合理化の推進につきましては、関係省庁が内閣情報通信政策監とも連携し、着実に行ってまいります。

次に、システム設計上の可変性、拡張性についてお尋ねがありました。

地方公共団体のシステムにつきましては、その規模や方式が各地方公共団体で異なっていることから、内閣官房において、関係する事務及びシステムの実態を調査したところであります。

社会保障・税番号制度に係るシステム設計に当たっては、これら調査結果も踏まえた上で、将来の組織改編や業務拡張等にも柔軟に対応できるように進めているところであります。

次に、システム設計への地方公共団体の現場の声の反映についてお尋ねがありました。

内閣官房で実施をした実態調査におきましては、全ての都道府県及び市町村のシステム担当部署及び業務担当部署に対するアンケートを実施するとともに、一部の団体に対しては実地のヒアリングも行い、その結果をシステム設計へと反映させているところであります。

次に、システム設計に係る地方公共団体の現場の声に対するこれまでの対応及び今後の対応についてお尋ねがありました。

実態調査等の結果は、地方公共団体へ適宜提供するとともに、それに対する御意見もいただいているところであります。今後とも、地方公共団体から御意見をいただくために、さまざまな機会を設けるとともに、システム設計に生かしてまいりたいと思っております。

次に、番号制度の限界の払拭に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

番号制度の導入のみで正確に所得を把握することには一定の限界があるものの、番号制度を導入することによりまして、社会保障分野、税分野のそれぞれにおいて、個人番号または法人番号を用いて各種資料情報等の名寄せやマッチングが効率的かつ正確に行われ、かつ、機関を超えて相互に情報を連携できるようになることから、社会保障・税分野全体を通じて、現状に比して、より正確な所得把握が可能となるものと考えております。

政府が国民の所得や資産をどこまで把握するのかは、それに伴う国民の負担等も勘案した上で、社会保障制度や税制といったそれぞれの制度の中で検討されていくものと考えております。

最後に、情報漏えい対策などについてお尋ねがありました。

番号法は、個人番号を取り扱う機関に対し、その漏えい、不正利用、紛失などを防ぐための安全管理措置を義務づけており、これらの機関やその職員に対し、特定個人情報保護委員会が啓発等を行うこととしております。

さらに、これらの義務に違反した場合には、特定個人情報保護委員会による指導、助言、勧告、命令の対象となり、また、個人番号を漏えいするなどした職員には刑事罰が科されることとなります。

以上です。（拍手）

〔議長退席、副議長着席〕

**○副議長（赤松広隆君）**　高木美智代さん。

〔高木美智代君登壇〕

**○高木美智代君**　公明党の高木美智代です。

ただいま提案がありました四法案につきまして、公明党を代表して質問いたします。（拍手）

超高齢社会の進展と厳しい国家財政の中で、我が国の社会保障制度を持続的で安定した制度へと再構築するためには、社会保障の給付と負担を明らかにしつつ、国民の理解と納得を得ながら改革を進めることが重要であります。

番号制度については、これまでもさまざまな形で導入が検討されましたが、実現されずに今日に至っております。もっと早く導入されていれば、この間に生じた年金記録問題は防げたのではないか、その対策費、総額約三千六百億円は不要だったのではないか、また、生活保護などの不正受給問題も、ある程度は回避することができたのではないかと考えます。

このたびの法案は、昨年民主党が提出したマイナンバー法案に対し、自民、民主、公明党の実務者による協議を踏まえ、国民の視点に立って、よりわかりやすく、より安全、安心な制度へとするため、公明党の主張も盛り込まれた形で修正され、改めて関連四法案が提出されました。

この法律によって導入される番号制度は、各人に割り当てた個人番号をベースとして、確定申告などの所得情報と社会保障の保険料や給付などの情報をひもづけするものであり、今後の我が国の基本的な社会基盤となるものです。

次の三点について、その実現を可能とすることが期待されます。

第一に、公平な社会の実現です。

複数の機関に存在する個人の情報を名寄せすることが可能となり、所得把握の正確性が増すことによって、個人の所得と給付の透明性が向上し、必要な人に必要な支援を届ける仕組みの実現が期待されます。

第二に、効率的な行政の実現です。

申請手続の際に求められる課税証明書や住民票などの添付書類の提出が簡素化され、ワンストップサービス化が進み、国民の利便性の向上が期待されます。

第三に、効率的な政策の実現です。

関連行政機関の情報連携により、精度の高い政策の立案、策定が可能となります。

以上の観点から、私は、番号制度の導入は必要不可欠と考えます。

以下、具体的に伺います。

まず、個人番号カードについてです。

国民一人一人のもとに個人番号を掲載した通知カードが届き、市町村長に申請することにより、正式な個人番号カードが発行されます。

個人番号カードの交付方法について、三党での議論の結果、通知のための仮カードを発行するとともに、通知カードも、免許証などとあわせて提示すれば、個人番号カードと同様に本人確認ができることとしました。

そこで、通知カードと個人番号カードの利用範囲にどのような違いがあるのか、答弁を求めます。

また、国民にとって利用機会と必要性が少なければ、住民基本台帳カード同様、普及しないのではないかと懸念されますが、個人番号カードを取得し、利用するメリットについて、甘利大臣の見解を求めます。

個人番号の利用範囲について伺います。

法律によって規定された事務手続以外での利用を規制しておりますが、一方で、民間利用に門戸を開くことが国民の利便性に資するとの意見があります。

例えば、個人の医療情報が対象範囲になれば、三次救急から在宅への情報伝達がスムーズになることや、がん登録などにより蓄積されたデータの活用が医療のイノベーションにつながる可能性も指摘されています。

しかしながら、プライバシー保護等の面から懸念する意見もあることから、あくまでも国民の理解を得ながら進めていくべきであり、着実かつ堅実に制度を構築すべきと考えます。甘利大臣の見解を伺います。

個人情報保護に関して伺います。

意図しない個人情報の漏えいにより、プライバシーが侵害されたり、成り済まし被害が発生したりするのではないかとの懸念が寄せられています。

公明党は、個人情報保護が図られなければ制度の利用に対する信頼と安心が得られないことから、番号制度を進めるとともに、車の両輪として、我が国の個人情報保護体制の構築に道筋をつけるべきと主張し、附則においてその趣旨を盛り込みました。

我が国には行政から独立した個人情報保護委員会がなく、ＥＵからは個人情報保護後進国と見られている現状があります。

そこで、特定個人情報保護委員会を、公正取引委員会等と同じく、内閣府設置法に基づいた独立性の高い三条委員会として設置し、個人番号に関連した個人情報の取り扱いに関する監視、監督などを行うこととしました。

また、附則の検討規定において、法施行後一年をめどに、個人情報全般にわたる個人情報保護委員会へと発展させる道筋を明記いたしました。この附則規定を実効あらしめるために、早急に個人情報保護法制の見直しについて政府において検討を開始すべきと考えます。

今後の取り組みについて、総理の答弁を求めます。

番号制度導入については、国民の皆様に広く正確に知っていただくことが重要であることから、政府としての積極的な広報宣伝活動が不可欠です。

また、公明党の主張により、番号の利用に関して、国民の情報リテラシー、活用能力向上に資する取り組みを推進すること、さらに、情報端末を使えない高齢者や障害者などいわゆる情報弱者の方々に対する配慮について必要な措置を講ずることを盛り込みました。

それぞれ、具体的にどのような取り組みを行うのか、甘利大臣の答弁を求めます。

災害時の対応について伺います。

被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用することなどが想定されますが、そのほか、防災に関する事務については、地方公共団体が条例で定めることが可能とされており、その活用法について自治体の裁量が尊重されております。

行政サービスを向上させるためにも、自治体向けに、先行事例や導入支援策の情報提供が重要と考えますが、新藤総務大臣の見解を伺います。

また、我が党が推進してきた被災者支援システムとの関係性についてもお答えください。

今回の番号制度において、国と自治体を合わせたトータルでの費用対効果についてどのような試算をされているのか、甘利大臣の答弁を求めます。

次に、内閣情報通信政策監、いわゆる政府ＣＩＯについて伺います。

先般、特許庁のシステム調達では五十五億円に上る無駄が指摘され、各省庁でも同様の事例が散見されます。我が国のＩＴ調達の問題点は、政府内に技術評価できるＩＴ人材が圧倒的に不足していることに起因しています。システム開発、運用、維持に関するトータルマネジメントによるＩＴガバナンスの向上、調達の透明性を高めることが急務です。

政府ＣＩＯには、民間の企業感覚で監視、監督を実施していただくことで、財政の無駄の削減にも効果を発揮すると期待しております。

また、地方自治体からは、政府ＣＩＯに対し、相談、情報提供などの協力が求められています。

政府ＣＩＯの役割について、総理の見解を伺います。

現在、地方自治体には、主要な法改正のたびにシステム改修が求められており、管理・改修費の負担について軽減策が必要です。地方公共団体情報システム機構を設置し、関係事務を処理するとしていますが、システムを接続するための中間サーバーなどの管理、改修も含め、自治体の負担を軽減する方策をどのようにお考えでしょうか。

また、今後、自治体クラウドの積極的な導入やシステムの標準化を推進すべきと考えます。既に、神奈川県では、十四の自治体が共同でクラウド技術を導入することにより、関連経費の三〇％程度、約十五億円の経費削減につながったとの例があります。

新藤総務大臣の見解と決意を伺います。

住民基本台帳法の制定から約半世紀が経過します。このたびの番号制度が、新しい時代の新しい社会基盤として広く国民に浸透し、国民の理解と納得を得るためにも、関連法案の早期成立と同制度の着実な実施を図るべきであると訴え、私の質問とさせていただきます。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

**○内閣総理大臣（安倍晋三君）**　高木美智代議員にお答えいたします。

個人情報保護法制の見直しについてのお尋ねがありました。

個人情報保護法制につきましては、消費者委員会での議論や国際的動向等も見ながら、引き続き、しっかりとした検討を進めてまいります。

政府ＣＩＯの役割についてのお尋ねがありました。

今回御審議いただく法案において、いわゆる政府ＣＩＯを内閣情報通信政策監として法的に位置づけることとしており、これが、政府全体の電子行政の推進等を担う司令塔として、政府のＩＴ調達を民間企業の感覚でチェックすることにより、ＩＴ調達の透明性を高めるとともに、財政の無駄削減に貢献することとなっております。

また、同法案において、地方公共団体への協力については、地方公共団体から協力の求めがあったときに、ＩＴ調達に関する情報提供などの協力を行うこととしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣甘利明君登壇〕

**○国務大臣（甘利明君）**　高木議員からは、四問の御質問をいただきました。

まず、通知カードと個人番号カードの利用範囲の違いと、個人番号カード取得のメリットについてお尋ねがありました。

通知カードは、市町村長が個人番号を本人に通知する際に発行し、また、個人番号カードは、本人からの申請により、通知カードと引きかえに交付されるものであり、どちらのカードにも、住所、氏名などの情報とともに、個人番号が記載されております。

個人番号カードには顔写真がついているため、個人番号カード一枚で本人確認と個人番号の確認を行うことができますが、通知カードには顔写真がついていないために、本人確認や個人番号の確認を行う際には、免許証など、顔写真つきの本人確認書類と併用していただく必要があります。

また、個人番号カードは、ＩＣチップの空き領域を活用して利用することも可能とされておりまして、利便性の向上に資するものと考えられます。

次に、個人番号の利用範囲の拡大についてお尋ねがありました。

個人番号の利用範囲につきましては、民間でも幅広く利用できるようにすることが国民の利便性に資するものとの御意見がある一方で、プライバシー保護等の面から、幅広く利用することを懸念する御意見もあることから、まずは、社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定しております。

番号法の附則におきましては、法施行後三年をめどとして、個人番号の利用範囲等の拡大に関して、法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずることとしております。

将来的な、個人番号の幅広い行政分野や民間での利用につきましては、この法律の規定に基づき、国民の理解を得つつ、適切に対応してまいります。

次に、国民の情報リテラシー向上の取り組み及び情報弱者に対する配慮についてのお尋ねがありました。

国民一人一人の情報リテラシーの資質を向上させることは重要であると考えておりまして、教育活動、広報活動等を通じて、番号制度の利用に関する国民の理解を深めるとともに、関係機関と連携をしまして、国民の情報リテラシーの向上に向けた取り組みを推進してまいります。

また、情報弱者への対応につきましては、公的機関にインターネット端末を設置し、住民が利用できるような環境整備を図るとともに、任意代理人によるマイポータルへのアクセスを可能とするなど、適切に対応してまいります。

最後に、制度導入の費用対効果についてのお尋ねであります。

社会保障・税番号制度の導入に係る費用として、現時点で、新規にシステム開発を要する個人番号の付番関係システムや情報提供ネットワークシステムの構築等に約三百五十億円を見込んでいるほか、地方自治体など、個人番号を取り扱うそれぞれの機関において既存システムの整備が必要

となることから、総額で二千億から三千億程度を見込んでおります。

一方、番号制度の効果の多くは定性的な効果であり、数値化が難しいところでありますが、複数の民間団体が行った試算によりますと、一定の前提条件のもとで、いずれも導入費用を容易に回収できる効果が見込まれております。

以上です。（拍手）

〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

**○国務大臣（新藤義孝君）**　高木美智代議員から、三点のお尋ねをいただいております。

まず、災害時の対応に関連して、被災者支援のためのシステムについてお尋ねがありました。

議員御指摘の被災者支援システムの導入は、地方公共団体が円滑に被災者支援業務を実施するために有効な先行事例であると認識をしております。

総務省としては、災害時の支援手続の迅速かつ的確な処理と国民の負担軽減を図るため、被災者支援のための情報システムの活用などの先行事例やその導入支援策について、積極的に情報提供し、さらなる普及に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、地方公共団体における番号制度に係る関係情報システムの整備についてのお尋ねでございます。

地方公共団体における関係情報システムの整備に当たっては、ガイドラインの提示などを行うとともに、情報提供ネットワークシステムと接続する各地方公共団体に設置予定のサーバーのソフトウエアについて、国において一括開発することとしております。

総務省といたしましては、番号制度の導入に係る自治体の負担の軽減は重要な課題である、このように認識をしております。より効率的な整備の方策について検討してまいります。

最後に、自治体クラウドの推進についてのお尋ねでございます。

自治体クラウドは、クラウド技術の導入による情報システムの標準化及び住民サービスの向上を図ることを目的としており、番号制度の効率的な導入の観点からも、有効な取り組みと認識しております。

総務省といたしましては、複数の地方公共団体が共同でクラウドに移行する取り組みに対して地方財政措置を講ずるなど、全国展開に向けた取り組みを推進しております。また、こうした取り組みを今後とも加速してまいりたいと存じます。

（拍手）

---

**○副議長（赤松広隆君）**　青柳陽一郎君。

〔青柳陽一郎君登壇〕

**○青柳陽一郎君**　みんなの党の青柳陽一郎です。

私は、ただいま議題となりましたマイナンバー四法案に対し、みんなの党を代表して質問いたします。（拍手）

みんなの党は、税と社会保険料の一体改革を訴えています。

税と社会保険料の一体改革とは、すなわち、徴収漏れの防止と、収入の増加、社会保険料支払い額上限の撤廃、社会保険料率の統一によって、給付と負担の適正化を図ることであります。

このたびのマイナンバー法の本来の目的は、公平な社会保障制度、税制のインフラとして、きちんとした制度を設計し、受益と負担の状況を政府と国民が正確に把握し、真に手を差し伸べるべきものに給付を充実させ、きめ細やかな社会保障をつくり上げることであります。

マイナンバー法によって税収の着実な確保を目指すのであれば、現在複数ある税や保険料の窓口を一本化し、国民の利便性を高め、行政事務の簡素化や効率化による行政コストの削減にとどまらず、大胆な行政改革につながる歳入庁の設置を同時に進めるべきであります。既に、米国、英国初めＯＥＣＤ加盟国の多くが歳入庁による税と社会保障の徴収一元化を行っており、世界の潮流とも言えます。

今般のマイナンバー導入では、こうした国民の利便性の向上、大胆な行政改革につながる視点が最も重要であるにもかかわらず、今のままでは、役所主導の中途半端な改革であると言わざるを得ません。

マイナンバー導入と歳入庁設置について同時に進めるべきであると考えますが、安倍総理大臣の御所見を伺います。

マイナンバーの導入に当たって、国民の間には、個人情報の国家の監視、成り済ましやサイバー犯罪など情報の不正利用、プライバシーの侵害などといった懸念が存在します。

こうした懸念の払拭のため、新たに特定個人情報保護委員会を設置するなど、当然万全を期していることと存じますが、一般的に、官僚は、一度政策や制度を決定、導入すると変更しないという文化、前例踏襲主義、縦割り意識、無謬性を信じる傾向がありますが、国民生活にとって、リスクとリターン、メリット、デメリットを比較し、リスクやデメリットが大きいと判断すれば果断の改革を行う、逆に、制度が広く普及し国民の理解が進んだ場合には、マイナンバーの利用範囲の拡大、民間への開放が必要であると考えますが、国民の懸念の払拭と制度の普及に対する安倍総理大臣の御決意をお伺いいたします。

今回のマイナンバーは、全く新しい番号を国民一人一人に付与することになりますが、なぜ、これまでの住基コードを使用せず、新しい番号なのか。個人番号カードも交付することになりますが、そもそも、住民基本台帳カードの普及率は数％と低迷しており、これまでの政策の総括が必要ではないでしょうか。

国民にとって番号とカードを持つことが大変便利で、行政改革にもつながるものだと、しっかりとした説明責任を果たすことに加え、この新たな制度の導入に対し、国民に対する納得責任を果たすべきであると考えますが、甘利一体改革大臣の御見解を伺います。

懸念されているのは、個人の所得把握についてであります。

年間給与五百万円以下の収入について、国税局には情報がなく、市町村に情報があります。この状態を放置したまま、今後、例えば給付つき税額控除を実施した場合、低所得者ではあるが高金融資産者、利子所得者にまで給付が行われる可能性があります。こうした点についての対応がなされなければ、マイナンバー法を施行しても、引き続き所得の捕捉が税務当局によって把握できず、マイナンバー法が効率的に運用できないことになりかねません。

また、マイナンバー法を導入し、情報のやりと

りがスムーズになれば、これまで一年おくれで課税されている地方税についても、同じ年に処理することを検討し、保険料も、リアルタイムで計算する制度に改めるべきと考えます。

このような制度の欠陥、制度の穴について、あらかじめ修正すべきと考えておりますが、甘利大臣のお考えを伺います。

システム開発や調達について質問します。

懸念されるのは、導入する側が目的と内容をきちんと理解せず、さまざまな思惑や中途半端な知識でシステムを導入すると、後から膨大なコストがかかってくるということです。

今までの政府系システムの大型開発は、成功しているとは言いがたく、マイナンバー導入は、かつてないほど大がかりな事業になります。システム開発や導入に当たっては、慎重かつきちんとした管理のもと、さらに、責任を明確にした上で進めていただきたいと思います。

今回、政府ＣＩＯを設置することが提案されておりますが、むしろ、政治のリーダーシップが極めて重要だと思います。

山本ＩＴ担当大臣には、そういう意味で、調達担当大臣だという気概を持って進めていただきたいと思いますが、大臣のお考えをお伺いします。

今回のマイナンバー導入に当たって、国民の皆様の懸念の払拭と、厳しい財政状況の中で莫大な費用を投じることへの説明責任、納得責任を果たすことが求められます。

単なる役所の業務の効率化で終わらせるのではなく、大胆な行政改革につながる起爆剤として、ひいては、利用者である国民の利益の増大につながる骨太な改革が行われることを重ねて求めまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

**○内閣総理大臣（安倍晋三君）**　青柳陽一郎議員にお答えいたします。

番号制度の導入と歳入庁の設置についてお尋ねがありました。

社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資することから、早期に導入する必要があると考えています。

歳入庁については、昨年成立した税制抜本改革法において、自民、公明、民主の三党合意に基づき、年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施するとされているところであります。

政府としては、この法律の規定に基づき、年金保険料の徴収体制をどのように強化していくのか、幅広い観点から検討してまいります。

国民の懸念の払拭と制度の普及を踏まえた対応についてお尋ねがありました。

番号法案では、個人情報の漏えいや不正利用等への国民の懸念に対して、利用範囲の限定、第三者機関による監視、監督、情報システムへのアクセス制御や暗号化、罰則の強化等、制度面及びシステム面の両面から対策を講じることとしております。

また、制度の普及を踏まえた個人番号の利用範囲の拡大については、番号法の附則において、法施行後三年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じることとしており、適切に対応してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣甘利明君登壇〕

**○国務大臣（甘利明君）**　お答えいたします。

まず、個人番号に住民票コードを使用せず新しい番号を用いること、個人番号や個人番号カードを持つことについて過去の政策の総括を行うこと、説明責任についてお尋ねがありました。

住基ネットは、稼働以来約十年間にわたり、国の行政機関等に氏名、生年月日、性別、住所等の本人確認情報を安定的に提供しており、番号制度の導入に当たっては、二重投資を避け、費用をかけずに早期に導入する観点から、既存の住基ネットのインフラを活用すべきと考えたものであります。

また、個人番号として何を用いるかにつきましては、検討段階におきまして、一、基礎年金番号、二、住民票コード、三、住民票コードに対応した新たな番号の三つの選択肢を示し、パブリックコメントによりまして国民の御意見を伺った上で、住民票コードに対応した新たな番号といたしました。

さらに、一つの番号のみではさまざまな個人情報を芋づる式に引き出せない情報連携の仕組みを構築し、また、個人番号が悪用された場合などに個人番号の変更を容易に行うために、住民票コードは個人番号や連携符号のもとになる番号とすることが望ましいと考えたものであります。

個人番号カードにつきましては、本人確認や個人番号を確認する際に利用されること、また、マイポータルにアクセスする際の認証に利用されることから、住基カードに比べて利用場面が拡大をし、個人番号カードの取得による国民の利便性向上が図れると考えております。

番号制度の導入に当たっては、さらなる国民の理解と納得を得られるよう、広報活動に注力してまいります。

次に、番号制度の導入に合わせた既存の制度の見直しについてお尋ねがありました。

番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして早期に導入する必要があると考えております。

一方、税制や社会保障制度の見直しにつきましては、それぞれ個別の制度を所管する府省において個別に検討されるべきものと考えております。

以上です。（拍手）

〔国務大臣山本一太君登壇〕

**○国務大臣（山本一太君）**　マイナンバー導入に伴うシステム開発や調達についてのお尋ねがありました。

社会保障・税番号制度に関するシステム整備については、複数府省にまたがることから、政府全体としてのＩＴ投資の最適化や情報システムの相互運用性等を確保し、府省間の緊密な連携を図ることが重要と考えております。

ＩＴ担当大臣としても、甘利大臣を初めとする関係大臣と十分に連携をし、各府省に対し高度な総合調整を行う権限等を法制化する政府ＣＩＯが十分に司令塔機能を発揮できるようバックアップし、社会保障・税番号制度に関するシステムの円滑な整備に向けて尽力してまいります。（拍手）

---

**○副議長（赤松広隆君）**　赤嶺政賢君。

〔赤嶺政賢君登壇〕

**○赤嶺政賢君**　私は、日本共産党を代表して、税・社会保障共通番号関連法案について質問をいたします。（拍手）

共通番号法案は、そもそも、マイナンバー法案として、民主党政権によって提案されたものであります。

民主党政権は、消費税増税に伴う弱者対策として給付つき税額控除の導入を掲げ、そのためには、マイナンバー、共通番号による所得の正確な把握が必要だと説明したのであります。

ところが、今回、法案を提出した自公政権からは、そうした説明さえありません。もとより、我々は、弱者対策を言うのなら消費税増税こそ中止すべきだと主張してきましたが、一体、何のための共通番号制度ですか。総理の明確な説明を求めます。

共通番号制度のメリットとして、所得の正確な把握が言われますが、海外での蓄財などは、共通番号を導入しても把握されないのではありませんか。共通番号制度の導入によって、どのように所得の把握が向上するのですか。

また、社会保障の分野では、家計の医療費や介護費などの一定額以上の自己負担を軽減する総合合算制度の拡充を挙げていますが、どの程度拡充する計画ですか。

現行の総合合算制度は、共通番号なしに運営され、窓口での軽減も可能になっています。自己負担軽減の拡充になぜ共通番号の導入が必要なのですか。明確な答弁を求めます。

今回の法案で導入しようとしている税・社会保障共通番号制度と同じような共通番号を導入しているアメリカでは、深刻な成り済ましの被害が指摘されています。その犠牲者は、二〇〇六年から二〇〇八年の二年間で約一千万人に上り、損害額は年間五百億ドルとも言われております。

我が国でも、共通番号制度を導入すれば、アメリカと同様に、深刻な被害が生じるのではありませんか。

アメリカでは、こうした事態から、番号の利用範囲を限定する取り組みを始めているのではありませんか。国防総省は、共通番号を個人番号として使用するのをやめ、独自の番号の使用を開始したと聞いています。どのように認識しておりますか。

世界では、さまざまな番号制度が存在しています。ドイツは、税分野に限定しており、オーストリアは、行政ごとに異なる個人識別番号を導入しています。日本でも、年金基礎番号のように、個別分野で管理しています。

共通番号のように、税から社会保障まで多くの個人情報を一つの番号で管理すれば、深刻な個人情報の漏えいや成り済まし犯罪などの危険性が高まるのは当然ではありませんか。総理の見解を求めます。

共通番号の利用拡大の問題です。

法案は、共通番号の使用に一定の限定をかけていますが、経団連など経済団体は、民間企業への開放を求めています。

診療内容にかかわる医療データなどは今回の法案では利用範囲から外れていますが、一旦導入すれば、こうしたセンシティブな個人情報への利用拡大を行わないという保証はあるのですか。また、さまざまな民間事業者に共通番号の利用を開放していくことを考えているのではありませんか。

今後、利用範囲を拡大すれば、個人情報漏えいなどの危険が高まるのは必至であります。

さらに、共通番号のネットワークシステムの構築は、ＩＴ箱物とも言われ、際限のない財政支出が指摘されています。法案が予定するネットワークシステムの構築費用、その後の更新・拡大費用は一体どのくらいになるのか、国民に示すべきであります。

以上、明確な答弁を求めます。

最後に、本法案は、今後の国民生活に広く深くかかわる法案であり、徹底かつ慎重な審議が不可欠であることを強調して、質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

**○内閣総理大臣（安倍晋三君）**　赤嶺政賢議員にお答えをいたします。

番号制度導入の理由についてお尋ねがありました。

社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資することから、早期に導入する必要があると考えています。

個人情報の保護についてお尋ねがありました。

番号法案では、個人情報の漏えいや不正利用等への国民の懸念に対して、利用範囲の限定、第三者機関による監視、監督、情報システムへのアクセス制御や暗号化、罰則の強化等、制度面及びシステム面の両面からの対策を講じることとしています。これにより、個人情報の保護に万全を期してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣甘利明君登壇〕

**○国務大臣（甘利明君）**　赤嶺議員からは、六問の質問がありました。

まず、番号制度の導入による所得把握の向上についてのお尋ねであります。

番号制度を導入することにより、社会保障分野、税分野のそれぞれにおいて、個人番号または法人番号を用いて各種資料情報等の名寄せやマッチングが効率的かつ正確に行われ、かつ、機関を超えて相互に情報を連携できるようになることから、社会保障・税分野全体を通じて、現状に比して、より正確な所得把握が可能となるものと考えております。

次に、総合合算制度についてのお尋ねであります。

税制抜本改革法では、消費税率の引き上げを見据え、低所得者に配慮する観点から、一、番号制度の稼働と定着を前提に、二、関連する社会保障制度の見直し等とあわせて、総合合算制度等の低所得者対策を検討することとされております。

総合合算制度とは、現行の医療、介護の合算制度に加えて、保育料等を含めた世帯の自己負担に一定の上限を設けようとするものであります。

この制度を実現するには、例えば、制度の利用者は、各種社会保障サービスの窓口全てに申請するのではなく、できる限りワンストップでの申請を可能とすること、また、申請者の所得等の正確な把握に加え、医療、介護、保育等、各種サービ

スの利用に伴う自己負担の状況を制度横断的に把握することなどが必要となります。

このため、番号制度の稼働と定着によって、必要な情報を円滑に把握できる基盤が整うことを制度導入の前提としているものであります。

次に、成り済まし被害への懸念についてお尋ねがありました。

アメリカにおいては、本人確認が番号のみによって行われたり、番号に、従来、利用制限が設けられていなかったりしているものと聞いており まして、こうしたことが成り済ましの事例の発生に影響したのではないかと考えております。

番号法案では、成り済まし被害が発生しないように、個人番号の利用範囲を法律に限定的に規定した上で、個人番号の利用に当たっては、個人番号カード等で本人確認を行うなど、必要な措置を講ずることとしております。

次に、米国における番号の利用に関するお尋ねがありました。

米国におきましては、社会保障番号が行政事務の広い範囲で利用されるほか、民間においても広く利用されており、成り済ましなどによる被害が生じていることから、利用範囲の限定、不必要な収集の禁止、罰則の新設などの動きがあると認識をしております。

これらの状況も踏まえ、番号法におきましては、利用範囲を社会保障、税及び災害対策に関する事務のうち法律に規定したものに限定しているほか、個人番号を含む個人情報の収集、保管、提供、ファイル作成を制限し、また、罰則の強化、独立性の高い特定個人情報保護委員会の新設などの保護措置を講ずることとしております。

次に、個人番号の利用拡大に係るお尋ねがありました。

番号法の附則におきましては、法施行後三年をめどとして、個人番号の利用範囲等の拡大に関して、法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずることとしております。

将来的な、個人番号の幅広い行政分野や民間での利用につきましては、この規定に基づき、適切に対処してまいります。

最後に、法案が予定するネットワークシステムの構築費用等についてお尋ねがありました。

社会保障・税番号制度の導入に係る費用として、現時点で、新規にシステム開発を要する個人番号の付番関係システムや情報提供ネットワークシステムの構築等に約三百五十億円を見込んでいるほか、個人番号を取り扱うそれぞれの機関において既存システムの整備が必要となることから、総額で二千億から三千億円程度を見込んでおります。

その後の更新費用等につきましては、実際に調達したシステムや拡張の必要性等により、大きく変わるものと考えております。

以上です。（拍手）

---

**○副議長（赤松広隆君）**　村上史好君。

〔村上史好君登壇〕

**○村上史好君**　生活の党の村上史好です。

私は、生活の党を代表して、ただいま議題となりました、いわゆるマイナンバー法案について質問をさせていただきます。（拍手）

本法案は、民主党政権時代の消費税増税、税と社会保障の一体改革の一つの手段として出てきた法案であり、民主党のマニフェストでは、歳入庁の創設とセットでありました。また、消費税増税の議論では、低所得者への配慮のための給付つき税額控除制度導入の前提であるという話でありました。

ところが、歳入庁の創設はなく、番号制度だけが残っているという、全く不思議な事態であります。

そして、もう一方の低所得者対策につきましても、現在の自公政権では軽減税率の導入で一致をしており、この点からも、マイナンバー導入の理由、根拠がなくなっているのではないでしょうか。

まず、この点についての認識をお伺いいたします。

確かに、今申し上げた当初の法案の目的、趣旨とは違って、今回の提出理由では、単に行政事務の効率化と国民の利便性の向上を目的にしております。

昨年、民主党政権下で出されたものには、大きな制度改革の流れの中で、その位置づけがある意味明確でありましたが、現在、税と社会保障の一体改革の論議は結論までにまだ時間がかかり、歳入庁設置は影も形も見えない状況の中で、なぜマイナンバー制度だけが出てくるのでしょうか。

改めて、今このマイナンバー制度を導入しなければならない理由は何か、そして、差し迫った国民のニーズがあるのか、そのことをお答えいただきたいと思います。

番号制度というと、国民の多くの方々の頭に浮かぶのは、住基ネット、住基カードであります。

住基ネットは、平成十年の第百四十二回通常国会に初めて提出をされ継続審議、百四十三、百四十四回の国会でも継続審議となり、第百四十五回通常国会でようやく成立をいたしました。

このときは、国民的な規模での議論が巻き起こり、違憲訴訟にまで至っております。大阪高裁では違憲判決、最高裁では合憲判決と、異なった判例が出されております。

その結果として、現在に至るまで、住基ネットは国民の支持を得ることができておりません。現に、総務省によりますと、住基カードの発行率は国民全体の五％にとどまっております。

このような現状のままで新たにマイナンバー制度を導入する意味、国民の拒否反応をどのように受けとめ、判例を含めて、今回の法案にどう反映されているのか、お答えください。

また、住基ネット導入では、導入経費として約三百九十一億円かけ、ランニングコストは毎年約百三十億円かかっております。費用対効果は一体どうなっているのでしょうか。事務の効率化は数字であらわすことができますが、国民の利便性向上は、数字であらわすことはできないのではないでしょうか。

ＩＴ公共事業などと、やゆする言葉も生まれました。

今回のシステム導入には約五千億円、年間の運用費には約三百五十億円必要という政府の試算もあります。このような巨額の投資にまさるだけの、国民にとってのメリットが本当にあるのか、今回のマイナンバー制導入の費用対効果はどのようなものなのか、明確にお答えください。

最後に、国民の皆さんが最も懸念をされているのは、個人情報保護の問題でございます。

高度情報化社会の中で、毎日、ネット関連の事件が発生しております。総務省所管の情報通信研究機構の調べでは、昨年の日本の政府機関や企業などを対象とした国内外からのサイバー攻撃は約七十八億件に上っております。同機構の分析によると、その手口も遠隔操作など巧妙になっており、攻撃も多様化しているということであります。

このような社会では、自分の知らない間に知らないところで個人情報が漏えいする事態が多発し、いつの間にか、事件に巻き込まれ、個人情報が流れる。それが、国民の不安を増大する状況であるということ。

そして、サイバー攻撃とセキュリティーとはイタチごっこを繰り返しています。きょうの安全は、あしたには陳腐化してしまう世界であります。

国民が最も懸念する個人情報の保護について、絶対の安全はあり得るのか、国民の懸念を払拭できるような安全対策になっているのか、それをお答えください。

いずれにしましても、論点、問題点は山ほどあります。このマイナンバー法案は、住基ネット導入に倣って、慎重で十分な審議が求められます。細部にわたるまで審議を尽くし、国民の皆さんの論議にたえるものでなければなりません。

具体的内容についての質問は委員会審議に譲り、以上、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

**○内閣総理大臣（安倍晋三君）**　村上史好議員にお答えをいたします。

番号制度導入の理由、根拠についてお尋ねがありました。

社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資することから、早期に導入する必要があると考えています。

個人情報の保護についてお尋ねがありました。

番号法案では、個人情報の漏えいや不正利用等への国民の懸念に対して、利用範囲の限定、第三者機関による監視、監督、情報システムへのアクセス制御や暗号化、罰則の強化等、制度面及びシステム面の両面から対策を講じることとしております。これにより、個人情報の保護に万全を期してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣甘利明君登壇〕

**○国務大臣（甘利明君）**　お答えいたします。

番号制度導入の理由についてお尋ねがありました。

社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤となるとともに、情報化社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資することから、早期に導入する必要があると考えております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムの現状を踏まえた対応についてお尋ねがありました。

いわゆる住基ネットは、平成十四年八月以来、約十年間にわたり、国の行政機関等に氏名、生年月日、性別、住所等の本人確認情報を安定的に提供しているものと承知しております。

また、番号制度導入に当たっては、住基ネットに関する最高裁判所合憲判決の趣旨を踏まえ、個人情報を一元的に管理せず分散管理することや、利用範囲を法律に規定すること、第三者機関を設置し監視、監督を行うこと等の対応を行っております。

最後に、制度導入の費用対効果についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、システムの構築等に約三百五十億、総額で二千億から三千億円程度を見込んでおります。

一方、番号制度の効果の多くは定性的な効果でありまして、数値化が難しいところでありますが、複数の民間団体が行った試算によれば、一定の前提条件のもとで、いずれも導入費用を容易に回収できる効果が見込まれております。

以上です。（拍手）

**○副議長（赤松広隆君）**　これにて質疑は終了いたしました。

---

**○副議長（赤松広隆君）**　本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

---

**出席国務大臣**

内閣総理大臣　安倍　晋三君
財　務　大　臣　麻生　太郎君
総　務　大　臣　新藤　義孝君
外　務　大　臣　岸田　文雄君
厚生労働大臣　田村　憲久君
農林水産大臣　林　芳正君
経済産業大臣　茂木　敏充君
国土交通大臣　太田　昭宏君
国　務　大　臣　甘利　明君
国　務　大　臣　山本　一太君

**出席内閣官房副長官及び副大臣**

内閣官房副長官　加藤　勝信君
内閣府副大臣　西村　康稔君
総務副大臣　坂本　哲志君

---

**○議長の報告**

**（議決通知）**

一、去る十四日、本院は、日本銀行総裁に黒田東彦君を、同副総裁に岩田規久男君及び中曽宏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

**（報告書受領）**

一、去る十五日、内閣から次の報告書を受領した。

独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成二十五年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

**（理事補欠選任）**

一、去る十四日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　徳田　毅君（理事中谷元君去る十四日理事辞任につきその補欠）

一、去る十五日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　長島　昭久君（理事三日月大造君去る一月十七日委員辞任につきその補欠）

理事　阪口　直人君（理事丸山穂高君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　大塚　拓君（理事葉梨康弘君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠）
理事　中山　泰秀君（理事山本ともひろ君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠）
理事　蘭浦健太郎君（理事岩屋毅君去る十五日理事辞任につきその補欠）

一、昨二十一日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　柚木　道義君（理事福田昭夫君去る一月十七日委員辞任につきその補欠）
理事　三宅　博君（理事伊東信久君去る一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　伊藤　忠彦君（理事うえの賢一郎君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠）
理事　松本　文明君（理事大塚拓君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠）
理事　武藤　容治君（理事越智隆雄君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠）
理事　伊藤　渉君（理事石井啓一君昨二十一日理事辞任につきその補欠）

**（常任委員辞任及び補欠選任）**

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　　補欠
秋元　司君　　藤丸　敏君
伊藤信太郎君　　金子　恵美君
奥野　信亮君　　福山　守君
小池百合子君　　比嘉奈津美君
塩崎　恭久君　　福田　達夫君
中山　泰秀君　　藤井比早之君
船田　元君　　武村　展英君
牧原　秀樹君　　永山　文雄君
玉木雄一郎君　　大西　健介君
原口　一博君　　若井　康彦君
坂本祐之輔君　　浦野　靖人君
東国原英夫君　　井上　英孝君
浮島　智子君　　伊佐　進一君
佐藤　正夫君　　柏倉　祐司君
永山　文雄君　　堀内　詔子君
比嘉奈津美君　　牧島かれん君
福田　達夫君　　細田　健一君
藤井比早之君　　宮崎　謙介君
金子　恵美君　　伊藤信太郎君
武村　展英君　　船田　元君
福山　守君　　奥野　信亮君
藤丸　敏君　　秋元　司君
細田　健一君　　塩崎　恭久君
堀内　詔子君　　牧原　秀樹君
牧島かれん君　　小池百合子君
宮崎　謙介君　　中山　泰秀君
大西　健介君　　玉木雄一郎君
若井　康彦君　　原口　一博君
井上　英孝君　　東国原英夫君
浦野　靖人君　　坂本祐之輔君
伊佐　進一君　　浮島　智子君
柏倉　祐司君　　佐藤　正夫君

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　　補欠
新谷　正義君　　石川　昭政君
田所　嘉徳君　　鈴木　憲和君
山田　美樹君　　瀬戸　隆一君
岡田　克也君　　鷲尾英一郎君
石川　昭政君　　新谷　正義君
鈴木　憲和君　　田所　嘉徳君
瀬戸　隆一君　　山田　美樹君
鷲尾英一郎君　　岡田　克也君

法務委員

辞任　　補欠
小田原　潔君　　木内　均君
門　博文君　　勝沼　栄明君
小島　敏文君　　橋本　英教君
勝沼　栄明君　　門　博文君
木内　均君　　小田原　潔君
橋本　英教君　　小島　敏文君
照屋　寛徳君　　辻元　清美君

厚生労働委員

辞任　　補欠
金子　恵美君　　勝沼　栄明君
古川　元久君　　中根　康浩君
勝沼　栄明君　　金子　恵美君
中根　康浩君　　古川　元久君

経済産業委員

辞任　　補欠
穴見　陽一君　　秋本　真利君
越智　隆雄君　　大野敬太郎君
大岡　敏孝君　　宮崎　謙介君
秋本　真利君　　穴見　陽一君
大野敬太郎君　　越智　隆雄君
宮崎　謙介君　　大岡　敏孝君

国土交通委員

辞任　　補欠
若宮　健嗣君　　中川　郁子君
大畠　章宏君　　篠原　孝君
中川　郁子君　　若宮　健嗣君
篠原　孝君　　大畠　章宏君

環境委員

辞任　　補欠
岩田　和親君　　武井　俊輔君
武井　俊輔君　　岩田　和親君

安全保障委員

辞任　　補欠
志位　和夫君　　赤嶺　政賢君
玉城デニー君　　村上　史好君
赤嶺　政賢君　　志位　和夫君
村上　史好君　　玉城デニー君
笠　浩史君　　照屋　寛徳君

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　　補欠
あかま二郎君　　渡辺　孝一君
秋元　司君　　小田原　潔君
うえの賢一郎君　　前田　一男君
大塚　高司君　　八木　哲也君
大塚　拓君　　菅家　一郎君
小池百合子君　　山田　美樹君
塩崎　恭久君　　湯川　一行君
関　芳弘君　　務台　俊介君

中山　泰秀君　　山田　賢司君
牧原　秀樹君　　武藤　貴也君
若宮　健嗣君　　小里　泰弘君
岸本　周平君　　篠原　孝君
玉木雄一郎君　　松本　剛明君
辻元　清美君　　奥野総一郎君
原口　一博君　　大串　博志君
前原　誠司君　　田嶋　要君
坂本祐之輔君　　阪口　直人君
東国原英夫君　　木下　智彦君
浮島　智子君　　樋口　尚也君
佐藤　英道君　　佐藤　茂樹君
佐藤　正夫君　　浅尾慶一郎君
宮本　岳志君　　笠井　亮君
村上　史好君　　畑　浩治君
小田原　潔君　　門　博文君
前田　一男君　　薗浦健太郎君
武藤　貴也君　　青山　周平君
務台　俊介君　　池田　佳隆君
八木　哲也君　　赤枝　恒雄君
山田　賢司君　　秋本　真利君
山田　美樹君　　安藤　裕君
湯川　一行君　　井野　俊郎君
阪口　直人君　　中丸　啓君
樋口　尚也君　　濵地　雅一君
秋本　真利君　　大野敬太郎君
安藤　裕君　　大串　正樹君
井野　俊郎君　　岩田　和親君
岩田　和親君　　門山　宏哲君
青山　周平君　　牧原　秀樹君
赤枝　恒雄君　　大塚　高司君
池田　佳隆君　　関　芳弘君

小里　泰弘君　　若宮　健嗣君
大串　正樹君　　小池百合子君
大野敬太郎君　　中山　泰秀君
門　博文君　　秋元　司君
門山　宏哲君　　塩崎　恭久君
菅家　一郎君　　大塚　拓君
薗浦健太郎君　　うえの賢一郎君
渡辺　孝一君　　あかま二郎君
大串　博志君　　原口　一博君
奥野総一郎君　　辻元　清美君
篠原　孝君　　岸本　周平君
田嶋　要君　　前原　誠司君
松本　剛明君　　玉木雄一郎君
木下　智彦君　　東国原英夫君
中丸　啓君　　坂本祐之輔君
佐藤　茂樹君　　佐藤　英道君
濵地　雅一君　　浮島　智子君
浅尾慶一郎君　　佐藤　正夫君
笠井　亮君　　宮本　岳志君
畑　浩治君　　村上　史好君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　長坂　康正君　　根本　幸典君
湯川　一行君　　島田　佳和君
島田　佳和君　　湯川　一行君
根本　幸典君　　長坂　康正君

法務委員

辞任　今野　智博君　　佐々木　紀君
佐々木　紀君　　今野　智博君

財務金融委員

辞任　御法川信英君　　宮内　秀樹君
武正　公一君　　泉　健太君
前原　誠司君　　松本　剛明君
宮内　秀樹君　　御法川信英君
泉　健太君　　武正　公一君
松本　剛明君　　前原　誠司君

厚生労働委員

辞任　船橋　利実君　　武藤　貴也君
堀内　詔子君　　中谷　真一君
山下　貴司君　　宮崎　政久君
大西　健介君　　長妻　昭君
伊佐　進一君　　濱村　進君
濱村　進君　　白石　徹君
白石　徹君　　船橋　利実君
長妻　昭君　　伊佐　進一君

農林水産委員

辞任　清水　誠一君　　勝沼　栄明君
橋本　英教君　　藤原　崇君
勝沼　栄明君　　清水　誠一君
藤原　崇君　　橋本　英教君

国土交通委員

辞任　岩田　和親君　　宮内　秀樹君
長坂　康正君　　熊田　裕通君
寺島　義幸君　　鷲尾英一郎君

若井　康彦君　　松原　仁君
宮内　秀樹君　　新開　裕司君
新開　裕司君　　末吉　光徳君
末吉　光徳君　　松原　仁君
松原　仁君　　若井　康彦君
鷲尾英一郎君　　寺島　義幸君
寺島　義幸君　　長坂　康正君
熊田　裕通君　　岩田　和親君
長坂　康正君　　末吉　光徳君
岩田　和親君　　熊田　裕通君
末吉　光徳君　　鷲尾英一郎君

環境委員

辞任　赤枝　恒雄君　　菅野さちこ君
井野　俊郎君　　笹川　博義君
笹川　博義君　　星野　剛士君
星野　剛士君　　務台　俊介君
菅野さちこ君　　赤枝　恒雄君
務台　俊介君　　井野　俊郎君
宮澤　博行君　　小倉　將信君
小倉　將信君　　井上　貴博君
井上　貴博君　　小沢　鋭仁君
中丸　啓君　　古本伸一郎君
小沢　鋭仁君　　中丸　啓君

議院運営委員

辞任　郡　和子君　　古本伸一郎君
山内　康一君　　椎名　毅君
古本伸一郎君　　郡　和子君
椎名　毅君　　山内　康一君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　上杉　光弘君　　新開　裕司君
川崎　二郎君　　今村　雅弘君

北村　茂男君
田所　嘉徳君
湯川　一行君
馬場　伸幸君
佐藤　勉君
今村　雅弘君
小松　裕君
北村　茂男君
新谷　正義君
助田　重義君
浦野　靖人君
新開　裕司君
御法川信英君

農林水産委員
辞任
清水　誠一君
末吉　光徳君
百瀬　智之君
勝沼　栄明君
八木　哲也君
桜内　文城君
補欠
勝沼　栄明君
八木　哲也君
桜内　文城君
清水　誠一君
末吉　光徳君
百瀬　智之君

経済産業委員
辞任
大岡　敏孝君
補欠
宮崎　謙介君

決算行政監視委員
辞任
熊田　裕通君
宮崎　謙介君
星野　剛士君
補欠
星野　剛士君
大岡　敏孝君
熊田　裕通君

議院運営委員
辞任
佐々木憲昭君
穀田　恵二君
補欠
穀田　恵二君
佐々木憲昭君

**（特別委員辞任及び補欠選任）**

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員
辞任
鈴木　克昌君
補欠
玉城デニー君

一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員
辞任
大塚　拓君
岡田　克也君
山井　和則君
細田　健一君
大西　健介君
柚木　道義君
補欠
細田　健一君
柚木　道義君
大西　健介君
大塚　拓君
山井　和則君
岡田　克也君

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員
辞任
石川　昭政君
黄川田仁志君
瀬戸　隆一君
中野　洋昌君
大野敬太郎君
新谷　正義君
田畑　毅君
樋口　尚也君
補欠
新谷　正義君
田畑　毅君
大野敬太郎君
樋口　尚也君
瀬戸　隆一君
石川　昭政君
黄川田仁志君
中野　洋昌君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員
辞任
石川　昭政君
吉川　赳君
岡田　克也君
新谷　正義君
宮澤　博行君
辻元　清美君
補欠
新谷　正義君
宮澤　博行君
辻元　清美君
石川　昭政君
吉川　赳君
岡田　克也君

**（憲法審査会委員辞任及び補欠選任）**

一、去る十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員
辞任
松本　洋平君
山本ともひろ君
古川　元久君
簗　和生君
山田　賢司君
奥野総一郎君
補欠
簗　和生君
山田　賢司君
奥野総一郎君
松本　洋平君
山本ともひろ君
古川　元久君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員
辞任
西村　明宏君
鳩山　邦夫君
八木　哲也君
今野　智博君
青山　周平君
今村　雅弘君
補欠
八木　哲也君
今村　雅弘君
今野　智博君
青山　周平君
西村　明宏君
鳩山　邦夫君

**（議案提出）**

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
株式会社海外需要開拓支援機構法案
道路法等の一部を改正する法律案
港湾法の一部を改正する法律案
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出）

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）
平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）
平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）
平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

**（議案付託）**

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二号）
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一三号）
以上二件　総務委員会　付託
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二六号）
外務委員会　付託
消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案（松本剛明君外四名提出、衆法第二号）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）
関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）
以上三件　財務金融委員会　付託
予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）
厚生労働委員会　付託
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第二号）
経済産業委員会　付託
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第一号）
国土交通委員会　付託
一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第三号）
総務委員会　付託
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第二七号）
法務委員会　付託
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九号）
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇号）
以上二件　厚生労働委員会　付託
水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一号）
農林水産委員会　付託
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三五号）
環境委員会　付託
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一四号）
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会　付託
一、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出第一六号）
経済産業委員会　付託
公職選挙法の一部を改正する法律案（田嶋要君外五名提出、衆法第一号）
公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外五名提出、衆法第三号）
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会　付託
以上二件

**（議案送付）**

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外五名提出）
一、昨二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出）

**（調査要求承認）**

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十五日いずれもこれを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、環境の基本施策に関する事項
二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する事項
三、循環型社会の形成に関する事項
四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項
五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項
六、原子力の規制に関する事項
七、公害紛争の処理に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十五年三月十五日
環境委員長　吉野　正芳
衆議院議長　伊吹　文明殿

---

国政調査承認要求書
一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
　本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
　平成二十五年三月十五日
　　安全保障委員長　武田　良太
　衆議院議長　伊吹　文明殿
一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十一日これを承認した。
　国政調査承認要求書
一、調査する事項
　一、歳入歳出の実況に関する事項
　二、国有財産の増減及び現況に関する事項
　三、政府関係機関の経理に関する事項
　四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
　五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
　六、行政監視に関する事項
二、調査の目的
　決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため
三、調査の方法
　小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
　本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

　平成二十五年三月二十一日
　　決算行政監視委員長　谷畑　孝
　衆議院議長　伊吹　文明殿

**（答弁書受領）**

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員石川知裕君提出暴風雪災害対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員石川知裕君提出救急搬送受け入れ不能事態に関する質問に対する答弁書
衆議院議員西野弘一君提出尖閣諸島における環境資源に関する質問に対する答弁書
衆議院議員石川知裕君提出特別養子縁組に関する質問に対する答弁書

---

平成二十五年三月五日提出
質問第三二一号

**暴風雪災害対応に関する質問主意書**

　　提出者　石川　知裕

　暴風雪災害対応に関する質問主意書
北海道で、三月二日から三日にかけて発達した低気圧による暴風雪が原因で九人もの尊い命が奪われた。二度と同じような被害を生まないためにも今回の災害対応の問題点を追究し、検討を行うべきだと考える。よって、以下質問する。
一　今回の規模の暴風雪災害について、政府としてこれまで、対策を検討したことがあるか明らかにされたい。
二　気象庁からの情報を基に道内の各自治体では、暴風雪警報を出し、住民に注意を呼びかけた。しかし、今回の被害状況を鑑みると「緊急事態宣言」を出すべきだったと思われるが、政府としての見解如何。
三　中標津町の死亡した母子四人の車は、当時地吹雪のため通行止めになっていた道路上から見つかったという。車がなぜその区間に入ってしまったのか調査を行っているか。
四　三の原因を明らかにされたい。
五　このような悲劇を繰り返さないために、実効性のある対策を講じる必要があると考えるが、どのような対策を行っていくのか明らかにされたい。
六　今回の災害のような命に関るような気象情報について、リアルタイムで情報を伝える手段を緊急に検討する必要があると考える。地域ＦＭの活用や携帯メールなどでの伝達方法の有効性について見解如何。
右質問する。

---

内閣衆質一八三第三二号
平成二十五年三月十五日
　　内閣総理大臣　安倍　晋三
　衆議院議長　伊吹　文明殿
衆議院議員石川知裕君提出暴風雪災害対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

**衆議院議員石川知裕君提出暴風雪災害対応に関する質問に対する答弁書**

一及び五について
　政府としては、雪による人的被害が毎年発生していることを踏まえ、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図ること等を目的として、「降積雪期における防災態勢の強化等について」（平成二十四年十二月十三日付け中防災第二十七号中央防災会議会長通知）等を発出すること等により、関係機関等に対し、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、大雪発生に備えた災害即応体制の確立等の取組を行うよう周知徹底等を図ってきたところである。
　北海道における平成二十五年三月一日から三日にかけての暴風雪及び大雪による災害（以下「今回の暴風雪災害」という。）を踏まえ、同月四日の「大雪対策に関する関係閣僚会議」及び同月八日の閣僚懇談会において、今冬の大雪への対策について議論したところであり、地方公共団体等とも協力しつつ、被災状況の確認や危険箇所の把握、除排雪の徹底、住民への的確な情報提供に努めること等、大雪への対応に万全を期しているところである。
二について
　今回の暴風雪災害に先立ち、気象庁としては、暴風雪警報等を発表し、猛吹雪、吹きだまり及び大雪による交通障害等への警戒等を呼び掛けてきたところである。
　御指摘の「緊急事態宣言」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、引き続き、気象に関する警報等を的確に発表するとともに、降積雪期における防災態勢の強化に向けた地方公共団体の取組を促してまいりたい。
三及び四について
　北海道道を管理する北海道によれば、現在、当時の通行規制等の対応状況について精査を行っているとのことである。
六について
　コミュニティ放送や緊急速報メールは、確実

かつ迅速に情報を伝達する上で効果的な情報伝達手段の一つであり、地域の実情に応じ、これらの手段を含めた多様な災害情報伝達手段を各地方公共団体において活用することが有効であると考えている。政府としては、現在、「住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験」を行っているところであり、その成果を各地方公共団体に周知すること等により、コミュニティ放送や緊急速報メールを含めた多様な情報伝達手段の活用を推進してまいりたい。

---

平成二十五年三月六日提出
質問第三一三号

**救急搬送受け入れ不能事態に関する質問主意書**

提出者　石川　知裕

救急搬送受け入れ不能事態に関する質問主意書

新聞報道等によると、埼玉県久喜市で今年一月、呼吸困難を訴えて一一九番した七十五歳の男性が、埼玉県と茨城県の十四市町にある二十五病院から計三十六回の救急搬送の受け入れを断られた。その男性は、通報の二時間半後に搬送先が決まったが、到着した病院で死亡が確認されたという。

これを踏まえ、以下質問する。

一　この報道の案件を承知しているか。

二　二十五病院からの受け入れ不能理由をすべて明らかにされたい。

三　死亡の要因の見解如何。

四　救急搬送受け入れ不能事態と死亡要因の因果関係についての見解如何。

五　このように医療機関から数十回も受け入れを拒否されている事例が他にもあるかの調査を行っているか。

六　五の調査結果を明らかにされたい。

七　このような悲劇を繰り返さないために、実効性のある受け入れ不能事態の改善策を政府が主体となって講じる必要があると考えるが、具体的な改善策があるのか明らかにされたい。

右質問する。

---

内閣衆質一八三第三三号
平成二十五年三月十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員石川知裕君提出救急搬送受け入れ不能事態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

**衆議院議員石川知裕君提出救急搬送受け入れ不能事態に関する質問に対する答弁書**

一について

お尋ねの報道の案件（以下「本件」という。）が発生したことについては承知している。

二から四までについて

お尋ねについてはいずれも現時点では把握しておらず、お答えすることは困難である。なお、埼玉県に対して本件の事実関係等について情報の提供を依頼しているところである。

五について

総務省消防庁及び厚生労働省においては、救急搬送における医療機関の受入状況を把握するため、毎年、各都道府県を対象とする「救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施している。

六について

平成二十三年中の救急搬送に関する実態調査の結果によれば、同年中の重症以上傷病者の救急搬送において消防機関から医療機関に対する傷病者の受入れの可否に係る照会回数が二十回以上の事案数は、六十一件であった。

七について

救急搬送患者の受入体制については、厚生労働省において、救命救急センターや二次救急医療機関の整備、救急患者受入コーディネーター事業の実施等を進めるとともに、総務省消防庁及び厚生労働省において、平成二十一年に改正された消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定に基づき、各都道府県が、傷病者の状況に応じて適切な医療の提供が行われる医療機関のリストの策定等を内容とする傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定めるに当たり、情報の提供等の援助を行うことにより、救急搬送患者の受入体制の改善を図ってきたところである。また、現在、同省において「救急医療体制等のあり方に関する検討会」を開催し、高齢者に係る救急搬送を含めた救急医療体制等の在り方について検討を進めるとともに、総務省消防庁及び厚生労働省において、各都道府県における実施基準の運用状況をフォローアップしているところであり、引き続き、これらの取組により、救急搬送患者の受入体制の改善を図ってまいりたい。

---

平成二十五年三月七日提出
質問第三一四号

**尖閣諸島における環境資源に関する質問主意書**

提出者　西野　弘一

尖閣諸島における環境資源に関する質問主意書

沖縄県石垣市尖閣諸島においては、従来よりセンカクモグラ等の固有種が複数確認され、またアホウドリ等環境省指定の絶滅危惧種も生息していることが確認されてきた。生物の多様性に関する条約によれば、条約加盟国は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とする国家戦略または国家計画を作成・実行する義務を負う。また、重要な地域・種の特定とモニタリングを行うことになっている。条約締結国であり、さらに最大拠出国でもある我が国は率先して、その義務を遂行しなければならないものと認識する。しかるに、尖閣諸島においては外交的配慮から環境省職員の上陸もままならず、結果環境調査もなされていない。現状、漂着した大量の漂流物や野生化したヤギによって島固有の生態系が破壊されつつあると聞き及んでいる。そこで次の事項について質問する。

一　国有化された尖閣諸島において、今後、環境省職員の立ち入りによるモニタリングの予定はあるのか。

二　一について、それがないとすれば、「生物の多様性に関する条約」の義務違反にあたらないのか。

右質問する。

---

内閣衆質一八三第三四号
平成二十五年三月十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員西野弘一君提出尖閣諸島における環境資源に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

**衆議院議員西野弘一君提出尖閣諸島における環境資源に関する質問に対する答弁書**

一及び二について

環境省においては、尖閣諸島における自然環境について、引き続き、航空写真の解析、既存の文献、専門家からの動植物の生息又は生育状況に関するヒアリング等による情報収集に努めることとしており、政府としては、御指摘の「生物の多様性に関する条約」の義務違反」には当たらないものと考えている。

---

平成二十五年三月七日提出
質問第三五号

**特別養子縁組に関する質問主意書**

提出者　石川　知裕

特別養子縁組に関する質問主意書

近年、様々な分野で価値観の変容がせまられている。家族の在り方についても同様にいえるだろう。特別養子縁組で新しい家族を迎える例も増えているように思えるが、実態について政府が把握しているのかどうか、以下質問する。

一　平成十六年以降の各年毎の特別養子縁組申し立て数を明らかにされたい。

二　一の申し立て数の内、成立した件数を明らかにされたい。

三　一の調査の中で特別養子縁組を申し立てる理由の内訳を明らかにされたい。

四　申し立てが却下された場合の理由の内訳を明らかにされたい。

五　特別養子縁組成立のための除籍理由の内訳のうち、諸外国の裁判所からの依頼で行われている件数を明らかにされたい。

六　現行の特別養子縁組制度について改革の必要の有無について見解如何。

右質問する。

---

内閣衆質一八三第三五号
平成二十五年三月十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員石川知裕君提出特別養子縁組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

**衆議院議員石川知裕君提出特別養子縁組に関する質問に対する答弁書**

一について

平成十六年以降の各年ごとの特別養子縁組の成立の申立ての件数は、次のとおりである。

平成十六年　四百二十三件
平成十七年　三百七十四件
平成十八年　三百八十三件
平成十九年　四百二十一件
平成二十年　三百九十五件
平成二十一年　四百十七件
平成二十二年　四百二十一件
平成二十三年　四百二十五件

二について

平成十六年以降の各年ごとの特別養子縁組の成立の件数は、次のとおりである。なお、一についてで述べた申立てに対応した特別養子縁組の成立の件数については、把握していない。

平成十六年　三百十八件
平成十七年　三百五件
平成十八年　三百十一件
平成十九年　二百八十九件
平成二十年　二百九件
平成二十一年　三百二十六件
平成二十二年　三百二十五件
平成二十三年　三百七十四件

三及び四について

お尋ねの内訳については、政府としては把握していない。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難であるが、諸外国の裁判所において日本国籍を有する子を養子とする養子縁組の成立を認める旨の裁判がされたことを原因として、当該子が実父母の戸籍から除籍された件数についてのお尋ねであれば、その件数については、政府としては把握していない。

六について

お尋ねの「現行の特別養子縁組制度」の意味するところが必ずしも明らかでないが、民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める特別養子縁組に係る制度は、実方の血族との親族関係が終了する縁組の制度であり、昭和六十三年にこれが導入されて以後、子の福祉を図るための制度として社会に定着し、これまで特段の支障もなく運用されてきていることから、現時点では、これを見直す必要があるものとは認識していない。

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石川知裕君提出矯正施設における受刑者への暴行事件に関する質問に対する答弁書

---

平成二十五年三月十一日提出
質問第三六号

**矯正施設における受刑者への暴行事件に関する質問主意書**

提出者　石川　知裕

矯正施設における受刑者への暴行事件に関する質問主意書

本年、三月八日付北海道新聞夕刊十二面に、「受刑者への暴行隠蔽容疑の五人書類送検　札幌刑務所」との見出し記事（以下、「記事」とする。）がある。これを踏まえ、以下質問する。

一　この記事を政府、特に法務省は承知し、その内容を把握しているか。

二　記事には、札幌刑務所において二〇一一年九月、同所の処遇部長（当時）が男性受刑者に暴行を加え、その部下は所長へ報告する際、部長の暴行を隠蔽したとのことであるが、右が発覚した経緯を含め、詳細に説明されたい。

三　記事によると、札幌刑務所の前処遇部長は特別公務員暴行陵虐容疑で、その部下四名は虚偽有印公文書作成容疑で書類送検されたとのこと

であるが、右の処分は妥当であるか。政府、特に法務省の見解如何。

四　記事の中で明らかにされているもの以外にも、刑務官が受刑者に暴行を働いた事例があるかと承知するが、直近五年間の全国における全ての事例を時系列に沿って明らかにされたい。また、暴行があった矯正施設の名称並びにそれを行った者の官職氏名、発覚した日にち、その者に下された処分内容等、詳細を明らかにされたい。

五　四の事例のうち、当初その事実が隠蔽されていたものはあるか。あるのなら、当該矯正施設の名称並びに隠蔽に関った者の官職氏名、発覚した日にち、その者に下された処分内容等、詳細を全て明らかにされたい。

六　政府、特に法務省として、全国の矯正施設において記事にある暴行事件並びにそれが隠蔽されるといったケースが今後起きないよう、今後どのような対応を取る考えでいるのか説明されたい。

七　刑務官が受刑者にといったケース以外にも、刑務官が刑務官に対して暴行を働く等、刑務官同士の何らかのトラブルが、全国の各矯正施設において起きた事例はないか。あるのなら、それぞれの詳細を明らかにされたい。

右質問する。

---

内閣衆質一八三第三六号

平成二十五年三月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員石川知裕君提出矯正施設における受刑者への暴行事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

**衆議院議員石川知裕君提出矯正施設における受刑者への暴行事件に関する質問に対する答弁書**

一について

御指摘の記事については承知しており、その内容は把握している。

二及び三について

平成二十五年三月八日、札幌刑務所長において、同刑務所における刑務官による特別公務員暴行陵虐被疑事件及び虚偽有印公文書作成被疑事件を札幌地方検察庁の検察官に送致したところである。これらの被疑事件は、平成二十三年九月二十日、当時同刑務所の処遇部長であった者一名が、当時同刑務所に収容されていた男性受刑者一名に対し、その肩及び胸をつかんで押す暴行を加えたもの、同日、当時当該処遇部長であった者の部下である首席矯正処遇官であった者一名及び統括矯正処遇官であった者二名が、当該暴行の発覚を免れるため虚偽の内容を記載した公文書を作成したもの、同年十一月上旬頃、当該首席矯正処遇官であった者及び当該統括矯正処遇官であった者二名のうち一名が、当該暴行の発覚を免れるため虚偽の内容を記載した公文書を作成したもの、及び平成二十四年七月上旬頃、同人及び当時同刑務所の主任矯正処遇官であった者一名が、同刑務所に収容されていた別の男性受刑者一名の動静に関し虚偽の内容を記載した公文書を作成したものであり、これらは、同年八月に法務省において情報を得て、調査及び捜査を行った結果判明した。

当該調査及び捜査並びに検察官に対する送致は、適正に行われたものと認識している。

四について

刑務官が受刑者に対し暴行又は陵辱若しくは加虐の行為（以下「暴行等」という。）を行った事実を確認できる懲戒処分の記録に基づき、平成二十年一月一日から平成二十四年十二月末日までの間に受刑者に対する暴行等を含む事実により刑務官に対し懲戒処分が行われた事案について、①当該刑務官に対し行われた懲戒処分の内容、②当該暴行等が行われた刑事施設の名称、③当該暴行等が行われた時期、④当該暴行等を行った刑務官の人数及び⑤当該暴行等について当該刑事施設等において情報を得た年月日をお示しすると、以下のとおりである。

当該暴行等を行った刑務官の官職はいずれも法務事務官であるが、法務省として、職員に対する懲戒処分の公表に当たっては、「懲戒処分の公表指針について」（平成十五年十一月十日付け総参―七八六人事院事務総長通知）を踏まえ、個人が識別されない内容のものとすることを基本としており、当該刑務官の氏名については、お答えすることを差し控えたい。

①平成二十年三月七日付け免職　②半田拘置支所　③平成十七年九月上旬頃から平成十九年二月二十日頃までの間　④一名　⑤同月二十二日

①平成二十年四月十日付け減給（六月間俸給の月額の百分の二十）　②川越少年刑務所　③平成十八年八月十一日から平成十九年五月十一日までの間　④一名　⑤同月二日

①平成二十年十二月十九日付け停職（一月間）　②静岡刑務所　③平成十九年十一月一日から平成二十年一月二十四日までの間　④一名　⑤同年五月二十七日

①平成二十一年四月十七日付け減給（三月間俸給の月額の百分の二十）　②山形刑務所　③平成十七年一月二十八日から平成二十年九月十七日までの間　④一名　⑤同月五日

①平成二十一年十月二十日付け減給（一月間俸給の月額の百分の十）　②川越少年刑務所　③同年三月十一日　④一名　⑤同月二十三日

①同年十二月十五日付け減給（一月間俸給の月額の百分の五）　②三重刑務所　③同年五月九日　④一名　⑤同月十二日

①同年十二月十八日付け停職（六月間）　②加古川刑務所　③同年十一月八日　④一名　⑤同日

①平成二十二年一月四日付け免職　②福島刑務所　③平成二十一年十月十八日　④一名　⑤同年十一月五日

①平成二十二年三月二十九日付け戒告　②横浜刑務所　③平成二十一年十一月二十九日　④一名　⑤同月三十日

①平成二十二年三月二十九日付け戒告　②広島拘置所　③平成二十一年十一月二十日から平成二十二年一月二十六日までの間　④一名　⑤同日

①同年四月十三日付け戒告　②佐賀少年刑務所　③平成二十一年九月五日　④一名　⑤平成二十二年一月二十二日

①一名について同年四月二十三日付け免職及

び三名について同日付け停職（六月間）　②宮崎刑務所　③平成二十年七月二十四日から同月二十五日までの間　④四名　⑤平成二十一年十一月十八日

①平成二十二年七月十六日付け戒告　②青森刑務所　③平成二十一年九月十四日　④一名　⑤同日

①平成二十二年九月十日付け戒告　②奈良少年刑務所　③平成二十一年六月又は七月頃から平成二十二年一月二十日までの間　④一名　⑤同月二十九日

①同年十二月七日付け減給（一月間俸給の月額の百分の十）　②新潟刑務所　③平成二十一年六月十六日　④一名　⑤同年十月十三日

①平成二十二年十二月二十一日付け停職（六月間）　②神戸刑務所　③同年十月二十六日　④一名　⑤同年十一月四日

①平成二十三年二月二十二日付け免職　②東京拘置所　③平成二十一年三月十九日から平成二十二年十月十五日までの間　④一名　⑤同年十一月二十二日

①平成二十三年三月四日付け戒告　②堺拘置支所　③平成二十二年九月十八日　④一名　⑤同月二十一日

①平成二十三年三月二十九日付け減給（一月間俸給の月額の百分の十）　②播磨社会復帰促進センター　③平成二十二年十月八日から同月二十二日までの間　④一名　⑤同月二十五日

①平成二十三年十二月二十七日付け減給（二月間俸給の月額の百分の二十）　②高松刑務所　③平成二十二年六月頃から同年十二月頃までの間　④一名　⑤平成二十三年三月二十二日

①同年十二月二十七日付け戒告　②岡崎医療刑務所　③同年九月二十九日　④一名　⑤同日

①平成二十四年二月二十四日付け減給（二月間俸給の月額の百分の二十）　②青森刑務所

③平成二十二年六月十六日から平成二十三年一月頃までの間　④一名　⑤同年六月二十日

①平成二十四年三月三十日付け減給（三月間俸給の月額の百分の二十）　②大阪刑務所　③同年二月一日から同月二十日までの間　④一名　⑤同日

①同年五月二十五日付け減給（一月間俸給の月額の百分の一）　②秋田刑務所　③平成二十三年十二月一日から同月六日までの間　④一名　⑤同月八日

①平成二十四年九月十四日付け戒告　②笠松刑務所　③同年七月四日　④一名　⑤同月六日

①一名について同年十月十二日付け減給（二月間俸給の月額の百分の十）及び一名について同日付け減給（一月間俸給の月額の百分の十）　②大分刑務所　③平成二十三年十一月二日から同年十二月十三日までの間　④二名　⑤同日

五について

お尋ねの「隠蔽」が具体的にどのような行為を指すのか必ずしも明らかではないが、四についてでお答えしたもののうち、加古川刑務所における事案では、当該暴行等を行った刑務官が、その相手方である受刑者等に対し、暴行等の事実を口外しないよう申し向けた事実があり、宮崎刑務所における事案では、当該暴行等を行った刑務官四名が、その発覚を免れるため虚偽の内容を記載した公文書を作成した事実がある。これらの事実が発覚した日時については現時点では確認できないが、四についてでお答えした当該刑務官に対する懲戒処分は、これらの事実をも踏まえて行われたものである。

六について

法務省において、各刑事施設を適切に指導監督するとともに、被収容者への不適正な処遇を防止するための刑事施設の職員に対する研修を更に充実させるなど、御指摘のような事態の再発防止に努めてまいりたい。

七について

お尋ねの「刑務官同士の何らかのトラブル」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、刑務官が他の刑務官に対し暴行を加えた事実を確認できる懲戒処分の記録に基づき、平成二十年一月一日から平成二十四年十二月末日までの間に他の刑務官に対する暴行を含む事実により刑務官に対し懲戒処分が行われた事例について、①当該刑務官に対し行われた懲戒処分の内容、②当該暴行を行った刑務官がその当時勤務していた刑事施設の名称、③当該暴行等が行われた時期及び④当該暴行を行った刑務官の人数をお示しすると、以下のとおりである。

①二名について平成二十年一月九日付け戒告　②姫路拘置支所　③平成十九年八月十九日　④二名

①平成二十一年一月十九日付け戒告　②千葉刑務所　③平成二十年六月二十五日　④一名

①平成二十二年三月五日付け減給（一月間俸給の月額の百分の一）　②鹿児島刑務所　③平成十九年十二月二十一日　④一名

①一名について平成二十二年三月十七日付け減給（一月間俸給の月額の百分の十）、一名について同日付け減給（一月間俸給の月額の百分の五）及び一名について同日付け減給（一月間俸給の月額の百分の三）　②新宮拘置支所　③一名について平成十八年十二月頃から平成二十一年五月頃までの間、一名について平成十九年末頃から平成二十一年七月十三日までの間及び一名について平成二十年四月頃から平成二十一年五月頃までの間　④三名

①平成二十二年七月二日付け減給（一月間俸給の月額の百分の十）　②黒羽刑務所　③同年二月二日から三日までの間　④一名

①同年八月二十日付け減給（三月間俸給の月額の百分の二十）　②喜連川社会復帰促進センター　③平成二十一年一月頃から同年十一月七日までの間　④一名

①平成二十二年十月二十六日付け戒告　②千葉刑務所　③平成二十一年十月頃から平成二十二年五月五日までの間　④一名

①同年十一月二日付け戒告　②松本少年刑務所　③同年六月二十六日　④一名

①同年十二月十七日付け減給（一月間俸給の月額の百分の十）　②宮崎刑務所　③同年七月二十六日　④一名

①二名について同年十二月二十一日付け停職（一月間）及び一名について同日付け減給（二月間俸給の月額の百分の十）　②福島刑務所　③二名について平成二十一年九月頃から平成二十二年六月十九日までの間及び一名について同日　④三名

①平成二十三年一月十四日付け減給（四月間俸給の月額の百分の二十）　②名古屋刑務所　③平成二十二年八月十二日　④一名

①平成二十三年一月十八日付け戒告　②横浜刑務所　③平成二十二年十月十五日　④一名
①平成二十三年十一月十八日付け減給（一月間俸給の月額の百分の十）　②月形刑務所　③同年九月二日　④一名
①平成二十四年三月二日付け減給（一月間俸給の月額の百分の五）　②神戸刑務所　③平成二十三年十二月十五日　④一名
①平成二十四年六月五日付け戒告　②徳島刑務所　③同年二月十五日　④一名
①同年九月十日付け戒告　②川越少年刑務所　③同年三月二十三日　④一名

---

## 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成二十五年二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。）第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十四年四月三日閣議決定）に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一　入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壌宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二　特定の外国

北朝鮮

三　特定船舶

北朝鮮船籍の全ての船舶

四　入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十五年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）については、平成十八年十月十三日から平成二十五年四月十三日までの間。

五　法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

なし

六　法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成十八年十月十四日

七　その他入港禁止の実施に関し必要な事項

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

---

理　由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

---

## 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定等により変更された同年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成二十四年四月三日に入港禁止の期間を平成二十五年四月十三日まで一年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二　本件の議決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年三月十九日

国土交通委員長　金子　恭之

衆議院議長　伊吹　文明殿

---

## 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二十五年三月十九日

提出者

厚生労働委員長　松本　純

---

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関し、基本理念を定め、国、医師等、研究者及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図り、もって国民が受ける医療の質及び保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

一　治療等に際して、最先端の科学的知見等を生かした再生医療を世界に先駆けて利用する機会が国民に提供されるように施策を進めるべきこと。

二　再生医療の特性を踏まえ、生命倫理に配慮しつつ、迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進のため、施策の有機的な連携と実効性を伴う総合的な取組が進められるべきこと。

三　再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策の推進に当たっては、再生医療の特性に鑑み、再生医療に係る安全の確保、生命倫理、最新の研究開発及び技術開発の動向等について、それらについての有識者、医療関係者、研究者、技術者その他の関係者の意見を聴くとともに、国民の理解を得ること。

四　世界に先駆けて、我が国で再生医療を実用化することを通じ、国際的な医療の質及び保健衛生の向上並びに研究開発の一層の促進に寄与すること。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国は、再生医療について国民の理解と関心を深めるとともに、再生医療の推進に関する国民の協力を得るため、国民に対する啓発に努めなければならない。

3　国は、前二項の責務を全うするため、関係省庁が協力する体制を確立するものとする。

（医師等及び研究者の責務）

第四条　医師その他の医療関係者（第十四条第一項において「医師等」という。）及び研究者は、国が実施する再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（再生医療に用いる細胞の培養等の加工を行う事業者の責務）

第五条　再生医療に用いる細胞の培養等の加工を行う事業者は、国が実施する再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（基本方針）

第六条　国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするために、再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及を促進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3　国は、再生医療に関する状況の変化を勘案し、少なくとも三年ごとに、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

4　国は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、基本方針を公表するものとする。

（法制上の措置等）

第七条　国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進が図られるよう、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（先進的な再生医療の研究開発の促進）

第八条　国は、先進的な再生医療の研究開発を促進するため、大学等で行われる先進的な研究開発に対する助成、研究開発の環境の整備等の必要な支援を行うものとする。

2　国は、先進的な再生医療の研究開発を促進するため、高度な技術を有する事業者の再生医療の研究開発に関する事業への参入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（再生医療を行う環境の整備）

第九条　国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするために、再生医療の特性を踏まえ、再生医療を適切に実施するために必要となる安全性等の基準を整備するものとする。

2　国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするために、医療機関等が再生医療に用いる細胞の培養等を円滑かつ効率的に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

（臨床研究環境の整備等）

第十条　国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするために、臨床研究が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を講ずるとともに、再生医療製品の早期の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資する治験が迅速かつ確実に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

（再生医療製品の審査に関する体制の整備等）

第十一条　国は、再生医療製品の特性を踏まえ、再生医療製品の早期の薬事法の規定による製造販売の承認を図り、かつ、安全性を確保するため、再生医療製品の審査に当たる人材の確保、再生医療製品の審査の透明化、再生医療製品の審査に関する体制の整備等のための必要な措置を講ずるものとする。

（再生医療に関する事業の促進）

第十二条　国は、再生医療で得られた知見を活用した医薬品の研究開発その他の再生医療に関する事業を促進するものとする。

2　国は、再生医療に用いる細胞の培養等の加工に必要な装置等に関する基準の整備その他の再生医療に関する事業の促進に必要な措置を講ずるものとする。

（人材の確保等）

第十三条　国は、再生医療に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（安全面及び倫理面の配慮等）

第十四条　国は、再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、医師等、研究者及び事業者による活動の確保に留意しつつ、再生医療の特性に鑑み、安全性を確保するとともに生命倫理に対する配慮をしなければならない。

2　国及び関係者は、再生医療の円滑な発展に資するため、再生医療の実施に係る情報の収集を図るとともに、当該情報を用いて適切な対応が図られるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

---

理　由

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関し、基本理念を定め、国、医師等、研究者及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

---

## 予防接種法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年三月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

予防接種法の一部を改正する法律

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　予防接種基本計画等（第三条・第四条）

第三章　定期の予防接種等の実施（第五条―第十一条）

第四章　定期の予防接種等の適正な実施のための措置（第十二条―第十四条）

第五章　定期の予防接種等による健康被害の救済措置（第十五条―第二十二条）

第六章　雑則（第二十三条―第二十九条）

附則

第一条に見出しとして「（目的）」を付し、同条中「、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進」を「公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持」に改める。

第二条に見出しとして「（定義）」を付し、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

この法律において「A類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。

第二条第二項第九号中「ほか、」の下に「人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることから」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第八号の次に次の三号を加える。

九　Ｈｉｂ感染症

十　肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）

十一　ヒトパピローマウイルス感染症

第二条第三項を次のように改める。

3　この法律において「B類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。

一　インフルエンザ

二　前号に掲げる疾病のほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

第二条中第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4　この法律において「定期の予防接種」とは、次に掲げる予防接種をいう。

一　第五条第一項の規定による予防接種

二　前号に掲げる予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当する予防接種であって、市町村長以外の者により行われるもの

5　この法律において「臨時の予防接種」とは、次に掲げる予防接種をいう。

一　第六条第一項又は第三項の規定による予防接種

二　前号に掲げる予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当する予防接種であって、第六条第一項又は第三項の規定による指定があった日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるもの

6　この法律において「定期の予防接種等」とは、定期の予防接種又は臨時の予防接種をいう。

第二十五条に見出しとして「（事務の区分）」を付し、同条中「第六条第一項から第三項まで」を「第六条」に、「第十一条第一項、第十四条並びに第十五条第一項」を「第十五条第一項、第十八条並びに第十九条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条に見出しとして「（実費の徴収）」を付し、同条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「行つた」を「行った」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十三条に見出しとして「（国庫の負担）」を付し、同条第一項中「第二十一条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二条に見出しとして「（都道府県の負担）」を付し、同条を第二十六条とする。

第二十一条に見出しとして「（予防接種等に要する費用の支弁）」を付し、同条を第二十五条とする。

第二十条を削る。

第十九条に見出しとして「（国等の責務）」を付し、同条第一項中「関する」の下に「啓発及び」を加え、同条第三項中「国は」の下に「、予防接種による免疫の獲得の状況に関する調査」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、予防接種の円滑かつ適正な実施を確保するため、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第十九条に次の一項を加える。

5　病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製造販売業者、予防接種を受けた者又はその保護者その他の関係者は、前各項の国の責務の遂行に必要な協力をするよう努めるものとする。

第十九条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（厚生科学審議会の意見の聴取）

第二十四条　厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

一　第二条第二項第十二号及び第三項第二号並びに第五条第一項及び第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二　予防接種基本計画及び個別予防接種推進指針を定め、又は変更しようとするとき。

三　第六条第一項及び第三項に規定する疾病を定めようとするとき。

四　第六条第二項及び第三項の規定による指示をしようとするとき。

五　第七条の予防接種を受けることが適当でない者を定める厚生労働省令、第十一条の厚生労働省令（医学的知見に基づき定めるべき事項に限る。）及び第十二条第一項の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状を定める厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

第四章を第六章とする。

第三章の章名中「予防接種」を「定期の予防接種等」に改める。

第十八条に見出しとして「（保健福祉事業の推進）」を付し、同条中「第十二条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に、「であつて」を「であつて」に改め、第三章中同条を第二十二条とする。

第十七条に見出しとして「（公課の禁止）」を付し、同条を第二十一条とする。

第十六条に見出しとして「（受給権の保護）」を付し、同条を第二十条とする。

第十五条に見出しとして「（不正利得の徴収）」を付し、同条を第十九条とする。

第十四条に見出しとして「（損害賠償との調整）」を付し、同条を第十八条とする。

第十三条に見出しとして「（政令への委任等）」を付し、同条第一項中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条に見出しとして「（給付の範囲）」を付し、同条第一項中「一類疾病」を「A類疾病」に、「定期の予防接種若しくは臨時の予防接種」を「定期の予防接種等」に、「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条第二項中「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条に見出しとして「（健康被害の救済措置）」を付し、同条第一項中「定期の予防接種又は臨時の予防接種」を「定期の予防接種等」に、「当該予防接種」を「当該定期の予防接種等」に、「第十三条」を「第十七条」に改め、同条第二項中「当たつて」を「当たつて」に改め、同条を第十五条とする。

第三章を第五章とする。

第二章の章名中「予防接種」を「定期の予防接種等」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第三条に見出しとして「（市町村長が行う予防接種）」を付し、同条第一項中「一類疾病」を「A類疾病」に、「二類疾病」を「B類疾病」に、「であつて」を「であつて」に、「保健所長」を「保健所長（」に、「第九条」を「第十条」に、「あつては、都道府県知事とする。）」を「あつては、都道府県知事）」に改め、同条第三項中「あつた」を「あった」に改め、同条を第五条とする。

第六条に見出しとして「（臨時に行う予防接種）」を付し、同条第一項中「一類疾病」を「A類疾病」に、「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条第三項中「二類疾病」を「B類疾病」に、「かかつた」を「かかった」に改め、同条第四項を削る。

第七条に見出しとして「（予防接種を行ってはならない場合）」を付し、同条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「に規定する」を「の規定による」に、「当たつて」を「当たって」に、「行つて」を「行って」に改める。

第十条に見出しとして「（政令及び厚生労働省令への委任）」を付し、第二章中同条を第十一条とする。

第九条に見出しとして「（保健所長への委任）」を付し、同条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第十条とする。

第八条に見出しとして「（予防接種を受ける努力義務）」を付し、同条第一項中「第三条第一項に規定する」を「第五条第一項の規定による」に、「であつて一類疾病」を「であってA類疾病」に、「第六条第一項に規定する」を「第六条第一項の規定による」に改め、同条第二項中「であつて一類疾病」を「であってA類疾病」に改め、同条を第九条とする。

第七条の二に見出しとして「（予防接種の勧奨）」を付し、同条第一項中「、第三条第一項に規定する」を「、第五条第一項の規定による」に、「であつて一類疾病」を「であってA類疾病」に、「若しくは第三項に規定する」を「若しくは第三項の規定による」に改め、「（第三条第一項に規定する予防接種をいい、当該予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ。）」及び「（第六条第一項又は第三項に規定する予防接種をいい、当該予防接種に相当するものであつて同条第一項又は第三項の規定による指定があった日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「であつて一類疾病」を「であってA類疾病」に改め、同条を第八条とする。

第二章を第三章とし、同章の次に次の一章を加える。

## 第四章　定期の予防接種等の適正な実施のための措置

（定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告）

第十二条　病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を当該定期の予防接種等を行った市町村長又は都道府県知事に通知するものとする。

（定期の予防接種等の適正な実施のための措置）

第十三条　厚生労働大臣は、毎年度、前条第一項の規定による報告の状況について厚生科学審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、定期の予防接種等の安全性に関する情報の提供その他の定期の予防接種等の適

正な実施のために必要な措置を講ずるものとする。

2　厚生科学審議会は、前項の規定による措置のほか、定期の予防接種等の安全性に関する情報の提供その他の定期の予防接種等の適正な実施のために必要な措置について、調査審議し、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べることができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による報告又は措置を行うに当たっては、前条第一項の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

4　厚生労働大臣は、定期の予防接種等の適正な実施のため必要があると認めるときは、地方公共団体、病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製造販売業者（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であって、ワクチンの製造販売（同法第二条第十二項に規定する製造販売をいう。附則第六条第一項において同じ。）について、同法第十四条の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）をいう。第二十三条第五項において同じ。）、定期の予防接種等を受けた者又はその保護者その他の関係者に対して前項の規定による調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（機構による情報の整理及び調査）

第十四条　厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下この条において「機構」という。）に、前条第三項に規定する情報の整理を行わせることができる。

2　厚生労働大臣は、前条第一項の規定による報告又は措置を行うため必要があると認めるときは、機構に、同条第三項の規定による調査を行わせることができる。

3　機構は、第一項の規定による情報の整理又は前項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知しなければならない。

第一章の次に次の一章を加える。

## 第二章　予防接種基本計画等

（予防接種基本計画）

第三条　厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種に関する基本的な計画（以下この章及び第二十四条第二号において「予防接種基本計画」という。）を定めなければならない。

2　予防接種基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する基本的な方向

二　国、地方公共団体その他関係者の予防接種に関する役割分担に関する事項

三　予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項

四　予防接種の適正な実施に関する施策を推進するための基本的事項

五　予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する施策を推進するための基本的事項

六　予防接種の有効性及び安全性の向上に関する施策を推進するための基本的事項

七　予防接種に関する国際的な連携に関する事項

八　その他予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項

3　厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに予防接種基本計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4　厚生労働大臣は、予防接種基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　厚生労働大臣は、予防接種基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（個別予防接種推進指針）

第四条　厚生労働大臣は、A類疾病及びB類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該疾病ごとに当該疾病に応じた予防接種の推進を図るための指針（以下この条及び第二十四条第二号において「個別予防接種推進指針」という。）を予防接種基本計画に即して定めなければならない。

2　個別予防接種推進指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該疾病に係る予防接種の意義、有効性及び安全性に関する事項

二　当該疾病に係る予防接種に関する啓発及び知識の普及に関する事項

三　当該疾病に係る予防接種の適正な実施のための方策に関する事項

四　当該疾病に係る予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する事項

五　その他当該疾病に係る予防接種の推進に関する重要事項

3　当該疾病について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。附則第六条第一項において「感染症法」という。）第十一条第一項の規定により同項に規定する特定感染症予防指針が作成されるときは、個別予防接種推進指針は、当該特定感染症予防指針と一体のものとして定められなければならない。

4　厚生労働大臣は、個別予防接種推進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

附則第一条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附則第二条の前に見出しとして「（経過措置等）」を付する。

附則第六条に見出しとして「（損失補償契約）」を付し、同条第一項中「ひつ迫し、又はひつ迫する」を「ひっ迫し、又はひっ迫する」に改め、「（昭和三十五年法律第百四十五号）」を削り、「であつて」を「であって」に改め、「（同法第二条第十二項に規定する製造販売をいう。）」を削る。

### 附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種

による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法（以下この条から附則第七条までにおいて「新法」という。）の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（指針に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の予防接種法（次条並びに附則第五条及び第七条において「旧法」という。）第二十条第一項の規定により定められている指針は、新法第四条第一項の規定により定められた指針とみなす。

（報告に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前に行われた旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種又は臨時の予防接種は、新法第十二条の規定の適用については、新法第二条第六項に規定する定期の予防接種等とみなす。

（健康被害の救済に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前に旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種であって一類疾病に係るもの又は同項に規定する臨時の予防接種を受けた者は、新法第十五条第一項の規定の適用については新法第二条第四項に規定する定期の予防接種又は同条第五項に規定する臨時の予防接種を受けた者と、新法第十六条第一項の規定の適用については同項に規定するA類疾病に係る定期の予防接種等又は同項に規定するB類疾病に係る臨時の予防接種を受けた者とみなす。

2　この法律の施行前に旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種であって二類疾病に係るものを受けた者は、新法第十五条第一項の規定する定期の予防接種を受けた者と、新法第十六条第二項の規定の適用については同項に規定するB類疾病に係る定期の予防接種を受けた者とみなす。

（厚生科学審議会の意見の聴取）

第六条　厚生労働大臣は、新法第二十四条各号に掲げる場合には、この法律の施行前においても、厚生科学審議会の意見を聴くことができる。

（新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例）

第七条　インフルエンザであって次に掲げるものに係る新法第五条第一項の規定による予防接種についての附則第十二条の規定による改正後の予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）附則第三条の規定の適用については、同条第一項中「インフルエンザ」とあるのは「インフルエンザ（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第七条各号に掲げるものを除く。次項において同じ。）」と、「同項」とあるのは「予防接種法第五条第一項」とする。

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下この条において「感染症法」という。）第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの（次号において「特定新型インフルエンザ」という。）

二　この法律の施行前に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもの（特定新型インフルエンザを除く。）のうち旧法第六条第一項若しくは第三項に規定する二類疾病又は新法第六条第一項若しくは第三項に規定するB類疾病として厚生労働大臣が定めたもの

三　この法律の施行後に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもののうち新法第六条第一項又は第三項に規定するB類疾病として厚生労働大臣が定めたもの

（地方自治法の一部改正）

第八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の項中「第六条第一項から第三項まで」を「第六条」に、「第十一条第一項、第十四条並びに第十五条第一項」を「第十五条第一項、第十八条並びに第十九条第一項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項及び別表第四の三の項中「第十一条第　項」を「第十五条第　項」に改める。

（予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第二項、第十四条から第十七条まで、第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項」を「第十五条第二項、第十八条から第二十一条まで、第二十五条第二項、第二十六条第二項及び第二十七条第二項」に改める。

（予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「第八条第　項」を「第二条第四項第五項に規定する臨時の予防接種（同法第六条第三項に係るものを除く。）」に、「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に、「一類疾病」を「A類疾病」に、「定期の予防接種若しくは臨時の予防接種」を「定期の予防接種等」に、「二類疾病」を「B類疾病」に改める。

（予防接種法の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「（次条において「新法」という。）」を削る。

附則第三条第一項中「新法第三条第一項」を「予防接種法第五条第一項」に、「であつて」を「であつて」に改め、同条第二項中「新法第三条第一項」を「予防接種法第五条第一項」に、「新法第十二条第二項第二号」を「同法第十六条第二項第二号」に改める。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項に次の一号を加える。

六　予防接種に関する次に掲げる業務

イ　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十四条第一項の規定による情報の整理及び同条第二項の規定による調査を行うこと。

ロ　イに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十六条第二項第一号中「（昭和二十三年法律第六十八号）」を削る。

第二十九条第一項第三号中「審査等業務」の下に「（第十五条第一項第六号に掲げる業務を含む。第三十七条第一項において同じ。）」を加える。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十四条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条第三項中「一類疾病」を「A類疾病」に、「二類疾病」を「B類疾病」に、「同条第二項第九号」を「同条第二項第十二号」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「第二条の規定による改正後の」を削り、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「第八条第一項に規定する定期の予防接種又は臨時の予防接種」を「第二条第四項に規定する定期の予防接種又は同条第五項に規定する臨時の予防接種（同法第六条第三項に係るものを除く。）」に、「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に、「一類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種」を「A類疾病に係る定期の予防接種等」に改め、同条第二項中「第二条の規定による改正後の」を削り、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

（予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第六条第一項中「改正後予防接種法」を「第一条の規定による改正後の予防接種法」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第十七条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条」に、「第七条の二」を「第八条」に、「第十一条第一項、第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項」に、「第十一条第一項中」を「第十五条第一項中」に、「定期の予防接種又は臨時の予防接種」を「定期の予防接種等」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項に改め、同条第六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項、第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項」に、「第十一条第一項中」を「第十五条第一項中」に、「定期の予防接種又は臨時の予防接種」を「定期の予防接種等」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項に改め、同条第七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項」に改める。

第四十六条第三項中「第二十一条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に改める。

第六十九条第二項中「第二十一条」を「第二十五条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第三項中「第二十一条」を「第二十五条」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十八条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「（平成十年法律第百十四号）」の下に「、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）」を加える。

（政令への委任）

第十九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

---

理　由

我が国における予防接種の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が予防接種に関する基本的な計画を策定すること、新たにHib感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期の予防接種の対象とすること、定期の予防接種等の適正な実施のための措置に関する規定を整備すること等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

---

## 予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、我が国における予防接種の総合的な

推進を図るため、厚生労働大臣が予防接種に関する基本的な計画を策定すること、新たにＨｉｂ感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期の予防接種の対象とすること、定期の予防接種等の適正な実施のための措置に関する規定を整備すること等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　法の目的を、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るものとすること。

2　一類疾病の名称をＡ類疾病とし、対象疾病にＨｉｂ感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を追加すること。また、二類疾病の名称をＢ類疾病とし、インフルエンザのほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病を対象疾病とすること。

3　厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、厚生科学審議会の意見を聴いた上で、予防接種基本計画を定めるものとすること。

4　病院等の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告しなければならないものとすること。また、厚生労働大臣は、当該報告の状況について厚生科学審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、予防接種の適正な実施のために必要な措置を講ずるものとすること。

5　国は、予防接種の円滑かつ適正な実施を確保するため、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保等に関し必要な措置を講ずるものとすること。

6　政府は、この法律の施行後五年を目途として、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の予防接種法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

7　この法律は、一部を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

我が国における予防接種の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が予防接種に関する基本的な計画を策定すること、新たにＨｉｂ感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期の予防接種の対象とすること、定期の予防接種等の適正な実施のための措置に関する規定を整備すること等所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十五年度一般会計予算（厚生労働省所管）に約一億六千万円が計上されている。

右報告する。

平成二十五年三月十九日

厚生労働委員長　松本　純

衆議院議長　伊吹　文明殿

〔別紙〕

予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が七ワクチンについて医学的・科学的観点から広く接種を促進していくことが望ましいと提言したことを踏まえ、七ワクチンのうち本法で追加される三疾病に係るワクチンを除く水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びＢ型肝炎の四ワクチンについて、安定的なワクチン供給体制や継続的な接種に要する財源を確保した上で、平成二十五年度末までに定期接種化の結論を得るように努めること。

二　他の新規ワクチンが薬事法上の手続を経て承認された際には、速やかに当該ワクチンを予防接種法上に位置付けることが適当であるかどうかの検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上、財政上の措置を講ずるよう努めること。

三　公衆衛生の見地から予防接種を実施することで国民の健康の保持に寄与するという目的を達成するために、接種率の向上、安全性情報の収集、副反応による健康被害の救済を図ること。また、予防接種の意義やリスクに関して分かりやすい情報を提供することにより、国民一人ひとりが予防接種についての正しい知識を持ち、予防接種が円滑かつ適正に実施される体制を整備すること。

---

## 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年三月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

---

理　由

最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、平成二十九年度末までの間、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

---

**水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書**

議案の目的及び要旨

本案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の有効期限を平成三十年三月三十一日まで五年間延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二　議案の可決理由

本案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、水産加工業の体質強化を引き続き促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年三月二十一日

農林水産委員長　森山　裕

衆議院議長　伊吹　文明殿

---

**地方税法の一部を改正する法律案**

右

国会に提出する。

平成二十五年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

地方税法の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百十七条の八」を「第三百十七条の七」に改める。

第十七条の六第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができる期限について第二十条の五第二項又は第二十条の五の二の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う加算金の決定　当該更正の請求があつた日の翌日から起算して六月間

第十七条の六第三項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「について更正」の下に「（国税通則法第七十条第二項に規定する更正で同条第一項第一号に定める期限から五年を経過した日以後において行われるものを除く。）」を加える。

第十八条第一項中「掲げる日）」を「定める日）」に改め、同項第一号中「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第四号」に、「若しくは同項第二号」を「、同項第二号」に改め、「判決があつた日」の下に「若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日」を加え、「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第三項中「本款」を「この款」に改める。

第二十条の九の三第二項中「以下」を「第七十二条の四十八の二第五項及び第七十二条の五十五の三を削る。

第七十二条の九十中「第二十条の九の三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第二十条の九の三第三項」に改める。

第七十三条の二第十項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業を含む。第七十二条の二十九において同じ。）」を削る。

第七十三条の四第一項第四号の四中「障害者自立支援法第五条第十三項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十三項」に改め、同項第三十七号中「独立行政法人森林総合研究所法」の下に「（平成十一年法律第百九十八号）」を加える。

第七十三条の六第一項中「（独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項又は第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。）」及び「（独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項又は第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十七条第二項又は旧農用地整備公団法第二十四条第二項において準用す

第三項を除き、以下」に改める。

第二十三条第一項第四号中「同条第一項」を「第一項」に、「及び第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「及び第六十八条の十五の二」を「から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五」に改め、同項第四号の四中「又は第六十八条の十三第四項」を「、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五の四第五項」に改める。

第四十五条の四を削る。

第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第五十三条の二中「第二十条の九の三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第二十条の九の三第三項」に改める。

第七十二条の十八ただし書中「第五十九条の二」の下に「、第六十六条の五の三（第二項に係る部分を除く。）」を加え、「及び第六十八条の六十二の二」を「、第六十八条の六十二の二及び第六十八条の八十九の三（第二項に係る部分を除く。）」に改める。

第七十二条の二十三第二項第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第七十二条の三十三の二中「第二十条の九の三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第二十条の九の三第三項」に改める。

る土地改良法第百六条第一項の規定による土地の取得を含む。」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「同条第一項」を「第一項」に、「及び第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「及び第六十八条の十五の二」を「から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五」に改め、同項第四号の四中「又は第六十八条の十三第四項」を「、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五の四第五項」に改める。

第三百十七条の八を削る。

第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第三百二十一条の八の二中「第二十条の九の三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第二十条の九の三第三項」に改める。

第三百四十三条第六項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項及び第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業及び旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業を含む。）」を削る。

第三百四十八条第二項第十号の四、第五百八十六条第二項第四号の五及び第七百一条の三十四第三項第十号の四中「障害者自立支援法第五条第十三項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項」に改める。

第七百三条の四第十項第一号中「の属する月以後五年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の下に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の下に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）」を、「乗じて得た数」の下に「と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数」を加え、同項に次の一号を加える。

三　特定継続世帯　第一号に定める額に四分の三を乗じて得た額

第七百三条の四第十八項第一号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、「乗じて得た数」の下に「と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数」を加え、同項に次の一号を加える。

三　特定継続世帯　第一号に定める額に四分の三を乗じて得た額

第七百四十八条第一項中「第四十五条の四若しくは第三百十七条の八」、及び「、第七十二条の五十五の三」を削り、「地方団体の長」を「道府県知事」に改め、「（第七百五十五条において「電磁的方式」という。）」を削り、同項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第二項中「次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係書類（第四十五条の四若しくは第三百十七条の八、第五十三条第四十二項又は第七十二条の五十五の三」を「第五十三条第四十二項に規定する控除、充当又は還付を受ける法人は、同項」に、「をいう。以下この章において同じ」を「（以下この章において「地方税関係書類」という」に、「それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長」を「当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」に改め、同項の表を削り、同条第三項中「同項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる」を「同項に規定する法人は、」に、「それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長」を「同項に規定する道府県知事」に改める。

第七百四十九条第一項中「地方団体の長」を「道府県知事」に、「本章」を「この章」に改め、同条第二項中「前条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる」を「前条第二項に規定する法人は、」に、「それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長」を「同項に規定する道府県知事」に改め、同条第三項中「同項の表の上欄に掲げる者は」を「同項に規定する法人は」に、「本章」を「この章」に、「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に、「又は同条第二項の表の下欄に掲げる地方団体の長」を「に掲げる道府県知事又は同条第二項に規定する道府県知事」に改める。

第七百五十条第一項中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同条第二項中「第七百四十八条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる」を「第七百四十八条第二項に規定する法人は、」に、「それぞれ当該各号の下欄に掲げる住所所在地等の地方団体の長」を「同条第二項に規定する事務所所在地等の道府県知事」に改め、同項ただし書中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同条第三項及び第四項中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同条第六項中「住所所在地等の地方団体の長（第七百四十八条第一項の表第一号の下欄に掲げる市町村長及び同表第五号」を「事務所所在地等の道府県知事（第七百四十八条第一項の表第三号」に改め、「並びに同条第二項の表第一号の下欄に掲げる市町村長」を削り、「関係地方団体の長」を「関係道府県知事」に改める。

第七百五十一条第一項中「本章」を「この章」に、「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同条第二項中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改める。

第七百五十二条の見出し中「住所又は主たる事務所若しくは」を「主たる事務所又は」に改め、同条第一項中「同条第一項の表第五号」を「同条第一項の表第三号」に、「住所所在地等の地方団体の長の統轄する地方団体以外の地方団体の区域にその住所等（同条第一項の表第一号の上欄又は同条第二項の表第一号の上欄に掲げ

る者にあつてはその住所とし、同条第一項の表第二号から第四号まで若しくは第六号の上欄又は同条第二項の表第二号若しくは第三号の上欄に掲げる者にあつては」を「事務所所在地等の道府県知事の統轄する道府県以外の道府県の区域に」に、「とする。以下本条において同じ」を「（以下この条において「事務所等」という。）に、「住所等を」を「事務所等を」に、「住所所在地等の地方団体の長に」を「事務所所在地等の道府県知事に」に改め、同条第二項及び第三項中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同条第五項中「住所等」を「事務所等」に改め、同条第六項中「住所所在地等の道府県知事」に改める。

第七百五十三条中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改める。

第七百五十四条中「「前条第一項」を「、前条第一項」に、「について、」を「について」に、「「前条第二項の」を「、前条第二項の」に、「同条第三項第一号中「第七百五十三条第二項」とあるのは「第七百五十四条において準用する第七百五十三条第二項」と、同項第二号」を「同条第三項第二号」に、「同条第一項の表第五号」を「同条第一項の表第三号」に、「第七百四十八条第一項の表第五号」を「第七百四十八条第一項の表第三号」に改め、「、「同条第二項の表第一号」とあるのは「第七百四十八条第一項の表第一号」と」を削り、「及び電磁的記録」を「及び当該電磁的記録」に改め、「、同条第二項中「第七百五十条第三項第二号」とあるのは「第七百五十四条において準用する第七百五十条第三項第二号」と、同条第三項中「第七百五十条第四項」とあるのは「第七百五十四条において準用する第七百五十条第四項」と」及び「、同条第六項中「第七百五十条第六項」とあるのは「第七百五十四条において準用する第七百五十条第六項」と」を削る。

第七百五十五条を削り、第七百五十四条の二を第七百五十五条とする。

第七百五十六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第三条の二第一項中「、第六十五条」、「、第七十二条の四十五の二」及び「、第三百二十七条」を削り、「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から第三項まで」を「当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条」に、「次項」を「以下この条」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　当分の間、第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第三条の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　当分の間、第十五条の九第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条の三十八の二第十項及び第十一項に規定する延滞金（以下この項において「徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間に対応する徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金についてのこれらの規定の適用については、第十五条の九第一項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞金の割合が特例基準割合（附則第三条の二第一項に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞金の額（第三項及び第四項並びに第七十二条の三十八の二第十項及び第十一項において「特例延滞金額」という。）を超える部分の金額」と、同条第三項及び第四項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、」とあるのは「期間（」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」と、第七十二条の三十八の二第十項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。）」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」とする。

附則第三条の二中「前条第一項」を「前条第二項」に改め、「日本銀行法」の下に「（平成九年法律第八十九号）」を加える。

附則第三条の二の四第一項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第三条の三第二項第三号及び第五項第二号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第五条の四第一項中「及び次条」を「、次条及び附則第四十五条」に改め、同項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、同項第二号八中「第十条の五」を「第十条の五の四」に、「第十条の三の二」を「第十条の三の三」に改め、同項第三号中「第四十一条の十九

の五」を「第四十一条の十九の四」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、同項第二号八中「第十条の五」を「第十条の五の四」に、「第十条の三の二」を「第十条の三の三」に改め、同項第三号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成三十五年度」を「平成三十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十九年」に改め、同項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第五項まで」を加え、「第五項」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項第二号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改め、同条第八項中「前二項」を「前三項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項の」を「第六項の」に、「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　市町村民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成二十九年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第六項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは「百分の四・一」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万千九百円」とする。

附則第五条の四の二第六項を同条第七項とし、同条第五項中「平成三十五年度」を「平成三十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十九年」に改め、同項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第五項まで」を加え、「第五項」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項第二号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改め、同条第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成二十九年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

附則第五条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（寄附金税額控除における特例控除額の特例）」を付する。

附則第五条の六第一項中「前条第一項」を「附則第五条の五第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「附則第五条の五第二項」に改め、同条を附則第五条の七とし、附則第五条の五の次に次の一条を加える。

第五条の六　平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第二項並びに前条第一項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の二第二項第一号の表中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、前条第一項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

2　平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第二項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三百十四条の七第二項第一号の表中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

附則第六条第五項中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第八条第一項中「中小企業者等」の下に「（以下この条において「中小企業者等」という。）」を加え、同条第三項中「この項及び第六項」を「この条」に、「次項及び第六項」を「以下この条」に改め、同条第五項中「租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する」を削り、「同法」を「租税特別措置法」に、「、第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）及び」を「第四十二条の十一（第一項、第六項及び第七項を除く。）、」に、「及び第四十二条の十一（同条第一項」を「第四十二条の十一（第一項」に改め、同条第六項中「、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」を「から第六十八条の十五の三まで」に、「及び第六十八条の十五」を「、第六十八条の十五の三」に改め、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項の次に次の四項を加える。

7　中小企業者等の平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九

十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）及び第四十二条の十二の四」とあるのは、「及び第四十二条の十二の四」とする。

8　中小連結親法人等の平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「から第六十八条の十五の三まで」とあるのは、「、第六十八条の十五の二」とする。

9　中小企業者等の平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）及び第四十二条の十二の四」とあるのは、「及び第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」とする。

10　中小連結親法人等の平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「、第六十八条の十五」とあるのは「及び第六十八条の十五」と、「まで及び第六十八条の十五の五」とあるのは「まで」とする。

附則第八条の二第一項中「第六十八条の十三第四項」を「第六十八条の十五の四第五項」に改める。

附則第九条第十項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条中第十一項から第十三項までを削り、第十四項を第十一項とし、第十五項を第十二項とする。

附則第十条第一項中「破綻金融機関等」を「破綻金融機関等」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「破綻保険会社」を「破綻保険会社」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第六項を削る。

附則第十一条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「この項」を「この項から第五項まで」に、「において同じ」を「及び第十四項において同じ」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第五項、第七項及び第十一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項若しくは」を削り、「平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の一項を加える。

14　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第一号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

一　建替え（建替えが必要な家屋として政令で定めるものの当該建替えに限る。）その他総務省令で定める行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

二　前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な家屋として政令で定めるもの

三　第一号に掲げる土地の上に新築される特定家屋

四　特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるもの

五　前号に掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

附則第十一条の四第一項及び第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第二項中「第九十三条第四項」を「第九十三条第五項」に改める。

附則第十二条の二の五第七項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第一号」の下に「に掲げる自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「制動装置に係る保安上

又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）を「制動装置保安基準」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　車両総重量が五トンを超える乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するもの

附則第十四条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「旧独立行政法人緑資源機構法」の下に「（平成十四年法律第百三十号）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「、第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

附則第十五条第一項及び第四項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第十七項」を「第十五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第十二項を削り、第十三項を第十一項とし、第十四項を第十二項とし、同条第十五項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第二十六項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第三十二項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第三十項」を「第二十七項」に、「外貿埠頭公社」を「港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者により設立された公益財団法人で政令で定めるもの（以下この項において「外貿埠頭公社」という。）」に、「第五項又は」を「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第五項、」に、「若しくは」を「又は」に、「旧公団からの承継資産」を「当該外貿埠頭公社が海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により承継したもの」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「平成二十年度から平成二十四年度まで」を「平成二十五年度から平成二十七年度まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」を「平成二十三年度から平成二十六年度までの各年度分」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項を削り、同条第三十項中「特定用途港湾施設」の下に「（同項第一号に掲げる港湾施設で政令で定める用途に供するものに限る。）」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第三十項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条中第三十三項を第三十項とし、第三十四項から第三十七項までを三項ずつ繰り上げ、同条に次の四項を加える。

35　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第三項第二号に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資するものとして総務省令で定めるもののうち、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械類に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械類に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

36　鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に既設の鉄道（軌道を含む。）に係る地震防災上必要とされる補強のための工事で総務省令で定めるものにより新たに取得した鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設（軌道法による軌道施設を含み、償却資産に限る。以下この項において同じ。）で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該鉄道施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該鉄道施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

37　平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に締結された都市再生特別措置法第四十五条の十五第一項の規定による管理協定に係る同法第四十五条の十六第一項第一号に規定する協定倉庫に対して課する

固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該管理協定を締結した日の属する年の翌年の一月一日（当該締結した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該協定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

38　港湾法第五十条の六第二項第三号に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が同法第二条の二第一項に規定する特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの（第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十七項」を「前条第十五項」に改め、同条第二項中「前条第十七項」を「前条第十五項若しくは第三十六項」に改める。

附則第十五条の八第三項から第五項までの規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項中「とする年度分」の下に「（当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条第二号又は第三号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であつた場合にあつては、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分）」を加え、同条第四項、第五項、第九項及び第十項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二を削る。

附則第十七条第六号イの表(2)中「平成二十五年度又は」を「平成二十五年度である場合であつて、当該土地が平成二十四年度分の固定資産税について地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十五年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号ロの表(2)中「平成二十五年度又は」を「平成二十五年度である場合であつて、当該土地が平成二十四年度分の固定資産税について平成二十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

附則第十七条の二第五項の表及び第六項の表中「附則第十五条第五項、第十四項、第二十項、第二十四項、第二十五項、第二十八項及び第三十項」を「附則第十五条第十二項、第十八項、第二十二項、第二十三項、第二十六項及び第二十七項」に改める。

附則第十八条の三第二項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第一号イ中「当該年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「平成二十四年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加え、同項第二号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第一号イ中「当該年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「平成二十四年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加え、同項第二号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十八条第二項中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第三十三条の二第七項第四号、第三十三条の三第七項第四号及び第三十四条第六項第四号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第三十四条の二第三項及び第六項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

附則第三十五条第八項第四号及び第三十五条の二第十項第四号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第三十五条の三の二第二項中「上場株式等（同法第三十七条の十一の三第二項に規定す

る上場株式等をいう。第五項において同じ。」を「株式等」に改め、同条第五項中「の上場株式等」を「の株式等」に改める。

附則第三十五条の四第五項第四号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第三十九条及び第四十条を次のように改める。

第三十九条及び第四十条　削除

附則第四十一条第三項中「、附則第十五条第五項並びに前条」を「並びに附則第十五条第二十二項」に改める。

附則第四十四条の二の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった道府県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。

| | | |
|---|---|---|
| 附則第四条第一項第一号 | 租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号 |
| | 同法 | 租税特別措置法 |
| | 第三十六条の五 | 第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。次条第一項第一号において同じ。） |
| 附則第四条の二第一項第一号 | 租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号 |
| | 同法 | 租税特別措置法 |
| | 第三十一条の三 | 第三十一条の三（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。） |
| 附則第五条の四第一項第二号ロ | 第三十五条第一項 | 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。） |
| 附則第三十四条第一項 | 同法第三十一条第一項 | 租税特別措置法第三十一条第一項 |
| 附則第三十四条の二第三項 | 第三十五条の二まで、第三十五条 | 第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。） |
| 附則第三十四条の三第一項 | 租税特別措置法第三十一条の三第一項 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項 |
| 附則第三十五条第一項 | 第三十五条第一項 | 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。） |
| | 同法第三十二条第一項 | 租税特別措置法第三十二条第一項 |
| | 五の二第七項第一号 | |
| | 租税特別措置法 | |

附則第四十四条の二第三項を削り、同条第二項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項及び第五項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。第五項において同じ。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。

附則第四十四条の二第四項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

| | | |
|---|---|---|
| 附則第四条第一項第一号 | 租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号 |
| 附則第四条の二第一項第一号 | 租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号 |
| 附則第五条の四第六項第二号ロ | 第三十一条の三 | 第三十一条の三（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。） |
| 附則第三十四条第四項 | 第三十五条第一項 | 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。） |
| | 同法第三十一条第一項 | 租税特別措置法第三十一条第一項 |
| 附則第三十四条の二第六項 | 第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五 | 第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。） |
| 附則第三十四条の | 同法 | 租税特別措置法 |
| | 第三十六条の五 | 第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。次条第一項第一号において同じ。） |
| | 租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号 |
| | 同法 | 租税特別措置法 |

| | | |
|---|---|---|
| 三第三項 | 三十一条の三第一項 | 特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項 |
| 附則第三十五条第五項 | 第三十五条第一項 | 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。） |
| | 同法第三十二条第一項 | 租税特別措置法第三十二条第一項 |
| 附則第三十六条 | 第二十五条第一項 | 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。） |
| | 同法 | 租税特別措置法 |

5　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人が、当該滅失をした旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

附則第四十五条を次のように改める。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第四十五条　道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 附則第五条の四第一項 | 租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二 |
| 附則第五条の四第一項第一号 | 租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二 |
| 附則第五条の四第一項第二号 | 租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、の二 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別措置法 |
| 附則第五条の四の二第一項 | 租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二 |
| 附則第五条の四の二第一項第一号 | 租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは第四十一条の二 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二 |

| | | |
|---|---|---|
| 附則第五条の四の二第一項第二号 | 租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別措置法 |
| 附則第五条の四の二第二項第二号 | 租税特別措置法第四十一条の二の二 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二 |

2　道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第四項の規定は、適用しない。

| | | |
|---|---|---|
| 附則第五条の四第一項第一号 | 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで | 、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで |
| | 住宅借入金等の金額 | 住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十七年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。） |
| | 当該金額 | 当該住宅借入金等の金額 |
| | これらの規定 | 租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項までの規定 |
| | 計算した同項 | 計算した租税特別措置法第四十一条第一項 |
| 附則第五条の四の二第一項第一号 | 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで | 、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで |

3　前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成二十九年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第五条の四の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

4　市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 附則第五条の四第六項 | 租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二 |

| | | |
|---|---|---|
| 附則第五条の四第六項第一号 | 租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二 |
| 附則第五条の四第六項第三号 | 租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別措置法 |
| 附則第五条の四の二第六項 | 租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二 |
| 附則第五条の四の二第六項第一号 | 租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは第四十一条の二 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二 |
| 附則第五条の四の二第六項第二号 | 租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別措置法 |

| | | |
|---|---|---|
| 附則第五条の四の二第七項第二号 | 租税特別措置法第四十一条の二の二 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二 |

5　市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第九項の規定は、適用しない。

| | | |
|---|---|---|
| 附則第五条の四第六項第一号 | 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで | 、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで |
| | 住宅借入金等の金額 | 住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十七年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。） |
| | 当該金額 | 当該住宅借入金等の金額 |
| | これらの規定 | 租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項までの規定 |

| | |
|---|---|
| 計算した同項 | 計算した租税特別措置法第四十一条第一項 |
| 附則第五条の四の二第六項第一号 | 、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで |
| 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで | |

6　前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成二十九年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第五条の四の二第六項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万千九百円」とする。

附則第五十一条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前二項に」を「前三項に」に、「前二項の」を「これらの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画（当該換地計画に係る地域の全部又は一部が附則第五十五条第一項の規定により公示された区域内にあるものに限る。）において定められた換地であつて、同法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第五十五条の見出し中「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」を「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」に改め、同条第四項中「次項及び」を「第六項及び第七項並びに」に改め、同条第五項に次の二号を加える。

三　平成二十五年度課税土地等　第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、次に掲げるものをいう。

イ　平成二十四年度課税土地等であつたもの

ロ　平成二十四年度課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十五年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額を減額せずに平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認めるものとして指定して公示したもの

四　平成二十五年度二分の一減額課税土地等　第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十五年度課税土地等を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ　平成二十四年度二分の一減額課税土地等であつたもの

ロ　平成二十四年度二分の一減額課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十五年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認めるものとして指定して公示したもの

附則第五十五条第六項を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　市町村は、第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十五年度課税土地等及び平成二十五年度二分の一減額課税土地等を除く。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

6　市町村は、平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、平成二十五年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は

都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十五年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第三十三項」を「第三十項」に改める。

附則第五十六条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条の二」を「第六十五条」に、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。

第二十三条第一項第十四号イ中「所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（租税特別措置法」を「租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等（同法」に改め、「第四条第一項の規定の適用を受ける利子、同法」を削り、「、同法第四条の三第一項」を「及び同法第四条の三第一項」に改め、「及び政令で定めるもの」を削り、同号ロ中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、「第二十五条の二第三項及び」を削り、同号ニ中「第二十五条の二第三項及び」を削り、同項第十五号を次のように改める。

十五　特定配当等　租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等及び同法第四十一条の十二の二第一項各号に掲げる償還金に係る同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。

第二十三条第一項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　特定株式等譲渡対価等　租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この号及び第六款において「選択口座」という。）に係る同法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第三十七条の十二の二第二項に規定する譲渡の対価又は当該選択口座において処理された同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の同項に規定する信用取引等に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額をいう。

第二十三条第四項中「から第十六号まで、次条第一項第七号」を「から第十七号まで」に、「並びに第二款第三目」を「、第二款第三目」に改め、「第六款まで」の下に「並びに附則第三十五条の二の五第二項から第四項まで」を加える。

第二十四条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において道府県内に住所を有するもの

第二十四条の二第五項の表第五十三条第四十三項の項中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第三十七項」に改める。

第二十四条の三第一項ただし書中「、第七十一条の七において同じ」を削る。

第二十五条の二第一項中「又は外国法人」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第五十二条第二項第四号中「次条第二十九項、第三十項、第三十二項及び第三十五項」を「次条第二十六項、第二十七項、第二十九項及び第三十二項」に改める。

第五十三条第一項中「、第二十五項、第二十九項及び第三十項」を「及び第二十五項から第二十七項まで」に、「第四十三項」を「第三十七項」に改め、同条第二項中「第三十五項」を「第三十二項」に、「第四十三項」を「第三十七項」に改め、同条第三項中「第四十三項」を「第三十七項」に改め、同条第六項第二号中「第三十五項」を「第三十二項」に改め、同条第二十二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二十四項中「の法人税割及び利子割」を削り、同条第二十五項中「第三十四項」を「第三十一項」に、「第三十五項又は第三十八項」を「第三十二項又は第三十五項」に改め、同条第二十六項から第二十八項までを削り、同条第二十九項中「、第四十項」を削り、「第三十一項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「、第四十項」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項中「第二十九項」を「第二十六項」に改め、「、第四十項」を削り、同項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「第二十九項」を「第二十六項」に、「第三十項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「から第二十六項まで」を「及び第二十五項」に、「第二十九項及び第三十一項」を「第二十八項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、「、第二十六項の規定による控除」を削り、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十二項中「第三十五項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十四項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十三項中「第三十五項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十五項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十四項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十五項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十六項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十七項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十八項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十九項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十一項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十二項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十三項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第八十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第九十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第九十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第九十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第九十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第九十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第九十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第九十九項とし、同条第百項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百項とし、同条第百一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百一項とし、同条第百二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百二項とし、同条第百三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百三項とし、同条第百四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百四項とし、同条第百五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百五項とし、同条第百六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百六項とし、同条第百七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百七項とし、同条第百八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百八項とし、同条第百九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百九項とし、同条第百十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百十項とし、同条第百十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百十一項とし、同条第百十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百十二項とし、同条第百十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百十三項とし、同条第百十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百十四項とし、同条第百十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百十五項とし、同条第百十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百十六項とし、同条第百十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百十七項とし、同条第百十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百十八項とし、同条第百十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百十九項とし、同条第百二十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百二十項とし、同条第百二十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百二十一項とし、同条第百二十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百二十二項とし、同条第百二十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百二十三項とし、同条第百二十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百二十四項とし、同条第百二十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百二十五項とし、同条第百二十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百二十六項とし、同条第百二十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百二十七項とし、同条第百二十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百二十八項とし、同条第百二十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百二十九項とし、同条第百三十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百三十項とし、同条第百三十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百三十一項とし、同条第百三十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百三十二項とし、同条第百三十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百三十三項とし、同条第百三十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百三十四項とし、同条第百三十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百三十五項とし、同条第百三十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百三十六項とし、同条第百三十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百三十七項とし、同条第百三十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百三十八項とし、同条第百三十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百三十九項とし、同条第百四十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百四十項とし、同条第百四十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百四十一項とし、同条第百四十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百四十二項とし、同条第百四十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百四十三項とし、同条第百四十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百四十四項とし、同条第百四十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百四十五項とし、同条第百四十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百四十六項とし、同条第百四十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百四十七項とし、同条第百四十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百四十八項とし、同条第百四十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百四十九項とし、同条第百五十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百五十項とし、同条第百五十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百五十一項とし、同条第百五十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百五十二項とし、同条第百五十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百五十三項とし、同条第百五十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百五十四項とし、同条第百五十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百五十五項とし、同条第百五十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百五十六項とし、同条第百五十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百五十七項とし、同条第百五十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百五十八項とし、同条第百五十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百五十九項とし、同条第百六十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百六十項とし、同条第百六十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百六十一項とし、同条第百六十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百六十二項とし、同条第百六十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百六十三項とし、同条第百六十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百六十四項とし、同条第百六十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百六十五項とし、同条第百六十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百六十六項とし、同条第百六十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百六十七項とし、同条第百六十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百六十八項とし、同条第百六十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百六十九項とし、同条第百七十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百七十項とし、同条第百七十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百七十一項とし、同条第百七十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百七十二項とし、同条第百七十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百七十三項とし、同条第百七十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百七十四項とし、同条第百七十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百七十五項とし、同条第百七十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百七十六項とし、同条第百七十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百七十七項とし、同条第百七十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百七十八項とし、同条第百七十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百七十九項とし、同条第百八十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百八十項とし、同条第百八十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百八十一項とし、同条第百八十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百八十二項とし、同条第百八十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百八十三項とし、同条第百八十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百八十四項とし、同条第百八十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百八十五項とし、同条第百八十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百八十六項とし、同条第百八十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百八十七項とし、同条第百八十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百八十八項とし、同条第百八十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百八十九項とし、同条第百九十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百九十項とし、同条第百九十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百九十一項とし、同条第百九十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百九十二項とし、同条第百九十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百九十三項とし、同条第百九十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百九十四項とし、同条第百九十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百九十五項とし、同条第百九十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百九十六項とし、同条第百九十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百九十七項とし、同条第百九十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百九十八項とし、同条第百九十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第百九十九項とし、同条第二百項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百項とし、同条第二百一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百一項とし、同条第二百二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百二項とし、同条第二百三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百三項とし、同条第二百四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百四項とし、同条第二百五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百五項とし、同条第二百六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百六項とし、同条第二百七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百七項とし、同条第二百八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百八項とし、同条第二百九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百九項とし、同条第二百十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百十項とし、同条第二百十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百十一項とし、同条第二百十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百十二項とし、同条第二百十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百十三項とし、同条第二百十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百十四項とし、同条第二百十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百十五項とし、同条第二百十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百十六項とし、同条第二百十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百十七項とし、同条第二百十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百十八項とし、同条第二百十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百十九項とし、同条第二百二十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百二十項とし、同条第二百二十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百二十一項とし、同条第二百二十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百二十二項とし、同条第二百二十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百二十三項とし、同条第二百二十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百二十四項とし、同条第二百二十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百二十五項とし、同条第二百二十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百二十六項とし、同条第二百二十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百二十七項とし、同条第二百二十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百二十八項とし、同条第二百二十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百二十九項とし、同条第二百三十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百三十項とし、同条第二百三十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百三十一項とし、同条第二百三十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百三十二項とし、同条第二百三十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百三十三項とし、同条第二百三十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百三十四項とし、同条第二百三十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百三十五項とし、同条第二百三十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百三十六項とし、同条第二百三十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百三十七項とし、同条第二百三十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百三十八項とし、同条第二百三十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百三十九項とし、同条第二百四十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百四十項とし、同条第二百四十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百四十一項とし、同条第二百四十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百四十二項とし、同条第二百四十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百四十三項とし、同条第二百四十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百四十四項とし、同条第二百四十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百四十五項とし、同条第二百四十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百四十六項とし、同条第二百四十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百四十七項とし、同条第二百四十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百四十八項とし、同条第二百四十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百四十九項とし、同条第二百五十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百五十項とし、同条第二百五十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百五十一項とし、同条第二百五十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百五十二項とし、同条第二百五十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百五十三項とし、同条第二百五十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百五十四項とし、同条第二百五十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百五十五項とし、同条第二百五十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百五十六項とし、同条第二百五十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百五十七項とし、同条第二百五十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百五十八項とし、同条第二百五十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百五十九項とし、同条第二百六十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百六十項とし、同条第二百六十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百六十一項とし、同条第二百六十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百六十二項とし、同条第二百六十三項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百六十三項とし、同条第二百六十四項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百六十四項とし、同条第二百六十五項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百六十五項とし、同条第二百六十六項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百六十六項とし、同条第二百六十七項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百六十七項とし、同条第二百六十八項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百六十八項とし、同条第二百六十九項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百六十九項とし、同条第二百七十項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百七十項とし、同条第二百七十一項中「第四十六項」を「第四十三項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二百七十一項とし

般公社債等の利子等」に、「第三条の三第四項」を「第三条の三第四項第一号」に改め、「（個人に限る。）」を削る。

第七十一条の二十六第一項中「から、第五十三条第二十六項の規定により控除し、同条第三十九項の規定により充当し、又は同条第四十項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額」を削る。

第七十一条の二十九中「第八条の三第二項」を「第三条の三第四項第二号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第八条の三第四項第二号」に、「本条」を「この条」に改める。

第七十一条の三十一第一項中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に改め、「という。）」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次項において「償還金に係る差益金額」という。）」を加え、同条第二項中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第七十一条の四十八第二項を削る。

第七十一条の五十一第一項中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡所得金額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

1　特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益（以下この項において「当該譲渡の対価等」という。）に相当する金額」及び「譲渡の対価等に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第三項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合」を「租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

第三百二十一条の七の二第一項中「を当該年度の」の下に「初日の属する年の」を加える。

第三百二十一条の七の五第一項中「特別徴収対象年金所得者に係る」の下に「年金所得に係る特別徴収税額及び」を加える。

第三百二十一条の七の八第一項中「当該年度の前年度において第三百二十一条の七の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第二項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した額）に相当する額」を「当該市町村が当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市町村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第三百二十一条の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の二分の一に相当する額（当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。）」に改める。

第三百二十一条の七の十中「ほか、」の下に「特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を変更する場合における公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収の取扱いその他」を加え、同条を第三百二十一条の七の十一とする。

第三百二十一条の七の九中「前条第三項」を「第三百二十一条の七の八第三項」に改め、同条を第三百二十一条の七の十とする。

第三百二十一条の七の八の次に次の一条を加える。

（特別徴収対象年金所得者が市町村の区域外に転出した場合の取扱い）

第三百二十一条の七の九　市町村は、特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において当該市町村の区域内に住所を有しない場合には、第三百二十一条の七の二の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。

2　前項の場合において、市町村は、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市町村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第三百二十条の納期のうち当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

3　市町村は、当該年度の初日の属する年の末日までに前条第三項において読み替えて準用する第三百二十一条の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知を行つた場合において、当該特別徴収対象年金所得者が当該年の翌年の一月一日において当該市町村の区域内に住所を有しないときは、前条第一項の規定による当該特別徴収対象年金所得者に係る当該年度の翌年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の特別徴収の方法による徴収を行わない旨を当該特別徴収対象年金所得者又は当該年金保険者に通知しなければならない。

第三百二十一条の八第二十四項中「の法人税

割及び利子割」を削り、同条第三十項中「から第二十七項まで（第二十六項及び第二十七項」を「及び第二十五項の規定並びに第二十六項及び第二十七項（これら」に改める。

第七百三十四条第二項第一号中「（利子等に係るものを除く。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「（利子等に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同条第三項中「及び利子等に係る道府県民税」を削り、「、第五款及び第六款」を「及び第四款から第六款まで」に改め、「、第二章第一節第一款（個人の道府県民税、法人の道府県民税、特定配当等に係る道府県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に関する部分の規定を除く。）及び第四款の規定を準用するものとし、同項第三号に掲げるものについては」及び「及び第二章第一節第三款（第五十三条第二十二項、第二十三項、第二十六項から第三十三項まで及び第三十九項から第四十二項まで、第五十五条、第五十六条、第六十四条並びに第六十五条の二の規定に限る。）」を削る。

第六章の章名中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。

第七百四十八条の見出し中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第一項中「第五十二条第四十二項、」を削り、同項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第七百四十九条の見出し中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第一項」を「前条」に、「同項の表の上欄に掲げる者又は同条第二項の承認を受けている同項に規定する法人」を「同条の表の上欄に掲げる者」に、「地方税関係帳簿書類（地方税関係帳簿又は地方税関係書類をいう。以下この章において同じ。）のうち同条第一項又は第二項」を「地方税関係帳簿のうち同条」に、「同条第一項の表の下欄に掲げる道府県知事又は同条第二項に規定する道府県知事」を「同表の下欄に掲げる道府県知事」に、「地方税関係帳簿書類に」を「地方税関係帳簿に」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百五十条第一項中「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に、「同項」を「同条」に、「第五項第一号」を「第四項」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、「地方税関係帳簿書類の」を「地方税関係帳簿の」に、「地方税関係帳簿書類について」を「地方税関係帳簿について」に改め、同項第一号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項第二号中「第七百四十八条各項」を「第七百四十八条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項又は第二項の」を「第一項本文の規定による」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」を「地方税関係帳簿の備付けを開始する日の前日」に、「当該各号に定める日に」を「同日に」に改め、「あつたもの」の下に「とみなし、同項ただし書の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出の日から三月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたもの」を加え、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第七百四十八条第一項の表第三号」を「第七百四十八条の表第二号」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とする。

第七百五十一条第一項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に、「地方税関係帳簿書類（」を「地方税関係帳簿（」に、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に、「同条第一項」を「同条」に改め、「又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存」を削り、同条第二項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に改め、「又は第二項」を削り、「（地方税関係帳簿書類」を「（地方税関係帳簿」に改める。

第七百五十二条第一項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に、「同条第一項の表第三号」を「同条の表第二号」に、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に、「同条第一項の規定」を「同条の規定」に改め、「代え、又は同条第二項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録に係る承認済地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に」を削り、「当該地方税関係帳簿書類」を「当該地方税関係帳簿」に、「同条各項」を「同条」に改め、同条第二項中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に、「第七百五十条第二項第二号」を「第七百五十条第二項第二号」に改め、同条第三項中「第七百五十条第四項」を「第七百五十条第三項」に改め、同条第五項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に改め、同条第六項中「第七百五十条第六項」を「第七百五十条第五項」に改める。

第七百五十三条第一項中「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に改め、同項第二号中「第七百四十八条各項」を「第七百四十八条」に改める。

第七百五十四条を次のように改める。

（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）

第七百五十四条　第七百五十条から前条までの規定は、第七百四十九条各項の承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第七百五十条第一項 | 同条の承認を受けようとする場合には | 、前条第一項の承認を受けようとする場合にあつては |

| | | |
|---|---|---|
| | | 三月前の日までに |
| | | が、当該承認 |
| 第七百五十条第二項第二号 | 保存 | 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存 |
| | 第七百四十八条 | 前条各項 |
| 第七百五十条第四項 | 前日 | 前日（当該申請書が前条第二項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日） |
| 第七百五十一条第一項 | 第七百四十八条 | 第七百四十九条各項 |
| | 電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿 | 電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿 |
| | 及び保存 | 及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存 |
| 第七百五十一条第二項 | 第七百四十八条 | 第七百四十九条各項 |
| | 電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿 | 電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 三月前の日までに、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第七百四十八条の承認を受けている地方税関係帳簿について電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日（当該地方税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第四項において同じ。）の三月前の日までに |
| | | が、前条第一項の承認 |
| 第七百五十条第二項第二号 | 保存 | 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存 |
| | 第七百四十八条 | 前条各項 |
| 第七百五十条第四項 | 前日 | 前日（当該申請書が前条第二項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日） |
| 第七百五十一条第一項 | 第七百四十八条 | 第七百四十九条各項 |
| | 電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿 | 電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿 |
| | 及び保存 | 及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存 |
| 第七百五十一条第二項 | 第七百四十八条 | 第七百四十九条各項 |
| | 電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿 | 電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿 |
| | 保存 | 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存 |
| 第七百五十二条第一項 | 第七百四十八条 | 第七百四十九条第一項の規定 |
| | 同条の規定 | 及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を |
| | 代えようと | 代え、又は同条第二項の規定により電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようと |
| 第七百五十二条第五項 | 第七百四十八条 | 第七百四十九条各項 |
| 前条第一項 | 電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿 | 電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿 |
| | 保存 | 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存 |
| | 第七百四十八条 | 第七百四十九条各項 |

第七百五十五条中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。

第七百五十六条第一項中「第七百四十八条各項」を「第七百四十八条」に、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第二項及び第三項中「又は書類の備付け」を「の備付け」に改める。

附則第五条の五第一項中「附則第三十五条の二第一項」の下に「、附則第三十五条の二の二第一項」を加え、同条第二項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項、附則第三十五条の二の二第五項」に改める。

附則第八条の二第三項中「第三十四項から第三十八項」を「第三十一項から第三十五項」に、「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十一項」に改める。

附則第三十三条の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第一項」を「利子所得及び配当所得については、第三十二条第一項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第二項中「道府県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項及び第六項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、道府県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、道府県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削り、「第三十二条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「（同項」を「（同条第二項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第一項」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第五号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第五項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三百十三条を削り、「配当所得については、同条第一項」を「利子所得及び配当所得については、第三百十三条第一項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第六項中「市町村民税」を「前項の規定のうち、特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分は、市町村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三百十三条第十三項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市町村民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「第三百十三条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第七項第一号及び第三号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「（同項」を「（同条第六項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第五項」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第五号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第三十五条の二の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該道府県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第五項第三号」を「第四項第三号」に改め、同条第二項中「道府県民税の所得割の納税義務者が」を「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等（第六項において「一般株式等」という。）を有する道府県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける金額並びに租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十第四項及び第四項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額（これら」を削り、「同法第三十七条の十第一項」を「所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号及び第三号から第五号までの規定中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該市町村民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三百十三条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第十項第三号」を「第八項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「市町村民税の所得割の納税義務者が」を「一般株式等を有する市町村民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「第三十七条の十第三項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額並びに租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十第四項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第三項及び第四項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額（これら」を削り、「同法第三十七条の十第一項」を「所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三

第一項及び第二項に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「前二項」を「前項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第六項の規定の適用がある場合には」を「第五項の規定の適用がある場合には」に改め、同項第一号及び第三号から第五号までの規定中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第六号中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第三十五条の二の三を削る。

附則第三十五条の二の二第一項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同項」を「、同項」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債（第五項において「公社債」という。）」に、「同項各号」を「同法第三十七条の十一の二第一項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。）」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡を」に、「及び前条第一項から第五項まで」を「、前条第一項から第四項まで及び附則第三十五条の二の六第一項から第十項まで」に改め、同条第二項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「附則第三十五条の二の四第一項」を「次条第一項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして政令で定めるものを含む」を「同法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう」に、「並びに附則第三十五条の二の四」を「並びに次条から附則第三十五条の三まで」に、「、附則第三十五条の二の四」を「、次条」に改め、同条第五項中「特定管理株式又は特定保有株式が株式」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債が株式又は公社債」に、「第三十七条の十の二第一項各号」を「第三十七条の十一の二第一項各号」に、「ことは当該特定管理株式又は特定保有株式」を「ことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債」に、「金額は当該特定管理株式又は特定保有株式」を「金額は附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等」に、「及び前条第六項から第十項まで」を「、前条第五項から第八項まで及び附則第三十五条の二の六第十一項から第二十項まで」に改め、同条第六項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条を附則第三十五条の二の三とし、附則第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十五条の二の二　道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該道府県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第四項において準用する前条第四項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2　租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（第六項、次条及び附則第三十五条の三の二において「上場株式等」という。）を有する道府県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、道府県民税に関する規定を適用する。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　前条第四項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第四項中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第一項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

5　市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計

算した金額（当該市町村民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三百十三条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第八項において準用する前条第八項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

6　上場株式等を有する市町村民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市町村民税に関する規定を適用する。

7　前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8　前条第八項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第八項中「附則第三十五条の二第五項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第五項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

附則第三十五条の二の四第一項中「同条第二項」を「同法第三十七条の十一の二第一項」に改める。

附則第三十五条の二の五第一項中「この条及び」を「この項、第五項、第七項及び第八項並びに」に、「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に改め、「以外の」の下に「利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第七項において同じ。）及び」を、「）に係る」の下に「利子所得の金額及び」を加え、同条第二項中「源泉徴収選択口座内配当等」を「同法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第四項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」に、「同条第二項」を「第七十一条の三十一第二項」に改め、同条第三項第一号中「前条第一項」を「租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項」に改め、同項第二号中「第二十四条第一項第七号」を「租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項」に、「前条第二項」を「同法第三十七条の十一の三第二項」に改め、同条第七項中「源泉徴収選択口座内配当等に係る」の下に「利子所得の金額及び」を加え、「以外の配当等に係る」を「以外の利子等及び配当等に係る利子所得の金額及び」に改める。

附則第三十五条の二の六第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十九年度分」に、「附則第三十五条の二第一項後段」を「附則第三十五条の二の二第一項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「附則第三十五条の二第一項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第四項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第五項中「附則第三十五条の二第一項後段」を「附則第三十五条の二の二第一項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に改め、同条第六項中「附則第三十五条の二第一項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第七項中「附則第三十五条の二第一項から第四項まで」を「附則第三十五条の二の二第一項から第三項まで」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「附則第三十五条の二第一項中」を「附則第三十五条の二の二第一項中」に改め、同条第九項中「第三十七条の十二の二第十一項（同法第三十七条の十三の二第十項を「第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項」に改め、同条第十一項中「平成二十二年度分」を「平成二十九年度分」に、「附則第三十五条の二第六項後段」を「附則第三十五条の二の二第五項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十二項中「第三十七条の十一の三第二項」に改め、同条第十三項中「第三十七条の十一の三第二項」に改め、同条第十四項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第十五項中「附則第三十五条の二第六項後段」を「附則第三十五条の二の二第六項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十六項中「附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等」に改め、同条第十七項中「附則第三十五条の二第六項から第九項まで」を「附則第三十五条の二の二第五項から第七項まで」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「附則第三十五条の二第六項中」を「附則第三十五条の二の二第五項中」に改め、同条第十九項中「第三十七条の十二の二第十一項（同法第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項（同法第三十七条の十三の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「及び第九項」を「及び第十一項」に、「及び第四項」を「、第五項及び第六項」に、「第四項、第九項及び第十二項」を「第六項、第十一項及び第十六項」に、「第

八項」を「第十項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第十六項中「第九項に」を「第十一項に」に、「第十二項」を「第十六項」に、「第九項及び第十一項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第十一項の」を「第十五項の」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に、「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第十一項の」を「第十五項の」に、「附則第三十五条の三第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第十一項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第六項から第九項まで」を「第十五項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第五項から第七項まで及び附則第三十五条の二の二第五項から第七項まで」に、「同条第六項」を「附則第三十五条の二第五項中「計算した金額（とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第三十五条の二の二第五項」に、「、「計算した金額（附則第三十五条の三第十一項」を「「計算した金額（附則第三十五条の三第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「前項」を「第十三項及び前項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「金額（」の下に「第十三項又は」を加え、「第十四項」を「第十八項」に、「附則第三十五条の二第六項後段」を「附則第三十五条の二第五項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同条第十五項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13　市町村民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、附則第三十五条の二第五項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

14　前項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二の二第五項から第八項までの規定の適用については、同条第五項中「計算した金額（とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。附則第三十五条の三第九項中「第十一項及び第十二項」を「第十三項、第十五項及び第十六項」に、「第十六項」を「第二十項」に、「附則第三十五条の二第六項から第十項まで」を「附則第三十五条の二第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に、「第一項及び第三項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十二の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第九項」に、「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「において第三項」を「において第五項」に、「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に、「同条第三項に」を「同条第五項に」に、「同条第十四項」を「同条第十八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第一項から第四項まで」を「第五項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第一項から第三項まで及び附則第三十五条の二の二第一項から第三項まで」に、「同条第一項」を「附則第三十五条の二第一項中「計算した金額（とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第三十五条の二の二第一項」に、「、「計算した金額（附則第三十五条の三第三項」を「「計算した金額（附則第三十五条の三第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第三項及び前項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「金額（」の下に「第三項又は」を加え、「第六項」を「第八項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　道府県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があ

るとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、附則第三十五条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4　前項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二の二第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第三十五条の三の二第一項中「の株式等」を「の上場株式等」に改め、同条第二項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、同条第四項中「の株式等」を「の上場株式等」に改め、同条第五項中「附則第三十五条の二第六項から第十項まで」を「附則第三十五条の二第五項から第八項まで」に改める。

附則第三十五条の六（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第三十七条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条中「附則第三十五条の二第六項の株式等」を「附則第三十五条の二第五項の一般株式等」に、「附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等」に改める。

附則第三十七条の二を附則第三十七条の三とする。

附則第三十七条の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十七条の二　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項、第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第四十一条第一項中「から第五項まで及び第九項」を「から第四項まで及び第八項」に改め、同条第三項中「第十一項及び第十三項」を「第十項及び第十二項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「、移行一般社団法人等」の下に「（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記（以下この項において「設立登記」という。）をしたものをいう。第十三項において同じ。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第四十一条第十一項」を「附則第四十一条第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同条第十六項中「附則第四十一条第十五項」を「附則第四十一条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第四十五条の四を削る改正規定、同法第七十二条の五十五の三を削る改正規定、同法第三百十七条の八を削る改正規定、同法第七百四十八条から第七百五十四条までの改正規定、同法第七百五十五条を削り、同法第七百五十四条の二を同法第七百五十五条とする改正規定及び同法第七百五十六条の改正規定並びに同法附則第三条の二、第三条の二の二及び第三条の二の四第一項の改正規定、同法附則第五条の四第一項第二号ハの改正規定（「第十条の五の四」を「第十条の五の四」に改める部分に限る。）、同項第三号の改正規定、同条第六項第二号ハの改正規定（「第十条の五」を「第十条の五の四」に改める部分に限る。）、同項第三号並びに同法附則第五条の四の二第一項第二号及び第五項第二号の改正規定、同法附則第五条の六の改正規定、同法附則第五条の七とし、同法附則第五条の五の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十二条第二項、第三十四条の二及び第四十四条の二の改正規定並びに附則第三条、第四条第二項、第三項及び第六項、第六条第一項並びに第九条第二項、第四項及び第六項の規定　平成二十六年一月一日

二　第一条中地方税法附則第三条の三の改正規定、同法附則第五条の四第一項各号列記以外の部分及び同項第一号並びに同条第六項第一号の改正規定、同法附則第五条の四の二の改正規定（同条第一項第二号及び第五項第二号に係る部分を除く。）並びに同法附則第六条第五項、第三十三条の二第七項第四号、第三十三条の三第七項第四号、第三十四条第六項第四号、第三十五条第八項第四号、第三十五条の二第十項第四号、第三十五条の三の二、第三十五条の四第五項第四号及び第四十五条の改正規定並びに附則第四条第四項及び第五項、第九条第三項及び第五項、第十九条並びに第二十一条の規定　平成二十七年一月一日

三　第二条（次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五条第一項から第四項まで、第十七条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定　平成二十八年一月一日

四　第二条中地方税法第三百二十一条の七の二第一項、第三百二十一条の七の五第一項、第

三百二十一条の七の八第一項及び第三百二十一条の七の十の改正規定、同条を同法第三百二十一条の七の十一とする改正規定、同法第三百二十一条の七の九の改正規定、同条を同法第三百二十一条の七の十とする改正規定並びに同法第三百二十一条の七の八の次に一条を加える改正規定並びに附則第十条第一項の規定　平成二十八年十月一日

五　第二条中地方税法附則第五条の五、第三十三条の二及び第三十五条の二の改正規定、同法附則第三十五条の二の三を削る改正規定、同法附則第三十五条の二の二の改正規定、同条を同法附則第三十五条の二の三とし、同法附則第三十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の二の四第一項、第三十五条の二の六、第三十五条の三、第三十五条の三の二、第三十五条の六並びに第三十七条の改正規定、同法附則第三十七条の二を同法附則第三十七条の三とする改正規定並びに同法附則第三十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条第五項、第十条第二項、第十四条、第二十三条及び第二十四条の規定　平成二十九年一月一日

六　第一条中地方税法附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハの改正規定（「第十条の三の二」を「第十条の三の三」に改める部分に限る。）　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日

七　第一条中地方税法附則第十五条に四項を加える改正規定（同条第三十八項に係る部分に限る。）　港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

八　第一条中地方税法附則第十五条の九第一項の改正規定　建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日

九　第一条中地方税法附則第十一条第三項の改正規定（「において同じ」を「及び第十四項において同じ」に改める部分に限る。）及び同条に一項を加える改正規定　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日

（更正、決定等の期間制限の特例及び消滅時効に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の六第一項第四号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる新法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う新法第十七条の四第一項第一号に規定する加算金の決定について適用し、施行日前にされた旧法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う旧法第十七条の四第一項第一号に規定する加算金の決定については、なお従前の例による。

2　新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる新法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る新法第十八条第一項に規定する地方税の徴収権について適用し、施行日前にされた旧法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る旧法第十八条第一項に規定する地方税の徴収権については、なお従前の例による。

（延滞金及び還付加算金に関する経過措置）

第三条　新法附則第三条の二の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　平成二十五年十二月三十一日以前に旧法第四十五条の四に規定する者に該当した者が同日以前に作成し、又は受領した同条に規定する帳簿及び書類の保存並びに同日以前に行った電子取引（旧法第七百五十五条に規定する電子取引をいう。附則第六条第一項及び第九条第二項において同じ。）の取引情報（旧法第七百五十五条に規定する取引情報をいう。附則第六条第一項及び第九条第二項において同じ。）に係る電磁的記録（旧法第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録をいう。附則第六条第一項及び第九条第二項において同じ。）の保存については、なお従前の例による。

3　新法附則第三条の二の四第一項、第五条の六第一項及び第五条の七第一項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第三条の三第二項第三号の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5　新法附則第三十五条の三の二第二項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

6　新法附則第四十四条の二第二項の規定は、道府県民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

第五条　平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「二十八年旧法」という。）第二十三条第一項第十四号に規定する利子等の支払を受ける日の属する事業年度分の法人の道府県民税及び同日の属する連結事業年度分の法人の道府県民税に係る二十八年旧法第五十三条第二十六項の規定による控除、同条第三十九項の規定による充当、同条第四十項の規定による還付若しくは充当又は同条第四十二項に規定する書類若しくは帳簿の保存、提示若しくは提出については、なお従前の例による。

2　附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条において「二十八年新法」という。）の規定中二十八年新法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る道府県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以

後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき二十八年旧法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等については、なお従前の例による。

3　二十八年新法の規定中二十八年新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る道府県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき二十八年旧法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4　二十八年新法の規定中二十八年新法第二十三条第一項第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に行われる同項第十六号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた二十八年旧法第二十四条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

5　附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十条第二項及び第十四条において「二十九年新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第六条　平成二十五年十二月三十一日以前に旧法第七十二条の五十五の三に規定する者に該当した者が同日以前に作成し、又は受領した同条に規定する帳簿及び書類の保存並びに同日以前に行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

2　旧法附則第九条第十一項から第十三項までの規定は、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第七条　新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第八条　新法附則第十二条の二の五第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第九条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　平成二十五年十二月三十一日以前に旧法第三百十七条の八に規定する者に該当した者が同日以前に作成し、又は受領した同条に規定する帳簿及び書類の保存並びに同日以前に行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

3　新法附則第三条の三第五項第二号、第六条第五項、第三十三条の二第七項第四号、第三十四条第六項第四号、第三十五条第八項第四号、第三十五条の二第十項第四号、第三十五条の四第五項第四号並びに第四十五条第四項及び第五項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第五条の六第二項及び第五条の七第二項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5　新法附則第三十五条の三の二第五項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

6　新法附則第四十四条の二第五項の規定は、市町村民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

第十条　附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百二十一条の七の八第一項及び第三百二十一条の七の九の規定は、平成二十八年十月一日以後の同法第三百十七条の二第一項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の地方税法第三百十七条の二第一項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収については、なお従前の例による。

2　二十九年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第十一条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する停車場建物等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成十七年二月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　平成十七年二月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十六条の二第二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成十九年七月十六日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された

旧法附則第十六条の二第三項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　市町村長は、この法律の施行後速やかに（新法第四百十条第一項ただし書の規定により平成二十五年四月一日以後に土地及び家屋の平成二十五年度の価格等を決定する場合には、その価格等を決定する日までに）新法附則第五十五条第七項第三号ロ又は第四号ロに掲げる土地及び家屋を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

（都市計画税に関する経過措置）

第十二条　次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成十九年七月十六日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十三条　新法第七百三条の四第十項及び第十八項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第十四条　二十九年新法附則第三十五条の六及び第三十七条から第三十七条の三までの規定は、平成二十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十五条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第二項中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第十八条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第五項及び第三十三条の七第二項中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第十一項第五号及び第十八項第一号の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第三条の二の二第十一項第五号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

第二十条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第四項中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同条第六項及び第八項第一号中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同条第十項中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同条第十二項及び第十四項第一号中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める。

第三条の二の三第二項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　附則第十九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十一項第五号及び第十四項第五号の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十二条　附則第二十条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項及び第三項において「二十八年新租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第四項、第六項及び第八項第一号の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　二十八年新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項、第十二項及び第十四項第一号の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　二十八年新租税条約等実施特例法第三条の二の三第二項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「前日」と」の下に「、「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）附則第三十五条の二第一項又は附則第三十五条の二の二第一項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と

いう。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と」を加える。

附則第八条第二項中「、「地方税法等の一部を改正する法律」を「地方税法等の一部を改正する法律」に改め、「前日」と」の下に「、「附則第三十五条の二第六項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）附則第三十五条の二第五項又は附則第三十五条の二の二第五項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と」を加える。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第八項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第十八項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「新法」を「地方税法」に改める。

附則第十条第一項中「新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項」を「地方税法附則第十八条の三（同法附則第二十一条の二第二項」に、「新法附則第二十七条の四の二第二項」を「同法附則第二十七条の四の二第二項」に改め、同条第二項中「新法附則第十八条第六項第一号」を「地方税法附則第十八条第六項第一号」に、「新法附則第十八条の三第一項」を「同法附則第十七条及び第十八条の三第一項」に、「新法附則第二十一条の二第二項」を「同法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項」に改め、同条第三項中「新法附則第十八条第六項第二号」を「地方税法附則第十八条第六項第二号」に、「新法附則第十八条の三第一項」を「同法附則第十八条の三第一項」に、「新法附則第十八条第六項第三号」を「同法附則第十八条第六項第三号」に、「新法附則第十七条第七号」を「同法附則第十七条第七号」に、「新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項」を「同法附則第十七条及び第十八条（同法附則第二十一条の二第二項」に改め、同条第四項中「新法附則第十八条の三第一項」を「地方税法附則第十八条の三第一項」に、「新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項」を「同法附則第十七条及び第十八条（同法附則第二十一条の二第二項」に改め、同条第五項中「新法」を「同法」に改める。

理　由

現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　平成二十八年一月一日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債等の利子等を利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とするとともに、一定の特定公社債等の利子等及び源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、一定税率による分離課税とするほか、所得割に係る上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得の損益通算及び繰越控除の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加えること。

2　個人住民税所得割に係る住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成二十九年であるものまで四年間延長するとともに、平成二十六年四月から同二十九年十二

月までの間に居住の用に供し、かつ、住宅の取得等に係る消費税額等が新消費税法等による引上げ後の消費税率に基づくものである場合、控除限度額を、道府県民税所得割にあっては所得税の課税総所得金額等の合計額の百分の二・八相当額とし、市町村民税所得割にあっては同百分の四・二相当額とすること。

3　公的年金等に係る個人の市町村民税について、仮特別徴収税額を平準化するための措置を講ずること。

4　平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、法人を除外するとともに、法人に係る道府県民税法人税割額から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を当該法人に係る道府県民税均等割額等へ充当又は還付する制度を廃止すること。

5　衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が五トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを加えること。

6　東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び家屋について平成二十五年度分の固定資産税及び都市計画税の減免措置を講ずること。

7　延滞金及び還付加算金の割合等について銀行の短期貸付けの平均利率を踏まえたものとする等の見直しを行うこと。

8　税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。

9　この法律は、一部の規定を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、平成二十五年度において十五億円の増収、平年度において五百八十一億円の減収が見込まれる。

二　議案の可決理由

現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十五年三月二十一日

総務委員長　北側　一雄

衆議院議長　伊吹　文明殿

---

**地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案**

右

国会に提出する。

平成二十五年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第九号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、同項第十号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同項第十一号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十六号中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同表市町村の項第九号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、同項第十一号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同項第十二号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十七号中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、「及び平成二十三年度」を「から平成二十四年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同表第四十二号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同表第四十四号中「平成三年度」を「平成四年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同表第四十五号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同表第四十六号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同表第五十号中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同号(6)中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同表第五十一号中「平成二十三年度において」を「平成二十三年度及び平成二十四年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同表第五十一号中「平成二十三年度において」を「平成二十三年度及び平成二十四年度において」に改め、同表第五十二号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、同表第五十三号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度から平成五年度までの各年度」に改め、同表第五十四号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表第五十五号中「平成三年度」を「平成四年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同表第五十六号中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同表市町村の項第八号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同

項第九号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、同項第十号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同項第十一号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十六号中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加える。

附則第四条の見出し中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第一項中「平成二十四年度に限り」を「平成二十五年度に限り」に、「第七号まで」を「第五号まで」に、「一兆九千七百億円」を「一兆八千九百億円」に、「第八号から第十号まで」を「第六号から第八号まで」に、「附則第十一条及び第十三条第一項」を「附則第十三条第一項」に、「六千七百四億千三百六十万四千円」を「六千五十三億二百四十二万二千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「旧法附則第四条の二第三項」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「六千二百三十四億八千五百万円」を「五千五百八十一億円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「前各号」を「前三号」に、「三兆八千三百六十一億七百五十万円」を「三兆六千四十五億三千百七十五万円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「二千四百二十八億円」を「千七百四十六億円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「三千六百三十六億八千七百四十万円」を「二千九百七十七億八千七百四十万円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第三項中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に、「平成二十六年度から平成四十年度までに」を「平成二十七年度から平成四十一年度までに」に、「平成二十五年度から平成四十年度までの各年度」を「平成二十六年度から平成四十一年度までの各年度」に、「平成二十六年度から平成四十年度までの各年度」を「平成二十七年度から平成四十一年度までの各年度」に改める。

附則第四条の二第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十五年度から平成二十七年度まで」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に、「二千九百九十六億六千二百二十万円」を「千九百九十七億七千四百八十万円」に、「三千九百五十八億六百六十九万八千円」を「千九百七十九億六百六十九万八千円」に改め、「、平成二十五年度に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十五年度から平成四十二年度まで」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に、「第三項」を「第二項」に改め、「平成三十九年度」の下に「及び平成四十年度」を加え、「平成四十年度から平成四十二年度までの各年度」を「平成四十一年度及び平成四十二年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項及び第六条の二第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に改める。

附則第六条の三の見出し中「平成二十四年度

| 年度 | 金額 |
|---|---|
| 平成二十六年度 | 五千百十二億円 |
| 平成二十七年度 | 四千六百九十四億円 |
| 平成二十八年度 | 四千二百四億円 |
| 平成二十九年度 | 三千八百七億円 |
| 平成三十年度 | 三千三百六十七億円 |
| 平成三十一年度 | 二千九百六十一億円 |
| 平成三十二年度 | 二千五百二十九億円 |
| 平成三十三年度 | 二千八十六億円 |
| 平成三十四年度 | 千六百四十八億円 |
| 平成三十五年度 | 千二百九億円 |
| 平成三十六年度 | 八百二十五億円 |
| 平成三十七年度 | 五百十五億円 |
| 平成三十八年度 | 二百七十三億円 |
| 平成三十九年度 | 百二十一億円 |
| 平成四十年度 | 二十六億円 |

及び平成二十五年度の各年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第一項中「平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度分」を「平成二十五年度分」に改め、「平成二十四年度にあつては」を削り、「及び第二号に掲げる額の合算額」を「に掲げる額」に、「第一号及び第三号に掲げる額の合算額」を「第二号に掲げる額」に改め、「とし、平成二十五年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「三兆二千七百八十五億円」を「三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円」に改め、「から前号に掲げる額を控除した額」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「一兆八千八百三十二億円」を「二兆三千六百六十二億千二百九十七万二千円」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を削り、同条第三項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成二十四年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三第三項を同条第二項とし、同条第四項中「からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額」を削り、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（全国緊急防災施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入）

第六条の四　地方団体が平成二十五年度において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるために平成二十五年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、平成二十六年度以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附則第七条の三の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第一号イ中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ロ中「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）」を「平成二十三年法律第三十号」に、「震災特例法改正法及び」を「震災特例法改正法、」に、「租税特別措置法等改正法」を「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ハ中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ニ中「及び租税特別措置法等改正法」を「、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ホ中「及び平成二十四年地方税法等改正法」を「、平成二十四年地方税法等改正法及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ヘからチまでの規定中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号リ中「及び租税特別措置法等改正法」を「、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二号イ中「平成二十四年地方税法等改正法」を「平成二十三年法律第三十号、平成二十四年地方税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ロ中「及び租税特別措置法等改正法」を「、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ハ中「及び平成二十四年地方税法等改正法」を「、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十五年地方税法改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ニ及びホ中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第九条の二中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条中「平成二十四年度に限り」を「平成二十五年度に限り」に改め、「、四千九百十九万五千円」を削り、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十三年度総額特例法第四条」を「旧法附則第十二条」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度震災復興特別交付税額」を「平成二十四年度震災復興特別交付税額」に、「六千七百四億千三百六十万四千円」を「六千五十三億二百四十二万二千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十六年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十三年度震災復興特別交付税額」を「平成二十四年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十四年度内」を「平成二十五年度内」に、「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第二項中「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に、「交付税の総額から第二十条の三第二項」を「交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項」に、「（以下この項において「返還金等の額」という。）」を「をいう。以下この項において同じ。）」に、「百分の九十四」を「百分の九十五」に、「百分の六」を「百分の五」に、「返還金等の額と」

を「返還金等の額及び」に、「一部との」を「一部の」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十四年度及び平成二十五年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に改め、同条第二項中「平成二十四年度にあつては」を「平成二十五年度にあつては」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成二十四年度及び平成二十五年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十四年度及び平成二十五年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に、「平成二十四年度にあつては」を「平成二十五年度にあつては」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十三年度当初交付税総額（平成二十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）」を「前年度の交付税の総額から地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額のうち平成二十四年度において交付された額を控除した額」に、「平成二十五年度にあつては」を「平成二十六年度にあつては」に改め、「により加算された」の下に「附則第十一条に規定する」を加え、「前年度の交付税の総額から附則第十一条」を「前年度の交付税の総額から同条」に、「平成二十四年度において」を「平成二十五年度において」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十一条第四項関係）

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|---|---|---|---|
| 道府県 | 一　警察費 | 警察職員数 | 一人につき　八、二八四、〇〇〇円 |
| | 二　土木費 | | |
| | 1　道路橋りょう費 | 道路の面積 | 千平方メートルにつき　一五九、〇〇〇 |
| | | 道路の延長 | 一キロメートルにつき　一、九八二、〇〇〇 |
| | 2　河川費 | 河川の延長 | 一キロメートルにつき　六九、〇〇〇 |
| | 3　港湾費 | 港湾における係留施設の延長 | 一メートルにつき　二七、七〇〇 |
| | | 港湾における外郭施設の延長 | 一メートルにつき　六、〇九〇 |
| | | 漁港における係留施設の延長 | 一メートルにつき　一〇、九〇〇 |
| | | 漁港における外郭施設の延長 | 一メートルにつき　五、九三〇 |
| | 4　その他の土木費 | 人口 | 一人につき　一、五〇〇 |
| | 三　教育費 | | |
| | 1　小学校費 | 教職員数 | 一人につき　六、一四〇、〇〇〇 |
| | 2　中学校費 | 教職員数 | 一人につき　六、一七〇、〇〇〇 |
| | 3　高等学校費 | 教職員数 | 一人につき　六、五九〇、〇〇〇 |
| | | 生徒数 | 一人につき　六六、四〇〇 |
| | 4　特別支援学校費 | 教職員数 | 一人につき　六、〇二七、〇〇〇 |
| | | 学級数 | 一学級につき　二、二四四、〇〇〇 |
| | 5　その他の教育費 | 人口 | 一人につき　一、七六〇 |
| | | 高等専門学校及び大学の学生の数 | 一人につき　二二四、〇〇〇 |
| | | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 | 一人につき　二七一、〇〇〇 |
| | 四　厚生労働費 | | |
| | 1　生活保護費 | 町村部人口 | 一人につき　八、九八〇 |
| | 2　社会福祉費 | 人口 | 一人につき　一二、三〇〇 |
| | 3　衛生費 | 人口 | 一人につき　一四、四〇〇 |
| | 4　高齢者保健福祉費 | 六十五歳以上人口 | 一人につき　五〇、一〇〇 |
| | | 七十五歳以上人口 | 一人につき　九五、五〇〇 |
| | 5　労働費 | 人口 | 一人につき　五一二 |
| | 五　産業経済費 | | |
| | 1　農業行政費 | 農家数 | 一戸につき　一一六、〇〇〇 |
| | | 公有以外の林野の面積 | 一ヘクタールにつき　四、八八〇 |
| | 2　林野行政費 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3 水産行政費 | 公有林野の面積 | 一ヘクタールにつき | 一五、八〇〇 | |
| | 水産業者数 | 一人につき | 三一七、〇〇〇 | |
| 4 商工行政費 | 人口 | 一人につき | 二、二五〇 | |
| 六 総務費 | | | | |
| 1 徴税費 | 世帯数 | 一世帯につき | 六、二二〇 | |
| 2 恩給費 | 恩給受給権者数 | 一人につき | 一、一三一、〇〇〇 | |
| 3 地域振興費 | 人口 | 一人につき | 七六八 | |
| 七 災害復旧費 | 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金 | 千円につき | 九五〇 | |
| 八 補正予算債償還費 | 昭和五十七年度から平成十年度までの各年度においての国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 | 千円につき | 八〇〇 | |
| 九 地方税減収補填債償還費 | 地方税の減収補填のため平成四年度から平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 千円につき | 二四 | |
| 十 地域財政特例対策債償還費 | 地域財政特例対策のため平成四年度及び平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額 | 千円につき | 三七 | |
| 十一 臨時財政特例債償還費 | 臨時財政特例対策のため平成四年度から平成二十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 | 千円につき | 三四 | |
| 十二 財源対策債償還費 | 平成六年度から平成二十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 千円につき | 五六 | |
| 十三 減税補填債償還費 | 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成十八年度まで及び平成十九年度から平成二十四年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 千円につき | 六六 | |
| 十四 臨時税収補填債償還費 | 臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 千円につき | 一九 | |
| 十五 臨時財政対策債償還費 | 臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十四年度までの各年度において特別に起こすこと | 千円につき | 六六 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 十六　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費 | 平成二十三年度及び平成二十四年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 千円につき | 五 | |
| 市町村 | | | | |
| 一　消防費 | 人口 | 一人につき | 一〇、八〇〇円 | |
| 二　土木費 | | | | |
| 1　道路橋りょう費 | 道路の面積 | 千平方メートルにつき | 七九、一〇〇 | |
| 2　港湾費 | 港湾における係留施設の延長 | 一メートルにつき | 二〇四、〇〇〇 | |
| | 港湾における外郭施設の延長 | 一メートルにつき | 二六、二〇〇 | |
| | 漁港における係留施設の延長 | 一メートルにつき | 六、〇九〇 | |
| | 漁港における外郭施設の延長 | 一メートルにつき | 一一、〇〇〇 | |
| 3　都市計画費 | 都市計画区域における人口 | 一メートルにつき | 四、三三〇 | |
| 4　公園費 | 人口 | 一人につき | 九六八 | |
| 5　下水道費 | 都市公園の面積 | 千平方メートルにつき | 五四四 | |
| 6　その他の土木費 | 人口 | 一人につき | 三七、七〇〇 | |
| 三　教育費 | | | 九四 | |
| 1　小学校費 | 児童数 | 一人につき | 一、七八〇 | |
| | 学級数 | 一学級につき | 四四、三〇〇 | |
| | 学校数 | 一校につき | 八九八、〇〇〇 | |
| 2　中学校費 | 生徒数 | 一人につき | 九、五三六、〇〇〇 | |
| | | | 四一、九〇〇 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 学級数 | 一学級につき | 一、一一九、〇〇〇 | |
| 3　高等学校費 | 学校数 | 一校につき | 九、八八七、〇〇〇 | |
| | 教職員数 | 一人につき | 六、七〇一、〇〇〇 | |
| | 生徒数 | 一人につき | 八〇、八〇〇 | |
| 4　その他の教育費 | 人口 | 一人につき | 五、〇五〇 | |
| | 幼稚園の幼児数 | 一人につき | 三三九、〇〇〇 | |
| 四　厚生費 | | | | |
| 1　生活保護費 | 市部人口 | 一人につき | 九、一三〇 | |
| 2　社会福祉費 | 人口 | 一人につき | 二〇、三〇〇 | |
| 3　保健衛生費 | 人口 | 一人につき | 七、六六〇 | |
| 4　高齢者保健福祉費 | 六十五歳以上人口 | 一人につき | 六八、〇〇〇 | |
| | 七十五歳以上人口 | 一人につき | 八五、一〇〇 | |
| 5　清掃費 | 人口 | 一人につき | 五、〇四〇 | |
| 五　産業経済費 | | | | |
| 1　農業行政費 | 農家数 | 一戸につき | 八三、〇〇〇 | |
| 2　林野水産行政費 | 林業及び水産業の従業者数 | 一人につき | 二七〇、〇〇〇 | |
| 3　商工行政費 | 人口 | 一人につき | 一、四五〇 | |
| 六　総務費 | | | | |
| 1　徴税費 | 世帯数 | 一世帯につき | 四、九九〇 | |
| 2　戸籍住民基本台帳費 | 戸籍数 | 一籍につき | 一、四八〇 | |
| | 世帯数 | 一世帯につき | 二、二九〇 | |
| 3　地域振興費 | 人口 | 一人につき | 二、二七〇 | |
| | 面積 | 一平方キロメートルにつき | 一、二一一、〇〇〇 | |
| 七　災害復旧費 | 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金 | 千円につき | 九五〇 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 八　辺地対策事業債償還費 | 辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金 | 千円につき | 八〇〇 | |
| 九　補正予算債償還費 | 昭和五十七年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 | 千円につき | 八〇〇 | |
| | 平成十一年度から平成十四年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額 | 千円につき | 五五 | |
| 十　地方税減収補塡債償還費 | 地方税の減収補塡のため平成四年度から平成二十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 | 千円につき | 二四 | |
| 十一　地域財政特例対策債償還費 | 地域財政特例対策のため平成四年度及び平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額 | 千円につき | 三六 | |
| 十二　臨時財政特例債償還費 | 臨時財政特例対策のため平成四年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 | 千円につき | 三四 | |
| 十三　財源対策債償還費 | 平成六年度から平成二十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 千円につき | 五四 | |
| 十四　減税補塡債償還費 | 個人の市町村民税等による特別減税に係る平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 千円につき | 八五 | |
| 十五　臨時税収補塡債償還費 | 臨時税収補塡のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 千円につき | 五三 | |
| 十六　臨時財政対策債償還費 | 臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 | 千円につき | 六六 | |
| 十七　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費 | 平成二十三年度及び平成二十四年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 | 千円につき | 五 | |

別表第二道府県の項中「一一、九六〇」を「一一、六二〇」に、「一、二九一、〇〇〇」を「一、三〇七、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二二、〇七〇」を「二一、三二〇」に、「二、五八三、〇〇〇」を「二、五八五、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十五年度から」を「平成二十六年度から」に改め、同項の表中

| | |
|---|---|
| 平成二十四年度 | 二千八十六億円 |
| 平成二十五年度 | 千六百四十八億円 |
| 平成二十六年度 | 千二百九億円 |
| 平成二十七年度 | 八百二十五億円 |
| 平成二十八年度 | 五百十五億円 |
| 平成二十九年度 | 二百七十三億円 |
| 平成三十年度 | 百二十一億円 |
| 平成三十一年度 | 二十六億円 |

を

| | |
|---|---|
| 平成二十五年度 | 千億円 |

に改める。

附則第五条中「平成十九年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第九条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「第六号まで」を「第四号まで」に、「一兆千億円」を「一兆四百億円」に、「同項第十号」を「同項第八号」に改め、「、平成二十五年度にあっては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「第二号に掲げる額を加算した額から第三号」を「第一号に掲げる額を加算した額から第二号」に、「第二号に掲げる額を加算した額から第四号」を「第一号に掲げる額を加算した額から第三号」に改め、「、平成三十九年度」の下に「及び平成四十年度」を加え、「第二号に掲げる額を加算した額から第五号」を「第一号に掲げる額を加算した額から第四号」に、「平成四十年度から平成四十二年度までの各年度」を「平成四十一年度及び平成四十二年度」に、「算定した額から第五号」を「算定した額から第四号」に改め、同条第二号を削り、同条第三号の表を次のように改める。

| 年度 | 金額 |
|---|---|
| 平成二十六年度 | 五千百十二億円 |
| 平成二十七年度 | 四千六百九十四億円 |
| 平成二十八年度 | 四千二百四億円 |
| 平成二十九年度 | 三千八百七億円 |
| 平成三十年度 | 三千三百六十七億円 |
| 平成三十一年度 | 二千九百六十一億円 |
| 平成三十二年度 | 二千五百二十九億円 |

附則第九条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「平成二十五年度から平成二十七年度まで」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同条第四号とする。

附則第十条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十五年度分の地方交付税から適用し、平成二十四年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（地域の元気づくり推進費の基準財政需要額への算入）

第三条　平成二十五年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|---|---|---|---|
| 道府県 | 地域の元気づくり推進費 | 人口 | 一人につき　五二八円 |

| 市町村 | 地域の元気づくり推進費 | 人口 | 一人につき　二六二円 |
|---|---|---|---|
| | 測定単位 | 測定単位の数値の算定の基礎 | 表示単位 |
| | 人口 | 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口 | 人 |

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十五年度分の予算から適用する。

---

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

---

**地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書**

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税の総額の特例等

㈠　平成二十五年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額一兆八千九百億円、平成二十五年度における法定加算額七千七百三十一億円並びに臨時財政対策のための特例加算額三兆六千四十五億三千百七十五万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額千億円及び同特別会計借入金利子支払額千七百四十六億円等を控除した額十七兆六百二十四億四千六百五万八千円とすること。

㈡　平成二十六年度から平成四十年度までの各年度における地方交付税の総額について、百七十二億円を加算すること。

㈢　平成二十五年度において、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れの特例を設けること。

2　基準財政需要額の算定方法の改正

㈠　平成二十五年度及び平成二十六年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けるとともに、平成二十五年度における措置として「地域の元気づくり推進費」を設けること。

㈡　地方公務員の給与に要する経費の財源について、平成二十五年一月二十四日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を踏まえて措置すること等必要な措置を講ずるため、単位費用の改正等を行うこと。

㈢　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

3　震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、平成二十五年度分の地方交付税の総額に六千五十三億二百四十二万二千円を加算するほか、平成二十五年度及び平成二十六年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例等を設けること。

4　施行期日

この法律は、平成二十五年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十五年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成二十五年度特別会計予算の交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出において、地方交付税交付金十七兆四千四百七十八億五千五百二十七万二千円が計上されている。

右報告する。

平成二十五年三月二十一日

総務委員長　北側　一雄

衆議院議長　伊吹　文明殿

---

**放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件**

右

国会に提出する。

平成二十五年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第70条第２項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画

平　成　25　年　度　収　支　予　算

予　算　総　則

第１条　日本放送協会（以下、「協会」という。）の平成25年度収支予算の収入及び支出を別表第１収支予算書のとおり定める。

第２条　放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第２に掲げる契約種別及び別表第３に掲げる支払区分に応じ、別表第４に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第５に掲げるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、別表第６に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第３に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第６に掲げる額を減ずることとする。ただし、第３項、第４項又は第５項の規定による場合を除く。

３　第１項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第７に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第３に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第１項に定める受信料の額から別表第７に掲げる額を減ずることとする。ただし、第５項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第１項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第７に掲げる額を減ずることとする。

４　第１項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第３に掲げる支払区分に応じて支払う場合で、その放送受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第３に掲げる支払区分により支払う場合は、当該契約について、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

５　第１項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ２件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち１件を除外した残りのそれぞれについて、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第３条　本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第４条　本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第５条　本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

２　前年度予算総則第５条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第６条　予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

２　予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第７条　事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第８条　事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第９条　事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条　前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を建設積立資産への繰入れ又は設備の新設、改善に充てることができる。

第11条　国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第12条　業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

## 平成25年度収支予算書

（一般勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| 事業収入 | | 647,906,889 |
| | 受信料 | 622,101,017 |
| | 交付金収入 | 3,526,908 |
| | 副次収入 | 9,246,293 |
| | 財務収入 | 4,470,041 |
| | 雑収入 | 3,500,000 |
| | 特別収入 | 5,062,630 |
| 事業支出 | | 647,906,889 |
| | 国内放送費 | 285,663,904 |
| | 国際放送費 | 15,811,202 |
| | 契約収納費 | 58,230,571 |
| | 受信対策費 | 4,578,968 |
| | 広報費 | 5,240,833 |
| | 調査研究費 | 8,858,385 |
| | 給与 | 123,409,071 |
| | 退職手当・厚生費 | 61,344,504 |
| | 共通管理費 | 12,304,701 |
| | 減価償却費 | 67,330,000 |
| | 財務費 | 3,750 |
| | 特別支出 | 2,131,000 |
| | 予備費 | 3,000,000 |
| 事業収支差金 | | — |

（資本収支）

（単位　千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| 資本収入 | | 71,430,000 |
| | 前期繰越金受入れ | 1,812,153 |
| | 減価償却資金受入れ | 67,330,000 |
| | 資産受入れ | 2,287,847 |
| 資本支出 | | 71,430,000 |
| | 建設費 | 71,430,000 |
| 資本収支差金 | | — |

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,428億4,425万9千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,457億7,588万9千円であり、経常収支差金は、△29億3,163万円である。

（番組アーカイブ業務勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| 事業収入 | | 1,782,310 |
| | 視聴料収入 | 1,782,310 |
| 事業支出 | | 2,425,018 |
| | 既放送番組配信費 | 1,987,941 |
| | 広報費 | 232,488 |
| | 給与 | 95,432 |
| | 退職手当・厚生費 | 42,875 |
| | 共通管理費 | 37,298 |
| | 減価償却費 | 28,984 |
| 事業収支差金 | | △ 642,708 |

（資本収支）

（単位　千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| 資本収入 | | 28,984 |
| | 減価償却資金受入れ | 28,984 |
| 資本支出 | | 28,984 |
| | 建設費 | 28,984 |
| 資本収支差金 | | — |

事業収支差金△６億4,270万８千円を含む平成25年度末の繰越不足△82億55万１千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんする。

（受託業務等勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| 事業収入 | | 1,454,519 |
| | 受託業務等収入 | 1,454,519 |
| 事業支出 | | 1,219,638 |
| | 受託業務等費 | 1,219,638 |
| 事業収支差金 | | 234,881 |

事業収支差金２億3,488万１千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第２　契約種別

| | |
|---|---|
| 地上契約 | 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約 |
| 衛星契約 | 衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約 |
| 特別契約 | 地上系によるテレビジョン放送（暫定的難視聴対策事業に係る放送として社団法人デジタル放送推進協会が行う「地デジ難視対策衛星放送」（以下「地デジ難視対策衛星放送」という。）によるものを除く。）の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約 |

地デジ難視対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴若しくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし協会が定める要件を備えた地域又は難視聴地域において、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、地上契約を適用する。

なお、別表第２において、社団法人デジタル放送推進協会が、公益法人制度改革に対応して、平成25年４月１日以降に法人の名称を変更した場合は、変更後の名称に読み替える。

別表第３　支払区分

| | |
|---|---|
| 口座振替 | 協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払 |
| クレジットカード等継続払 | 協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払 |
| 継続振込 | 協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払 |

別表第４　受信料額（消費税込額）

| 契約種別 | 支払区分 | 月額 | ６か月前払額 | 12か月前払額 |
|---|---|---|---|---|
| 地上契約 | 口座・クレジット | 1,225円 | 6,980円 | 13,600円 |
| | 継続振込等 | 1,275円 | 7,270円 | 14,160円 |
| 衛星契約 | 口座・クレジット | 2,170円 | 12,370円 | 24,090円 |
| | 継続振込等 | 2,220円 | 12,660円 | 24,650円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 特別契約 | 口座・クレジット | 955円 | 5,430円 | 10,580円 |
| | 継続振込等 | 1,005円 | 5,730円 | 11,180円 |

「口座・クレジット」とは別表第３に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第２条第２項、第３項及び第５項で適用する第２条第１項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第２条第５項で規定する除外する１件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第５　受信料額（沖縄県）（消費税込額）

| 契約種別 | 支払区分 | 月額 | ６か月前払額 | 12か月前払額 |
|---|---|---|---|---|
| 地上契約 | 口座・クレジット | 1,070円 | 6,100円 | 11,880円 |
| | 継続振込等 | 1,120円 | 6,390円 | 12,440円 |
| 衛星契約 | 口座・クレジット | 2,015円 | 11,490円 | 22,370円 |
| | 継続振込等 | 2,065円 | 11,780円 | 22,930円 |

「口座・クレジット」とは別表第３に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第２条第２項、第３項及び第５項で適用する第２条第１項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第２条第５項で規定する除外する１件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第６　多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

| 契約種別ごとの契約件数 | 契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額 | |
|---|---|---|
| | 衛星契約 | 特別契約 |
| 50件未満 | 200円 | 90円 |
| 50件以上100件未満 | 230円 | |
| 100件以上 | 300円 | |

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件（沖縄県の区域においては、96件（６か月前払又は12か月前払による場合に限る。）、97件、98件又は99件とする。）である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が９件（６か月前払又は12か月前払による場合に限る。）である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

別表第７　団体一括支払における割引額（消費税込額）

| 契約種別 | 割引額 |
|---|---|
| 衛星契約 | すべての契約件数を対象に、<br>契約件数１件あたり　月額　200円 |
| 特別契約 | すべての契約件数を対象に、<br>契約件数１件あたり　月額　200円<br>ただし、12か月前払による場合は、　年額　2,420円 |

## 平成25年度事業計画

### １　計画概説

平成25年度は、３か年経営計画の２年目として、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」の４つの重点事項を24年度に引き続き、着実に実施していく。

経営計画を策定した以降に、東海・東南海・南海地震の被害想定が見直された。また、激動する国際情勢等の中、一層正確で安心できる情報を視聴者に届けることが、公共放送に求められている。

このような状況の下、放送・サービスにおいては、いかなる災害時にも対応できるよう、安全・安心を守るための公共放送の機能強化を一層拡充し、あわせて、24年度に引き続き、東日本大震災からの復興を支援する。また、確かなニュースや世界に通用する質の高い番組、日本や地域の発展につながる放送を充実するとともに、世界に向けた情報発信を強化する。

さらには、放送と通信の連携が一層進展する時代において、スーパーハイビジョンやハイブリッドキャスト等次世代のデジタル技術を活用した新たなサービスを開発する。あわせて、人にやさしい放送・サービスを拡充する。

協会の主たる財源である受信料については、24年10月から実施した値下げの通年化により、減収影響が更に大きくなるが、受信料の公平負担の徹底のため、営業改革と受信料制度の理解促進に努めるとともに、一層効率的な経営を行い、公共放送の価値を最大に高めていく。

(1)　安全・安心を守る公共放送の機能強化に向け、いかなる災害時にも対応できる放送設備の整備を行う。また、安定的な放送を継続するための設備更新を行うとともに、緊急報道の強化や地域放送の充実、新たなサービスへの対応等に必要な設備を整備する。

(2)　国内放送は、国民の生命・財産を守るため、災害時の報道及び番組制作体制を強化して、正確で迅速な報道に万全を期すとともに、東日本大震災からの復興を支援し、課題を掘り下げる番組を放送する。また、世界に通用する質の高い番組や世代を越えて楽しむことのできる番組など多彩なジャンルの番組を放送するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

このほか、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第23回参議院議員通常選挙及び第22回冬季オリンピック・ソチ大会の放送を実施する。

(3)　国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、英語ニュース等テレビジョン国際放送の充実を図るとともに、ラジオ国際放送については的確かつ迅速な情報発信に努める。

(4)　受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率と収納率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

(5)　調査研究については、放送と通信が連携する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(6)　給与については、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。

(7)　アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

(8)　会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(9)　公共放送としての役割を達成するため、協会独自の手法により、計画の進捗状況を適切に評価・管理するなど、マネジメントを強化するとともに、業務の棚卸しや要員の見直し等を行い、子会社等を含めた効率的な業務体制を構築する。また、放送会館の省エネルギー化を推進するなど、環境経営に着実に取り組む。さらに、放送・サービスの質を向上させるため、公共放送を担う人材の確保と育成に努めるとともに、職員の士気の向上と活力ある職場づくりを進める。

2　建設計画

建設計画については、衛星放送施設の整備に８億8,900万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に195億9,740万円、放送会館の整備に29億7,600万円、放送番組設備の整備に378億9,760万円、研究施設の整備等に100億7,000万円、総額714億3,000万円をもって施行する。

(1)　衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送の送信設備など衛星放送設備の整備を行う。

これらに要する経費は、８億8,900万円である。

(2)　テレビジョン放送網整備計画

地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化するとともに、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。また、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、87億9,890万円である。

(3)　ラジオ放送網整備計画

地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化するとともに、外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局及びＦＭ放送局の建設を行う。また、国際放送の送信設備を更新するための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、107億9,850万円である。

(4)　放送会館整備計画

放送会館については、京都、熊本及び仙台の放送会館の整備等を行う。

これらに要する経費は、29億7,600万円である。

(5)　放送番組設備整備計画

首都直下地震等に備え、放送センター（本部）の代替機能を整備するとともに、全国の取材・伝送機能等を強化する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、378億9,760万円である。

(6)　研究施設、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、64億円である。

(7)　建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、36億7,000万円である。

3　事業運営計画

(1)　国内放送

ア　番組関係

(ア)　地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、生活に欠かせないチャンネルとして、日本そして世界の課題を考えるニュースや番組を継続・強化するとともに、創造的な文化、教養、娯楽番組等、心豊かに暮らせる番組をバランスよく編成する。正確で迅速な報道に万全を期し、防災や減災に役立つ情報の提供を一層強化する。また、東日本大震災からの復興を支援する番組や世代を越えて楽しむことのできる番組を放送するとともに、世界に通用する大型番組の開発・展開を進める。放送時間は、１日24時間を基本とする。

教育テレビジョンは、青少年・子供の健全な育成に資する番組や文化・芸術の継承・発展に資する番組の充実を図る。また、知的関心にこたえる番組や福祉番組等を編成し、教育放送に求められる役割の強化を図る。このほか、定時のマルチ編成を行う。放送時間は、１日20時間を基本とする。

(イ) 衛星テレビジョン放送

ＢＳ１は、生放送にこだわったスポーツや世界の今を伝える国際情報、報道の背景を深く掘り下げる番組を中心に、新規視聴者層を開拓する番組等を編成する。また、国際的な展開を視野に入れた番組や放送と通信の連携を推し進めた番組を開発するほか、マルチ編成を活用して、視聴者の利便性を向上させる。放送時間は、１日24時間を基本とする。

ＢＳプレミアムは、本物志向の教養・娯楽チャンネルとして、多彩な分野の良質で個性的な番組を編成する。また、圧倒的な訴求力と話題性を持った大型企画番組を充実するとともに、先進的な演出手法やテーマにも挑戦し、新たなテレビ文化の創造に貢献する。放送時間は、１日24時間を基本とする。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第１放送は、ニュースを拡充するとともに、生放送の時間を増やして、災害等の緊急時には、生命や暮らしを守る情報を迅速に伝えるなど、安心ラジオとしての機能を一層強化する。また、音声の基幹波として、幅広い世代から信頼と共感が得られるように、生活情報や教養、娯楽番組など多彩な番組を編成する。放送時間は、１日24時間を基本とする。

ラジオ第２放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、幅広いテーマの教養番組等、利用者の多様な知的欲求にこたえる番組を編成し、質の向上を図る。また、福祉番組や在日外国人向け番組等にも取り組む。放送時間は、１日19時間を基本とする。

ＦＭ放送は、総合音楽波として、優れた音質を生かした多彩な音楽番組等を編成する。また、災害等の緊急時には、ラジオ第１放送と連携して機動的な編成を行い、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。放送時間は、１日24時間を基本とする。

また、ラジオ放送を聴取しにくい状況の改善に資するため、ラジオ第１放送、ラジオ第２放送及びＦＭ放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて提供するとともに、新たに一部の地域放送番組を追加して提供する。

(エ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したきめ細かなニュース・生活情報や地域の課題に取り組む番組等を編成し、地域の安全・安心と再生・活性化に貢献する。地域を舞台にした番組を強化し、地域からの全国発信を積極的に実施する。地域放送の放送時間は、総合テレビジョンで１日２時間30分、ラジオ第１放送で１日２時間30分、ＦＭ放送で１日１時間20分を基本とする。

(オ) 補完放送

データ放送は、地上及び衛星のテレビジョン放送各波で実施し、各波の特長を踏まえたコンテンツを展開して、安全・安心に関するコンテンツや番組情報の充実を図る。このほか、インターネットの活用により放送と通信の連携を強化する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、放送時間の拡大等サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び２か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ただし、教育テレビジョンでは一部で独自番組の放送を実施し、携帯・移動端末にふさわしい番組を放送する。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。

(カ) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

インターネットによるサービスについては、放送した番組等の提供を行うとともに、放送番組の周知やきめ細かな安全・安心情報を提供するなど、多様な情報発信に取り組む。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,076億3,930万４千円、番組の編成企画等に198億5,730万円で、総額2,274億9,660万４千円である。

イ　技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額581億6,730万円である。

以上により、国内放送費総額は、2,856億6,390万４千円となる。

(2) 国際放送

国際放送は、外国人向けと邦人向けのテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。また、インターネットによるサービス等を行う。

外国人向けテレビジョン国際放送では、日本、アジアをはじめとする世界の情報を伝える英語ニュースを一層強化するとともに、日本の様々な魅力や最先端の動きを伝える多彩なジャンルの番組を放送する。あわせて、東日本大震災からの復興と再生に取り組む日本の姿を海外に向けて発信し、諸外国へ日本とアジアの実情を伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献する。さらに、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大するとともに、ハイビジョン放送を推進する。放送時間は、１日23時間程度を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、１日５時間程度、ニュースや情報番組を中心に放送し、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、的確かつ迅速な情報の提供に万全を期す。このほか、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ１日５時間程度実施する。

ラジオ国際放送については、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図り、地域の特性に応じた多様な手段で伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、１日58時間10分とする。

このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

インターネットによるサービスについては、情報性と利便性の向上を図るとともに、ニュースや番組のストリーミング配信等を充実する。

これらに要する経費は、総額158億1,120万２千円となる。

(3) 契約収納

受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率と収納率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

これらに要する経費は、総額582億3,057万１千円となる。

(4) 受信対策

衛星セーフティネット（地デジ難視対策衛星放送）の終了に向けて、新たな難視聴対策や混信への対策等を実施する。また、受信相談など視聴者への受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額45億7,896万８千円となる。

(5) 広報

視聴者との対話の仕組みを一層強化し、意見や要望又は苦情を迅速かつ的確に把握することで、放送及び業務運営へ反映させる回路の充実に努める。また、公共放送や受信料制度への理解促進及び視聴者層の拡大に向けて、多様で効果的な広報活動を展開する。

これらに要する経費は、総額52億4,083万３千円となる。

(6) 調査研究

放送技術の研究については、スーパーハイビジョン等将来の映像文化の発展のための研究開発、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行う。

放送番組の研究については、若年層など視聴者層拡大のための多角的分析をはじめ、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究を行うとともに、全国接触者率調査を実施するなど、視聴者意向の的確な把握を行う。

これらに要する経費は、総額88億5,838万５千円となる。

(7) 給与

給与については、総額1,234億907万１千円とし、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。また、全国ネットワークを含む公共放送の役割を果たすための要員体制の構築・整備を進める。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、社会保険費の減等により、総額613億4,450万４千円となる。

(9) 共通管理

共通管理については、施設管理費の減等により、総額123億470万１千円となる。

(10) 番組アーカイブ業務

アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

これに係る収入は17億8,231万円、支出は24億2,501万８千円である。

(11) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は14億5,451万９千円、支出は12億1,963万８千円である。

(12) 効率的な経営の推進による公共放送の価値の最大化

公共放送としての役割を達成するため、協会独自の手法により、計画の進捗状況を適切に評価・管理する。あわせて、公共放送としての役割の実現を目指す基本方針や、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」の４つの重点事項に加え、現場管理を一貫して管理し、マネジメントの強化を図る。また、業務の棚卸しや要員の見直し等を行い、より効率的かつ効果的な業務体制を構築するとともに、子会社等の経営目標管理を徹底するなど、ＮＨＫグループとしてのガバナンスやマネジメントを強化する。環境経営については、放送会館の省エネルギー化等に着実に取り組む。

さらに、放送・サービスの質を向上させるため、公共放送を担う高い使命感を備えた人材を確保するとともに、コンプライアンス意識の醸成やマネジメント力強化のための人材育成施策を充実する。あわせて、人材の評価・配置の適正化により職員の士気を高めるとともに、活力ある職場づくりを進める。

4　受信契約件数

(1) 地上契約

ア　有料契約見込件数

| 区分 | 平成25年度 | 平成24年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 年度初頭契約件数 | 21,142,000 | 21,442,000 | △ 300,000 |
| 年度内新規契約件数 | 1,540,000 | 1,590,000 | △ 50,000 |
| 年度内解約件数 | 1,750,000 | 1,890,000 | △ 140,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ 210,000 | △ 300,000 | 90,000 |
| 年度末契約件数 | 20,932,000 | 21,142,000 | △ 210,000 |

イ　受信料免除見込件数

| 区分 | 平成25年度 | 平成24年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 年度初頭免除件数 | 2,394,000 | 2,337,000 | 57,000 |
| 年度内新規免除件数 | 291,000 | 288,000 | 3,000 |
| 年度内解約件数 | 206,000 | 231,000 | △ 25,000 |
| 年度内増加免除件数 | 85,000 | 57,000 | 28,000 |
| 年度末免除件数 | 2,479,000 | 2,394,000 | 85,000 |

(2) 衛星契約

ア　有料契約見込件数

| 区分 | 平成25年度 | 平成24年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 年度初頭契約件数 | 16,963,000 | 16,213,000 | 750,000 |
| 年度内新規契約件数 | 1,210,000 | 1,260,000 | △ 50,000 |
| 年度内解約件数 | 520,000 | 510,000 | 10,000 |
| 年度内増加契約件数 | 690,000 | 750,000 | △ 60,000 |
| 年度末契約件数 | 17,653,000 | 16,963,000 | 690,000 |

イ　受信料免除見込件数

| 区分 | 平成25年度 | 平成24年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 年度初頭免除件数 | 309,000 | 273,000 | 36,000 |
| 年度内新規免除件数 | 80,000 | 80,000 | 0 |
| 年度内解約件数 | 58,000 | 44,000 | 14,000 |
| 年度内増加免除件数 | 22,000 | 36,000 | △ 14,000 |
| 年度末免除件数 | 331,000 | 309,000 | 22,000 |

(3) 特別契約

有料契約見込件数

| 区分 | 平成25年度 | 平成24年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 年度初頭契約件数 | 9,000 | 9,000 | 0 |
| 年度内新規契約件数 | 0 | 0 | 0 |
| 年度内解約件数 | 0 | 0 | 0 |
| 年度内増加契約件数 | 0 | 0 | 0 |
| 年度末契約件数 | 9,000 | 9,000 | 0 |

（参考1）

有料契約見込総数

| 区分 | 地上契約 | 衛星契約 | 特別契約 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 年度初頭契約件数 | 21,142,000 | 16,963,000 | 9,000 | 38,114,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ 210,000 | 690,000 | 0 | 480,000 |
| 年度末契約件数 | 20,932,000 | 17,653,000 | 9,000 | 38,594,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区分 | 地上契約 | 衛星契約 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 年度初頭契約件数 | 201,000 | 99,000 | 300,000 |
| 年度内増加契約件数 | 1,000 | 6,000 | 7,000 |
| 年度末契約件数 | 202,000 | 105,000 | 307,000 |

（参考2）

支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

| 区分 | 口座振替 | クレジットカード等継続払 | 継続振込 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度初頭契約件数 | 15,122,000 | 2,061,000 | 2,682,000 | 1,277,000 | 21,142,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ 135,000 | 110,000 | △ 45,000 | △ 140,000 | △ 210,000 |
| 年度末契約件数 | 14,987,000 | 2,171,000 | 2,637,000 | 1,137,000 | 20,932,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区分 | 口座振替 | クレジットカード等継続払 | 継続振込 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度初頭契約件数 | 89,000 | 11,000 | 44,000 | 57,000 | 201,000 |
| 年度内増加契約件数 | 5,000 | 3,000 | △ 1,000 | △ 6,000 | 1,000 |
| 年度末契約件数 | 94,000 | 14,000 | 43,000 | 51,000 | 202,000 |

(2) 衛星契約

| 区分 | 口座振替 | クレジットカード等継続払 | 継続振込 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度初頭契約件数 | 11,269,000 | 1,582,000 | 3,812,000 | 300,000 | 16,963,000 |
| 年度内増加契約件数 | 315,000 | 250,000 | 145,000 | △ 20,000 | 690,000 |
| 年度末契約件数 | 11,584,000 | 1,832,000 | 3,957,000 | 280,000 | 17,653,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区分 | 口座振替 | クレジットカード等継続払 | 継続振込 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度初頭契約件数 | 58,000 | 9,000 | 26,000 | 6,000 | 99,000 |
| 年度内増加契約件数 | 4,000 | 1,000 | 1,000 | 0 | 6,000 |
| 年度末契約件数 | 62,000 | 10,000 | 27,000 | 6,000 | 105,000 |

(3) 特別契約

| 区分 | 口座振替 | 継続振込 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 年度初頭契約件数 | 4,000 | 5,000 | 9,000 |
| 年度内増加契約件数 | 0 | 0 | 0 |
| 年度末契約件数 | 4,000 | 5,000 | 9,000 |

5 要員計画

| 区分 | 要員数 |
|---|---|
| 事業運営関係 | 10,213人 |
| 建設関係 | 179 |
| 合計 | 10,392 |

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内100人の純減を見込んだものである。

## 平成25年度資金計画

1 資金計画の概要

平成25年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,083億3,645万7千円、事業経費、建設経費等による出金総額7,214億9,465万5千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,221億101万7千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,167億2,816万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金16億4,691万6千円、国際放送関係など交付金収入35億2,690万8千円、有価証券の償還294億円、受取利息その他の入金570億3,447万3千円を見込む。

以上により、入金額は、総額7,083億3,645万7千円である。

3 出金の部

事業経費5,728億2,893万2千円、建設経費714億3,000万円、有価証券の購入400億円、納付消費税その他の出金372億3,572万3千円を合わせ出金額は、総額7,214億9,465万5千円である。

（参考） 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

（単位 千円）

| 区分 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 前期末資金有高 | 76,739,000 | 98,516,303 | 74,537,112 | 91,961,213 | — |
| 2 入金 | 210,422,210 | 142,124,194 | 205,014,314 | 150,775,739 | 708,336,457 |
| 受信料 | 188,743,938 | 122,414,014 | 181,007,347 | 124,562,861 | 616,728,160 |
| 固定資産売却代金 | 1,275,138 | 23,172 | 198,468 | 150,138 | 1,646,916 |
| 交付金収入 | 4,716 | 1,812,423 | 7,860 | 1,701,909 | 3,526,908 |
| 有価証券償還 | 5,000,000 | 7,800,000 | 9,300,000 | 7,300,000 | 29,400,000 |
| 受取利息その他の入金 | 15,398,418 | 10,074,585 | 14,500,639 | 17,060,831 | 57,034,473 |
| 3 出金 | 188,644,907 | 166,103,385 | 187,590,213 | 179,156,150 | 721,494,655 |
| 事業経費 | 159,027,271 | 132,334,854 | 146,607,683 | 134,859,124 | 572,828,932 |
| 建設経費 | 16,381,686 | 12,390,900 | 17,229,498 | 25,427,916 | 71,430,000 |
| 有価証券購入 | 5,000,000 | 11,500,000 | 14,500,000 | 9,000,000 | 40,000,000 |
| 納付消費税その他の出金 | 8,235,950 | 9,877,631 | 9,253,032 | 9,869,110 | 37,235,723 |
| 4 期末資金有高 | 98,516,303 | 74,537,112 | 91,961,213 | 63,580,802 | — |

日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法（昭和25年法律第132号）第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成25年3月

総務大臣

日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、国民の命・安心を守り、日本の元気をつくる公共放送として、大規模災害に備えた公共放送の機能の強靭化、新たなメディア環境への対応や受信料の公平負担の更なる徹底といった、デジタル放送への完全移行化後の新たな課題への対応を着実に実施し、その社会的使命を確実に果たしていくことが求められている。

協会の平成25年度の収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）については、平成24年10月より実施された受信料の値下げによる受信料収入の減収が見込まれる中、増収に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡予算としており、おおむね妥当なものと認められる。

なお、その収支予算等の実施にあたっては、受信料を負担する国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮することが必要である。

また、特に下記の点について配意すべきである。

1　経営改革の推進

○　国民・視聴者の受信料により運営される公共放送として、国民・視聴者に対するサービスの低下につながらないことに配慮しつつ、業務の合理化・効率化に努めること。

○　給与等について、成果・業績に見合うよう一層の制度見直しを行い、適正化に努める等、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たしていくこと。

○　子会社等に関して、特殊法人の子会社等としての位置付けに配慮しつつ、グループとしてのガバナンスを強化し、明確な事業戦略に基づいて、重複業務の整理及び子会社等からの適切な還元の推進に努めること。

○　契約収納費について、地域スタッフ制から適切な法人委託への円滑な移行等により、削減に向けて徹底的に取り組むとともに、受信料支払率の地域間格差の状況を踏まえ、戦略的かつ効率的な営業活動に努めること。

○　その他、調達に係る取引の透明化・経費削減、コンプライアンス意識の向上に向けた取組の徹底、経営・業務に係る情報公開の推進及び環境に配意した経営等、従来より指摘してきた事項についても引き続き取組の徹底を図ること。

2　放送番組の充実等

○　番組編集に当たっては、我が国の公共放送としての位置付けを踏まえ、我が国の文化の向上に寄与するとともに、国民各層の中で意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、正確かつ公平な報道に努めること。

○　多様な放送番組が提供できるよう、適正な取引条件の確保に配慮しつつ、外部制作事業者に十分な機会を提供することで、その能力の一層積極的な活用に努めること。

○　国際放送について、我が国の文化・経済等に係る情報発信の拡大を図ることを通じ、我が国が正しく理解され、国際理解・国際交流に資するとともに、その結果として成長戦略の推進に寄与するよう、効率性にも配慮しつつ、番組内容の充実、国内外の認知度の向上及び受信環境の整備を一層推進すること。

○　その他、地域からの情報発信の強化及び字幕・解説放送等の拡充等、従来より指摘してきた事項についても引き続き取組の徹底を図ること。

3　新しいメディア環境への対応

○　平成25年度に単年度黒字化を見込んでいた番組アーカイブ業務（ＮＨＫオンデマンド）について、平成25年度予算において黒字化が見通せない状況にあることを踏まえ、更なる増収策の強化と経費削減に努めること。

○　その他のインターネットを活用するサービスについては、受信端末や配信プラットフォームの多様化といった環境の変化を踏まえて、受信料との関係を整理しつつ、公共放送として利用者のニーズに適切に対応できるよう検討・取組を促進すること。

○　４Ｋ・８Ｋといったスーパーハイビジョンの早期実現に向けて取組を強化するとともに、スマートテレビ等新たなメディア環境に対応する技術とサービス基盤の確立に向けて、関連民間事業者等と連携を図りつつ、公共放送として先導的な役割を果たすこと。

4　受信料の公平負担の徹底等

○　受信料の公平負担を確保するため、効率性にも配慮しつつ、多様な手法を活用することにより、未契約者及び未払者対策を一層徹底すること。

○　視聴行動の変化や技術革新の動向等も踏まえ、未払者への対処方策も含めて、公平・公正で透明性の高い受信料体系の在り方について、広く国民の意見を聴取し、その結果を踏まえた検討を行うこと。

5　テレビ放送の完全デジタル化後の取組

○　衛星による暫定対策を講じた世帯等への恒久対策等、地上デジタル放送への移行後の課題に着実に取り組むこと。特に、東京スカイツリーへの送信機能の移転にあたっては、受信対策や事前の周知活動等に万全を期すこと。

○　地上デジタル放送日本方式に係る研究開発の成果がより広くいかされることで放送技術の進歩発達に寄与する観点から、同方式の国際展開に取り組むこと。

6　東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靭化

○　東日本大震災に関する災害映像や復興の記録、被災者の証言等のアーカイブ等、記録の伝承とこれらの公開に努めるとともに、被災地を支援する取組を充実することにより、復興に貢献すること。

○　政府の南海トラフ巨大地震に係る被害想定の見直しを踏まえ、大規模震災に備えた公共放送の機能の強靭化に係る取組の拡充及び前倒しを行うこと。

○　新放送センターの整備について、国民・視聴者に対して適切に情報開示を行いつつ、財源の確保を含めて構想の具体化を進めること。

---

理　由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第70条第２項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

**放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書**

一　本件の目的

本件は、日本放送協会の平成二十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第七十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成二十五年度収支予算等について、「受信料の値下げによる受信料収入の減収が見込まれる中、増収に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡予算としており、おおむね妥当なものと認められる」とした上で、「収支予算等の実施にあたっては、受信料を負担する国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮することが必要である」とされている。

二　本件の要旨

1　収支予算

㈠　一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ十億円減の六千四百七十九億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ十億円減の六千四百七十九億円となっている。

なお、財政安定のための繰越金の一部十八億円を公共放送機能の強化のための建設費（設備投資）に使用する。

㈡　受信料の額は、月額で、口座振替及びクレジットカード継続払の場合、地上契約千二百二十五円、衛星契約二千百七十円、継続振込等の場合、地上契約千二百七十五円、衛星契約二千二百二十円等、前年度十月一日以降どおりである。

2　事業計画

㈠　安全・安心を守る公共放送の機能強化に向け、いかなる災害時にも対応できる放送設備の整備を行う。また、安定的な放送を継続するための設備更新を行うとともに、緊急報道の強化や地域放送の充実、新たなサービスへの対応等に必要な設備を整備する。

㈡　国内放送は、国民の生命・財産を守るため、災害時の報道及び番組制作体制を強化して、正確で迅速な報道に万全を期すとともに、東日本大震災からの復興を支援し、課題を掘り下げる番組を放送する。また、世界に通用する質の高い番組や世代を越えて楽しむことのできる番組など多彩なジャンルの番組を放送するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

このほか、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第二十三回参議院議員通常選挙及び第二十二回冬季オリンピック・ソチ大会の放送を実施する。

㈢　国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、英語ニュース等テレビジョン国際放送の充実を図るとともに、ラジオ国際放送については的確かつ迅速な情報発信に努める。

㈣　受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率と収納率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

㈤　調査研究については、放送と通信が連携する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

㈥　給与については、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。

㈦　アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

㈧　会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

㈨　公共放送としての役割を達成するため、協会独自の手法により、計画の進捗状況を適切に評価・管理するなど、マネジメントを強化するとともに、業務の棚卸しや要員の見直し等を行い、子会社等を含めた効率的な業務体制を構築する。また、放送会館の省エネルギー化を推進するなど、環境経営に着実に取り組む。さらに、放送・サービスの質を向上させるため、公共放送を担う人材の確保と育成に努めるとともに、職員の士気の向上と活力ある職場づくりを進める。

3　資金計画

平成二十五年度の資金計画は、受信料等による入金総額七千八十三億円、事業経費、建設経費等による出金総額七千二百十四億円をもって施行する。

三　本件の議決理由

日本放送協会の平成二十五年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし

妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年三月二十一日

総務委員長　北側　一雄

衆議院議長　伊吹　文明殿

〔別紙〕

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一　協会は、受信料の値下げにより国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及びさらなる効率化等の取組を適切に行い、収支均衡の確実な達成に努めること。また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配意すること。

二　協会は、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者として職員の倫理意識を向上させ、組織一体となって信頼確保に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明すること。

三　協会は、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を推進するとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を推進すること。

四　協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、自律性、不偏不党性を確保して、正確かつ公平な報道に努めること。

五　現状の放送では障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等のさらなる拡充を図ること。

六　協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、国際理解・国際交流に資するよう、番組内容の充実、認知度の向上等に努めること。

七　地上デジタル放送への完全移行後の取組について、暫定的措置である衛星セーフティネットの終了に向け、混信対策及び新たな難視聴対策の着実な実施に努めるとともに、東京スカイツリーへの送信機能の移転に伴う受信障害に対し、万全の対策を講じること。

八　協会は、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

九　協会は、東日本大震災の経験や南海トラフ巨大地震に係る被害想定の見直し及び福島第一原子力発電所事故報道の総括と反省を踏まえ、いかなる災害時にも公共放送として対応できるよう、災害対応設備等の機能強化や体制整備の可及的速やかな実現を図るとともに、東日本大震災の復興に資する震災報道と震災の記録の伝承に特に配意すること。

十　受信料で運営されている特殊法人である協会は、役職員の給与制度や子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、国民・視聴者に対しその説明責任を十分果たしていくこと。

十一　協会は、デジタル放送への移行後の新しいメディア環境へ対応するため、スーパーハイビジョン、スマートテレビ等の実用化に向けた研究開発等に積極的に取り組み、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすこと。

十二　協会は、番組アーカイブ業務について、単年度黒字化の見通しが立たない状況を真摯に受け止め、早期に収支の改善が図られるよう、あらゆる策を講ずること。

---

**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**

右

国会に提出する。

平成二十五年三月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち二　総領事館の表中南米の項中「

ブラジル

」を削る。

別表第二を次のように改める。

在ベレン日本国総領事館

ベレン

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

| 地域 | 所在国 | 号別 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大使 | 公使 | 特号 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| アジア | インド | 570,000 | 520,000 | 496,400 | 481,300 | 466,300 | 421,100 | 375,900 | 345,800 | 315,700 | 300,700 | 285,600 | 270,600 |
| | インドネシア | 560,000 | 480,000 | 450,500 | 434,100 | 417,700 | 368,400 | 319,100 | 286,300 | 253,500 | 237,000 | 220,600 | 204,200 |
| | カンボジア | 520,000 | 510,000 | 480,800 | 464,700 | 448,700 | 400,600 | 352,500 | 320,500 | 288,400 | 272,400 | 256,300 | 240,300 |
| | シンガポール | 610,000 | 550,000 | 515,300 | 494,600 | 474,000 | 412,200 | 350,400 | 309,200 | 267,900 | 247,300 | 226,700 | 206,100 |
| | スリランカ | 480,000 | 460,000 | 439,000 | 424,600 | 410,300 | 367,200 | 324,100 | 295,400 | 266,700 | 252,300 | 238,000 | 223,600 |
| | タイ | 530,000 | 450,000 | 418,100 | 401,400 | 384,700 | 334,500 | 284,300 | 250,900 | 217,400 | 200,700 | 184,000 | 167,300 |
| | 大韓民国 | 690,000 | 580,000 | 540,000 | 518,400 | 496,800 | 432,000 | 367,200 | 324,000 | 280,800 | 259,200 | 237,600 | 216,000 |
| | 中華人民共和国 | 790,000 | 630,000 | 585,300 | 561,800 | 538,400 | 468,200 | 398,000 | 351,200 | 304,300 | 280,900 | 257,500 | 234,100 |
| | ネパール | 630,000 | 610,000 | 580,600 | 563,800 | 547,000 | 496,500 | 446,000 | 412,400 | 378,700 | 361,900 | 345,100 | 328,300 |
| | パキスタン | 670,000 | 630,000 | 599,800 | 584,600 | 569,400 | 523,800 | 478,200 | 447,900 | 417,500 | 402,300 | 387,100 | 371,900 |
| | バングラデシュ | 640,000 | 620,000 | 595,000 | 577,600 | 560,200 | 508,000 | 455,800 | 421,000 | 386,200 | 368,800 | 351,400 | 334,000 |
| | 東ティモール | 710,000 | 690,000 | 659,500 | 641,100 | 622,700 | 567,600 | 512,500 | 475,700 | 438,900 | 420,600 | 402,200 | 383,800 |
| | フィリピン | 550,000 | 470,000 | 442,800 | 426,600 | 410,500 | 362,200 | 313,900 | 281,700 | 249,400 | 233,300 | 217,200 | 201,100 |
| | ブータン | 540,000 | 520,000 | 496,400 | 481,300 | 466,300 | 421,100 | 375,900 | 345,800 | 315,700 | 300,700 | 285,600 | 270,600 |
| | ブルネイ | 550,000 | 530,000 | 494,100 | 474,400 | 454,600 | 395,300 | 336,000 | 296,500 | 256,900 | 237,200 | 217,400 | 197,700 |
| | ベトナム | 500,000 | 460,000 | 430,500 | 414,900 | 399,300 | 352,400 | 305,500 | 274,300 | 243,100 | 227,400 | 211,800 | 196,200 |
| | マレーシア | 470,000 | 430,000 | 398,800 | 382,800 | 366,900 | 319,000 | 271,200 | 239,300 | 207,400 | 191,400 | 175,500 | 159,500 |
| | ミャンマー | 600,000 | 580,000 | 548,900 | 531,700 | 514,600 | 463,100 | 411,600 | 377,300 | 343,000 | 325,900 | 308,700 | 291,600 |
| | モルディブ | 520,000 | 500,000 | 480,000 | 465,600 | 451,200 | 408,000 | 364,800 | 336,000 | 307,200 | 292,800 | 278,400 | 264,000 |
| | モンゴル | 570,000 | 560,000 | 527,800 | 511,400 | 495,100 | 446,200 | 397,300 | 364,700 | 332,000 | 315,700 | 299,400 | 283,100 |
| | ラオス | 560,000 | 540,000 | 517,500 | 501,600 | 485,700 | 438,000 | 390,300 | 358,500 | 326,700 | 310,800 | 294,900 | 279,000 |
| 大洋州 | オーストラリア | 720,000 | 640,000 | 600,600 | 576,600 | 552,600 | 480,500 | 408,400 | 360,400 | 312,300 | 288,300 | 264,300 | 240,300 |
| | キリバス | 610,000 | 600,000 | 568,400 | 552,000 | 535,700 | 486,700 | 437,700 | 405,000 | 372,400 | 356,000 | 339,700 | 323,400 |
| | クック | 680,000 | 660,000 | 617,600 | 596,100 | 574,600 | 510,100 | 445,600 | 402,600 | 359,600 | 338,100 | 316,600 | 295,100 |
| | サモア | 630,000 | 610,000 | 573,600 | 553,900 | 534,100 | 474,900 | 415,700 | 376,200 | 336,700 | 316,900 | 297,200 | 277,500 |
| | ソロモン | 840,000 | 820,000 | 776,400 | 753,300 | 730,300 | 661,100 | 591,900 | 545,800 | 499,700 | 476,700 | 453,600 | 430,600 |
| | ツバル | 610,000 | 600,000 | 568,400 | 552,000 | 535,700 | 486,700 | 437,700 | 405,000 | 372,400 | 356,000 | 339,700 | 323,400 |
| | トンガ | 650,000 | 620,000 | 589,000 | 568,600 | 548,300 | 487,200 | 426,100 | 385,400 | 344,700 | 324,300 | 304,000 | 283,600 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ナウル | 530,000 | 510,000 | 485,400 | 469,200 | 452,900 | 404,300 | 355,700 | 323,200 | 290,800 | 274,600 | 258,400 | 242,200 |
| | ニュージーランド | 600,000 | 580,000 | 537,600 | 516,100 | 494,600 | 430,100 | 365,600 | 322,600 | 279,600 | 258,100 | 236,600 | 215,100 |
| | バヌアツ | 530,000 | 510,000 | 485,400 | 469,200 | 452,900 | 404,300 | 355,700 | 323,200 | 290,800 | 274,600 | 258,400 | 242,200 |
| | パプアニューギニア | 900,000 | 880,000 | 829,900 | 804,700 | 779,500 | 703,900 | 628,300 | 577,900 | 527,500 | 502,300 | 477,100 | 452,000 |
| | パラオ | 530,000 | 510,000 | 482,400 | 464,700 | 447,000 | 393,900 | 340,800 | 305,400 | 270,000 | 252,300 | 234,600 | 217,000 |
| | フィジー | 530,000 | 510,000 | 485,400 | 469,200 | 452,900 | 404,300 | 355,700 | 323,200 | 290,800 | 274,600 | 258,400 | 242,200 |
| | マーシャル | 570,000 | 550,000 | 521,500 | 503,800 | 486,200 | 433,200 | 380,200 | 344,900 | 309,600 | 291,900 | 274,300 | 256,600 |
| | ミクロネシア | 550,000 | 540,000 | 507,100 | 490,000 | 473,000 | 421,700 | 370,400 | 336,300 | 302,100 | 285,000 | 267,900 | 250,900 |
| 北米 | アメリカ合衆国 | 660,000 | 490,000 | 459,800 | 441,400 | 423,000 | 367,800 | 312,600 | 275,900 | 239,100 | 220,700 | 202,300 | 183,900 |
| | カナダ | 620,000 | 550,000 | 518,400 | 497,600 | 476,900 | 414,700 | 352,500 | 311,000 | 269,600 | 248,800 | 228,100 | 207,400 |
| 中南米 | アルゼンチン | 420,000 | 400,000 | 377,900 | 362,800 | 347,600 | 302,300 | 257,000 | 226,700 | 196,500 | 181,400 | 166,300 | 151,200 |
| | アンティグア・バーブーダ | 520,000 | 500,000 | 468,600 | 451,500 | 434,300 | 382,900 | 331,500 | 297,200 | 262,900 | 245,700 | 228,600 | 211,500 |
| | ウルグアイ | 560,000 | 540,000 | 508,400 | 488,000 | 467,700 | 406,700 | 345,700 | 305,000 | 264,400 | 244,000 | 223,700 | 203,400 |
| | エクアドル | 570,000 | 560,000 | 526,300 | 508,400 | 490,600 | 437,000 | 383,500 | 347,800 | 312,100 | 294,200 | 276,400 | 258,500 |
| | エルサルバドル | 510,000 | 490,000 | 464,600 | 449,200 | 433,900 | 387,700 | 341,500 | 310,800 | 280,000 | 264,600 | 249,200 | 233,900 |
| | ガイアナ | 730,000 | 710,000 | 666,100 | 642,700 | 619,200 | 548,900 | 478,600 | 431,700 | 384,800 | 361,300 | 337,900 | 314,500 |
| | キューバ | 670,000 | 650,000 | 620,900 | 602,400 | 584,000 | 528,700 | 473,400 | 436,500 | 399,700 | 381,200 | 362,800 | 344,400 |
| | グアテマラ | 590,000 | 570,000 | 544,600 | 527,600 | 510,700 | 459,700 | 408,700 | 374,800 | 340,800 | 323,800 | 306,800 | 289,900 |
| | グレナダ | 550,000 | 530,000 | 501,300 | 484,400 | 467,600 | 417,000 | 366,500 | 332,800 | 299,100 | 282,200 | 265,400 | 248,500 |
| | コスタリカ | 530,000 | 520,000 | 485,500 | 467,700 | 449,900 | 396,400 | 342,900 | 307,300 | 271,700 | 253,800 | 236,000 | 218,200 |
| | コロンビア | 640,000 | 620,000 | 591,500 | 572,600 | 553,800 | 497,200 | 440,600 | 402,900 | 365,200 | 346,300 | 327,500 | 308,600 |
| | ジャマイカ | 550,000 | 530,000 | 500,500 | 483,700 | 466,900 | 416,400 | 365,900 | 332,300 | 298,700 | 281,800 | 265,000 | 248,200 |
| | スリナム | 720,000 | 700,000 | 655,000 | 632,000 | 609,000 | 540,000 | 471,000 | 425,000 | 379,000 | 356,000 | 333,000 | 310,000 |
| | セントクリストファー・ネーヴィス | 520,000 | 500,000 | 468,600 | 451,500 | 434,300 | 382,900 | 331,500 | 297,200 | 262,900 | 245,700 | 228,600 | 211,500 |
| | セントビンセント | 550,000 | 530,000 | 501,300 | 484,400 | 467,600 | 417,000 | 366,500 | 332,800 | 299,100 | 282,200 | 265,400 | 248,500 |
| | セントルシア | 550,000 | 530,000 | 501,300 | 484,400 | 467,600 | 417,000 | 366,500 | 332,800 | 299,100 | 282,200 | 265,400 | 248,500 |
| | チリ | 590,000 | 570,000 | 531,600 | 510,400 | 489,100 | 425,300 | 361,500 | 319,000 | 276,400 | 255,200 | 233,900 | 212,700 |
| | ドミニカ | 550,000 | 530,000 | 501,300 | 484,400 | 467,600 | 417,000 | 366,500 | 332,800 | 299,100 | 282,200 | 265,400 | 248,500 |
| | ドミニカ共和国 | 560,000 | 550,000 | 519,800 | 503,800 | 487,800 | 439,800 | 391,800 | 359,900 | 327,900 | 311,900 | 295,900 | 279,900 |
| | トリニダード・トバゴ | 550,000 | 530,000 | 501,300 | 484,400 | 467,600 | 417,000 | 366,500 | 332,800 | 299,100 | 282,200 | 265,400 | 248,500 |
| | ニカラグア | 600,000 | 590,000 | 559,100 | 543,200 | 527,200 | 479,300 | 431,400 | 399,500 | 367,500 | 351,600 | 335,600 | 319,700 |
| | ハイチ | 750,000 | 730,000 | 702,300 | 683,800 | 665,300 | 609,800 | 554,300 | 517,400 | 480,400 | 461,900 | 443,400 | 424,900 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | パナマ | 450,000 | 430,000 | 410,100 | 395,300 | 380,500 | 336,100 | 291,700 | 262,100 | 232,500 | 217,700 | 202,900 | 188,100 |
| | バハマ | 550,000 | 530,000 | 500,500 | 483,700 | 466,900 | 416,400 | 365,900 | 332,300 | 298,700 | 281,800 | 265,000 | 248,200 |
| | パラグアイ | 530,000 | 510,000 | 485,000 | 468,800 | 452,600 | 404,000 | 355,400 | 323,000 | 290,600 | 274,400 | 258,200 | 242,000 |
| | バルバドス | 550,000 | 530,000 | 501,300 | 484,400 | 467,600 | 417,000 | 366,500 | 332,800 | 299,100 | 282,200 | 265,400 | 248,500 |
| | ブラジル | 670,000 | 650,000 | 611,400 | 588,500 | 565,700 | 497,100 | 428,500 | 382,800 | 337,100 | 314,300 | 291,400 | 268,600 |
| | ベネズエラ | 770,000 | 750,000 | 706,100 | 682,700 | 659,200 | 588,900 | 518,600 | 471,700 | 424,800 | 401,300 | 377,900 | 354,500 |
| | ベリーズ | 590,000 | 580,000 | 544,300 | 525,700 | 507,100 | 451,400 | 395,700 | 358,600 | 321,400 | 302,800 | 284,300 | 265,700 |
| | ペルー | 620,000 | 600,000 | 566,300 | 546,800 | 527,400 | 469,000 | 410,700 | 371,800 | 332,900 | 313,400 | 294,000 | 274,500 |
| | ボリビア | 650,000 | 640,000 | 610,100 | 593,700 | 577,300 | 528,100 | 478,900 | 446,100 | 413,300 | 396,900 | 380,500 | 364,100 |
| | ホンジュラス | 550,000 | 530,000 | 504,500 | 489,100 | 473,700 | 427,600 | 381,500 | 350,700 | 319,900 | 304,600 | 289,200 | 273,800 |
| | メキシコ | 550,000 | 540,000 | 504,300 | 485,700 | 467,100 | 411,400 | 355,700 | 318,600 | 281,400 | 262,800 | 244,300 | 225,700 |
| 欧州 | アイスランド | 530,000 | 510,000 | 473,900 | 454,900 | 436,000 | 379,100 | 322,200 | 284,300 | 246,400 | 227,500 | 208,500 | 189,600 |
| | アイルランド | 580,000 | 560,000 | 522,900 | 502,000 | 481,000 | 418,300 | 355,600 | 313,700 | 271,900 | 251,000 | 230,100 | 209,200 |
| | アゼルバイジャン | 610,000 | 590,000 | 555,800 | 536,700 | 517,700 | 460,600 | 403,500 | 365,500 | 327,400 | 308,400 | 289,300 | 270,300 |
| | アルバニア | 630,000 | 610,000 | 582,800 | 564,200 | 545,700 | 490,200 | 434,700 | 397,700 | 360,600 | 342,100 | 323,600 | 305,100 |
| | アルメニア | 700,000 | 680,000 | 640,400 | 619,600 | 598,700 | 536,300 | 473,900 | 432,200 | 390,600 | 369,800 | 349,000 | 328,200 |
| | アンドラ | 580,000 | 560,000 | 522,500 | 501,600 | 480,700 | 418,000 | 355,300 | 313,500 | 271,700 | 250,800 | 229,900 | 209,000 |
| | イタリア | 660,000 | 590,000 | 554,300 | 532,100 | 509,900 | 443,400 | 376,900 | 332,600 | 288,200 | 266,000 | 243,900 | 221,700 |
| | ウクライナ | 560,000 | 550,000 | 515,400 | 498,000 | 480,500 | 428,300 | 376,100 | 341,200 | 306,400 | 289,000 | 271,600 | 254,200 |
| | ウズベキスタン | 550,000 | 540,000 | 508,300 | 491,100 | 474,000 | 422,600 | 371,200 | 337,000 | 302,700 | 285,600 | 268,400 | 251,300 |
| | 英国 | 740,000 | 630,000 | 583,600 | 560,300 | 536,900 | 466,900 | 396,900 | 350,200 | 303,500 | 280,100 | 256,800 | 233,500 |
| | エストニア | 520,000 | 500,000 | 469,500 | 450,700 | 431,900 | 375,600 | 319,300 | 281,700 | 244,100 | 225,400 | 206,600 | 187,800 |
| | オーストリア | 680,000 | 620,000 | 574,100 | 551,200 | 528,200 | 459,300 | 390,400 | 344,500 | 298,500 | 275,600 | 252,600 | 229,700 |
| | オランダ | 600,000 | 580,000 | 541,600 | 520,000 | 498,300 | 433,300 | 368,300 | 325,000 | 281,600 | 260,000 | 238,300 | 216,700 |
| | カザフスタン | 670,000 | 650,000 | 614,900 | 595,100 | 575,300 | 515,900 | 456,500 | 416,900 | 377,300 | 357,500 | 337,700 | 318,000 |
| | キプロス | 520,000 | 510,000 | 472,400 | 453,500 | 434,600 | 377,900 | 321,200 | 283,400 | 245,600 | 226,700 | 207,800 | 189,000 |
| | ギリシャ | 520,000 | 510,000 | 472,400 | 453,500 | 434,600 | 377,900 | 321,200 | 283,400 | 245,600 | 226,700 | 207,800 | 189,000 |
| | キルギス | 600,000 | 580,000 | 552,300 | 535,000 | 517,700 | 465,800 | 413,900 | 379,400 | 344,800 | 327,500 | 310,200 | 292,900 |
| | グルジア | 570,000 | 560,000 | 528,400 | 512,000 | 495,700 | 446,700 | 397,700 | 365,000 | 332,400 | 316,000 | 299,700 | 283,400 |
| | クロアチア | 500,000 | 480,000 | 452,800 | 434,600 | 416,500 | 362,200 | 307,900 | 271,700 | 235,400 | 217,300 | 199,200 | 181,100 |
| | コソボ | 600,000 | 580,000 | 544,400 | 525,800 | 507,200 | 451,500 | 395,800 | 358,600 | 321,500 | 302,900 | 284,300 | 265,800 |
| | サンマリノ | 620,000 | 590,000 | 554,300 | 532,100 | 509,900 | 443,400 | 376,900 | 332,600 | 288,200 | 266,000 | 243,900 | 221,700 |
| | スイス | 780,000 | 750,000 | 699,500 | 671,500 | 643,500 | 559,600 | 475,700 | 419,700 | 363,700 | 335,800 | 307,800 | 279,800 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | スウェーデン | 710,000 | 690,000 | 642,000 | 616,300 | 590,600 | 513,600 | 436,600 | 385,200 | 333,800 | 308,200 | 282,500 | 256,800 |
| | スペイン | 580,000 | 550,000 | 518,000 | 497,300 | 476,600 | 414,400 | 352,200 | 310,800 | 269,400 | 248,600 | 227,900 | 207,200 |
| | スロバキア | 560,000 | 540,000 | 504,400 | 484,200 | 464,000 | 403,500 | 343,000 | 302,600 | 262,300 | 242,100 | 221,900 | 201,800 |
| | スロベニア | 510,000 | 490,000 | 457,800 | 439,400 | 421,100 | 366,200 | 311,300 | 274,700 | 238,000 | 219,700 | 201,400 | 183,100 |
| | セルビア | 570,000 | 550,000 | 519,800 | 500,600 | 481,400 | 423,800 | 366,200 | 327,900 | 289,500 | 270,300 | 251,100 | 231,900 |
| | タジキスタン | 580,000 | 570,000 | 546,000 | 532,200 | 518,300 | 476,800 | 435,300 | 407,600 | 379,900 | 366,100 | 352,200 | 338,400 |
| | チェコ | 550,000 | 530,000 | 496,500 | 476,600 | 456,800 | 397,200 | 337,600 | 297,900 | 258,200 | 238,300 | 218,500 | 198,600 |
| | デンマーク | 630,000 | 610,000 | 569,600 | 546,800 | 524,100 | 455,700 | 387,300 | 341,800 | 296,200 | 273,400 | 250,600 | 227,900 |
| | ドイツ | 640,000 | 540,000 | 503,900 | 483,700 | 463,600 | 403,100 | 342,600 | 302,300 | 262,000 | 241,900 | 221,700 | 201,600 |
| | トルクメニスタン | 690,000 | 670,000 | 639,400 | 621,000 | 602,600 | 547,500 | 492,400 | 455,600 | 418,900 | 400,500 | 382,100 | 363,800 |
| | ノルウェー | 820,000 | 790,000 | 733,300 | 703,900 | 674,600 | 586,600 | 498,600 | 440,000 | 381,300 | 352,000 | 322,600 | 293,300 |
| | バチカン | 620,000 | 590,000 | 554,300 | 532,100 | 509,900 | 443,400 | 376,900 | 332,600 | 288,200 | 266,000 | 243,900 | 221,700 |
| | ハンガリー | 520,000 | 500,000 | 470,000 | 451,200 | 432,400 | 376,000 | 319,600 | 282,000 | 244,400 | 225,600 | 206,800 | 188,000 |
| | フィンランド | 620,000 | 600,000 | 559,600 | 537,200 | 514,900 | 447,700 | 380,500 | 335,800 | 291,000 | 268,600 | 246,200 | 223,900 |
| | フランス | 660,000 | 560,000 | 522,500 | 501,600 | 480,700 | 418,000 | 355,300 | 313,500 | 271,700 | 250,800 | 229,900 | 209,000 |
| | ブルガリア | 520,000 | 500,000 | 466,400 | 447,700 | 429,100 | 373,100 | 317,100 | 279,800 | 242,500 | 223,900 | 205,200 | 186,600 |
| | ベラルーシ | 540,000 | 530,000 | 501,300 | 486,000 | 470,800 | 425,000 | 379,300 | 348,800 | 318,300 | 303,000 | 287,800 | 272,500 |
| | ベルギー | 590,000 | 570,000 | 529,500 | 508,300 | 487,100 | 423,600 | 360,100 | 317,700 | 275,300 | 254,200 | 233,000 | 211,800 |
| | ポーランド | 490,000 | 470,000 | 443,500 | 425,800 | 408,000 | 354,800 | 301,600 | 266,100 | 230,600 | 212,900 | 195,100 | 177,400 |
| | ボスニア・ヘルツェゴビナ | 550,000 | 530,000 | 500,800 | 483,900 | 467,100 | 416,600 | 366,100 | 332,500 | 298,800 | 282,000 | 265,100 | 248,300 |
| | ポルトガル | 540,000 | 520,000 | 486,900 | 467,400 | 447,900 | 389,500 | 331,100 | 292,100 | 253,200 | 233,700 | 214,200 | 194,800 |
| | マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 | 560,000 | 540,000 | 508,600 | 489,900 | 471,100 | 414,900 | 358,700 | 321,200 | 283,700 | 264,900 | 246,200 | 227,500 |
| | マルタ | 620,000 | 590,000 | 554,300 | 532,100 | 509,900 | 443,400 | 376,900 | 332,600 | 288,200 | 266,000 | 243,900 | 221,700 |
| | モナコ | 580,000 | 560,000 | 522,500 | 501,600 | 480,700 | 418,000 | 355,300 | 313,500 | 271,700 | 250,800 | 229,900 | 209,000 |
| | モルドバ | 600,000 | 580,000 | 552,000 | 534,700 | 517,400 | 465,600 | 413,800 | 379,200 | 344,600 | 327,400 | 310,100 | 292,800 |
| | モンテネグロ | 600,000 | 580,000 | 544,400 | 525,800 | 507,200 | 451,500 | 395,800 | 358,600 | 321,500 | 302,900 | 284,300 | 265,800 |
| | ラトビア | 510,000 | 490,000 | 459,800 | 441,400 | 423,000 | 367,800 | 312,600 | 275,900 | 239,100 | 220,700 | 202,300 | 183,900 |
| | リトアニア | 540,000 | 520,000 | 486,100 | 466,700 | 447,200 | 388,900 | 330,600 | 291,700 | 252,800 | 233,300 | 213,900 | 194,500 |
| | リヒテンシュタイン | 780,000 | 750,000 | 699,500 | 671,500 | 643,500 | 559,600 | 475,700 | 419,700 | 363,700 | 335,800 | 307,800 | 279,800 |
| | ルーマニア | 500,000 | 480,000 | 446,900 | 429,000 | 411,100 | 357,500 | 303,900 | 268,100 | 232,400 | 214,500 | 196,600 | 178,800 |
| | ルクセンブルク | 560,000 | 540,000 | 506,400 | 486,100 | 465,900 | 405,100 | 344,300 | 303,800 | 263,300 | 243,100 | 222,800 | 202,600 |
| | ロシア | 740,000 | 600,000 | 560,400 | 539,600 | 518,700 | 456,300 | 393,900 | 352,200 | 310,600 | 289,800 | 269,000 | 248,200 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中東 | アフガニスタン | 830,000 | 810,000 | 771,300 | 750,800 | 730,400 | 669,000 | 607,700 | 566,800 | 525,900 | 505,400 | 485,000 | 464,500 |
| | アラブ首長国連邦 | 490,000 | 480,000 | 445,800 | 427,900 | 410,100 | 356,600 | 303,100 | 267,500 | 231,800 | 214,000 | 196,100 | 178,300 |
| | イエメン | 660,000 | 640,000 | 615,400 | 598,800 | 582,100 | 532,300 | 482,500 | 449,200 | 416,000 | 399,400 | 382,800 | 366,200 |
| | イスラエル | 700,000 | 630,000 | 593,000 | 570,900 | 548,800 | 482,400 | 416,000 | 371,800 | 327,600 | 305,400 | 283,300 | 261,200 |
| | イラク | 920,000 | 890,000 | 851,500 | 827,800 | 804,200 | 733,200 | 662,200 | 614,900 | 567,600 | 543,900 | 520,300 | 496,600 |
| | イラン | 710,000 | 690,000 | 655,500 | 636,500 | 617,500 | 560,400 | 503,300 | 465,300 | 427,300 | 408,200 | 389,200 | 370,200 |
| | オマーン | 510,000 | 490,000 | 459,800 | 443,000 | 426,200 | 375,800 | 325,400 | 291,900 | 258,300 | 241,500 | 224,700 | 207,900 |
| | カタール | 500,000 | 490,000 | 458,100 | 441,400 | 424,700 | 374,500 | 324,300 | 290,900 | 257,400 | 240,700 | 224,000 | 207,300 |
| | クウェート | 630,000 | 610,000 | 576,100 | 557,900 | 539,600 | 484,900 | 430,200 | 393,700 | 357,200 | 338,900 | 320,700 | 302,500 |
| | サウジアラビア | 630,000 | 610,000 | 584,900 | 567,900 | 550,900 | 499,900 | 448,900 | 414,900 | 380,900 | 363,900 | 346,900 | 330,000 |
| | シリア | 510,000 | 490,000 | 470,400 | 456,400 | 442,300 | 400,300 | 358,300 | 330,200 | 302,200 | 288,200 | 274,200 | 260,200 |
| | トルコ | 600,000 | 580,000 | 544,500 | 524,300 | 504,100 | 443,600 | 383,100 | 342,700 | 302,300 | 282,200 | 262,000 | 241,800 |
| | バーレーン | 530,000 | 520,000 | 484,900 | 467,100 | 449,300 | 395,900 | 342,500 | 306,900 | 271,300 | 253,500 | 235,700 | 218,000 |
| | ヨルダン | 540,000 | 520,000 | 493,300 | 476,700 | 460,200 | 410,600 | 361,000 | 328,000 | 294,900 | 278,400 | 261,800 | 245,300 |
| | レバノン | 620,000 | 600,000 | 563,900 | 544,500 | 525,200 | 467,100 | 409,000 | 370,300 | 331,600 | 312,300 | 292,900 | 273,600 |
| アフリカ | アルジェリア | 590,000 | 570,000 | 544,500 | 527,500 | 510,500 | 459,600 | 408,700 | 374,700 | 340,700 | 323,800 | 306,800 | 289,800 |
| | アンゴラ | 880,000 | 860,000 | 818,300 | 795,100 | 772,000 | 702,600 | 633,200 | 587,000 | 540,700 | 517,600 | 494,400 | 471,300 |
| | ウガンダ | 620,000 | 610,000 | 582,100 | 566,800 | 551,600 | 505,700 | 459,800 | 429,300 | 398,700 | 383,400 | 368,100 | 352,900 |
| | エジプト | 540,000 | 490,000 | 464,100 | 448,800 | 433,400 | 387,300 | 341,200 | 310,500 | 279,700 | 264,400 | 249,000 | 233,700 |
| | エチオピア | 670,000 | 650,000 | 620,100 | 603,300 | 586,500 | 536,100 | 485,700 | 452,100 | 418,500 | 401,700 | 384,900 | 368,100 |
| | エリトリア | 640,000 | 620,000 | 594,800 | 577,400 | 560,000 | 507,800 | 455,600 | 420,900 | 386,100 | 368,700 | 351,300 | 333,900 |
| | ガーナ | 670,000 | 650,000 | 622,800 | 605,800 | 588,900 | 538,200 | 487,500 | 453,700 | 419,800 | 402,900 | 386,000 | 369,100 |
| | カーボヴェルデ | 750,000 | 720,000 | 687,600 | 666,500 | 645,400 | 582,100 | 518,800 | 476,600 | 434,400 | 413,300 | 392,200 | 371,100 |
| | ガボン | 790,000 | 760,000 | 722,600 | 700,100 | 677,600 | 610,100 | 542,600 | 497,600 | 452,600 | 430,100 | 407,600 | 385,100 |
| | カメルーン | 720,000 | 710,000 | 673,100 | 654,200 | 635,300 | 578,500 | 521,700 | 483,900 | 446,000 | 427,100 | 408,200 | 389,300 |
| | ガンビア | 750,000 | 720,000 | 687,600 | 666,500 | 645,400 | 582,100 | 518,800 | 476,600 | 434,400 | 413,300 | 392,200 | 371,100 |
| | ギニア | 750,000 | 730,000 | 700,900 | 682,400 | 664,000 | 608,700 | 553,400 | 516,500 | 479,700 | 461,200 | 442,800 | 424,400 |
| | ギニアビサウ | 750,000 | 720,000 | 687,600 | 666,500 | 645,400 | 582,100 | 518,800 | 476,600 | 434,400 | 413,300 | 392,200 | 371,100 |
| | ケニア | 590,000 | 570,000 | 544,100 | 527,200 | 510,200 | 459,300 | 408,400 | 374,500 | 340,500 | 323,600 | 306,600 | 289,700 |
| | コートジボワール | 780,000 | 760,000 | 726,100 | 705,100 | 684,000 | 620,900 | 557,800 | 515,700 | 473,600 | 452,500 | 431,500 | 410,500 |
| | コモロ | 510,000 | 490,000 | 464,000 | 448,600 | 433,300 | 387,200 | 341,100 | 310,400 | 279,700 | 264,300 | 249,000 | 233,600 |
| | コンゴ共和国 | 790,000 | 760,000 | 722,600 | 700,100 | 677,600 | 610,100 | 542,600 | 497,600 | 452,600 | 430,100 | 407,600 | 385,100 |
| | コンゴ民主共和国 | 880,000 | 860,000 | 815,300 | 792,200 | 769,200 | 700,200 | 631,200 | 585,200 | 539,100 | 516,100 | 493,100 | 470,100 |
| | サントメ・プリンシペ | 790,000 | 760,000 | 722,600 | 700,100 | 677,600 | 610,100 | 542,600 | 497,600 | 452,600 | 430,100 | 407,600 | 385,100 |

官　報　（号　外）

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ザンビア | 640,000 | 630,000 | 595,500 | 578,100 | 560,700 | 508,400 | 456,100 | 421,300 | 386,500 | 369,000 | 351,600 | 334,200 |
| | シエラレオネ | 670,000 | 650,000 | 616,500 | 598,200 | 580,000 | 525,200 | 470,400 | 433,900 | 397,400 | 379,100 | 360,900 | 342,600 |
| | ジブチ | 770,000 | 750,000 | 712,400 | 691,900 | 671,400 | 609,900 | 548,400 | 507,400 | 466,400 | 445,900 | 425,400 | 405,000 |
| | ジンバブエ | 680,000 | 670,000 | 638,900 | 622,100 | 605,400 | 555,100 | 504,800 | 471,300 | 437,800 | 421,100 | 404,300 | 387,600 |
| | スーダン | 660,000 | 640,000 | 615,900 | 600,000 | 584,200 | 536,700 | 489,200 | 457,500 | 425,900 | 410,000 | 394,200 | 378,400 |
| | スワジランド | 510,000 | 490,000 | 466,500 | 451,000 | 435,600 | 389,200 | 342,800 | 311,900 | 281,000 | 265,500 | 250,100 | 234,600 |
| | セーシェル | 550,000 | 530,000 | 505,300 | 488,200 | 471,200 | 420,200 | 369,200 | 335,200 | 301,100 | 284,100 | 267,100 | 250,100 |
| | 赤道ギニア | 790,000 | 760,000 | 722,600 | 700,100 | 677,600 | 610,100 | 542,600 | 497,600 | 452,600 | 430,100 | 407,600 | 385,100 |
| | セネガル | 750,000 | 720,000 | 687,600 | 666,500 | 645,400 | 582,100 | 518,800 | 476,600 | 434,400 | 413,300 | 392,200 | 371,100 |
| | ソマリア | 660,000 | 650,000 | 614,500 | 596,300 | 578,100 | 523,600 | 469,100 | 432,700 | 396,300 | 378,200 | 360,000 | 341,800 |
| | タンザニア | 680,000 | 660,000 | 635,000 | 617,600 | 600,200 | 548,000 | 495,800 | 461,000 | 426,200 | 408,800 | 391,400 | 374,000 |
| | チャド | 720,000 | 700,000 | 663,600 | 643,500 | 623,300 | 562,900 | 502,500 | 462,200 | 421,900 | 401,700 | 381,600 | 361,500 |
| | 中央アフリカ | 720,000 | 710,000 | 673,100 | 654,200 | 635,300 | 578,500 | 521,700 | 483,900 | 446,000 | 427,100 | 408,200 | 389,300 |
| | チュニジア | 400,000 | 390,000 | 368,800 | 355,600 | 342,500 | 303,000 | 263,600 | 237,300 | 211,000 | 197,800 | 184,700 | 171,500 |
| | トーゴ | 770,000 | 750,000 | 709,500 | 687,500 | 665,500 | 599,600 | 533,700 | 489,700 | 445,700 | 423,800 | 401,800 | 379,800 |
| | ナイジェリア | 800,000 | 780,000 | 745,500 | 725,300 | 705,100 | 644,400 | 583,700 | 543,300 | 502,900 | 482,600 | 462,400 | 442,200 |
| | ナミビア | 510,000 | 490,000 | 466,500 | 451,000 | 435,600 | 389,200 | 342,800 | 311,900 | 281,000 | 265,500 | 250,100 | 234,600 |
| | ニジェール | 770,000 | 750,000 | 709,500 | 687,500 | 665,500 | 599,600 | 533,700 | 489,700 | 445,700 | 423,800 | 401,800 | 379,800 |
| | ブルキナファソ | 690,000 | 680,000 | 646,000 | 628,200 | 610,300 | 556,800 | 503,300 | 467,600 | 431,900 | 414,100 | 396,200 | 378,400 |
| | ブルンジ | 660,000 | 650,000 | 614,500 | 596,300 | 578,100 | 523,600 | 469,100 | 432,700 | 396,300 | 378,200 | 360,000 | 341,800 |
| | ベナン | 720,000 | 700,000 | 670,300 | 651,400 | 632,600 | 576,200 | 519,800 | 482,200 | 444,500 | 425,700 | 406,900 | 388,100 |
| | ボツワナ | 610,000 | 590,000 | 566,000 | 549,800 | 533,500 | 484,800 | 436,100 | 403,600 | 371,100 | 354,900 | 338,600 | 322,400 |
| | マダガスカル | 630,000 | 610,000 | 585,800 | 568,700 | 551,700 | 500,600 | 449,500 | 415,500 | 381,400 | 364,400 | 347,300 | 330,300 |
| | マラウイ | 620,000 | 600,000 | 576,100 | 561,100 | 546,000 | 500,900 | 455,800 | 425,700 | 395,600 | 380,500 | 365,500 | 350,500 |
| | マリ | 730,000 | 710,000 | 679,500 | 661,100 | 642,700 | 587,600 | 532,500 | 495,700 | 458,900 | 440,600 | 422,200 | 403,800 |
| | 南アフリカ共和国 | 540,000 | 490,000 | 466,500 | 451,000 | 435,600 | 389,200 | 342,800 | 311,900 | 281,000 | 265,500 | 250,100 | 234,600 |
| | 南スーダン | 680,000 | 660,000 | 635,900 | 620,000 | 604,200 | 556,700 | 509,200 | 477,500 | 445,900 | 430,000 | 414,200 | 398,400 |
| | モーリシャス | 510,000 | 490,000 | 464,000 | 448,600 | 433,300 | 387,200 | 341,100 | 310,400 | 279,700 | 264,300 | 249,000 | 233,600 |
| | モーリタニア | 710,000 | 690,000 | 658,600 | 641,100 | 623,500 | 570,900 | 518,300 | 483,200 | 448,100 | 430,500 | 413,000 | 395,500 |
| | モザンビーク | 700,000 | 680,000 | 649,400 | 631,400 | 613,400 | 559,500 | 505,600 | 469,600 | 433,700 | 415,700 | 397,700 | 379,800 |
| | モロッコ | 450,000 | 440,000 | 411,000 | 396,200 | 381,300 | 336,800 | 292,300 | 262,600 | 232,900 | 218,100 | 203,200 | 188,400 |
| | リビア | 640,000 | 620,000 | 589,000 | 571,800 | 554,700 | 503,200 | 451,700 | 417,400 | 383,100 | 365,900 | 348,800 | 331,600 |
| | リベリア | 670,000 | 650,000 | 622,800 | 605,800 | 588,900 | 538,200 | 487,500 | 453,700 | 419,800 | 402,900 | 386,000 | 369,100 |
| | ルワンダ | 680,000 | 660,000 | 629,100 | 612,000 | 594,800 | 543,300 | 491,800 | 457,500 | 423,100 | 406,000 | 388,800 | 371,700 |
| | レソト | 510,000 | 490,000 | 466,500 | 451,000 | 435,600 | 389,200 | 342,800 | 311,900 | 281,000 | 265,500 | 250,100 | 234,600 |

二　総領事館

| 地域 | 所在地 | 号別 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 総領事 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| アジア | コルカタ | 490,000 | 481,300 | 466,300 | 421,100 | 375,900 | 345,800 | 315,700 | 300,700 | 285,600 | 270,600 |
| | チェンナイ | 510,000 | 500,200 | 484,300 | 436,800 | 389,300 | 357,600 | 325,900 | 310,100 | 294,200 | 278,400 |
| | ムンバイ | 540,000 | 512,900 | 496,500 | 447,400 | 398,300 | 365,600 | 332,800 | 316,400 | 300,100 | 283,700 |
| | スラバヤ | 500,000 | 474,100 | 457,700 | 408,400 | 359,100 | 326,300 | 293,500 | 277,000 | 260,600 | 244,200 |
| | デンパサール | 450,000 | 434,100 | 417,700 | 368,400 | 319,100 | 286,300 | 253,500 | 237,000 | 220,600 | 204,200 |
| | メダン | 490,000 | 474,100 | 457,700 | 408,400 | 359,100 | 326,300 | 293,500 | 277,000 | 260,600 | 244,200 |
| | チェンマイ | 390,000 | 378,100 | 362,400 | 315,100 | 267,800 | 236,300 | 204,800 | 189,100 | 173,300 | 157,600 |
| | 済州 | 560,000 | 518,400 | 496,800 | 432,000 | 367,200 | 324,000 | 280,800 | 259,200 | 237,600 | 216,000 |
| | 釜山 | 490,000 | 458,400 | 439,300 | 382,000 | 324,700 | 286,500 | 248,300 | 229,200 | 210,100 | 191,000 |
| | 広州 | 540,000 | 507,500 | 486,300 | 422,900 | 359,500 | 317,200 | 274,900 | 253,700 | 232,600 | 211,500 |
| | 上海 | 610,000 | 568,200 | 544,500 | 473,500 | 402,500 | 355,100 | 307,800 | 284,100 | 260,400 | 236,800 |
| | 重慶 | 470,000 | 440,100 | 423,400 | 373,400 | 323,400 | 290,100 | 256,700 | 240,000 | 223,400 | 206,700 |
| | 瀋陽 | 510,000 | 474,200 | 456,100 | 401,800 | 347,500 | 311,400 | 275,200 | 257,100 | 239,000 | 220,900 |
| | 青島 | 480,000 | 461,900 | 442,600 | 384,900 | 327,200 | 288,700 | 250,200 | 230,900 | 211,700 | 192,500 |
| | 香港 | 580,000 | 538,000 | 515,500 | 448,300 | 381,100 | 336,200 | 291,400 | 269,000 | 246,600 | 224,200 |
| | カラチ | 620,000 | 591,900 | 576,400 | 529,900 | 483,400 | 452,400 | 421,400 | 405,900 | 390,400 | 375,000 |
| | ホーチミン | 440,000 | 414,400 | 398,800 | 352,000 | 305,200 | 274,000 | 242,800 | 227,200 | 211,600 | 196,000 |
| | ペナン | 370,000 | 363,600 | 348,500 | 303,000 | 257,600 | 227,300 | 197,000 | 181,800 | 166,700 | 151,500 |
| 大洋州 | シドニー | 640,000 | 591,500 | 566,800 | 492,900 | 419,000 | 369,700 | 320,400 | 295,700 | 271,100 | 246,500 |
| | パース | 600,000 | 576,800 | 552,800 | 480,700 | 408,600 | 360,500 | 312,500 | 288,400 | 264,400 | 240,400 |
| | ブリスベン | 610,000 | 569,400 | 545,700 | 474,500 | 403,300 | 355,900 | 308,400 | 284,700 | 261,000 | 237,300 |
| | メルボルン | 620,000 | 573,700 | 549,800 | 478,100 | 406,400 | 358,600 | 310,800 | 286,900 | 263,000 | 239,100 |
| | オークランド | 540,000 | 524,200 | 502,300 | 436,800 | 371,300 | 327,600 | 283,900 | 262,100 | 240,200 | 218,400 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北米 | アトランタ | 440,000 | 409,200 | 392,200 | 341,000 | 289,900 | 255,800 | 221,700 | 204,600 | 187,600 | 170,500 |
| | サンフランシスコ | 490,000 | 459,700 | 440,600 | 383,100 | 325,600 | 287,300 | 249,000 | 229,900 | 210,700 | 191,600 |
| | シアトル | 440,000 | 414,600 | 397,300 | 345,500 | 293,700 | 259,100 | 224,600 | 207,300 | 190,000 | 172,800 |
| | シカゴ | 480,000 | 445,200 | 426,700 | 371,000 | 315,400 | 278,300 | 241,200 | 222,600 | 204,100 | 185,500 |
| | デトロイト | 430,000 | 406,100 | 389,200 | 338,400 | 287,600 | 253,800 | 220,000 | 203,000 | 186,100 | 169,200 |
| | デンバー | 420,000 | 408,400 | 391,300 | 340,300 | 289,300 | 255,200 | 221,200 | 204,200 | 187,200 | 170,200 |
| | ナッシュビル | 470,000 | 441,400 | 423,000 | 367,800 | 312,600 | 275,900 | 239,100 | 220,700 | 202,300 | 183,900 |
| | ニューヨーク | 570,000 | 495,200 | 474,600 | 412,700 | 350,800 | 309,500 | 268,300 | 247,600 | 227,000 | 206,400 |
| | ハガッニャ | 410,000 | 397,000 | 380,400 | 330,800 | 281,200 | 248,100 | 215,000 | 198,500 | 181,900 | 165,400 |
| | ヒューストン | 450,000 | 416,800 | 399,400 | 347,300 | 295,200 | 260,500 | 225,700 | 208,400 | 191,000 | 173,700 |
| | ボストン | 480,000 | 447,800 | 429,200 | 373,200 | 317,200 | 279,900 | 242,600 | 223,900 | 205,300 | 186,600 |
| | ホノルル | 440,000 | 410,300 | 393,200 | 341,900 | 290,600 | 256,400 | 222,200 | 205,100 | 188,000 | 171,000 |
| | マイアミ | 450,000 | 423,200 | 405,600 | 352,700 | 299,800 | 264,500 | 229,300 | 211,600 | 194,000 | 176,400 |
| | ロサンゼルス | 490,000 | 461,200 | 441,900 | 384,300 | 326,700 | 288,200 | 249,800 | 230,600 | 211,400 | 192,200 |
| | カルガリー | 510,000 | 489,700 | 469,300 | 408,100 | 346,900 | 306,100 | 265,300 | 244,900 | 224,500 | 204,100 |
| | トロント | 570,000 | 533,200 | 510,900 | 444,300 | 377,700 | 333,200 | 288,800 | 266,600 | 244,400 | 222,200 |
| | バンクーバー | 560,000 | 524,000 | 502,200 | 436,700 | 371,200 | 327,500 | 283,900 | 262,000 | 240,200 | 218,400 |
| | モントリオール | 520,000 | 507,100 | 486,000 | 422,600 | 359,200 | 317,000 | 274,700 | 253,600 | 232,400 | 211,300 |
| 中南米 | クリチバ | 570,000 | 548,500 | 525,700 | 457,100 | 388,500 | 342,800 | 297,100 | 274,300 | 251,400 | 228,600 |
| | サンパウロ | 670,000 | 627,600 | 603,200 | 529,700 | 456,200 | 407,300 | 358,300 | 333,800 | 309,300 | 284,900 |
| | ベレン | 650,000 | 628,500 | 605,700 | 537,100 | 468,500 | 422,800 | 377,100 | 354,300 | 331,400 | 308,600 |
| | マナウス | 650,000 | 631,200 | 609,900 | 546,000 | 482,100 | 439,500 | 396,900 | 375,600 | 354,300 | 333,000 |
| | リオデジャネイロ | 700,000 | 654,400 | 630,500 | 558,700 | 486,900 | 439,000 | 391,200 | 367,200 | 343,300 | 319,400 |
| 欧州 | ミラノ | 620,000 | 572,900 | 549,000 | 477,400 | 405,800 | 358,100 | 310,300 | 286,400 | 262,600 | 238,700 |
| | エディンバラ | 530,000 | 516,000 | 494,500 | 430,000 | 365,500 | 322,500 | 279,500 | 258,000 | 236,500 | 215,000 |
| | バルセロナ | 520,000 | 502,300 | 481,400 | 418,600 | 355,800 | 314,000 | 272,100 | 251,200 | 230,200 | 209,300 |
| | デュッセルドルフ | 510,000 | 477,600 | 457,700 | 398,000 | 338,300 | 298,500 | 258,700 | 238,800 | 218,900 | 199,000 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | フランクフルト | 530,000 | 494,400 | 473,800 | 412,000 | 350,200 | 309,000 | 267,800 | 247,200 | 226,600 | 206,000 |
| | ミュンヘン | 500,000 | 483,500 | 463,300 | 402,900 | 342,500 | 302,200 | 261,900 | 241,700 | 221,600 | 201,500 |
| | ストラスブール | 540,000 | 501,600 | 480,700 | 418,000 | 355,300 | 313,500 | 271,700 | 250,800 | 229,900 | 209,000 |
| | マルセイユ | 520,000 | 501,600 | 480,700 | 418,000 | 355,300 | 313,500 | 271,700 | 250,800 | 229,900 | 209,000 |
| | ウラジオストク | 620,000 | 578,600 | 557,800 | 495,500 | 433,200 | 391,600 | 350,100 | 329,300 | 308,500 | 287,800 |
| | サンクトペテルブルク | 520,000 | 506,600 | 487,100 | 428,800 | 370,500 | 331,600 | 292,700 | 273,300 | 253,800 | 234,400 |
| | ハバロフスク | 620,000 | 578,600 | 557,800 | 495,500 | 433,200 | 391,600 | 350,100 | 329,300 | 308,500 | 287,800 |
| | ユジノサハリンスク | 650,000 | 615,200 | 594,600 | 532,700 | 470,800 | 429,500 | 388,300 | 367,600 | 347,000 | 326,400 |
| 中東 | ドバイ | 470,000 | 456,100 | 437,100 | 380,100 | 323,100 | 285,100 | 247,100 | 228,100 | 209,100 | 190,100 |
| | ジッダ | 530,000 | 516,500 | 500,000 | 450,400 | 400,800 | 367,800 | 334,800 | 318,200 | 301,700 | 285,200 |
| | イスタンブール | 530,000 | 508,800 | 487,600 | 424,000 | 360,400 | 318,000 | 275,600 | 254,400 | 233,200 | 212,000 |

三　政府代表部

| 地域 | 所在地 | 号別 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大使 | 公使 | 特号 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| アジア | ジャカルタ<br>（東南アジア諸国連合） | 490,000 | 480,000 | 450,500 | 434,100 | 417,700 | 368,400 | 319,100 | 286,300 | 253,500 | 237,000 | 220,600 | 204,200 |
| 北米 | ニューヨーク<br>（国際連合）<br>モントリオール<br>（国際民間航空機関） | 660,000<br>590,000 | 550,000<br>570,000 | 515,900<br>528,300 | 495,200<br>507,100 | 474,600<br>486,000 | 412,700<br>422,600 | 350,800<br>359,200 | 309,500<br>317,000 | 268,300<br>274,700 | 247,600<br>253,600 | 227,000<br>232,400 | 206,400<br>211,300 |
| 欧州 | ウィーン<br>（在ウィーン国際機関）<br>ジュネーブ<br>（在ジュネーブ国際機関）<br>（軍縮会議）<br>パリ<br>（経済協力開発機構）<br>（国際連合教育科学文化機関）<br>ブリュッセル<br>（欧州連合） | 640,000<br>890,000<br>780,000<br>620,000<br>580,000<br>630,000 | 620,000<br>750,000<br>750,000<br>560,000<br>560,000<br>570,000 | 574,100<br>699,300<br>699,300<br>522,500<br>522,500<br>529,500 | 551,200<br>671,300<br>671,300<br>501,600<br>501,600<br>508,300 | 528,200<br>643,300<br>643,300<br>480,700<br>480,700<br>487,100 | 459,300<br>559,400<br>559,400<br>418,000<br>418,000<br>423,600 | 390,400<br>475,500<br>475,500<br>355,300<br>355,300<br>360,100 | 344,500<br>419,600<br>419,600<br>313,500<br>313,500<br>317,700 | 298,500<br>363,600<br>363,600<br>271,700<br>271,700<br>275,300 | 275,600<br>335,600<br>335,600<br>250,800<br>250,800<br>254,200 | 252,600<br>307,700<br>307,700<br>229,900<br>229,900<br>233,000 | 229,700<br>279,700<br>279,700<br>209,000<br>209,000<br>211,800 |

附　則

この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二　総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

理　由

在ベレン日本国総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

---

**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書**

一　議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の廃止を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定を行うものであり、その内容は次のとおりである。

1　在ベレン日本国総領事館を廃止すること。

2　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。

3　この法律は、平成二十五年四月一日から施行すること。ただし、1については、政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年三月二十二日

外務委員長　河井　克行

衆議院議長　伊吹　文明殿

---

**所得税法等の一部を改正する法律案**

右

国会に提出する。

平成二十五年三月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第四号中「課税の特例」の下に「、第二百二十四条の三（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）」を加える。

第十一条第一項中「給付補てん金」を「給付補塡金」に、「公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子、収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」を「貸付信託の受益権の収益の分配」に、「公社債等を」を「受益権を」に改め、同条第二項中「公社債等の利子等」を「貸付信託の受益権の収益の分配」に、「公社債等が」を「受益権が」に改め、同条第三項中「公社債等の利子等に係る」を「公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子、収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）に係る」に改める。

第十四条第一項中「配当、償還金等」を「配当等」に改める。

第十七条中「規定する支払をする者」の下に「（以下この条において「給与等支払者」という。）」を加え、「その者」を「当該給与等支払者」に、「当該給与等の支払をする者が」を「当該給与等支払者が国内において」に改める。

第二十三条第一項中「社債、株式等の振替に関する法律第九十条第三項（定義）に規定する分離利息振替国債（財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。）」を「公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債」に改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 百九十五万円以下の金額 | 百分の五 |
| 百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額 | 百分の十 |
| 三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額 | 百分の二十 |
| 六百九十五万円を超え九百万円以下の金額 | 百分の二十三 |
| 九百万円を超え千八百万円以下の金額 | 百分の三十三 |
| 千八百万円を超え四千万円以下の金額 | 百分の四十 |
| 四千万円を超える金額 | 百分の四十五 |

第二百二十四条の見出しを「（利子、配当等の受領者の告知）」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第二百二十四条の三第二項第二号中「第四号」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　投資信託の受益権

第二百二十四条の三第二項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六　社債的受益権

七　公社債（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項第五号（定義）に規定する長期信用銀行債等その他政令で定めるものを除く。第四項において同じ。）

第二百二十四条の三第四項中「株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（収益の分配に係る収入金額とされる部分として政令で定める金額に係る部分を除く。」を「次に掲げる金銭その他の資産（に改め、同項に次の各号を加える。

一　投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（収益の分配に係る収入金額とされる部分として政令で定める金額に係る部分を除く。）

二　社債的受益権又は公社債の元本の償還により交付を受ける金銭その他の資産（当該金銭その他の資産とともに交付を受ける金銭その他の資産で元本の価額の変動に基因するものを含む。）

三　分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。）に係る利子として交付を受ける金銭その他の資産

第二百二十四条の五第一項第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に限る。以下この号において同じ。）をした場合（前号に掲げる場合を除く。）当該市場デリバティブ取引の相手方である同条第十七項に規定する取引所金融商品市場を開設した同条第十六項に規定する金融商品取引所の長

第二百二十五条第一項中「並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するもの」を削り、同項第七号を次のように改める。

七　削除

第二百二十五条第一項第八号中「国内源泉所得、」を「国内源泉所得又は」に改め、「又は前号に規定する償還金」を削り、同項第十号中「掲げる者」の下に「、同条第三項に規定する金銭等の交付をする同項に規定する交付をする者」を、「償還金等の」の下に「交付をする同項に規定する」を加え、同項第十一号を次のように改める。

十一　第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者、内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。）又は外国法人に対し国内において第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等のうち政令で定めるものの交付をする同項に規定する交付をする者

第二百四十二条第四号中「配当、償還金等」を「配当等」に改め、「又は第四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

別表第一預金保険機構の項中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

別表第二㈧を次のように改める。

（八）

| その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 | | 甲 | | | | | | | | 乙 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | 税額 |
| 1,250,000円 | | 円<br>207,030 | 円<br>196,580 | 円<br>188,850 | 円<br>181,570 | 円<br>174,280 | 円<br>167,000 | 円<br>159,720 | 円<br>152,870 | 円<br>484,500 |
| 1,250,000円を超え1,740,000円に満たない金額 | | 1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | 484,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額 |
| 1,740,000円 | | 円<br>368,730 | 円<br>358,280 | 円<br>350,550 | 円<br>343,270 | 円<br>335,980 | 円<br>328,700 | 円<br>321,420 | 円<br>314,570 | |
| 1,740,000円を超え3,570,000円に満たない金額 | | 1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | |
| 3,570,000円 | | 円<br>1,100,730 | 円<br>1,090,280 | 円<br>1,082,550 | 円<br>1,075,270 | 円<br>1,067,980 | 円<br>1,060,700 | 円<br>1,053,420 | 円<br>1,046,570 | |
| 3,570,000円を超える金額 | | 3,570,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,570,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | |
| 扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額 | | | | | | | | | | 従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、等に上つ額た提出がいる場合は、当該扶養親族1人ごとに1,580円を、各欄により求めた税額のてから控除した金額 |

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二)　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三㈦を次のように改める。

（七）

| その日の社会保険料等控除後の給与等の金額 | | 甲 | | | | | | | | 乙 | 丙 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | 税額 | 税額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 32,000 | 32,100 | 3,905 | 3,665 | 3,420 | 3,180 | 2,935 | 2,690 | 2,480 | 2,265 | 12,110 | 2,078 |
| 32,100 | 32,200 | 3,930 | 3,685 | 3,440 | 3,200 | 2,955 | 2,715 | 2,495 | 2,285 | 12,160 | 2,096 |
| 32,200 | 32,300 | 3,950 | 3,705 | 3,465 | 3,220 | 2,980 | 2,735 | 2,515 | 2,305 | 12,210 | 2,114 |
| 32,300 | 32,400 | 3,970 | 3,730 | 3,485 | 3,245 | 3,000 | 2,755 | 2,535 | 2,325 | 12,260 | 2,132 |
| 32,400 | 32,500 | 4,000 | 3,750 | 3,510 | 3,265 | 3,020 | 2,780 | 2,555 | 2,345 | 12,310 | 2,150 |
| 32,500 | 32,600 | 4,030 | 3,775 | 3,530 | 3,285 | 3,045 | 2,800 | 2,575 | 2,360 | 12,360 | 2,168 |
| 32,600 | 32,700 | 4,060 | 3,795 | 3,550 | 3,310 | 3,065 | 2,825 | 2,590 | 2,380 | 12,410 | 2,186 |
| 32,700 | 32,800 | 4,090 | 3,815 | 3,575 | 3,330 | 3,090 | 2,845 | 2,610 | 2,400 | 12,460 | 2,204 |
| 32,800 | 32,900 | 4,125 | 3,840 | 3,595 | 3,350 | 3,110 | 2,865 | 2,630 | 2,420 | 12,510 | 2,222 |
| 32,900 | 33,000 | 4,155 | 3,860 | 3,615 | 3,375 | 3,130 | 2,890 | 2,650 | 2,440 | 12,560 | 2,240 |
| 33,000円 | | 4,170 | 3,870 | 3,630 | 3,385 | 3,140 | 2,900 | 2,660 | 2,445 | 12,610 | 2,258 |
| 33,000円を超え41,500円に満たない金額 | | 33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の31.5％に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | 12,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額 | 2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の24％に相当する金額を加算した金額 |
| 41,500円 | | 円<br>6,850 | 円<br>6,550 | 円<br>6,310 | 円<br>6,065 | 円<br>5,820 | 円<br>5,580 | 円<br>5,340 | 円<br>5,125 | 円<br>16,010 | |
| 41,500円を超え58,000円に満たない金額 | | 41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | 16,010円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額 | |
| 58,000円 | | 円<br>12,295 | 円<br>11,995 | 円<br>11,755 | 円<br>11,510 | 円<br>11,265 | 円<br>11,025 | 円<br>10,785 | 円<br>10,570 | | 円<br>8,258 |
| 58,000円を超え119,000円に満たない金額 | | 58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | 8,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額 |
| 119,000円 | | 円<br>36,695 | 円<br>36,395 | 円<br>36,155 | 円<br>35,910 | 円<br>35,665 | 円<br>35,425 | 円<br>35,185 | 円<br>34,970 | | 円<br>28,388 |
| 119,000円を超える金額 | | 119,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち119,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | 28,388円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち119,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額 |

別表第三に次のように加える。

（八）

| その日の社会保険料等控除後の給与等の金額 | | 甲 | | | | | | | | 乙 | 丙 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | 税額 | 税額 |
| 扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額 | | | | | | | | | | 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合において、当該扶養控除等申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を各欄に定められた税額から控除した金額を当該各欄に掲げる税額とする。 | ― |

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

⑴　⑵に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

⑵　その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四を次のように改める。

| 等の数 | | | | | | | | 乙 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4人 | | 5人 | | 6人 | | 7人以上 | | | |
| 除後の給与等の金額 | | | | | | | | 前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 | |
| 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 210千円未満 | | 243千円未満 | | 275千円未満 | | 308千円未満 | | | |
| 210 | 300 | 243 | 300 | 275 | 333 | 308 | 372 | | |
| 300 | 378 | 300 | 406 | 333 | 431 | 372 | 456 | | |
| 378 | 424 | 406 | 450 | 431 | 476 | 456 | 502 | | |
| 424 | 444 | 450 | 472 | 476 | 499 | 502 | 527 | | |
| 444 | 470 | 472 | 496 | 499 | 525 | 527 | 553 | 241千円未満 | |
| 470 | 504 | 496 | 531 | 525 | 559 | 553 | 588 | | |
| 504 | 543 | 531 | 574 | 559 | 604 | 588 | 632 | | |
| 543 | 592 | 574 | 622 | 604 | 652 | 632 | 683 | | |
| 592 | 751 | 622 | 771 | 652 | 792 | 683 | 812 | | |
| 751 | 810 | 771 | 834 | 792 | 859 | 812 | 884 | 241 | 305 |
| 810 | 852 | 834 | 879 | 859 | 902 | 884 | 925 | | |
| 852 | 898 | 879 | 922 | 902 | 947 | 925 | 971 | | |
| 898 | 949 | 922 | 973 | 947 | 997 | 971 | 1,021 | | |
| 949 | 1,013 | 973 | 1,038 | 997 | 1,064 | 1,021 | 1,089 | | |
| 1,013 | 1,086 | 1,038 | 1,113 | 1,064 | 1,140 | 1,089 | 1,168 | 305 | 535 |
| 1,086 | 1,435 | 1,113 | 1,459 | 1,140 | 1,484 | 1,168 | 1,508 | | |
| 1,435 | 1,664 | 1,459 | 1,692 | 1,484 | 1,720 | 1,508 | 1,749 | | |
| 1,664 | 2,771 | 1,692 | 2,795 | 1,720 | 2,819 | 1,749 | 2,843 | 535 | 1,142 |
| 2,771 | 3,695 | 2,795 | 3,727 | 2,819 | 3,759 | 2,843 | 3,790 | | |
| 3,695千円以上 | | 3,727千円以上 | | 3,759千円以上 | | 3,790千円以上 | | 1,142千円以上 | |

（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。
る旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

る。
である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

| 賞与の金額に乗ずべき率 | 甲 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 扶養親族 | | | | | | | |
| | 0人 | | 1人 | | 2人 | | 3人 | |
| | 前月の社会保険料等控 | | | | | | | |
| | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 |
| % | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 0 | 68千円未満 | | 94千円未満 | | 133千円未満 | | 171千円未満 | |
| 2 | 68 | 79 | 94 | 243 | 133 | 269 | 171 | 295 |
| 4 | 79 | 252 | 243 | 282 | 269 | 312 | 295 | 345 |
| 6 | 252 | 300 | 282 | 338 | 312 | 369 | 345 | 398 |
| 8 | 300 | 334 | 338 | 365 | 369 | 393 | 398 | 417 |
| 10 | 334 | 363 | 365 | 394 | 393 | 420 | 417 | 445 |
| 12 | 363 | 395 | 394 | 422 | 420 | 450 | 445 | 477 |
| 14 | 395 | 426 | 422 | 455 | 450 | 484 | 477 | 513 |
| 16 | 426 | 550 | 455 | 550 | 484 | 550 | 513 | 557 |
| 18 | 550 | 668 | 550 | 689 | 550 | 710 | 557 | 730 |
| 20 | 668 | 714 | 689 | 738 | 710 | 762 | 730 | 786 |
| 22 | 714 | 750 | 738 | 775 | 762 | 801 | 786 | 826 |
| 24 | 750 | 791 | 775 | 817 | 801 | 844 | 826 | 872 |
| 26 | 791 | 847 | 817 | 876 | 844 | 901 | 872 | 925 |
| 28 | 847 | 910 | 876 | 936 | 901 | 962 | 925 | 987 |
| 30 | 910 | 997 | 936 | 1,003 | 962 | 1,031 | 987 | 1,058 |
| 32 | 997 | 1,337 | 1,003 | 1,362 | 1,031 | 1,386 | 1,058 | 1,410 |
| 35 | 1,337 | 1,551 | 1,362 | 1,579 | 1,386 | 1,607 | 1,410 | 1,636 |
| 38 | 1,551 | 2,676 | 1,579 | 2,700 | 1,607 | 2,724 | 1,636 | 2,748 |
| 41 | 2,676 | 3,569 | 2,700 | 3,600 | 2,724 | 3,632 | 2,748 | 3,664 |
| 45 | 3,569千円以上 | | 3,600千円以上 | | 3,632千円以上 | | 3,664千円以上 | |

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「前九年内事業年度について」を「前九年内事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「確定申告書を提出している」を「書類を添付している」に改め、同条第五項中「について」を「の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「記載した確定申告書を提出し、かつ、その後において」を「記載した書類を添付し、かつ、当該事業年度後の各事業年度について」に、「の確定申告書を提出し、かつ、その後において」を「の確定申告書を提出し、かつ、当該合併等事業年度後の各事業年度について」に改める。

第五十九条第二項中「所得の金額を」を「所得の金額（第三号に掲げる場合に該当しない場合で、かつ、当該内国法人が当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人に該当しない場合において、同条第一項及び前条第一項、この項並びに第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額が当該合計額を超えるときは、その超える部分の金額の百分の二十に相当する金額を控除した金額）を」に改める。

第八十一条の九第二項第一号中「記載した確定申告書」を「記載した書類の添付がある確定申告書、修正申告書又は更正請求書」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「のうち第五十七条第六項」を「で第五十七条第六項」に、「みなされて」を「みなされたもののうち、同項の規定により」に改め、「算入された金額」の下に「及び同条第五項の規定によりないものとされた金額」を加える。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二号を次のように改める。

二　相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

イ　日本国籍を有する個人（当該個人又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）が当該相続又は遺贈に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

ロ　日本国籍を有しない個人（当該相続又は遺贈に係る被相続人が当該相続又は遺贈に係る相続開始の時においてこの法律の施行地に住所を有していた場合に限る。）

第一条の四第二号を次のように改める。

二　贈与により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

イ　日本国籍を有する個人（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

ロ　日本国籍を有しない個人（当該贈与をした者が当該贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していた場合に限る。）

第十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「五千万円と千万円」を「三千万円と六百万円」に、「得た」を「算出した」に改める。

第十六条中「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条の表を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 千万円以下の金額 | 百分の十 |
| 千万円を超え三千万円以下の金額 | 百分の十五 |
| 三千万円を超え五千万円以下の金額 | 百分の二十 |
| 五千万円を超え一億円以下の金額 | 百分の三十 |
| 一億円を超え二億円以下の金額 | 百分の四十 |
| 二億円を超え三億円以下の金額 | 百分の四十五 |
| 三億円を超え六億円以下の金額 | 百分の五十 |
| 六億円を超える金額 | 百分の五十五 |

第十九条の三第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第十九条の四第一項中「六万円」を「十万円」に、「十二万円」を「二十万円」に改める。

第二十一条の四の見出し中「特別障害者」を「特定障害者」に改め、同条第一項中「第十九条の四第二項」を「特定障害者（第十九条の四第二項」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、「特別障害者」という。）」の下に「及び第十九条の四第二項に規定する障害者（特別障害者を除く。）のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者その他の精神に障害がある者として政令で定めるもの（第一条の四第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「あるもの（以下この条」を「あるもの（第三項）に、「当該特別障害者」を「当該特定障害者」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「当該信託契約」を「当該特定障害者扶養信託契約」に改め、「六千万円」の下に「（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては、三千万円）」を加え、同条第二項中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者を」を「特定障害者を」に、「特別障害者の死亡後六月を経過する日」を「特定障害者の死亡の日」に改め、同条第三項中「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第四項中「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 二百万円以下の金額 | 百分の十 |
| 二百万円を超え三百万円以下の金額 | 百分の十五 |
| 三百万円を超え四百万円以下の金額 | 百分の二十 |
| 四百万円を超え六百万円以下の金額 | 百分の三十 |
| 六百万円を超え千万円以下の金額 | 百分の四十 |
| 千万円を超え千五百万円以下の金額 | 百分の四十五 |
| 千五百万円を超え三千万円以下の金額 | 百分の五十 |
| 三千万円を超える金額 | 百分の五十五 |

第二十一条の八中「前条」を「前条又は第二十一条の十三」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条ただし書中「同条」を「これら」に改める。

第二十一条の九第一項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一　学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。） | 私立学校法 | 一　校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）<br>二　校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記<br>三　自己の設置運営する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所（以下「保育所」という。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記 | 第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。 |

別表第三の五の二の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五の二　公益社団法人及び公益財団法人 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 | 一　自己の設置運営する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校又は同法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校をいう。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記<br>二　自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記 | 第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。 |

別表第三の十二の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 十二　宗教法人 | 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号） | 一　専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条（境内建物及び境内地の定義）に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記<br>二　自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記<br>三　自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記 | 第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。 |

（印紙税法の一部改正）

第五条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の非課税物件の欄中「三万円」を「五万円」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第六条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に、「決定又は」を「決定若しくは」に改め、「納付すべき国税」の下に「又は源泉徴収による国税」を加え、同項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「又は期限後申告書」を「若しくは期限後申告書」に改め、「があつた場合」の下に「又は源泉徴収による国税につき納付すべき税額が確定した時以後に当該国税の納税地に異動があつた場合」を加え、「その異動に」を「これらの異動に」に、「とき。」を「とき」に改める。

第七十一条第一項に次の一号を加える。

三　更正の請求をすることができる期限について第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）又は第十一条（災害等による期限の延長）の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定　当該更正の請求があつた日から六月間

第七十二条第一項中「又は前条第一項第一号」を「、前条第一項第一号」に改め、「更正決定等」の下に「又は同項第三号の規定による更正若しくは賦課決定」を加える。

第八十五条第一項中「に関する処分」の下に「（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知のうち同項第一号（不納付加算税及び第六十八条第三項（重加算税）の規定による重加算税に係る部分に限る。）及び第二号に係るものを除く。）」を加え、同条第二項中「附記」を「付記」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第七条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「若しくは第四十一条の十二第一項若しくは」を「、第四十一条の十二第一項若しくは第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「並びに第四十一条の十二第一項及び第二項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「若しくは第四十一条の十二第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第四項中「並びに第四十一条の十二第二項」を「、第四十一条の十二第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第五項中「若しくは第四十一条の十第一項」を「、第四十一条の十第一項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第六項中「及び第四十一条の十第一項」を「、第四十一条の十第一項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第七項中「若しくは第四十一条の九第三項」を「、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第八項中「及び第四十一条の九第三項」を「、第四十一条の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第九項中「若しくは第四十一条の九第二項若しくは第三項」を「、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第十一項中「並びに第四十一条の九第二項及び第三項」を「、第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第十四項中「掲げる配当等」を「掲げる利子等及び配当等」に改め、「に係る」の下に「利子所得及び」を加え、「配当所得については、所得税法」を「利子所得又は配当所得については、所得税法」に、「配当所得の」を「利子所得の金額又は配当所得の」に、「第九条の三各号」を「第八条の四第一項各号」に改め、同条第十五項第二号中「配当所得の金額（」を「利子所得の金額又は配当所得の金額（」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に改め、同項第三号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第十六項中「利子等」を「一般利子等」に改め、同条第二十項中「掲げる配当等」を「掲げる利子等及び配当等」に改め、「に係る」の下に「利子所得及び」を加え、「配当所得については、所得税法」を「利子所得又は配当所得については、所得税法」に、「配当所得の」を「利子所得の金額又は配当所得の」に、「第九条の三各号」を「第八条の四第一項各号」に改め、同条第二十一項第二号中「配当所得の金額（」を「利子所得の金額又は配当所得の金額（」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に改め、同項第三号及び第四号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第五号中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改める。

第十一条第三項中「係る共助対象外国租税」の下に「（その滞納処分費を含む。）」を加え、同条第四項中「により共助対象外国租税」の下に「（その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「場合には、第一項に規定する」を「場合には、」に、「及び共助実施決定並びに」を「、共助実施決定及び」に改め、「第二十一条」の下に「、第二十三条第四項」を加え、「を準用する」を「（共助対象外国租税の滞納処分費については、これらの規定のほか、国税通則法第十三条、第七十二条、第七十三条及び第百二十二条並びに国税徴収法第百三十九条、第百五十三条及び第百五十四条の規定）を準用する」に改め、同項の表国税通則法の項中「提供（」の下に「同条第一項に規定する共

助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。」を加え、「租税条約等実施特例法第二条第三号」を「相手国等（租税条約等実施特例法第二条第三号」に、「（以下「相手国等」という」を「をいい、租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、我が国とする。第六項を除き、以下同じ」に、

| | |
|---|---|
| 第四十六条第五項 | 納税 |

を

| | |
|---|---|
| 第四十六条第五項 | 納税 |
| 第四十六条第六項 | いう。以下同じ |

を

| | |
|---|---|
| 徴収 | |

に、

| | |
|---|---|
| 納付させる | 提供させる |
| 納付させる | 提供させる |
| 納付の | 提供の |

を

| | |
|---|---|
| 全額を提供しない | |
| 提供させる | |

に、

| | |
|---|---|
| を納付させる | の提供（租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。以下この条において同じ。）をさせる |
| を納付させる | の提供をさせる |
| 納付させる金額、納付の | 提供をさせる金額、提供の |

を

| | |
|---|---|
| 全額の提供をしない | |
| 提供をさせる | |

に、「提供すべき」を「提供をすべき」に、「を提供せず」を「の提供をせず」に、

| | | |
|---|---|---|
| 第五十二条第六項 | 納付させる | 提供させる |
| | を納付させる | の提供をさせる |

を

| | |
|---|---|
| 第五十二条第六項 | |

に改め、同表国税徴収法の項中「全額の提供」の下に「（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。）」を加え、「以下「共助対象外国租税」という」を「第百二十九条第一項第三号（配当の原則）に掲げる債権に該当するものを除く。）及びその滞納処分費（第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する滞納処分費を除く」に、

| | |
|---|---|
| 納付、充当、更正の取消 | 租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付 |
| 全額 | 滞納処分費の全額 |

を

| | |
|---|---|
| 納付、充当、更正の取消 | 租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされた |
| 納付、充当、更正の取消 | 租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされた |
| その他の理由により交付要求に係る国税が消滅した | |

を

| | |
|---|---|
| 納付、充当、更正の取消 | |
| が消滅した | |

に改め、「。以下同じ」を削り、

| | | |
|---|---|---|
| 第五十二条第六項 | 納付、充当、更正の取消 | 租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされた |
| | その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅した | |

| | |
|---|---|
| 租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付の滞納処分費が消滅した | に、「が完納された」を「国税が完納された」に、「の全額の任意提供」を「租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定」に改め、「規定する相手国等」の下に「（租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、我が国）」を加え、「共助対象外国租税の額を」を「同条第一項に規定する共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下「共助対象外国租税」という。）の額を」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同条第五項中「場合、国税」の下に「（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）」を、「前項において準用する場合を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「及び第十八条」を「、第十一条第三項（調整法第二十八条において準用する場合を含む。）、第十八条」に、「の規定の」を「及び第二十条の七（調整法第二十条の九第二項、第二十条の十及び第三十六条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定の」に、「を除く」を「（第三号に掲げる債権に該当するものを除く。）及びその滞納処分費（第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する滞納処分費を除く。）を除く」に改め、「第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第百二十九条第一項」の下に「（租税条約等実施特例法第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を、「共助対象外国租税（」の下に「その滞納処分費を含む。」を加え、「みなす」と、」を「みなす」と、調整法第十一条第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」と、」に改め、「同条第三項」の下に「及び調整法第二十条の七第三項」を加え、同条第七項に後段として次のように加える。 |

この場合において、所轄国税局長等は、これらの金銭の譲与を国税庁長官が指定した国税局長に嘱託することができる。

第十一条の二第三項中「国税（」の下に「その滞納処分費を含み、国税通則法第二条第四号に規定する」を加え、同条第四項の表第七十二条の百三第二項の項及び第七十二条の百四第一項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第七十二条の百三第二項 | 第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された | 未納に係る |
| | | 既に納付された貨物割の額から還付後納付消費税額（既に納付された消費税の額から当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を還付するものとする |
| 第七十二条の百四第一項 | 当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額 | |
| | | を還付するものとする |

第十一条の二第四項の表附則第九条の六第二項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 附則第九条の六第二項 | 附則第九条の四又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された | 未納に係る |

第十一条の二第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共助対象国税につき当該相手国等から金銭又は証券の譲与を受ける場合には、国税通則法第四十三条及び第四十四条の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長（次項において「所轄国税局長等」という。）は、当該金銭の受領又は当該証券の受領及び取立てを国税庁長官が指定した国税局長（次項において「指定国税局長」という。）に嘱託することができる。

5　所轄国税局長等は、我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共助対象国税につき当該相手国等から受領した金銭又は当該相手国等から受領した証券を取り立てた金銭（当該所轄国税局長等から前項の規定による嘱託を受けた指定国税局長が受領した金銭又は受領した証券を取り立てた金銭を含む。）を、当該共助対象国税につき第二項の規定により徴収したものとみなされた金額を限度として、当該共助対象国税に充てる。

7　前項に定めるもののほか、同項の規定の適

第十一条の二に次の一項を加える。

用がある場合における地方消費税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の三」を「第四十条の三の二」に、「第五十七条の十」を「第五十七条の九」に、「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に改める。

第三条第一項中「昭和六十三年四月一日（普通預金その他これに類するものとして政令で定めるものにあつては、政令で定める日。第三項及び次条において同じ。）」を「平成二十八年一月一日」に、「（政令で定めるもの」を「で次に掲げるもの以外のもの（同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収を行わないものとして政令で定めるもの（次条において「不適用利子」という。）に、「及び次条において「利子等」を「において「一般利子等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定公社債（第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち第三十七条の十一第二項第一号又は第五号から第十四号までに掲げるものをいう。第四号において同じ。）の利子

二　公社債投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの又はその受益権が第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものの収益の分配

三　公募公社債等運用投資信託の収益の分配

四　特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日（無記名の公社債の利子については、その支払をした日）においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該公社債の利子の支払をした法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者が支払を受けるもの

第三条第二項中「利子等」を「一般利子等」に改め、同条第三項中「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「利子等」を「一般利子等」に、「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改める。

第三条の二中「支払うべき利子等」を「支払うべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（不適用利子を除く。）」に改め、「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、「剰余金の配当」の下に「（以下この節において「剰余金の配当」という。）」を加える。

第三条の三第一項中「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「発行された公社債」の下に「（国その他の者が発行した外国通貨で表示された公社債で政令で定めるもの（次項において「外貨建公社債」という。）を除く。）」を加え、「若しくは公募公社債等運用投資信託」及び「（政令で定めるものを除く。）」を削り、「利子等（」を「利子等で第三条第一項第一号及び第二号に掲げるもの以外のもの（」に、「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同条第二項中「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「国外公社債等の利子等につき」を「国外において発行された公社債（外貨建公社債を除く。）又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の利子又は収益の分配に係る所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外公社債等の利子等」という。）につき」に改め、同条第三項中「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「金額（この下に「当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等である場合において、」を加え、同条第四項中「前項の場合」を「前二項の場合」に、「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。この場合において、当該居住者に対する同条の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等である場合には、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外一般公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五条の規定の適用については、ないものとする。

二　当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等である場合には、第二項に規定する支払を受けるべき金額は、当該国外公社債等の利子等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

第三条の三第六項中「（以下この項において「公共法人等」という。）」及び「の額のうち、当該公共法人等又は金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める金額」を削り、同条第七項中「第五項」の下に「及び前項」を加え、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外公社債等の利子等を有する居住者については、当該国外公社債等の利子等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外公社債等の利子等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、第八条の五の規定を適用する。

一　当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第四項に規定する支払を受けるべき利子等の額とみなす。

二　当該国外公社債等の利子等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

第四条の四第三項中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が第三条第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）」に、「第三十七条の十第四項」を「第三十七条の十一第四項」に、「株式等」を「上場株式等」に改める。

第五条の二第一項中「で次に掲げる要件を満たすもの」を削り、「場合には、その」を「場合において、振替国債又は振替地方債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その」に改め、「（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「第十三項」を「第十一項」に改め、同条第三項中「。次項において「受益者等」という」を削り、同条第四項中「第一項各号に掲げる要件を満たしており」を「第一項の規定による非課税適用申告書を提出しており」に、「第十一項、第十二項及び第十四項」を「次項及び第十二項」に、「次に掲げる要件を満たしている」を「、当該非居住者又は外国法人が当該組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき第一項の規定の適用を受けようとする際、当該組合又は当該信託の名称、当該業務執行者等の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類（次項、第十項及び第十二項において「組合等届出書」という。）並びに当該組合契約に係る組合契約書又は当該信託に係る信託契約書の写し（次項、第十項、第十二項及び第十三項において「組合契約書等の写し」という。）を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出している」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「同項各号に掲げる要件」を「、非課税適用申告書を、同項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき」に、「第一項各号及び前項各号に掲げる要件）を満たしているとき」を「当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しており、かつ、前項の業務執行者等が、組合等届出書及び組合契約書等の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき）」に改め、「（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」を削り、「所得税法」を「第九条の三の二及び所得税法」に改め、同条第六項中「第三条及び第三条の二」を「所得税法第二百二十五条の規定並びに第三条の二及び第八条の五」に、「第三条第一項中「政令で定めるものを除く。以下この条及び次条」とあるのは「第五条の二第五項後段の規定の適用があるものを除く。以下この条」と、同条第三項中「受けるべき利子等の」とあるのは「受けるべき利子等（第五条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の」を「同法第二百二十五条第一項第八号中「外国法人」とあるのは「外国法人（外国政府その他の政令で定める法人を除く。）」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（当該非居住者又は外国法人が租税特別措置法第五条の二第一項（振替国債等の利子の課税の特例）に規定する振替国債又は振替地方債の利子につき同項又は同条第五項後段の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特定振替機関等）」に、「支払うべき利子等」を「所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（不適用利子を除く。）」に、「支払うべき第五条の二第一項」を「第五条の二第一項」に、「受ける利子」を「受ける利子」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受ける利子にあつては、同条第一項に規定する特定振替機関等）」に、「当該利子」を「当該利子」と、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの（第五条の二第五項後段の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、同条第八項第三号中「第十六項」を「第十四項」に、「第十七項、第十八項、第二十一項、第二十三項若しくは第二十四項」を「第十五項若しくは第十六項」に改め、同条第十項中「第一項第一号若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号」を「第一項又は第四項」に、「非課税適用申告書若しくは」を「非課税適用申告書又は」に、「第一項第一号に」を「第一項に」に改め、「又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書が同項第二号イ若しくはロに規定する税務署長に提出されたとき」及び「又は当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「その提出後、当該非課税適用申告書に記載した氏名若しくは名称若しくは住所の変更をした場合又は当該組合等届出書に記載した第四項の組合若しくは信託の名称、当該組合若しくは信託に係る業務執行者等の氏名若

しくは名称若しくは住所その他の財務省令で定める事項の変更をした場合には、これらの者は、その変更をした日」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日」に、「その変更をした後の当該非課税適用申告書を提出した者の氏名若しくは名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した」を「当該各号に定める申告書又は」に改め、「（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）」を削り、「第一項第一号」を「第一項」に、「当該申告書又は当該」を「当該各号に定める申告書又は」に改め、「同項」の下に「及び第五項後段」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該非課税適用申告書又は第三号に定める申告書に記載した氏名若しくは名称又は住所その他の財務省令で定める事項の変更をした場合　その変更をした後の当該非課税適用申告書又は当該申告書を提出した者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

二　当該組合等届出書又は第四号に定める届出書に記載した第四項の組合又は信託の名称、当該組合又は信託に係る業務執行者等の氏名若しくは名称又は住所その他の財務省令で定める事項の変更をした場合　その変更をした後の当該組合又は信託の名称その他の財務省令で定める事項を記載した届出書及び組合契約書等の写し

三　当該非課税適用申告書を提出した日、第一号に定める申告書を提出した日又はこの号に定める申告書を提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年を経過した場合　当該非課税適用申告書を提出した者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

四　当該組合等届出書及び組合契約書等の写しを提出した日、第二号に定める届出書及び組合契約書等の写しを提出した日又はこの号に定める届出書及び組合契約書等の写しを提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年を経過した場合　当該組合等届出書及び組合契約書等の写しを提出した業務執行者等に係る組合又は信託の名称、当該業務執行者等の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した届出書並びに組合契約書等の写し

第五条の二第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項中「前項に規定する」を「前項第一号及び第三号に定める」に、「並びに同項に規定する」を「並びに同項第二号及び第四号に定める」に、「第十三項の」を「第十一項の」に、「第一項第一号若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号」を「第一項又は第四項」に、「第十四項」と、「非課税適用申告書若しくは」を「第十二項」と、「非課税適用申告書又は」に、「第一項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書が同項第二号イ若しくはロ」を「第一項」に、「「同項に規定する」を「「同項各号に定める」に、「第一項第一号」と、「非課税適用申告書若しくは」を「第一項」と、「当該非課税適用申告書又は」に改め、「又は当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」を削り、「「申告書」を「当該各号に定める申告書」に、「「これらの」とあるのは「当該」と、第十三項」を「第十一項」に、「次項に規定する」を「次項第一号又は第三号に定める」に、「当該申告書」を「これらの号に定める申告書」に、「「氏名」を「「氏名又は」に、「変更後の氏名」を「氏名若しくは」と、「住所（同項」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは名称及び住所（第二項」と、「住所並びに」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは名称及び住所並びに」と、「の名称」とあるのは「の名称又は変更後の名称」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債につきその利子の支払を受ける場合には、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替国債又は振替地方債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

第五条の二第十七項から第二十項までを削り、同条第二十一項中「第十一項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項の書類を特定振替機関に提出している場合又は第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項の書類を当該利子の支払をする者に提出している」を「非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債につきその利子の支払を受ける」に、「非居住者又は外国法人」を「非課税適用申告書を提出した者」に改め、「事項を」の下に「、その支払の確定した日の属する月の翌月十日までに」を加え、「適格口座管理機関」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十二項から第二十四項までを削り、同条第二十五項中「、第四項」を「、第四項から第六項まで」に、「第十四項まで、第十六項及び前三項」を「第十二項まで及び第十四項」に改め、同項の表を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第一項 | 、当該特定振替機関等 | 、特定受託者（第十七項に規定する信託の受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。） | |
| | 特定振替機関等の本店 | 特定受託者の本店 | |
| 第四項 | の特定振替機関等 | の特定受託者 | |
| | 特定振替機関等の | 特定受託者の | |
| 第五項 | の特定振替機関等 | の特定受託者 | |
| 第六項 | 同条第一項に規定する特定振替機関等）」と、第三条の二 | 同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者）」と、第三条の二 | |
| | 同条第一項に規定する特定振替機関等）」と、「当該 | 同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者）」と、「当該 | |
| 第十項及び第十一項 | 特定振替機関等 | 特定受託者 | |
| 第十二項 | 提出した特定振替機関等 | 提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。第十四項において同じ。） | |
| | 特定振替機関等を | 特定受託者を | |
| 第十四項 | 特定振替機関等及び | 特定受託者及び | |
| | 当該特定振替機関等 | 当該特定受託者に係る特定振替機関 | |

第五条の二第二十五項を同条第十七項とし、同条第二十六項中「特定振替機関等による振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書の提出の特例、第十八項、第二十一項及び第二十三項第三号又は第二十四項第三号」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項を同条第十八項とする。

第五条の三第一項中「で次に掲げる要件を満たすもの」及び「平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等で」を削り、「以下この項」を「以下この項及び第三項」に、「受けているもの」を「受けている特定振替社債等」に改め、「所得税法第二十四条第一項に規定する」を削り、「場合には、その」を「場合において、特定振替社債等の利子等につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（前条第一項に規定する住所をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替社債等が第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債又は第八条の二第一項第二号に掲げる社債的受益権（第七項及び第八項において「一般社債等」という。）に該当するものである場合には、適格口座管理機関に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その」に改め、「（その者が当該特定振替社債等を引き続き所有していた期間（当該特定振替社債等につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。第二号及び第三項において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「政令で定めるものにあつては、政令で定める者」を「第四項第七号ホに掲げるものにあつては、同号ホに掲げるものに係る特定目的信託の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十四条に規定する原委託者」に、「第四項第二号」を「同項第一号」に、「第五項」を「第九項」に改め、同条第三項中「非居住者が、同項各号に掲げる要件」を「非居住者（当該特定振替社債等の発行者の特殊関係者でないものに限る。以下この項において同じ。）が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき」に、「第一項各号及び第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件」を満たしており、かつ、当該特定振替社債等の発行者の特殊関係者でないとき」を「当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲

介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しており、かつ、同条第四項に規定する業務執行者等が、第九項において準用する同条第四項に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき）に改め、「（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」を削り、「所得税法」を「第九条の三の二及び所得税法」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　特定振替社債等　社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第二号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するもの（次に掲げるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうち、その利子等の額が当該振替社債等の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものをいう。

イ　社債、株式等の振替に関する法律第百十五条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十五条に規定する投資法人債

ロ　社債、株式等の振替に関する法律第百十七条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十七条に規定する相互会社の社債

ハ　社債、株式等の振替に関する法律第百十八条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十八条に規定する特定社債

ニ　社債、株式等の振替に関する法律第百二十条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十条に規定する特別法人債

ホ　平成二十八年三月三十一日までに発行された社債、株式等の振替に関する法律第百二十四条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十四条に規定する特定目的信託受益権のうち資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権に該当するもの

ヘ　社債、株式等の振替に関する法律第百二十七条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十七条に規定する外債

ト　社債、株式等の振替に関する法律第百九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債

チ　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十条に規定する振替転換特定社債

リ　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十三条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債

第五条の三第四項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八　適格口座管理機関　特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。

第五条の三第七項中「その他第一項」を「、第七項及び第八項の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第三項まで及び第五項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第九条の六第四項」を「第九条の三の二第一項若しくは第九条の六第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第十項まで、第十二項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項」を「第十四項まで、第十六項及び第十七項」に改め、同項の表を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 前条第二項 | 前項 | 次条第一項 |
| 前条第三項 | 第一項の | 次条第一項の |
| | 同条第一項中 | 同法第十三条第一項中 |
| | 第五条の二第三項 | 第五条の三第九項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第三項 |
| | 同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子 | 同法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等の利子等 |
| 前条第四項 | 第一項の規定は | 次条第一項の規定は |
| | が第一項 | が次条第一項 |
| | つき第一項 | つき同条第一項 |
| | 、第一項 | 、同条第一項 |
| 前条第六項 | 第一項及び前項 | 次条第一項及び第三項 |
| | 第三条の二及び | 第三条の二、第八条の二及び |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第五条の二第一項（振替国債等の利子の課税の特例） | 振替国債又は振替地方債の利子 | 同条第五項後段 | 前条第八項 |
| | | | 前条第九項 |
| | | | 前条第十項 |
| | | | 前条第十二項 |
| 第五条の三第一項（振替社債等の利子等の課税の特例） | 特定振替社債等の同項に規定する利子等 | 同条第三項後段 | 前条第八項 |
| | | | 前条第九項 |
| | | | 前条第十項 |
| | | | 前条第十二項 |
| 第五条の二第一項又は第五項後段 | 受ける利子 | 第五条の三第一項又は第三項後段 | 前条第八項 |
| | | | 前条第九項 |
| | | | 前条第十項 |
| | | | 前条第十二項 |
| | 受けるこれらの規定に規定する利子等 | 受けるこれらの規定に規定する利子等 | 前条第八項 |
| | | | 前条第九項 |
| | | | 前条第十項 |
| | | | 前条第十二項 |
| 第五条の二第五項後段 | 「当該利子等」とあるのは「当該利子」 | 第八条の二第一項中「（以下」とあるのは「（第五条の三第三項後段の規定の適用があるものを除く。以下」と、同条第五項中「配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」とあるのは「配当等（第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」 | 第五条の三第三項後段 |
| 前項第四号 | | 次条第四項第四号 | 次条第四項第四号 |
| 第十五項 | | 次条第七項若しくは第八項 | 次条第七項若しくは第八項 |
| 第七項第四号 | | 次条第四項第四号 | 次条第四項第四号 |
| 第一項又は | | 次条第一項又は | 次条第一項又は |
| 第一項に | | 同条第一項に | 同条第一項に |
| 第一項 | | 次条第一項 | 次条第一項 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第五項後段 | 第一項又は | 第一項 | | 次条第一項 |
| | 第一項」とあるのは | 同項、 | ついては | 同項、同条第三項及び第八項並びに |
| | 第一項」と、 | 第一項の | | 次条第一項の |
| 同条第三項後段 | 次条第一項又は | 同項、同条第三項及び第八項並びについては、同条第三項中「の特定振替機関等」とあるのは「の特定受託者」と、同条第八項中「適格口座管理機関又は適格外国仲介業者」とあるのは「第一項に規定する特定受託者又は適格外国仲介業者」と、「当該適格口座管理機関」とあるのは「特定振替機関」とするほか | 前条第十三項 | 前条第十七項の表第一項の項 |
| 同条第一項」とあるのは | 同条第一項」とあるのは | 次条第一項 | | 第一項 |
| 次条第一項」と、 | 次条第一項」と、 | 当該特定振替機関等 | | 当該特定振替機関等 |
| 次条第一項の | 次条第一項の | 前条第十七項 | 前条第十七項の表第一項の項 | 第十七項 |
| 同項、同条第三項及び第八項並びについては、同条第三項中「の特定振替機関等」とあるのは「の特定受託者」と、同条第八項中「適格口座管理機関又は適格外国仲介業者」とあるのは「第一項に規定する特定受託者又は適格外国仲介業者」と、「当該適格口座管理機関」とあるのは「特定振替機関」とするほか | 次条第一項 | 当該特定振替機関等（受託者をいい、第十四項までにおいて同じ。） | 前条第十七項の表第四項の項 | の特定振替機関等 |
| 次条第一項 | 同条第一項」とあるのは | 前条第十七項 | | の特定振替機関等を経由し、又は同項 |
| 当該特定振替機関等（受託者をいい、第十四項までにおいて同じ。） | 次条第一項」と、 | | | の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）を経由し、又は同条第一項 |
| 前条第十七項 | 次条第一項の | | | |
| の特定振替機関等 | 同項、同条第三項及び第八項並びについては、同条第三項中「の特定振替機関等」とあるのは「の特定受託者」と、同条第八項中「適格口座管理機関又は適格外国仲介業者」とあるのは「第一項に規定する特定受託者又は適格外国仲介業者」と、「当該適格口座管理機関」とあるのは「特定振替機関」とするほか | | | |
| の特定受託者 | 次条第一項 | | | |
| | 当該特定振替機関等（受託者をいい、第十四項までにおいて同じ。） | | | |
| | 前条第十七項 | | | |
| | の特定振替機関等 | | | |
| | の特定受託者 | | | |

| | | |
|---|---|---|
| 前条第十七項の表第六項の項 | 同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、第三条の二 | 同条第九項において準用する同法第五条の二第十七項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定により読み替えられた同法第五条の三第一項に規定する特定受託者」と、第三条の二 |
| | 特定振替機関等」と、「当該 | 特定振替機関等」と、第八条の二第一項 |
| | 同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、「当該 | 同条第九項において準用する第五条の二第十七項の規定により読み替えられた第五条の三第一項に規定する特定受託者」と、第八条の二第一項 |

第五条の三第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　国税庁長官は、前項第八号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第八号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二　その者が第八項に規定する通知を行うこと又は第九項において準用する前条第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書の提出を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。

6　国税庁長官は、第四項第八号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

7　適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（一般社債等に該当するものを除く。以下この項において同じ。）につきその利子等の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関を経由して当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該利子等の支払をする者に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

8　適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格口座管理機関又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（一般社債等に該当するものに限る。以下この項において同じ。）につきその利子等の支払を受ける場合には、その利子等の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関を経由し、又は当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該利子等の支払をする者に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

第六条第一項中「又は第六項」を「若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第一項」に改め、同条第二項中「又は第六項」を「若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第四項」に改め、同条第六項中「規定は、適用しない」を「規定は適用せず、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの（第六条第六項後段の規定により同法第二百十二条の規定による所得税の徴収がされなかつたものを除く。）」として、同項の規定を適用する」に改め、同条第八項中「第十項及び」を削り、同条第十項第二号中「については、前項」を「が前項」に改め、「その者による」を削り、「の提出がある場合又は」を「を提出している場合（」に、「当該民間国外債の利子の支払をする者による利子受領者確認書の提出がある場合」を「非課税適用申告書を提出したものとみなされる場合を含む。）及び第三条の三第六項に規定する内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等（以下この号において「公共法人等」という。）が国内における同条第一項に規定する支払の取扱者を通じて支払を受ける場合（当該公共法人等による同条第六項に規定する申告書の提出がある場合に限る。）」に、「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額に係る」を「当該民間国外債の」に改め、同号イ及びロを削り、同条第十一項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「読み替える」を「、第六項中「第六条第六項後段」とあるのは「第六条第十一項において準用する同条第六項後段」と読み替える」に改める。

第八条第一項中「（平成十年法律第百五号）」を削り、「この条、次条、第九条の四及び第三十七条の十五」を「この章」に改め、「（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「、同法」を「、所得税法」に改め、同項第一号中「でその記載又は記録がされていた期間内

に生じたもの」を削り、同項第三号中「（貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託」を「（貸付信託」に、「当該貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の」を「その」に改め、同項第四号中「でその記載又は記録がされていた期間内に生じたもの」を削り、同条第二項中「及び第五項」を削り、同条第三項中「。第五項において同じ」を削り、同条第四項中「第一項第一号、第三号又は第四号」を「第一項第三号」に改め、「利子」、及び「又は剰余金の配当」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項第一号、第三号又は第四号」を「第一項第三号」に改め、「規定する」の下に「委託した期間又は記名式であつた期間若しくは」を加え、「又は委託した期間若しくは記名式であつた期間」を削り、同項を同条第五項とする。

第八条の二第一項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「所得税法第二十四条第一項に規定する」を削り、「同法」を「所得税法」に改め、同項各号を次のように改める。

一　公社債等運用投資信託（その設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものを除く。）の受益権（第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものを除く。）

二　特定目的信託（その信託契約の締結時において資産の流動化に関する法律第二百二十四条に規定する原委託者（第八条の四第一項第四号、第八条の五第一項第五号、第九条の三第四号、第九条の三の二第一項第四号及び第三十七条の十一第二項第四号において「原委託者」という。）が有する社債的受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものを除く。）の社債的受益権（第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものを除く。）

第八条の二第三項及び第四項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、同条第五項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改める。

第八条の三第一項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「所得税法第二十四条第一項に規定する」を削り、「同法」を「所得税法」に改め、同条第二項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「除く。）又は」を「除く。）若しくは」に、「の収益の分配」を「又は社債的受益権の収益の分配又は剰余金の配当」に改め、同条第三項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改める。

第八条の四の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「平成二十一年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「受けるべき所得税法」の下に「第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等、第三条の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等その他政令で定めるものを除く。以下この項及び第五項において「利子等」という。）又は同法」を加え、「及び前条第一項」を「、前条第一項」に、「配当等を」を「配当等その他政令で定めるものを」に改め、「おいて、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同法第二十二条」を「利子所得及び配当所得については、同法第二十二条」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の」を「第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の利子等又は」に、「受けるもの」を「受ける配当等」に改め、同項第二号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託」に改め、「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

四　特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

五　第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第八条の四第二項中「居住者又は」を「前項の規定のうち、上場株式等の配当等で同項第一号から第三号までに掲げるもの（同項第二号に掲げる収益の分配にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託に係るものに限る。以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出した場合に限り適用するものとし、居住者又は」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項第一号から第三号までの規定中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「配当所得の課税」を「配当所得等の課税」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第四項中「に係る配当等及び」を「及び」に改め、「確定した日（」の下に「無記名の公社債の利子、」を加え、同条第五項中「支払つた」の下に「利子等及び」を加える。

第八条の五の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「平成二十一年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「所得税法」の下に「第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「利子等」という。）又は同法」を加え、「に係る配当等その他」を「その他」に、「配当所得の金額の」を「配当所得等の金額の」に改め、「計算上当該」の下に「利子等に係る利子所得の金額又は」を加え、「及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項」を「の規定及び第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「内国法人」を

「国若しくは地方公共団体又はその他の内国法人（第六号において「内国法人等」という。）」に改め、「掲げる」の下に「利子等又は」を加え、同項第三号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託」に改め、「公募（」、「をいう。）」及び「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

五　内国法人から支払を受ける特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

六　内国法人等から支払を受ける第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第八条の五第二項中「平成二十一年」を「平成二十八年」に改め、「該当する」の下に「利子所得の金額並びに」を加え、同条第四項中「掲げる」の下に「利子等又は」を、「受けるべき」の下に「利子等の額又は」を加え、同条第五項中「掲げる」の下に「利子等又は」を加える。

第九条の二第一項中「（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。）」を削り、「（同項」を「（所得税法第二十四条第一項」に改める。

第九条の三中「平成十五年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「、前条第一項及び第二項並びに次条第一項」を「並びに前条第一項及び第二項」に改め、同条第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「第三十七条の十一第二項第一号」に改め、「個人」の下に「（次条第一項において「大口株主等」という。）」を加え、同条第二号中「平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託」を「次に掲げる投資信託」に改め、「に係る配当等」を削り、同号に次のように加える。

イ　公社債投資信託以外の証券投資信託

ロ　証券投資信託以外の投資信託（公募公社債等運用投資信託を除く。）

第九条の三第三号中「平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき」を削り、同条に次の一号を加える。

四　特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

第九条の三の二第一項中「平成二十二年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「次に掲げる」の下に「利子等（同法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）又は」を加え、「百分の二十」を「百分の十五（第一号に掲げる配当等でその配当等の支払をする内国法人に係る大口株主等に対し交付をするものについては、百分の二十）」に改め、同項第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「第三十七条の十一第二項第一号」に、「配当等」を「利子等又は配当等」に改め、同項第二号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託」に改め、「公募（」、「をいう。）」及び「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

四　特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

五　第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第九条の三の二第四項中「配当等の額」を「利子等の額又は配当等の額」に改める。

第九条の四の二第一項中「金融商品取引所」の下に「（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）」を、「の規定」の下に「並びに第八条の三第二項及び第三項の規定」を加え、同項第一号中「次条第一項」を「第九条の三第二号」に改める。

第九条の七第一項中「の取得」の下に「（相続税法又は第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）」を加え、「相続税法」を「同法」に改め、同条第二項中「（第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）」を「及び第三十七条の十二第二項」に、「、第三十七条の十第三項」を「、これらの規定」に改める。

第九条の八中「に同号」を「に開設した同号」に、「（以下この条において「非課税口座」という。）を開設した日」を「に同項第二号に規定する非課税管理勘定を設けた日」に、「十年」を「五年」に、「当該非課税口座」を「当該非課税管理勘定」に改め、同条第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「第三十七条の十一第二項第一号」に改め、同条第二号中「に係る配当等」を削る。

第十条第八項第三号中「又は大学と」を「、大学その他の者と」に、「又は大学に」を「、大学又は第四十二条の四第十二項第五号に規定する中小企業者に」に改める。

第十条の二第一項中「平成二十二年から平成二十四年まで」を「平成二十六年又は平成二十七年」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項の規定により読み替えられた」を「前項の規定により読み替えられた」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「前三項」を「前項」に改め、「から第三項まで」を削り、同項を同条第三項とし、同条第八項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とする。

第十条の二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）及び「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、「場合を除く。第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第九項」を「第十二項」に改め、「（以下この項において「普通償却額」という。）」及び「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額）」を削り、同項第一号ロ中「エネルギー資源」を「エネルギー源」に改め、同号ハ中「又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減」を削り、「減価償却資産（」を「減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの（」に改め、同号に次のように加える。

ニ　エネルギー消費量との対比における性

能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イからハまでに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

第十条の二の二第一項第二号中「次に掲げる」を「建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「及び第二項」を「、第二項、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第一項及び第六項又は第三項の規定は、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた個人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

第十条の二の二第五項の次に次の二項を加える。

6　青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に第一項第一号イ及びハに掲げる減価償却資産（以下この項及び次項において「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額から当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7　個人の有する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項又は第六項」と、「エネルギー環境負荷低減推進設備等」とあるのは「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」とする。

第十条の三第一項中「その製作の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、同条第三項中「その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないもの」に改める。

第十条の五第一項中「において、当該個人が」を「で、かつ、」に、「ときは、当該」を「場合には、当該個人の当該」に、「二十万円」を「四十万円」に改め、同項ただし書中「税額控除限度額が、」の下に「当該個人の」を加え、同項第一号中「適用年及び」を「当該適用年及び」に改め、「雇用者であつた者で」を削り、「者を」を「雇用者及び高年齢雇用者を」に改め、同項第二号中「における雇用者」の下に「（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同号イからハまでの規定中「当該個人の」を削り、同条第二項第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第六号中「適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額に、当該給与等の支給額」を「個人の給与等の支給額のうち前号の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。以下この号において「適用年前年分における給与等の支給額」という。）に、当該適用年前年分における給与等の支給額」に改め、「計算した金額」の下に「（当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数が零である場合には、当該適用年前年分における給与等の支給額）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、「同じ。）」の下に「のうち適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「当該適用年」を「適用年」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「雇用者の数を」を「雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。次号及び第七号において同じ。）の数を」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　高年齢雇用者　個人の使用人のうち高年齢継続被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。）に該当するものをいう。

第十条の五第四項中「前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額」を「個人の給与等の支給額のうち前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の二　青色申告書を提出する個人の平成二十六年又は平成二十七年の各年（平成二十六年又は平成二十七年に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び第三項において「適用年」という。）において当該個人が取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、相続、遺贈、贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。以下この項及

び第三項において同じ。）をした一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（国内にある当該個人の事業の用に供する機械及び装置その他の政令で定めるものに限る。以下この項及び第三項において「生産等資産」という。）で当該適用年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額が、当該個人がその有する減価償却資産につき当該適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額（所得税法その他の所得税に関する法令の規定（この項及び次項の規定を除く。）により、必要経費として計算した金額をいう。第三項において同じ。）を超え、かつ、当該適用年の前年における生産等資産の取得価額の合計額として政令で定める金額（同項において「比較取得資産総額」という。）の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該個人が当該取得等をした生産等資産のうち機械及び装置（取得をしたものにあつては、その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。以下この条において「機械等」という。）を当該適用年において国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該適用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該機械等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　青色申告書を提出する個人の適用年において当該個人が取得等をした生産等資産で当該適用年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額が、当該個人がその有する減価償却資産につき当該適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額を超え、かつ、比較取得資産総額の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該個人が当該適用年において当該生産等資産のうち機械等を国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該機械等につき第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該機械等の取得価額の合計額の百分の三に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の当該適用年における税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した機械等については、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、機械等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された機械等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

7　その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の二第三項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除）」とする。

（特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の三　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるものの交付を受けた第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するもの（以下この条において「特定中小企業者」という。）が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該特定中小企業者の事業所得の金額の計算上、当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該経営改善設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額と

する。ただし、当該経営改善設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該経営改善設備を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該特定中小企業者が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　特定中小企業者が、指定期間内に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者の営む指定事業の用に供した場合において、当該経営改善設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者の供用年における税額控除限度額が、当該特定中小企業者の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

6　第一項の規定は、特定中小企業者が所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、適用しない。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、経営改善設備の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された経営改善設備の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9　第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10　その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五の三第三項及び第四項（特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の五の四　青色申告書を提出する個人が、平成二十六年から平成二十八年までの各年（第十条の五の規定の適用を受ける年及び事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該個人の雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項及び第四項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額に対する割合が百分の五以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給増加額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十（当該個人が第十条第四項に規定する中小企業者である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　当該雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。

二　平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国内雇用者　個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

二　給与等　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

三　雇用者給与等支給額　前項の規定の適用を受けようとする年（以下この項において「適用年」という。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第五号において同じ。）をいう。

四　基準雇用者給与等支給額　平成二十五年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　平成二十五年において事業を開始した場合（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した場合を除く。ロ及び次号において同じ。）　平成二十五年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に十二を乗じてこれを同年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額

ロ　平成二十六年以後に事業を開始した場合　当該事業を開始した日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額の百分の七十に相当する金額（当該事業を開始した日の属する年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、当該金額に十二を乗じてこれを当該事業を開始した日の属する年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）

五　比較雇用者給与等支給額　適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該給与等の支給額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をいう。

六　平均給与等支給額　適用年の給与等支給額として政令で定める金額を給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七　比較平均給与等支給額　適用年に係る比較給与等支給額として政令で定める金額を比較給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

3　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限るものとする。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けようとする個人が同項に規定する事業所得を生ずべき事業を平成二十五年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における基準雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の六第一項第一号中「又は第二項」及び「、平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額」を削り、同項第二号中「又は第三項」及び「、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額」を削り、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号の次に次の三号を加える。

六　第十条の五第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

七　第十条の五の二第三項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

八　第十条の五の三第三項又は第四項の規定　それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第二項中「から第三項まで」を削り、「又は第十条の三第四項又」を「、第十条の三第四項又は第十条の五の三第四項」に改め、同条第三項中「若しくは第十条の三第五項」を「、第十条の三第五項若しくは第十条の五の三第五項」に、「もの若しくは」を「もの又は」に改め、「又は第十条の二第四項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するもの」を削る。

第十一条の三第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項の表の第一号の第一欄中「掲げる地区」の下に「（第三項の表の各号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同欄のイを削り、同欄のロを同欄のイとし、同欄のハを削り、同欄のニを同欄のロとし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の

表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項において同じ。）をする場合において、その取得等をした当該設備を当該地区内において当該個人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百四十八）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該産業振興機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

| 地区 | 事業 | 設備 |
|---|---|---|
| 一　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区 | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |
| 二　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定める区域のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区 | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |

4　前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該産業振興機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該産業振興機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定（当該産業振興機械等について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該産業振興機械等につき前項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額とする。）とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

第十二条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成二十五年」を「平成二十七年」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十四条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「新築された」を削り、「）を取得し」を「）で新築されたものを取得し」に改め、「これを」の下に「当該個人の」を加え、「賃貸の用に供した場合を」を「その用に供した場合を」に、「その賃貸の用」を「その用」に、「の百分の百二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百四十）に相当する」を「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における所得税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの　百分の百二十八（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の百十四）

二　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるもの　百分の百四十（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の百二十）

第十四条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「が次項第二号」を「が、次項第二号」に改め、「掲げる建築物」の下に「のうち同号イに掲げる地域内において整備されるもの」を加え、「、百分の百五十」を「百分の百五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の百四十とする。」に改め、同条第二項中「から第三号まで」を「及

び第二号」に、「第四号」を「第三号」に改め、同項第一号中「第二条第六号」を「第二条第一号」に、「施設建築物」を「市街地再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）によつて建築される建築物」に改め、同項第二号中「都市再生特別措置法」を「次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法」に改め、「認定計画」の下に「イに掲げる地域については、」を加え、同号に次のように加える。

イ　都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

ロ　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（イに掲げる地域に該当するものを除く。）

第十四条の二第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第十五条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十九条第一号中「第十条の三」の下に「、第十条の五の二、第十条の五の三」を加える。

第二十二条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「以下この項」を「第一号」に、「鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する」を「安定的な供給を確保することが特に必要なものとして政令で定める」に改め、同条第二項中「掘さく」を「掘削」に改める。

第二十三条第一項中「定める探鉱用機械設備」の下に「（第一号において「探鉱用機械設備」という。）」を加える。

第二十四条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第一項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）の取得」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得」に改める。

第二十六条第一項中「各年において、」を「各年において」に、「場合において」を「場合において、」に、「あるとき」を「あり、かつ、当該個人が営む医業又は歯科医業から生ずる事業所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が七千万円以下であるとき」に改め、同条第二項第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十九条の二第四項並びに第二十九条の三第三項及び第六項中「第三十七条の十」の下に「及び第三十七条の十一」を加える。

第三十一条の二第四項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

第三十一条の三第一項中「若しくは第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五」に改める。

第三十三条第一項中「第三十七条の九の二」を「第三十七条の九」に改める。

第三十三条の三第一項中「第三十九条第一項」を「（平成十八年法律第九十一号）第三十九条第一項、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十九条第一項」に改める。

第三十三条の六第一項中「、第三十七条の九及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の九」に改める。

第三十四条第一項中「、第三十七条の九の二」を削る。

第三十四条の二第一項中「、第三十七条の九の二」を削り、同条第二項第一号中「第十号」を「第十二号」に改め、同項第二十号を次のように改める。

二十　都市再開発法第七条の六第三項、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二条第三項の規定により土地等が買い取られる場合

第三十四条の三第一項中「、第三十七条の九の二」を削る。

第三十五条第一項中「若しくは第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五」に改める。

第三十五条の二第一項中「第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」を「第三十七条の九の四」に改める。

第三十六条の二第一項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

第三十七条の四第一項中「及び第三十七条の九から第三十七条の九の四まで」を「、第三十七条の九及び第三十七条の九の四」に改める。

第三十七条の六第一項中「、第三十七条の九及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の九」に改める。

第三十七条の九の二及び第三十七条の九の三を次のように改める。

第三十七条の九の二及び第三十七条の九の三　削除

第三十七条の九の五第一項中「、第三十七条の七及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の七」に改める。

第三十七条の十の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「平成十六年一月一日以後に株式等」を「平成二十八年一月一日以後に一般株式等（株式等のうち次条第二項に規定する上場株式等以外のものをいう。以下この条において同じ。）」に改め、「掲げる取引」の下に「（第三十七条の十一の二第二項において「有価証券先物取引」という。）」を、「行うもの」の下に「並びに法人の自己の株式又は出資の第三項第四号に規定する取得及び公社債の買入れの方法による償還に係るもの」を加え、「、次条及び第三十七条の十二の二」を「及び次条第一項」に、「当該株式等」を「当該一般株式等」に、「株式等に」を「一般株式等に」に改め、同条第二項中「前項に規定する株式等」を「この条において「株式等」」に改め、同項第二号中「第四号」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　投資信託の受益権

第三十七条の十第二項第五号を削り、同項第

六号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六　社債的受益権

七　公社債（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項第五号に規定する長期信用銀行債等その他政令で定めるものを除く。以下この款において同じ。）

第三十七条の十第三項中「居住者又は」を「一般株式等を有する居住者又は」に改め、「非居住者が」の下に「、当該一般株式等につき」を加え、「次の各号に」を「次に」に、「除く。）その他」を「除く。次条第三項において同じ。）及び」に改め、「事由により」の下に「当該一般株式等につき」を加え、「株式等に」を「一般株式等に」に改め、同項第四号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「次条第二項」に改め、同項に次の二号を加える。

七　公社債の元本の償還（買入れの方法による償還を含む。以下この号において同じ。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額（当該金銭又は金銭以外の資産とともに交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で元本の価額の変動に基因するものの価額を含むものとし、第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産でその償還の日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該金銭又は金銭以外の資産の交付をした法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者が交付を受けるものの価額を除く。）の合計額

八　分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。）に係る利子として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十第四項中「株式等証券投資信託、非公社債等投資信託又は」を「投資信託若しくは」に、「「株式等証券投資信託等」」を「「投資信託等」」に改め、「という。）の受益権」の下に「で一般株式等に該当するもの又は社債的受益権で一般株式等に該当するもの」を、「非居住者が」の下に「これらの受益権につき」を加え、「次の各号に」を「次に」に、「株式等に」を「一般株式等に」に改め、同項第一号中「公募株式等証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）及び特定受益証券発行信託」を「上場廃止特定受益証券発行信託」に、「上場されている」を「上場されていた」に、「ものに限る。）を」を「特定受益証券発行信託を」に、「当該公募株式等証券投資信託等」を「当該上場廃止特定受益証券発行信託」に改め、同項第二号中「株式等証券投資信託等（公募株式等証券投資信託等」を「投資信託等（上場廃止特定受益証券発行信託」に、「当該株式等証券投資信託等」を「当該投資信託等」に改め、同項第三号中「移転する信託をいう」の下に「。次条第四項第二号において同じ」を、「受ける信託をいう」の下に「。同号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

四　社債的受益権の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十第六項中「株式等」を「一般株式等」に改める。

第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る。

第三十七条の十の二第一項中「特定管理株式（」を「特定管理株式等（」に、「第三十七条の十一の三第三項第一号」を「次条第三項第一号」に、「同条第二項に規定する上場株式等をいう。以下この項」を「前条第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条から第三十七条の十一の六及び第三十七条の十二の二まで、第三十七条の十一の六及び第三十七条の十二の二において、「内国法人の株式」を「内国法人が発行した株式又は公社債」に、「次項並びに第三十七条の十一の三第一項」を「以下この項及び次項並びに次条第一項」に、「）又は特定保有株式」を「、特定保有株式」に、「特定管理株式で」を「特定管理株式等で」に、「が株式」を「又は特定口座内公社債（当該特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされている内国法人が発行した公社債をいう。）が株式又は公社債」に、「ことは当該特定管理株式又は特定保有株式」を「ことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債」に、「金額は当該特定管理株式又は特定保有株式」を「金額は第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等」に、「及び前条」を「、前条及び第三十七条の十二の二」に改め、同項第一号中「特定管理株式又は特定保有株式」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債」に、「株式会社又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人」を「内国法人」に改め、同条第二項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「含む」を「含み、有価証券先物取引の方法により行うものを除く」に、「前条第二項」を「第三十七条の十第二項」に改め、同条を第三十七条の十一の二とする。

第三十七条の十の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十一　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「上場株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第六項において準用する前条第六項第五号の規定により読み替えられた同法

第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2　この条において「上場株式等」とは、株式等（前条第二項に規定する株式等をいう。第一号において同じ。）のうち次に掲げるものをいう。

一　株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの

二　投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権

三　第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口

四　特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権

五　国債及び地方債

六　外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券

七　会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（外国法人に係るもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する投資法人債、同法第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債、資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債及び同条第八項に規定する特定短期社債を除く。）

八　公社債でその発行の際の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたもの

九　社債のうち、その発行の日前六月以内に金融商品取引法第五条第一項に規定する有価証券届出書、同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書その他政令で定める書類（第十一号ロにおいて「有価証券報告書等」という。）を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの

十　金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この号において同じ。）において当該金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の種類及び総額、その公社債の発行者の財務状況及び事業の内容その他当該公社債及び当該発行者に関して明らかにされるべき基本的な情報をいう。以下この号において同じ。）に基づき発行する公社債で、その発行の際に作成される目論見書に、当該公社債が当該公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの

十一　国外において発行された公社債で、次に掲げるもの

イ　金融商品取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（同項に規定する売付け勧誘等であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定める場合に該当するものに限る。）に応じて取得した公社債（ロにおいて「売出し公社債」という。）で、当該取得の時から引き続き当該有価証券の売出しをした金融商品取引業者等（第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等をいう。ロにおいて同じ。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。ロにおいて同じ。）において保管の委託がされているもの

ロ　金融商品取引法第二条第四項に規定する売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除く。）で、当該取得の日前六月以内に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（当該取得の時から引き続き当該売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限る。）

十二　外国法人が発行し、又は保証する債券で政令で定めるもの

十三　銀行業若しくは金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者若しくは外国の法令に準拠して当該国において銀行業若しくは同法第二条第八項に規定する金融商品取引業を行う法人（以下この号において「銀行等」という。）又は次に掲げる者が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。）

イ　銀行等がその発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係（ロにおいて「完全支配の関係」という。）にある法人

ロ　親法人（銀行等の発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係のある法人をいう。）が完全支配の関係にある当該銀行等以外の法人

十四　平成二十七年十二月三十一日以前に発行された公社債

3　上場株式等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該上場株式等につき交付を受ける前条第三項各号に掲げる金額及び同項に規定する政令で定める事由により当該上場株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

4　投資信託若しくは特定受益証券発行信託（以下この項において「投資信託等」という。）の受益権で上場株式等に該当するもの又は社債的受益権で上場株式等に該当するものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がこれらの受益権につき交付を受ける次に掲げる金額は、上場株式等に係る譲渡所

得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

一　その投資信託等の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二　その特定受益証券発行信託に係る信託の分割（分割信託の受益者に承継信託の受益権以外の資産（信託の分割に反対する当該受益者に対する信託法第百三条第六項に規定する受益権取得請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされたものに限る。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

三　社債的受益権の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　前条第六項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」とあるのは「第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「一般株式等に係る譲渡所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得の金額」と、「一般株式等に係る譲渡所得等が」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等が」と、「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十第一項の」とあるのは「第三十七条の十一第一項の」と読み替えるものとする。

第三十七条の十一の三第一項中「次項に規定する」を削り、同条第二項中「（次に掲げる株式等をいう。以下この条、次条及び第三十七条の十二の二において同じ。）」を削り、同項各号を削る。

第三十七条の十一の五第一項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「若しくは第七項」を「若しくは第六項」に、「第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項」に改める。

第三十七条の十一の六第一項中「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に、「配当等（所得税法」を「利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第四項第一号において同じ。）及び配当等（同法」に、「第四項第一号」を「同号」に改め、「に係る」の下に「利子所得の金額及び」を加え、同条第三項中「確定するもの（」の下に「無記名の公社債の利子、」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項第一号中「（第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。第六項において同じ。）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等を除く。）で同条第三項の規定に基づき当該金融商品取引業者等により所得税が徴収されるべきもの

第三十七条の十一の六第五項中「つき」の下に「、第三条の三第三項（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。次項及び第七項において同じ。）」を加え、同条第六項中「残額を」の下に「第三条の三第三項に規定する国外公社債等の利子等、」を加え、同条第七項中「際に」の下に「第三条の三第三項、」を加え、同条第八項中「年分の」の下に「利子所得の金額又は」を加え、同条第九項及び第十項中「配当所得の金額」を「利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額」に改める。

第三十七条の十二第一項中「平成十六年一月一日以後に第三十七条の十第二項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡」を「平成二十八年一月一日以後に一般株式等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡（同条第一項に規定する譲渡をいう。第三項において同じ。）」に、「同項」を「同条第一項」に、「株式等に係る譲渡所得等（以下この条」を「一般株式等に係る譲渡所得等（以下この項及び次項」に、「株式等の譲渡」を「一般株式等の譲渡」に、「金額（以下この条」を「金額（以下この項及び第五項」に、「第四項」を「第七項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十第三項及び第六項（第一号、第二号及び第六号を除く。）」を「第三十七条の十第六項第三号から第五号まで及び第七号」に、「において準用する」を「について準用する」に、「「株式等」を「「一般株式等」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に、「（株式等」を「（一般株式等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項」を「第一項及び前二項」に、「第一項」を「第一項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び第三項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「金額」の下に「及び上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　一般株式等を有する国内に恒久的施設を有しない非居住者が、当該一般株式等につき交付を受ける第三十七条の十第三項第一号から第六号までに掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。第四項において同じ。）及び第三十七条の十第三項に規定する政令で定める事由により当該一般株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額（当該非居住者の同

法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）は、一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

3　国内に恒久的施設を有しない非居住者が平成二十八年一月一日以後に上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡をした場合には、当該非居住者の所得税法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得のうち、第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等（以下この項及び次項において「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）については、同法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項及び第五項において「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）に対し、上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（第八項において準用する第三十七条の十第六項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。

4　上場株式等を有する国内に恒久的施設を有しない非居住者が、当該上場株式等につき交付を受ける第三十七条の十第三項第一号から第六号までに掲げる金額及び同項に規定する政令で定める事由により当該上場株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額（当該非居住者の所得税法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）は、上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

第三十七条の十二に次の一項を加える。

8　前項の規定は、第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「第三十七条の十二第一項」とあるのは「第三十七条の十二第三項」と、「一般株式等の」とあるのは「上場株式等の」と読み替えるものとする。

第三十七条の十二の二第一項中「第十一項（第三十七条の十三の二第七項」を「第九項（第三十七条の十三の二第十項」に、「平成二十一年分」を「平成二十八年分」に、「第三十七条の十第一項後段」を「第三十七条の十一第一項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に改め、同項第四号中「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項各号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十七条の十第一項後段」を「第三十七条の十一第一項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「（適用前の株式等」を「（適用前の一般株式等」に、「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一項に規定する一般株式等」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第六項の規定の適用がある場合における」を「第五項の規定の適用がある場合における」に、「第三十七条の十（二」を「第三十七条の十一（二」に、「中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（第三十七条の十二の二第六項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、第三十七条の十第一項」を「及び第三十七条の十一第一項」に、「「計算した金額（第三十七条の十二の二第六項」を「、「計算した金額（第三十七条の十二の二第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第六項の」を「第五項の」に、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「第三十七条の十第一項（株式等」を「第三十七条の十一第一項（上場株式等」に、「規定する株式等」を「規定する上場株式等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第六項」を「第五項」に、「第三十七条の十二の二第七項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第三十七条の十三第一項中「第三十七条の十第一項の」を「第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の」に、「同項に規定する株式等」を「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「（適用前の株式等」を「（適用前の一般株式等」に、「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等」に、「が当該」を「及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）の合計額（以下この項において「適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」という。）が当該取得に要した金額の」に、「に相当する」を「の合計額に相当する」に改め、同項第一号中「（平成十一年法律第十八号）」を削り、同条第二項中「株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、適用前の上場株式等」に改める。

第三十七条の十三の二第一項中「第五項」を「第八項」に改め、同条第八項中「第五項」を「第八項」に、「及び第四項」を「、第四項及び第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に、「第四項の規定」を「第七項の規定」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「第六項の」を「第五項の」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「第三十七条の十二の二第七項」を「第三十七条の十二の二第六項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十二の二第四項」に改める。

項」に改め、「規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（」の下に「同条第四項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。」を加え、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「読み替える」を「、「第三十七条の十一第一項」とあるのは「第三十七条の十一第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、第三十七条の十二第一項」と読み替える」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三十七条の十二の二第八項、第十項及び第十二項」を「第三十七条の十二の二第七項、第八項及び第十項」に、「、第四項」を「、第七項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第六項の」を「第五項の」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「同条第四項の」を「同条第七項の」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「おける」とあるのは「おける第八条の四（第三項を除く。）」とあるのは」に、「おける」と、」を「おける第三十七条の十（第六項を除く。）」と、「第八条の四第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項」と、に、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「同条第十二項中「第六項」」を「同条第十項中「第五項」」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第四項、第五項及び前項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「（第七項において準用する第三十七条の十二の二第十一項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「金額（」の下に「第四項又は」を加え、「株式等」を「一般株式等」に、「を限度」を「（前条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）及び第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（前条第一項の規定又は第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　確定申告書（第十項において準用する第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項、次項及び第七項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定株式に係る譲渡損失の金額がある場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該確定申告書に係る年分の第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（前条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6　第四項の規定の適用がある場合における第三十七条の十一の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（第三十七条の十三の二第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

第三十七条の十四第一項中「非課税口座を開設した日」を「非課税口座に非課税管理勘定を設けた日」に、「十年」を「五年」に改め、「間に、」の下に「非課税口座内上場株式等（」を加え、「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等（」を「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。第四項及び第五項において同じ。）であつて次に掲げるものをいう。」に、「「非課税口座内上場株式等」という。）の」を「同じ。）のうち当該非課税管理勘定に係るものの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式等（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）又は新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの

二　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権

三　第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口

第三十七条の十四第三項中「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう」を「上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう」に改め、同条第四項中「（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「上場株式等（第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条において同じ。）」を「株式等」に改め、同項第一号中「他の上場株式等」を「他の株式等」に改め、同条第五項第一号中「されている上場株式等」の下に「（第一項各号に掲げる株式等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「その年分の非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に、「平成二十六年から平成二十八年までの各年」を「平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの間」に改め、同項第二号中「の勘定」の下に「で、平成二十六年から平成三十五年までの各年に設けられるもの」を、「行うこと」の下に「、当該非課税管理勘定は当該居住者又は国内に恒久的施

設を有する非居住者から提出を受けた非課税適用確認書に記載された勘定設定期間（次号に規定する勘定設定期間をいう。以下この号において同じ。）においてのみ設けられること、当該非課税管理勘定は当該勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられること」を加え、「契約を締結した日」を「非課税管理勘定が設けられた日」に、「十年」を「五年」に改め、「において当該」の下に「非課税管理勘定に係る」を加え、「非課税口座から」を「口座から」に改め、同号イを次のように改める。

イ　次に掲げる上場株式等で、当該口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。）の合計額が百万円を超えないもの

(1)　当該期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの

(2)　当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

第三十七条の十四第五項第三号中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に、「次項に規定する基準日」を「非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間（以下この条において「勘定設定期間」という。）として次に掲げる期間のいずれかの期間、当該勘定設定期間の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日（同日において国内に住所を有しない者にあつては、政令で定める日。次項及び第十三項において「基準日」という。）」に改め、同号に次のように加える。

イ　平成二十六年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの期間　平成二十五年一月一日

ロ　平成三十年一月一日から平成三十三年十二月三十一日までの期間　平成二十九年一月一日

ハ　平成三十四年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの期間　平成三十三年一月一日

第三十七条の十四第六項を次のように改める。

6　非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）、基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類を添付して、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年十月一日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の九月三十日までの間に、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をしなければならない。

第三十七条の十四第十項中「による申請事項」の下に「（当該申請書に記載された勘定設定期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「（再交付の申請の場合を含む。）」を削り、同号イ中「非課税口座を開設しようとする」を「勘定設定期間の開始の日の属する」に、「以後の各年分の非課税口座開設確認書」を「一月一日から開始する勘定設定期間に係る非課税適用確認書」に改め、同号ロ中「非課税口座を開設しようとする年の一月一日から九月三十日まで」を「勘定設定期間の開始の日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の九月三十日まで」に、「年以後の各年分の非課税口座開設確認書」を「勘定設定期間に係る非課税適用確認書」に改め、同項第二号中「場合（再交付の申請の場合を除く。）　非課税口座開設確認書」を「場合　非課税適用確認書」に改め、同条第十二項中「既にその年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書」を「金融商品取引業者等の営業所の長は、当該金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出された非課税口座開設届出書については、これを受理することができないものとし、既にその勘定設定期間に非課税管理勘定を設けるための非課税適用確認書」に、「当該非課税口座開設届出書」を「当該非課税適用確認書」に、「当該年と同一年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書」を「当該勘定設定期間と同一の勘定設定期間に非課税管理勘定を設けるための非課税適用確認書」に改め、同条第十三項中「非課税口座開設届出書の提出を受けた」を「非課税適用確認書（非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含む。以下この項において同じ。）の提出を受けた」に、「その非課税口座開設届出書」を「その非課税適用確認書」に改め、同条第十四項中「ほか」の下に「、第十項の所轄税務署長が同項の金融商品取引業者等の営業所の長を経由して同項各号に定める書類又は書面の交付をする際に当該所轄税務署長が当該金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報に関する事項」を加え、同条第十五項中「非課税口座が」を「非課税口座で非課税管理勘定が設けられていたものが」に改める。

第三十七条の十四の二第一項中「、株式等」を「、その有する株式が一般株式等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等をいう。次項及び次条において同じ。）に該当する場合には、一般株式等」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「収入金額」の下に「と、その有する株式が上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。次項、第六項及び次条において同じ。）に該当する場合には、上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等をいう。次項及び次条において同じ。）に係る収入金額」を加え、同条第二項中「株式等」を「その有する株式が一般株式等に該当する場合には、一般株式等」に改め、「収入金額」の下に「と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額」を加え、同条第四項中「第三十七条の十」の下に「及び第三十七条の十一」を加え、同条第六項中「第三十七条の十二の二第二項又は第七項に規定する」を削り、「同条の」を「第三十七条の十二の二の」に改め、「第三十七条の十第三項」を削り、「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項各号」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「第三十七条の十四の二第六項の規定により読み替えられた第二項第四号」を「第二項各号（同項第四号の規定を第三十七条の十四の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条第七項中「所得税法」を「第一項から第三項までの規定は、所得税法」に、「における第三十七条の十二第四項の規定の適用については、同項中「の規定は」とあるのは「並びに第三十七条の十四の二第一項から第三項までの規定は」と、「同条第六項第三号」とあるのは「第三十七条の十第六項第三号」を「について準用する。この場合において、第一項中「除く。）」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等に係る譲渡に係る国内源泉所得」と、「第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、第二項中「除く。）」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と読み替えるもの」に改める。

第三十七条の十四の三第一項及び第二項中「株式等」を「その有する株式が一般株式等に該当する場合には、一般株式等」に改め、「収入金額」の下に「と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　前三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第一項又は第二項に規定するその有する株式が上場株式等に該当する場合における第三十七条の十二の二の規定の適用については、同条第二項第四号中「又は第三十七条の十一第四項各号」とあるのは「若しくは第三十七条の十一第四項各号又は第三十七条の十四の三第一項若しくは第二項」と、同条第六項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号（同項第四号の規定を第三十七条の十四の三第四項第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

二　前項に規定する旧株が第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同項中「行うもの」とあるのは、「行うもの及び第三十七条の十四の三第三項に規定する特定非適格株式交換による法人税法第二条第十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人に対する同項に規定する旧株の譲渡」とする。

第三十七条の十四の三第五項中「所得税法」を「第一項から第三項までの規定は、所得税法」に、「における第三十七条の十二第四項の規定の適用については、同項中「の規定は」とあるのは「並びに第三十七条の十四の三第一項から第三項までの規定は」と、「同条第六項第三号」とあるのは「第三十七条の十第六項第三号」を「について準用する。この場合において、第一項中「除く」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、第二項中「除く。）」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と読み替えるもの」に改める。

第三十七条の十五を次のように改める。

（貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例）

第三十七条の十五　第四十一条の十二第七項に規定する償還差益につき同条第一項の規定の適用を受ける同条第七項に規定する割引債、預金保険法第二条第二項第五号に規定する長期信用銀行債等及び貸付信託の受益権（次項において「貸付信託の受益権等」という。）の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2　貸付信託の受益権等の譲渡による収入金額が当該貸付信託の受益権等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額

については、同法の規定の適用については、ないものとみなす。

第三十七条の十六を削る。

第三十八条第一項中「に掲げる」を「又は第十一号に掲げる」に、「同号」を「これらの規定」に、「居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者」を「個人又は同号に規定する内国法人若しくは外国法人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　投資信託若しくは特定受益証券発行信託（以下この項及び第五項において「投資信託等」という。）でその受益権が第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）に該当するもの又は公社債、社債的受益権若しくは所得税法第二百二十四条の三第四項第三号に規定する分離利子公社債（以下この項及び第五項において「公社債等」という。）で上場株式等に該当するものを有する者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの（第五項において「公共法人等」という。）を除く。）が、当該投資信託等又は公社債等に係る同条第四項に規定する償還金等（国内において交付されるものに限る。以下この項及び次項において「償還金等」という。）を国内における交付の取扱者で政令で定めるもの（以下この項において「交付の取扱者」という。）を通じて交付を受ける場合には、当該交付の取扱者を当該償還金等に係る同条第四項及び所得税法第二百二十五条第一項第十号又は第十一号に規定する交付をする者とみなして、これらの規定を適用する。

第三十八条に次の三項を加える。

4　前項の規定の適用を受ける償還金等の交付をする者については、所得税法第二百二十四条の三第四項及び第二百二十五条第一項の規定のうち当該償還金等に係る部分の規定は、適用しない。

5　国外において発行された投資信託等の受益権又は公社債等を有する者（公共法人等を除く。）が、当該投資信託等又は公社債等に係る所得税法第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等（国外において交付されるものに限る。以下この項において同じ。）を国内における交付の取扱者で政令で定めるもの（以下この項において「交付の取扱者」という。）を通じて交付を受ける場合には、当該償還金等は国内において交付されるものと、当該交付の取扱者は当該償還金等に係る同条第四項及び同法第二百二十五条第一項第十号又は第十一号に規定する交付をする者とそれぞれみなして、これらの規定を適用する。

6　第三項又は前項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する償還金等に係る所得税法第二百二十八条の規定の特例その他第三項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条第六項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第八項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「前項の特定一般法人」を「第九項の特定一般法人及び前項の譲渡法人」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定を適用する場合について準用する第五項後段中「当該公益目的事業の用」とあるのは、「当該公益目的事業の用（政令で定める事業の用に限る。）」と読み替えるものとする。

第四十条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　特定贈与等を受けた公益法人等（幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第二項に規定する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）又は保育所等（同条第五項に規定する保育所等をいう。以下この項において同じ。）を設置する者で政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「譲渡法人」という。）が、当該譲渡法人に係る第三項に規定する財産等（当該幼稚園又は保育所等に係る事業の用に直接供されているものに限る。）を他の公益法人等（同条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者で政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「譲受法人」という。）に贈与をしようとする場合において、当該贈与の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該贈与の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該譲受法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該譲受法人がその贈与を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

第二章第四節第十款中第四十条の三の次に次の一条を加える。

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例）

第四十条の三の二　第四十二条の四第十二項第五号に規定する中小企業者に該当する内国法人の取締役又は業務を執行する社員である個人で当該内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、当該個人の有する資産（有価証券を除く。）で当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現に当該内国法人の事業の用に供されているもの（当該資産又は権利のうちに当該内国法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合には、当該内国法人の事業の用に供されている部分として政令で定める部分に限る。以下この条において同じ。）を、当該内国法人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすもの（以下この項において「債務処理計画」という。）に基づき、平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に当該内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適

用については、当該資産の贈与がなかつたものとみなす。

一　当該個人が、当該債務処理計画に基づき、当該内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。

二　当該債務処理計画に基づいて行われた当該内国法人に対する資産の贈与及び前号の保証債務の一部の履行後においても、当該個人が当該内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該債務処理計画において見込まれていること。

三　当該内国法人が、当該資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該債務処理計画において定められていること。

2　前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の贈与をした資産の種類その他の財務省令で定める事項を記載した書類及び同項各号に掲げる要件を満たす旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第四十一条第一項中「第十四項まで」を「第二十一項まで」に、「及び第五項」を「及び第十項」に、「第四項、第十四項」を「第五項、第六項、第九項、第十一項、第二十一項」に、「第三項及び第四項」を「第六項及び第九項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「第五項まで、第七項」を「第十項まで、第十四項」に、「年（次項及び」を「年（第三項及び第四項並びに」に、「、次項及び次条」を「及び第四項」に、「期間（次項及び次条」を「期間（第四項及び次条第三項第一号」に、「次項、第三項、第五項及び次条」を「次項、第六項、第十項及び次条第一項」に、「。次項及び次条」を「。第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が借入限度額を超える場合には、当該借入限度額）に控除率を乗じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第四十一条第二十一項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十項を同条第二十七項とし、同条第十七項から第十九項までを七項ずつ繰り下げ、同条第十六項中「第十四項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十五項中「当初居住年」を「特定事由が生ずる前」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項中「（以下この項及び次項において「当初居住年」という。）」を削り、「事由」の下に「（次項において「特定事由」という。）」を加え、「当初居住年の翌年以後」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十二項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第十四項」を「第二十一項」に、「第五項」を「第十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項中「第五項」を「第十項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「第五項」を「第十項」に、「、第三十七条の五又は第三十七条の九の二」を「又は第三十七条の五」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「第五項」を「第十項」に、「、第三十七条の五若しくは第三十七条の九の二」を「若しくは第三十七条の五」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「（平成二十四年法律第八十四号）」を削り、「をいう。以下この項」を「又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項」に、「第八項から第十一項まで」を「第十五項から第十八項まで」に、「、第十四項及び次条」を「及び第二十一項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「年（以下この項」を「年（次項及び第十二項」に、「。以下この項及び次条」を「。以下この項及び次条第一項」に、「（以下この項及び次条」を「（以下この項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「その年十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が認定住宅借入限度額を超える場合には、当該認定住宅借入限度額）に認定住宅控除率を乗じて計算した金額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　前項に規定する認定住宅借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年又は平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得（第五項に規定する特定取得をいう。第三号において同じ。）に該当するものであるときに限る。）　五千万円

二　居住年が平成二十四年である場合　四千万円

三　居住年が平成二十五年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものであるときに限る。）　三千万円

12　第十項に規定する認定住宅控除率は、居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年である場合には一・二パーセントとし、居住年が平成二十四年から平成二十九年までの各年である場合には一パーセントとする。

第四十一条第四項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「年（以下この項及び次条」を「。以下この項、第八項及び次条第一項」に、「（以下この項及び次条」を

「（以下この項」に、「前項」を「第二項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「その年十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が特例借入限度額を超える場合には、当該特例借入限度額）に特例控除率を乗じて計算した金額」に、「、次項及び次条」を「及び第四項」に、「（次項及び次条」を「（第四項及び次条第三項第一号」に、「第八項」を「第十五項」に、「第九項」を「第十六項」に、「第十一項及び第十四項」を「第十八項及び第二十一項」に改め、同項各号を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　前項に規定する特例借入限度額は、居住年が平成十九年である場合には二千五百万円とし、居住年が平成二十年である場合には二千万円とする。

8　第六項に規定する特例控除率は、特例適用年が居住年又は居住年の翌年以後九年以内の各年である場合には〇・六パーセントとし、特例適用年が居住年から十年目に該当する年以後の各年である場合には〇・四パーセントとする。

第四十一条第二項の次に次の三項を加える。

3　前項に規定する借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　居住年が平成十二年から平成十六年までの各年、平成二十一年又は平成二十二年である場合　五千万円

二　居住年が平成十七年、平成二十三年又は平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するものであるときに限る。）　四千万円

三　居住年が平成十八年又は平成二十四年である場合　三千万円

四　居住年が平成十九年である場合　二千五百万円

五　居住年が平成二十年又は平成二十五年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものであるときに限る。）　二千万円

4　第二項に規定する控除率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　居住年が平成十二年又は平成十三年である場合（居住年が平成十三年である場合には、その居住日が平成十三年前期内の日である場合に限る。）　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合　一パーセント

ロ　適用年が居住年から六年目に該当する年以後居住年から十年目に該当する年までの各年である場合　〇・七五パーセント

ハ　適用年が居住年から十一年目に該当する年以後の各年である場合　〇・五パーセント

二　居住年が平成十三年から平成十六年までの各年又は平成二十一年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成十三年である場合には、その居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次条第三項第一号において「平成十三年後期」という。）内の日である場合に限る。）　一パーセント

三　居住年が平成十七年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後七年以内の各年である場合　一パーセント

ロ　適用年が居住年から八年目又は九年目に該当する年である場合　〇・五パーセント

四　居住年が平成十八年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後六年以内の各年である場合　一パーセント

ロ　適用年が居住年から七年目に該当する年以後の各年である場合　〇・五パーセント

五　居住年が平成十九年又は平成二十年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合　一パーセント

ロ　適用年が居住年から七年目に該当する年以後の各年である場合　〇・五パーセント

5　第三項に規定する特定取得とは、居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の取得等に係る消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等（第四十一条の三の二第十五項、第四十一条の十九の二第二項第一号、第四十一条の十九の三第二項第一号及び第四項第一号イ並びに第四十一条の十九の四第二項第一号において「課税資産の譲渡等」という。）につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第二条又は第三条の規定による改正後の消費税法（第四十一条の三の二第十五項、第四十一条の十九の二第二項第一号、第四十一条の十九の三第二項第一号及び第四項第一号イ並びに第四十一条の十九の四第二項第一号において「新消費税法」という。）第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等をいう。

第四十一条の二第一項中「その適用年」を「前条第一項に規定する適用年（特例適用年又は認定住宅特例適用年を含む。以下この条において同じ。）」に改め、「居住年（居住年が平成十三年である場合には、平成十三年前期と平成十三年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合におけ

る居住年）に係る」を削り、「には、当該適用年における前条第二項」を「には、当該適用年における同項」に、「同項の」を「前条第二項、第六項及び第十項の」に、「異なる居住年」を「異なる住宅の取得等」に改め、「居住年に係る」を削り、「ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額」を「の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「（当該住宅借入金等の金額のうちに同条第三項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における特例住宅借入金等の金額又は前条第五項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、次の各号に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額）」を削り、同項ただし書中「ときは、当該適用年における前条第二項」を「ときは、当該適用年における同条第一項」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　前条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）当該特例住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

二　前条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）当該認定住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

第四十一条の二第一項第三号中「以外の住宅借入金等の金額」の下に「（以下この条において「他の住宅借入金等の金額」という。）」を、「当該」の下に「他の」を加え、「前条第二項各号」を「前条第二項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項ただし書の控除限度額は、居住者が適用年において有する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一　特例住宅借入金等の金額　特例住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第七項の規定により定められた特例借入限度額に同条第八項の規定により当該適用年につき定められた特例控除率を乗じて計算した金額（二以上の住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの特例住宅借入金等の金額に係る居住年につき同条第七項の規定により定められた特例借入限度額に同条第八項の規定により当該適用年につき定められた特例控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）

二　認定住宅借入金等の金額　認定住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第十一項の規定により定められた認定住宅借入限度額に同条第十二項の規定により当該適用年につき定められた認定住宅控除率を乗じて計算した金額（二以上の住宅の取得等に係る認定住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの認定住宅借入金等の金額ごとに、これらの認定住宅借入金等の金額に係る居住年につき同条第十一項の規定により定められた認定住宅借入限度額に同条第十二項の規定により当該適用年につき定められた認定住宅控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）

三　他の住宅借入金等の金額　他の住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第三項の規定により定められた借入限度額に同条第四項の規定により当該適用年につき定められた控除率を乗じて計算した金額（二以上の住宅の取得等に係る他の住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの他の住宅借入金等の金額ごとに、これらの他の住宅借入金等の金額に係る居住年につき同条第三項の規定により定められた借入限度額に同条第四項の規定により当該適用年につき定められた控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）

3　二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした前条第一項に規定する居住用家屋、既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第十項に規定する認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）が同一の年に属するものがある場合には、当該居住日が同一の年に属する住宅の取得等を一の住宅の取得等（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとにそれぞれ一の住宅の取得等）として、同条又は前二項の規定を適用する。

一　当該居住日の属する年が平成十三年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、当該住宅の取得等に係る居住日が平成十三年前期内の日であるものと平成十三年後期内の日であるものとがあるとき　居住日が平成十三年前期内の日である住宅の取得等と居住日が平成十三年後期内の日である住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

二　当該居住日の属する年が平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、認定住宅借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるとき　認定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

三　当該居住日の属する年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、前条第五項に規定する特定取得（以下この号において「特定取得」という。）に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものとがあるとき　特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等（当該区分をした住宅の取得等のうちに認定住宅借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあると

きは、当該区分をした住宅の取得等を認定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等）

第四十一条の二第四項から第九項までを削る。

第四十一条の二の二第一項中「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同条第五項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に改める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第九項」を「第四十一条第十六項」に改める。

第四十一条の三の二第一項中「及び第八項」を「及び第九項」に、「（第四項」を「（第五項及び第十四項」に、「第三項及び第九項」を「第三項及び第四項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「第八項及び第九項」を「第四項、第九項及び第十一項第一号」に、「第四項及び第九項から第十一項まで」を「第五項及び第十項から第十二項まで」に、「この項及び第九項」を「この項」に、「第四項、」を「第五項、」に、「及び第三項」を「及び第六項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額」を「その年十二月三十一日における特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が特定増改築等限度額を超える場合には、当該特定増改築等限度額。以下この項において同じ。）の二パーセントに相当する金額とその年十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に、「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改め、同条第三項中「除く」の下に「。第十項及び第十一項において「住宅借入金等」という」を加え、「同項各号」を「第一項」に改め、同条第九項を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「又は前項」を削り、「には」を「又は前項の断熱改修住宅借入金等には」に改め、「当該増改築等住宅借入金等」の下に「又は当該断熱改修住宅借入金等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項に」を「第五項に」に、「増改築等住宅借入金等とは」を「断熱改修住宅借入金等とは」に、「第四項各号」を「第五項」に、「特定増改築等住宅借入金等」を「特定断熱改修住宅借入金等」に、「当該増改築等住宅借入金等」を「当該断熱改修住宅借入金等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「、第六項及び第十項」を「及び第七項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「（第十項」を「（第十一項第二号」に改め、「、第十項及び第十一項」を削り、「係る増改築等住宅借入金等」を「係る断熱改修住宅借入金等」に、「及び第三項」を「及び第六項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額」を「その年十二月三十一日における特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が第一項に規定する特定増改築等限度額を超える場合には、当該特定増改築等限度額。以下この項において同じ。）の二パーセントに相当する金額とその年十二月三十一日における断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項に規定する特定増改築等限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（その居住に係る住宅の増改築等が特定取得に該当するものである場合に限る。）　二百五十万円

二　前号に掲げる場合以外の場合　二百万円

第四十一条の三の二第十項及び第十一項を次のように改める。

10　第一項又は第五項に規定する居住者が、第一項又は第五項に規定する増改築等特例適用年において、二以上の住宅の増改築等（第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をいう。以下この項から第十二項まで、第十四項及び第十五項において同じ。）に係る第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項から第十四項までにおいて同じ。）又は第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項から第十四項までにおいて同じ。）を有する場合には、当該増改築等特例適用年における第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項又は第五項の規定にかかわらず、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額につき異なる住宅の増改築等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該増改築等特例適用年における同条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一　当該増改築等住宅借入金等の金額　当該増改築等住宅借入金等の金額につき第一項の規定に準じて計算した金額

二　当該断熱改修住宅借入金等の金額　当該断熱改修住宅借入金等の金額につき第五項の規定に準じて計算した金額

11　前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する増改築等特例適用年において有する住宅借入金等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一　当該住宅借入金等の全てがその居住年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等である場合　当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における第一項に規定する特定増改築

等住宅借入金等の金額及び第五項に規定する特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円。以下この号において「特例借入合計額」という。）の二パーセントに相当する金額と当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額及び断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特例借入合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額

イ　増改築等住宅借入金等の金額　当該増改築等住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（二以上の住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの増改築等住宅借入金等の金額ごとに、これらの増改築等住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額とをそれぞれ合算した金額のうち最も多い金額）

ロ　断熱改修住宅借入金等の金額　当該断熱改修住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（二以上の住宅の増改築等に係る断熱改修住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの断熱改修住宅借入金等の金額ごとに、これらの断熱改修住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額とをそれぞれ合算した金額のうち最も多い金額）

第四十一条の三の二第十二項中「第四項に規定する居住者が、第一項又は第四項」を「第五項に規定する居住者が、第一項又は第五項」に、「において、第一項又は第四項に規定する」を「において、」に、「（第一項又は第四項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらの」を「又は断熱改修住宅借入金等の金額及び当該」に、「に係る第一項又は第四項に規定する」を「又は断熱改修住宅借入金等の金額に係る」に、「同条第三項に」を「同条第六項に」に、「同条第五項」を「同条第十項」に改め、「係るものに限る。以下この項」の下に「及び次項」を加え、「場合には、第一項又は第四項」を「場合には、第一項又は第五項」に、「における第一項又は第四項」を「における同条第一項」に、「第一項各号、第四項各号及び前三項」を「第一項、第五項及び第十項並びに同条第二項、第六項及び第十項並びに第四十一条の二第一項」に、「これらの増改築等住宅借入金等の金額及び」を「当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額及び」に、「当該他の住宅借入金等の金額のうちに、同条第三項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、第四十一条第五項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該認定住宅借入金等の金額又は当該認定住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）について、第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額」を「につき、増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額とに区分をし、当該区分をした当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額と当該他の住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該増改築等特例適用年における第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

第四十一条の三の二第十二項に次の各号を加える。

一　当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額につき異なる住宅の増改築等（当該異なる住宅の増改築等のうちに第十四項に規定する居住日が同一の年に属する住宅の増改築等（以下この号において「同一年住宅増改築等」という。）がある場合には、当該同一年住宅増改築等を一の住宅の増改築等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとに一の住宅の増改築等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした住宅の増改築等に係る第三項に規定する住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該増改築等住宅借入金等の金額及び当該断熱改修住宅借入金等の金額の全てが当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係るものである場合において、当該合計額が前項第一号に定める金額を超えるときは、当該金額）

イ　当該増改築等住宅借入金等の金額　第十項第一号に定める金額

ロ　当該断熱改修住宅借入金等の金額　第十項第二号に定める金額

二　当該他の住宅借入金等の金額につき異な

る他の住宅取得等（当該異なる他の住宅取得等のうちに第四十一条の二第三項に規定する居住日が同一の年に属する他の住宅取得等（以下この号において「同一年住宅取得等」という。）がある場合には、当該同一年住宅取得等を一の他の住宅取得等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとに一の他の住宅取得等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ　第四十一条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号イにおいて同じ。）　当該特例住宅借入金等の金額につき第四十一条第六項前段の規定に準じて計算した金額

ロ　第四十一条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号ロにおいて同じ。）　当該認定住宅借入金等の金額につき第四十一条第十項の規定に準じて計算した金額

ハ　イ及びロに掲げる他の住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額　当該他の住宅借入金等の金額につき第四十一条第二項の規定に準じて計算した金額

第四十一条の三の二第十五項中「第五項」を「第六項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第四項」を「第五項」に、「、次項及び次条」を「及び第四項」に、「（次項及び次条」を「（第四項及び次条第三項第一号」に、「同条第八項」を「同条第十五項」に、「同条第九項」を「同条第十六項」に、「同条第十一項及び第十四項」を「同条第十八項及び第二十一項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第四項」を「第五項」に改め、「係る第一項」の下に「に規定する増改築等住宅借入金等の金額」を加え、「増改築等住宅借入金等」を「断熱改修住宅借入金等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項の次に次の三項を加える。

13　前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する増改築等特例適用年において有する第三項又は第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうちいずれか多い金額とする。

一　増改築等住宅借入金等の金額及び断熱改修住宅借入金等の金額　住宅借入金等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等の全てがその居住年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等である場合　第十一項第一号に定める金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額のうちいずれか多い金額

(1)　増改築等住宅借入金等の金額　第十一項第二号イに定める金額

(2)　断熱改修住宅借入金等の金額　第十一項第二号ロに定める金額

二　他の住宅借入金等の金額　次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額

イ　特例住宅借入金等の金額　第四十一条の二第二項第一号に定める金額

ロ　認定住宅借入金等の金額　第四十一条の二第二項第二号に定める金額

ハ　前項第二号ハに掲げる他の住宅借入金等の金額　第四十一条の二第二項第三号に定める金額

14　二以上の住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした居住用の家屋を第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）が同一の年に属するものがある場合には、当該居住日が同一の年に属する住宅の増改築等を一の住宅の増改築等（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとにそれぞれ一の住宅の増改築等）として、第一項、第五項、第十項又は第十一項の規定を適用する。

一　当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等と断熱改修住宅借入金等の金額に係るものとが異なるとき　増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等と断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等

二　当該居住日の属する年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の増改築等のうちに、特定取得に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものとがあるとき　特定取得に該当する住宅の増改築等と特定取得に該当するもの以外の住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等（当該区分をした住宅の増改築等のうちに増改築等住宅借入金等の金額に係るものと断熱改修住宅借入金等の金額に係るものとがあるとき　増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等と断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等）

15　第四項及び前項に規定する特定取得とは、居住者の住宅の増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の増改築等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の増改築等をいう。

第四十一条の十二第一項中「第三条第一項」を「（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項」

に改め、「民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、「特定割引債」を「特別割引債」に改め、同条第二項及び第三項中「特定割引債」を「特別割引債」に改め、同条第七項に次の一号を加える。

三　平成二十八年一月一日以後に発行された公社債（預金保険法第二条第二項第五号に規定する長期信用銀行債等を除く。）

第四十一条の十二第九項から第二十八項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）

第四十一条の十二の二　内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又は外国法人は、割引債の償還（買入消却及び第六項第一号ハに規定する分離利子公社債（第一号において「分離利子公社債」という。）に係る利子の支払を含む。同項において同じ。）により平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき次に掲げる償還金（外国法人にあつては、第一号に掲げる償還金に限る。）に係る差益金額について所得税を納める義務があるものとし、その差益金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一　国内において支払われる割引債の償還金（分離利子公社債に係る利子を含み、買入消却が行われる場合にあつてはその買入れの対価とする。以下この条において同じ。）

二　国外において発行された割引債の償還金（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外割引債の償還金」という。）で国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「国外割引債取扱者」という。）を通じて交付を受けるもの

2　平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人若しくは外国法人に対して国内において割引債の償還金（次項の規定の適用を受ける同項に規定する特定割引債の償還金を除く。）の支払をする者は、その支払の際、その割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

3　平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人若しくは外国法人に対して国内において支払われる割引債（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（第十三項において「上場株式等」という。）に該当するものに限る。以下この条において「特定割引債」という。）の償還金の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（第六項及び第十二項において「特定割引債取扱者」という。）は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該償還金の交付をする際、その交付をする特定割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4　平成二十八年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外割引債の償還金の国内における国外割引債取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外割引債の償還金の交付をする際、その交付をする国外割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

5　第一項及び前項の場合において、国外割引債の償還金の支払の際に徴収される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に相当するものとして政令で定めるものを含む。）の額があるときは、第一項及び前項の差益金額は、当該差益金額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

6　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　割引債　第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債（以下この号において「公社債」という。）のうち次に掲げるもの（その償還の時において第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。第三号ハにおいて同じ。）に記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされているもの及び前条第七項第一号に掲げる外貨債を除く。）をいう。

イ　割引の方法により発行されるもの

ロ　分離元本公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該元本に係る部分であつた公社債をいう。）

ハ　分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。第三号ロにおいて同じ。）

ニ　利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いものとして財務省令で定めるもの

二　買入消却　買入れの方法により割引債を償還する場合におけるその買入れをいう。

三　差益金額　次に掲げる割引債の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ　第一号イ、ロ及びニに掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年以下であるもの（ハに掲げるものを除く。）　当該割引債の償還金の額（外国法人により発行された割引債の償還金の支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、当該償還金の額のうち当該割引債を発行した外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額。ロにおいて同じ。）に〇・二パーセントを乗じて計算した金額

ロ　第一号イ、ロ及びニに掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年を超えるもの並びに分離利子公社債（ハに掲げるものを除く。）　当該割引債

の償還金の額に二十五パーセントを乗じて計算した金額

ハ　割引債のうち、その割引債の償還金の支払を受ける内国法人が当該割引債の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託をしている第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で当該償還金に係る国内における特定割引債取扱者又は国外割引債取扱者であるものと締結した割引債の取得に要した金額の管理に関する契約に基づき、政令で定めるところにより当該割引債の取得に要した金額が管理されているもの　当該割引債の償還金の額が当該契約に基づき管理されている当該割引債の取得に要した金額を超える場合におけるその差益の金額

7　第二項から第四項までの規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、割引債の償還金の支払を受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項各号（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）に掲げる割引債の償還金」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第百四十四条中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」と、「（同法」とあるのは「（所得税法」とする。

8　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において特定割引債の償還金の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「準支払者」という。）を含む。以下この条において「償還金の支払者」という。）は、財務省令で定めるところにより、特定割引債の償還金の支払に関する通知書を、その支払の確定した日の属する月の翌月末日（準支払者が交付する場合には、当該確定した日の属する月の翌々月の十五日）までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

9　償還金の支払者は、財務省令で定めるところにより、前項の通知書を同一の者に対してその年中に支払つた特定割引債の償還金の額の合計額で作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該通知書を同項の支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日（準支払者が交付する場合には、同年二月十五日）までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

10　償還金の支払者は、前二項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項を第八条の四第六項に規定する電磁的方法により提供することができる。ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に交付しなければならない。

11　前項本文の場合において、同項の償還金の支払者は、第八項又は第九項の通知書を交付したものとみなす。

12　特定割引債取扱者を通じてその交付がされる場合には、当該特定割引債取扱者を第八項に規定する特定割引債の償還金の支払をする者とみなして、同項から前項までの規定を適用する。この場合において、当該特定割引債の償還金の支払をする者については、第八項から前項までの規定のうち当該特定割引債の償還金に係る部分の規定は、適用しない。

13　国外割引債の償還金で上場株式等に該当する割引債に係るものにつき国内における国外割引債取扱者を通じてその交付がされる場合には、当該国外割引債の償還金を国内において支払うものと、当該国外割引債取扱者を当該国外割引債の償還金の支払をする者とそれぞれみなして、第八項から第十一項までの規定を適用する。

14　第七項及び第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項まで、第八項及び第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十三の見出し中「振替国債の償還差益等」を「振替国債等の償還差益」に改め、同条第一項中「振替国債（」の下に「割引債（第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち前条第六項第一号イからニまでに掲げるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものを除く。」を加え、「同条第一項」を「第五条の二第一項」に改め、「振替地方債（」の下に「割引債に該当するものを除く。」を加え、同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改め、「特定振替社債等（」の下に「割引債に該当するものを除く。」を加え、同条第三項中「発行差金」を「償還差益」に、「発行価額」を「取得価額」に改め、同条第四項中「特定振替社債等」の下に「（当該特定振替社債等の第五条の三第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）」を、「又は民間国外債」の下に「（当該民間国外債の発行をする者の第六条第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）」を加え、「（民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。）」を削り、同条第五項中「発行差金」を「償還差益」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（割引債の償還差益等に係る国内源泉所得の課税の特例）

第四十一条の十三の二　非居住者が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき割引債（第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち第四十一条の十二の二第六項第一号イからニまでに掲げるもの（外国法人が発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の償還差益（当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割

引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）のうち当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、所得税法第百六十一条第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とみなして、同法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

2　所得税法第百八十条の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の同条第一項第一号に掲げる償還金に係る同条第六項第三号に規定する差益金額（次条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）について準用する。この場合において、同法第百八十条第一項中「第七条第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）及び前二条」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項から第三項まで（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（当該国内源泉所得が同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金（同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。）に係る差益金額（同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。第一号において同じ。）に該当する場合にあつては、当該特定割引債の償還金の国内における同条第三項に規定する特定割引債取扱者）」と、同項第一号中「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金に係る差益金額を含む」と読み替えるものとする。

（振替割引債の差益金額等の課税の特例）

第四十一条の十三の三　非居住者又は外国法人が、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この項において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている特定振替割引債につきその償還金の支払を受ける場合において、特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（第五条の二第一項に規定する住所をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第十項及び第十一項において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替割引債が第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債（第十項及び第十一項において「一般割引債」という。）に該当するものである場合には、適格口座管理機関に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替割引債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替割引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替割引債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その支払を受ける償還金に係る差益金額については、第四十一条の十二の二の規定は、適用しない。

2　非居住者が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該特定振替割引債につき支払を受ける償還差益（当該特定振替割引債の償還（第四十一条の十二の二第一項に規定する償還をいう。次項及び第四項において同じ。）により受ける金額が当該特定振替割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。

3　非居住者が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき第一項の規定の適用を受けた場合には、当該特定振替割引債の償還により生ずる損失の額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

4　前三項の規定は、特定振替割引債の発行者の特殊関係者（特定振替割引債の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該特定振替割引債の償還金及び第二項に規定する償還差益並びに当該特殊関係者につき当該特定振替割引債の償還により生ずる損失の額（第十二項において準用する第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者若しくは外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるもの若しくは生ずるもの又は第十二項において準用する同条第三項の規定により同項に規定する外国年金信託の受託者が支払を受けるもの若しくは生ずるものとされるものを除く。）については、適用しない。

5　第二項及び第三項の規定は、第二項に規定する償還差益又は第三項に規定する損失の額のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

6　第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用については、同条第一項第十号中「償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者」とあるのは「償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者（当該非居住者が租税特別措置法第四十一条の十三の三第七項第七号（振替割引債の差益金額等の課税の特例）に規定する特定振替割引債の同項第八号に規定する償還金に係る同項第九号に規定する差益金額（次号において「特定振替割引債の償還金に係る差益金額」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する特定振替機関等）」と、同項第十一号中「外国法人」とあるのは「外国法人（外国政府その他の政令で定める法人を除く。）」と、「交付をする者」とあるのは「交付をする者（当該非居住者又は当該外国法人が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき租税特別措置法第四十一条の十三の三第一項の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する特定振替機関等）」とする。

7　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定振替機関　第五条の二第七項第一号に規定する特定振替機関又は第五条の三第四項第一号に規定する特定振替機関をいう。

二　特定口座管理機関　第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。

三　特定間接口座管理機関　第五条の二第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。

四　適格外国仲介業者　外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第百六十二条に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

五　特定国外営業所等　適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国等に所在するものをいう。

六　振替記載等　第五条の二第七項第六号に規定する振替記載等をいう。

七　特定振替割引債　社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債、第五条の二第一項に規定する振替地方債又は第五条の三第四項第七号に規定する振替社債等（同法第六十六条第一号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するものを含む。）のうち、第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債に該当するもの（その償還金の額が当該割引債の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものに限る。）をいう。

八　償還金　第四十一条の十二の二第一項第一号に掲げる償還金をいう。

九　差益金額　第四十一条の十二の二第六項第三号に規定する差益金額をいう。

十　適格口座管理機関　特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。

十一　外国再間接口座管理機関　第五条の二第七項第七号に規定する外国再間接口座管理機関をいう。

十二　外国間接口座管理機関　第五条の二第七項第八号に規定する外国間接口座管理機関をいう。

8　国税庁長官は、前項第十号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第十号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二　その者が第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書の提出を行うこと又は第十一項に規定する通知を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。

9　国税庁長官は、第七項第十号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

10　適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替割引債（一般割引債に該当するものを除く。以下この項において同じ。）につきその償還金の支払を受ける場合には、その償還金の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替割引債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替割引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

11　適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格口座管理機関又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替割引債（一般割引債に該当するものに限る。以下この項において同じ。）につきその償還金の支払を受ける場合には、その償還金の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替割引債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関を経由し、又は当該適格外国仲介業者が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替割引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

12　第五条の二第二項から第四項まで、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項の規定は、特定振替割引債の償還金に係る差益金額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | |
|---|---|
| 第五条の二第二項 | 第四十一条の十三の三第一項 |
| 前項 | |
| 第五条の二第三項 | 第四十一条の十三の三第一項の |
| 第一項の | |

| | | |
|---|---|---|
| 同条第一項中 | 同法第十三条第一項中 | |
| 第五条の二第三項 | 第四十一条の十三の三第十二項（振替割引債の差益金額等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第三項 | |
| 同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子 | 同法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替割引債の償還金 | |
| 第五条の二第四項 | | |
| 第一項の規定は | 第四十一条の十三の三第一項の規定は | |
| が第一項 | が第四十一条の十三の三第一項 | |
| つき第一項 | つき同条第一項 | |
| 、第一項 | 、同条第一項 | |
| 第五条の二第八項 | | |
| 前項第四号 | 第四十一条の十三の三第七項第四号 | |
| 第十五項 | 第四十一条の十三の三第十項若しくは第十一項 | |
| 第五条の二第九項 | | |
| 第七項第四号 | 第四十一条の十三の三第七項第四号 | |
| 第五条の二第十項 | | |
| 第一項又は | 第四十一条の十三の三第一項又は | |
| 第一項に | 同条第一項に | |
| 第五条の二第十二項 | | |
| 第一項 | 第四十一条の十三の三第一項 | |
| 同項及び第五項後段 | 同項 | |
| 第五条の二第十三項 | | |
| 第一項又は | 第四十一条の十三の三第一項又は | |
| 第一項」とあるのは | 同条第一項」とあるのは | |
| 第一項」と、 | 第四十一条の十三の三第一項」と、 | |

| | | |
|---|---|---|
| 第五条の二第十七項 | | 第四十一条の十三の三第一項の項 |
| 第一項 | 同項、 | 同項、同条第六項及び第十一項並びに |
| | ついては | ついては、同条第六項中「同項に規定する特定振替機関等」とあるのは「同条第十二項において準用する同法第五条の二第十七項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定により読み替えられた同法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定受託者」と、同条第十一項中「適格口座管理機関又は適格外国仲介業者」とあるのは「第一項に規定する特定受託者又は適格外国仲介業者」と、「当該適格口座管理機関」とあるのは「特定振替機関」とするほか |
| 第一項 | | 第四十一条の十三の三第一項 |
| 当該特定振替機関等 | | 当該特定振替機関等（ |
| 第十七項 | | 第五条の二第十七項 |
| 受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。） | | 受託者をいい、 |
| 第五条の二第十七項の表第四項の項 | | |
| の特定振替機関等 | | の特定振替機関等を経由し、又は同項 |
| の特定受託者 | | の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）を経由し、又は同条第一項 |

13　特定振替割引債の発行者は、第一項の規定の適用があるものとして当該特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき第四十一条の十二の二第二項又は第三項の規定による所得税の徴収がされなかつた場合には、政令で定めるところにより、当該発行者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

14　特定振替割引債の償還金の支払を受ける者が特殊関係者であるかどうかの判定、第十項及び第十一項の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十九の二第一項中「平成十八年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、「限る」の下に「。第三項において「居住用の家屋」という」を加え、「及び次項」を「から第三項まで」に、「次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額」を「当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該住宅耐震改修の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額（以下この項において「標準的費用額」という。）とし、当該標準的費用額が耐震改修工事限度額を超える場合には当該耐震改修工事限度額）」に改め、「当該金額が二十万円を超えるときは二十万円とし、」を削り、同項各号を削り、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「住宅耐震改修等証明書」を「耐震改修証明書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「並びに同項第一号」を「及び同項に規定する家屋の所在地」に改め、「定める者の」の下に「居住用の家屋が」を加え、「及び当該住宅耐震改修の費用の額を記載した」を「その他の財務省令で定める事項を証する」に、「その他の」を「その他」に、「住宅耐震改修等証明書」を「耐震改修証明書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する耐震改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該住宅耐震改修に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合　二百五十万円

二　前号に掲げる場合以外の場合　二百万円

第四十一条の十九の三第一項中「次の各号に掲げる工事（以下この項において「改修工事」という。）」を「高齢者等居住改修工事等（当該高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該高齢者等居住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に、「当該改修工事」を「当該高齢者等居住改修工事等」に、「平成二十一年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「当該各号に定める金額の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には二十万円とし、第四項第二号に掲げる工事を行う場合において当該合計額が三十万円を超えるときは三十万円とする。）」を「標準的費用額（当該標準的費用額が改修工事限度額を超える場合には、当該改修工事限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改め、同項各号を削り、同条第十一項中「第三項」を「第五項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「特定改修等証明書」を「増改築等工事証明書」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、「登録住宅性能評価機関」の下に「（次条第六項において「登録住宅性能評価機関」という。）」を加え、「第一項第一号イ又は第二号イに掲げる金額を明らかにする書類その他の」を「居住用の家屋が第一項に規定する高齢者等居住改修工事等又は第三項に規定する一般断熱改修工事等が行われた家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類その他」に、「特定改修等証明書」を「増改築等工事証明書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「その年の前年分」を「その年の前年以前三年内の各年分」に改め、「又は第二項」を削り、同項ただし書中「当該前年分」を「当該各年分」に、「これら」を「同項」に、「第一項に」を「同項に」に、「改修工事」を「高齢者等居住改修工事等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第一項第二号」を「第三項及び第四項」に改め、同項第一号中「（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。）」を削り、同項第二号中「前号」を「第一号」に、「政令で定める設備」を「太陽光を電気に変換する設備として政令で定める設備」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として政令で定めるものの取替え又は取付けに係る工事

第四十一条の十九の三第四項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項の規定は、特定居住者又は前項の」を「第一項及び第三項の規定は、特定居住者又は」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項及び第二項に規定する高齢者等居住改修工事等とは、特定居住者が所有している家屋につき行う第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事で政令で定めるものをいう。

第四十一条の十九の三第二項中「特定居住者以外の居住者」を「居住者」に改め、「前項第二号に規定する」を削り、「をして」を「（当該一般断熱改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をして」に、「平成二十一年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「、その者」を「、当該居住者」に、「同号に定める金額」を「標準的費用額（当該標準的費用額が断熱改修工事限度額を超える場合には、当該断熱改修工事限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項に規定する断熱改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　一般断熱改修工事等として第七項第三号に掲げる工事を行う場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該一般断熱改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該一般断熱改修工事等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合　三百五十万円

ロ　イに掲げる場合以外の場合　三百万円

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　前号イに掲げる場合　二百五十万円

ロ　イに掲げる場合以外の場合　二百万円

第四十一条の十九の三第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　高齢者等居住改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該高齢者等居住改修工事等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合　二百万円

二　前号に掲げる場合以外の場合　百五十万円

第四十一条の十九の四の見出し中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同条第一項中「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、「（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「）をして」を「次項及び第六項において同じ。）をして」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「第四項」を「第五項」に、「五百万円」を「認定住宅限度額」に、「次項」を「第三項」に改め、同条第十六項中「第三項」を「第四項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項の」を「第十四項の」に改め、同項第一号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第二号中「で第十三項」を「で第十四項」に、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「第二項の」を「第三項の」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二項」を「第三項」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二項」を「第三項」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項」を「第三項」に、「第五項」を「第六項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅等証明書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅等証明書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅証明書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第七条に規定する所管行政庁の同法第九条第一項に規定する計画の認定に係る書類として財務省令で定めるもの」を「登録住宅性能評価機関その他の財務省令で定める者の居住者が新築又は取得をした家屋が同項に規定する認定住宅に該当する旨その他の財務省令で定める事項を証する書類」に、「第七項」を「第八項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅証明書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する認定住宅限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　認定住宅の新築又は取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該認定住宅の新築又は取得に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合　六百五十万円

二　前号に掲げる場合以外の場合　五百万円

第四十一条の十九の五を削る。

第四十一条の二十の二第二項第三号中「保険業法」の下に「（平成七年法律第百五号）」を加える。

第四十二条の二第一項第一号中「これに類するものとして政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからリまでに掲げるもの」に改め、「利子等の額」の下に「若しくは第四十一条の十三の三第七項第八号に規定する償還金の額」を加え、「同条第二項」を「第五条の三第二項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式等（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）又は新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの（前三号に掲げるものを除く。）

第四十二条の二の二第一項中「、第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第十五項」に改め、同条第二項中「、第三十七条の十四第十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「若しくは第三十七条の十四第十五項」に改め、同条第三項中「、第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第十五項」に改め、「、第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」を削る。

第四十二条の三第一項及び第三項中「（第三十七条の九の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同条第四項第一号を次のように改める。

一　第四十一条の十三の二第二項において準用する所得税法第百八十条第一項に規定する要件に該当しないにもかかわらず偽りの申請をして第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十条第一項に規定する証明書の交付を受けた者、第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十条第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者及び第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十条第四項の規定による通知をしなかつた者

第四十二条の三第四項第二号中「、第三十七条の十四第十五項」を「又は第三十七条の十四第十五項」に改め、「又は第四十一条の十二第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書」を削り、同項第三号中「規定する通知書若しくは」を「規定する通知書、」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第八項若しくは第九項に規定する通知書」を加え、「若しくは第三十七条の十一の三第九項」を「、第三十七条の十一の三第九項若しくは第四十一条の十二の二第十項」に改め、同項第四号中「若しくは同条第九項ただし書若しくは第九項ただし書の」を「、同条第九項ただし書若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書の」に、「通知書若しくは」を「通知書、」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書に規定する通知書」を加え、同項第五号中「、第三十七条の十四第十七項若しくは第四十一条の十二第二十四項」を「若しくは第三十七条の十四第十七項」に改め、同項第六号中「、第三十七条の十四第十七項又は第四十一条の十二第二十四項」を「又は第三十七条の十四第十七項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四十二条の四第一項中「並びに第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第十一項中「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の五第一項」を加え、同条第十二項第三号中「又は大学と」を「、大学その他の者と」に、「又は大学に」を「、大学又は中小企業者に」に改める。

第四十二条の四の二第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同条第二項から第八項までを削り、同条第九項中「第一項の規定により読み替えられた」を「前項の規定により読み替えられた」に改め、同項を同条第二項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第三項、第四項、第六項及び前三項」を「前項」に改め、「、第二項、第五項又は第七項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第十二項中「、第二項又は第五項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第十三項を削る。

第四十二条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」及び「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、「場合を除く。次項」の下に「及び第六項」を加え、「第九項」を「第十二項」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額）」を削り、同項第一号ロ中「エネルギー資源」を「エネルギー源」に改め、同号ハ中「又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減」を削り、「減価償却資産（」を「減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの（」に改め、同号に次のように加える。

ニ　エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イからハまでに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

第四十二条の五第一項第二号中「次に掲げる」

を「建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第十項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第一項の規定は、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた法人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

3　第四十二条の五第五項の次に次の二項を加える。

6　青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に第一項第一号イ及びハに掲げる減価償却資産（以下この項において「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

7　法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該法人の事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十第六項の規定の適用を受けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第四十二条の十二の二、第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、第四十二条の十二の二第三項第二号イ中「第四十二条の五第一項」とあるのは「第四十二条の五第一項若しくは第六項」と、第五十二条の二第一項中「第四十二条の五第一項」とあるのは「第四十二条の五第一項若しくは第六項」と、「第六十八条の四十第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、第五十二条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第六十八条の四十一第一項」とあるのは「場合（第六十八条の四十一第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項の特別償却限度額に満たない場合を」とあるのは「第六十八条の四十一第一項の特別償却限度額に満たない場合を」とする。

4　第四十二条の六第一項中「その製作の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、同条第二項中「その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第五項中「（第四十二条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第七項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

5　第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第四項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

6　第四十二条の十一第一項中「同法第二十六条第一項」を「同法第十五条第一項」に、「定められた同項に規定する事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）の用に供するものとして財務省令で定める機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「適合する財務省令で定める計画に記載された次に掲げる減価償却資産」に改め、「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「当該特定国際戦略事業」を「同法第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、専ら開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。）

二　建物及びその附属設備並びに構築物

7　第四十二条の十一第二項中「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「並びに次条」

を「、次条、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第五項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第七項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

第四十二条の十二第一項中「において、当該法人が」を「で、かつ、」に、「ときは、当該」を「場合には、当該法人の当該」に、「並びに前条第二項、第三項及び第五項」を「、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項並びに第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項」に、「二十万円」を「四十万円」に改め、同項ただし書中「税額控除限度額が、」の下に「当該法人の」を加え、同項第一号中「適用年度及び」を「当該適用年度及びに、「当該適用年度開始の日前一年以内に開始した事業年度」を「その事業年度」に改め、「雇用者であつた者で」を削り、「者を」を「雇用者及び高年齢雇用者を」に改め、同項第二号中「における雇用者」の下に「（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同号イからハまでの規定中「当該法人の」を削り、同条第二項第一号中「設立（合併」の下に「、分割又は現物出資」を加え、「（政令で定める事業年度を除く。）」を削り、同項第二号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第七号中「適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額（」を「法人の給与等の支給額のうち前号の適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除くものとし、」に、「一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額」を「給与等の支給額のうち当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」に改め、「当該給与等の支給額」の下に「のうち当該適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を、「を乗じて計算した金額」の下に「（当該適用年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合には、当該適用年度前一年以内事業年度等における給与等の支給額）」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号中「適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「同じ。）」の下に「のうち適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「当該適用年度」を「適用年度」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前日における雇用者」の下に「（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。次号及び第八号において同じ。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　高年齢雇用者　法人の使用人のうち高年齢継続被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。）に該当するものをいう。

第四十二条の十二第五項中「適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額」を「当該法人の給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の二　青色申告書を提出する法人の平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く。以下この項及び次項において「適用対象年度」という。）において当該法人が取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。次項において同じ。）をした一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において「生産等資産」という。）で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当該法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）をした金額（損金経理の方法又は当該適用対象年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、当該生産等資産のうち機械及び装置（取得をしたものにあつては、その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。以下この条において「機械等」という。）の普通償却限度額を超えて当該機械等につき償却費として損金経理をした金額（特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額を除く。）及び同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。次項において同じ。）を超え、かつ、当該適用対象年度開始の日の前日を含む事業年度における生産等資産の取得価額の合計額として政令で定める金額（次項において「比較取得資産総額」という。）の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該法人が当該適用対象年度において当該機械等を国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該適用対象年度の当該機械等の償却限度額は、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人の適用対象年度において当該法人が取得等をした生産等資産

で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当該法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額を超え、かつ、比較取得資産総額の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該法人が当該適用対象年度において当該生産等資産のうち機械等を国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用対象年度の所得に対する法人税の額（この項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）からその事業の用に供した当該機械等の取得価額の合計額の百分の三に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の当該適用対象年度における税額控除限度額が、当該法人の当該適用対象年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　設立事業年度等　設立の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等（以下この号において「公益法人等」という。）及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業（以下この号において「収益事業」という。）を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた同条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。）を含む事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。

二　特別償却に関する他の規定　次に掲げる規定をいう。

イ　第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の十一第一項、第四十三条から第四十四条まで、第四十四条の三から第四十六条の二まで又は第四十七条の二の規定

ロ　イに掲げる規定に係る第五十二条の二の規定

ハ　イに掲げる規定に係る第五十二条の三の規定

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、特別償却に関する規定として政令で定める規定

4　第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した機械等については、適用しない。

5　第一項の規定は、確定申告書等に機械等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された機械等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

7　第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」とする。

8　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の三　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるものの交付を受けた第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又はこれに準ずるものとして政令で定める法人で、青色申告書を提出するもの（以下この条において「特定中小企業者等」という。）が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善

設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第九項において「供用年度」という。）の当該経営改善設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該経営改善設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　特定中小企業者等（政令で定める法人を除く。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該経営改善設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、前条第二項並びに次条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）からその指定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十五の四第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十五の四第二項又は第三項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十五の四第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6　第一項の規定は、特定中小企業者等が所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、適用しない。

7　第一項の規定は、確定申告書等に経営改善設備の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された経営改善設備の

取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9　第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五の四第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十五の四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

11　第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12　第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の四　青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（第四十二条の十二の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該法人の雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項及び第四項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額に対する割合が百分の五以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項並びに前条第二項、第三項及び第五項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、当該雇用者給与等支給増加額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十（当該法人が中小企業者等（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　当該雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。

二　平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国内雇用者　法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

二　給与等　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

三　雇用者給与等支給額　前項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全

支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第五号において同じ。）をいう。

四　基準雇用者給与等支給額　平成二十五年四月一日以後に開始する各事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）のうち最も古い事業年度（当該最も古い事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。イ及びハにおいて「最も古い事業年度等」という。）開始の日の前日を含む事業年度（ロ及びハにおいて「基準事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　当該最も古い事業年度等の開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合　当該連結事業年度（ハにおいて「基準連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）

ロ　基準事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　当該基準事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）

ハ　基準事業年度又は基準連結事業年度がない場合（当該法人が、合併、分割又は現物出資により設立されたものである場合を除く。）　最も古い事業年度等の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該最も古い事業年度等が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の百分の七十に相当する金額（当該最も古い事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該最も古い事業年度等の月数で除して計算した金額）

五　比較雇用者給与等支給額　適用年度開始の日の前日を含む事業年度（ロにおいて「前事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額）

ロ　前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　当該前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

六　平均給与等支給額　適用年度の給与等支給額として政令で定める金額を給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七　比較平均給与等支給額　適用年度に係る比較給与等支給額として政令で定める金額を比較給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

3　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第一項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限るものとする。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における基準雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第

一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。

第四十二条の十三第一項中「第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」の下に「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項」を加え、同項第一号中「又は第二項」、「、平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額」及び「又は第四十二条の四の二第三項」を削り、「これらの金額」を「当該繰越税額控除限度超過額」に、「第四十二条の四第五項又は第四十二条の四の二第四項」を「同条第五項」に、「第四十二条の四第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「又は第五項」、「、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」及び「又は第四十二条の四の二第六項において準用する同条第三項」を削り、「これらの金額」を「当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額」に、「第四十二条の四第八項」を「同条第八項」に改め、「又は第四十二条の四の二第六項において準用する同条第四項」を削り、「第四十二条の四第七項」を「同条第七項」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八　第四十二条の十二第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

九　第四十二条の十二の二第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十　第四十二条の十二の三第二項又は第三項の規定　それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「及び第二項又は第五項」を削り、「又は第四十二条の十一第三項」を「、第四十二条の十一第三項又は第四十二条の十二の三第三項」に改め、同条第三項中「若しくは」を「又は」に、「若しくは第四十二条の十一第四項」を「、第四十二条の十一第四項若しくは第四十二条の十二の三第四項」に改め、「又は第四十二条の四の二第八項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するもの（同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用したならばこれらの金額とみなされる金額を含む。）」を削り、同条第四項中「第六十八条の十五の三第一項の」を「第六十八条の十五の六第一項の」に、「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第四十三条第一項中「この項」を「この条」に、「その用」を「、その事業の用」に改め、同項の表の第二号の中欄中「船舶」の下に「（当該法人が次に掲げる法人である場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める外航船舶（本邦と外国又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この号において同じ。）を除く。）」を加え、同欄に次のように加える。

イ　第五十九条の二第一項の規定の適用を受ける法人　外航船舶のうち日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この号において同じ。）に該当するもの

ロ　イに掲げる法人（第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けるものを含む。）の子会社（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の五第一項に規定する子会社をいう。）に該当する法人　外航船舶のうち日本船舶に該当しないもの

第四十三条第一項の表の第二号の下欄中「本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）」を「外航船舶」に改め、「船舶法第一条に規定する」を削り、同条第二項中「同項に規定する」を「特定設備等の」に改める。

第四十三条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を、「で、その」を「でその」に改める。

第四十四条の三第一項及び第四十四条の四第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四十四条の五を次のように改める。

（特定信頼性向上設備の特別償却）

第四十四条の五　青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第四条第一項に規定する実施計画（以下この項において「実施計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る実施計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された減価償却資産（同法第二条第三項に規定する信頼性向上施設に該当するもののうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）による提供の事業の用に供されるものとして政令で定める減価償却資産に限る。以下この項において「特定信頼性向上設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定信頼性向上設備を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の

用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定信頼性向上設備をその事業の用に供した場合を除く。）において、その事業の用に供した当該特定信頼性向上設備が既に保管されている電磁的記録の保全に資するものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたときは、その用に供した日を含む事業年度の当該特定信頼性向上設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定信頼性向上設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定信頼性向上設備の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項の表の第一号の第一欄中「掲げる地区」の下に「（次項の表の各号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同欄のイを削り、同欄のロを同欄のイとし、同欄のハを削り、同欄のニを同欄のロとし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合）において、その取得等をした当該設備を当該地区内において当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

| 地区 | 事業 | 設備 |
|---|---|---|
| 一　半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区 | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |
| 二　離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定める区域のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区 | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |

3　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の二十七第二項の規定）の適用を受けている産業振興機械等（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する産業振興機械等）の移転を受け、これを当該法人の前項の表の各号の中欄に掲げる事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該産業振興機械等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該産業振興機械等の取得等をして、これを当該供用日に当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

第四十五条に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四十六条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四十七条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「新築された」を削り、「この項及び次項」を「この条」に、「）を取得し」を「）で新築されたものを取得し」に改め、「これを」の下に「当該法人の」を加え、「賃貸の用に供した場合を」を「その用に供した場合を」に、「当該法人の賃貸の用」を「その用」に、「の百分の二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する」を「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの　百分の二十八（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の十四）

二　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるもの　百分の四十（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

第四十七条第三項中「同項に規定する」を「サービス付き高齢者向け賃貸住宅の」に改める。

第四十七条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に、「が第三項第二号」を「が、第三項第二号」に改め、「掲げる建築物」の下に「のうち同号イに掲げる地域内において整備されるもの」を加え、「、百分の五十」を「百分の五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の四十とする。」に改め、同条第三項中「から第三号まで」を「及び第二号」に、「第四号」を「第三号」に改め、同項第一号中「第二条第六号」を「第二条第一号」に、「施設建築物」を「市街地再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）によつて建築される建築物」に改め、同項第二号中「都市再生特別措置法」を「次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法」に改め、「認定計画（）の下に「イに掲げる地域については、」を加え、同号に次のように加える。

イ　都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

ロ　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（イに掲げる地域に該当するものを除く。）

第四十七条の二第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十八条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十一第一項」の下に「、第四十二条の十二の二第一項、第四十二条の十二の三第一項」を加え、同条第二項及び第五項中「第四十六条」を「第四十五条第二項」に改め、同条第六項中「同項に規定する特別償却対象資産」を「特別償却対象資産」に改める。

第五十二条の三第一項中「（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第四項及び第十三項中「第四十六条」を「第四十五条第二項」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十一」の下に「、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三」を加える。

第五十七条の七の二第一項中「事業年度の」を「適用事業年度の」に改め、同項第二号中「から、当該事業年度」を「から、当該適用事業年度」に、「の当該事業年度」を「の各事業年度」に、「（当該事業年度」を「（各事業年度」に、「とし、当該事業年度」を「とし、当該各事業年度」に、「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第二項中「中部国際空港をその事業の用に供した日」を「平成二十五年四月一日」に改め、「期間」の下に「（次項において「積立期間」という。）」を加え、同条第三項中「の事業年度」の下に「（積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。）」を加え、「（同項に規定する期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度）」を削り、「中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより」を「基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して政令で定める期間の月数で除して」に、「当該前事業年度等」を「前事業年度等」に改め、「当該繰り越された」の下に「中部国際空港整備準備金の」を加え、同条第四項中「適格合併」の下に「又は適格分割型分割」を加え、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　中部国際空港の設置及び管理に関する法

律第二十一条第一項の規定により同法第四条第一項の規定による指定が取り消された場合　その取り消された日における中部国際空港整備準備金の金額

二　譲渡、合併又は分割により中部国際空港を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合　その合併の直前における中部国際空港整備準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　中部国際空港を移転した日における中部国際空港整備準備金の金額

第五十七条の七の二第五項及び第六項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改め、同条第九項中「前項において準用する第五十五条第十一項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度における第三項の規定の適用について」を「第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前二項の規定の適用に関し必要な事項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「、第十二項及び第十三項前段」を「から第十三項まで」に、「第六十八条の五十七の二第六項前段」を「第六十八条の五十七の二第七項前段」に、「第六十八条の五十七の二第六項」を「第六十八条の五十七の二第七項」に、「中部国際空港の設置及び管理の事業を営む者」を「中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社」に、「同条第十三項前段」を「同条第十三項」に、「第三項」を「第三項の」に、「と読み替える」を「と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の七の二第三項中」と読み替える」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第五十五条第十四項から第十七項までの規定は、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に中部国際空港を移転した場合（第六十八条の五十七の二第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十七条の七の二第三項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社でないとき」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の七の二第三項中」と読み替えるものとする。

第五十七条の七の二第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五十七条の九を削る。

第五十七条の十第一項中「、同項に」を「、同条第二項に」に改め、同条第三項中「第五十七条の十第一項」を「第五十七条の九第一項」に改め、同条を第五十七条の九とする。

第五十八条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「以下この項」を「第一号」に、「鉱業法第三条第一項に規定する」を「安定的な供給を確保することが特に必要なものとして政令で定める」に改め、同条第二項中「青色申告書」を「国内鉱業者（青色申告書」に改め、「定めるもの」の下に「をいう。以下この項において同じ。）及び青色申告書を提出する法人で国内鉱業者に準ずるものとして政令で定めるもの」を加え、「国内鉱業者」を「国内鉱業者等」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「安定的供給」を「安定的な供給」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第三項中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第五項中「鉱業法」の下に「（昭和二十五年法律第二百八十九号）」を加え、「第二号及び」を削り、「これらの号」を「同号」に改め、同項第一号中「国内鉱業者でない」を「国内鉱業者等に該当しない」に、「又はない」を「又は該当しない」に改め、同条第十四項中「国内鉱業者である」を「国内鉱業者等に該当する」に改める。

第五十九条第一項中「探鉱用機械設備（」の下に「第一号及び」を加え、同項第一号中「当該機械設備」を「当該探鉱用機械設備」に改め、同項第二号中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第二項中「以下この項」を「第一号」に、「「海外探鉱用設備」を「「海外探鉱用機械設備」に改め、同項第一号中「海外新鉱床探鉱費」を「当該海外新鉱床探鉱費」に、「海外探鉱用設備」を「当該海外探鉱用機械設備」に改める。

第五十九条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「（昭和二十四年法律第百八十七号）」を削り、「当該認定を」を「同法第三十五条第三項の認定を」に、「同法第三十五条第四項」を「同条第四項」に改め、同項第一号中「日本船舶」の下に「（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）」を加え、「海上運送法」を「同法」に改める。

第六十一条第一項中「第四条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を、「研究開発事業計画」という。）」の下に「に係る同法第十一条第一項に規定する認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）」を、「第六条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を加

え、「のこれらの規定の認定を受けた」を「に係る」に改め、「認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）又は同条第一項に規定する」を削り、「当該認定の」を「その認定の」に改める。

第六十一条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十一条の三第一項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）の取得」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得」に改める。

第六十一条の四第一項中「当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項第一号中「のうち六百万円」を「が八百万円」に、「に達するまでの金額の百分の十に相当する金額」を「以下である場合　零」に改め、同項第二号中「場合におけるその」を「場合　その」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「これを」を加える。

第六十二条第一項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第六項第二号中「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四」に、「、第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二の二」に、「、第四十二条の十二の三」を「、第四十二条の十二の四並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二第一項中「並びに第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の二第二項中「並びに第四十二条の十二の四」とあるのは「、第四十二条の十二の四並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二の四第一項」に改める。

第六十二条の三第一項及び第八項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第九項中「、第六十五条の十二第十項から第十三項まで又は第六十五条の十四第十項から第十三項まで」を「又は第六十五条の十二第十項から第十三項まで」に改め、同条第十一項第二号中「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四」に、「、第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二の二」に、「、第四十二条の十二の三」を「、第四十二条の十二の四並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二第一項」に、「並びに第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の二第二項中「並びに第四十二条の十二の四」とあるのは「、第四十二条の十二の四並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二第一項」に改める。

第六十三条第一項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十二第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第九項中「、第六十五条の十二第十項から第十三項まで又は第六十五条の十四第十項から第十三項まで」を「又は第六十五条の十二第十項から第十三項まで」に改め、同条第十一項第二号中「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四」に、「、第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二の二」に、「、第四十二条の十二の三」を「、第四十二条の十二の四並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二第一項」に、「並びに第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の二第二項中「並びに第四十二条の十二の四」とあるのは「、第四十二条の十二の四並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二第一項」に改める。

第六十五条の十二第十項中「又は第六十五条の十二第十項」を「又は第六十五条の十二第十項」に、「第六十五条の十二第十項」を「又は第六十五条の十二第十項」に改める。

第六十五条第一項中「第三十九条第一項」の下に「、都市の低炭素化の促進に関する法律第十九条第一項」を加え、同条第二項第二号中「こえる」を「超える」に、「とき。」を「とき」に改める。

第六十五条の四第一項第一号中「第十号」を「第十二号」に改め、同項第二十号を次のように改める。

二十　都市再開発法第七条の六第三項、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二条第三項の規定により土地等が買い取られる場合

第六十五条の十三及び第六十五条の十四を削る。

第六十六条第七項中「第六十八条の八十五の二第一項」を「第六十八条の八十四第一項」に改める。

第六十六条の二第十一項及び第十二項中「第六十八条の八十五の三第一項」を「第六十八条の八十五第一項」に改め、同条第十四項第二号ハ中「又は第六十五条の十一から第六十五条の十四まで」を「、第六十五条の十一又は第六十五条の十二」に改める。

第六十六条の五第四項に次のただし書を加える。

ただし、同条第四項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

第六十六条の五の三第三項中「株主等」を「同条第十四号に規定する株主等」に改める。

第六十六条の十の見出し中「所得計算」を「所得の計算」に改め、同条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十七条の見出し中「所得計算」を「所得の計算」に改め、同条第一項中「場合において」を「場合において、」に、「あるとき」を「あり、かつ、当該事業年度の総収入金額（当該医療法人の営む医業又は歯科医業に係るものとして政令で定める金額に限る。）が七千万円以下であるとき」に改め、同条第二項中「とあるのは「二千五百万円」と」の下に「、「七千万円」とあるのは「三千五百万円」と」を加える。

第六十七条の五の次に次の一条を加える。

（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六十七条の五の二　青色申告書を提出する法人（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に限る。以下この項において「中小企業者」という。）について平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小企業者に対する債権（当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等（当該再生債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）において、当該中小企業者が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又は当該債務処理に関する計画に従つてその再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小企業者の当該事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該事実を法人税法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（租税特別措置法第六十七条の五の二第一項

（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する再生債権。以下この号において「特定債権」という。）と、「除く」とあるのは「除き、特定債権が同項に規定する債務処理に関する計画の定めるところにより同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　金融機関等　預金保険法第二条第一項各号に掲げる金融機関（同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行を除く。）その他政令で定めるものをいう。

二　投資事業有限責任組合契約等　投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（次号において「投資事業有限責任組合契約」という。）及び有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。

三　特定投資事業有限責任組合契約　投資事業有限責任組合契約のうち中小企業の事業の再生に著しく寄与する契約として政令で定めるものをいう。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十四第二項の表第五十八条第六項第一号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第五十九条第二項 | 当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人 | 租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社 |
| | 同条第一項 | 第五十七条第一項 |

第六十七条の十四第三項の表第五十七条の十第一項の項中「第五十七条の十第一項」を「第五十七条の九第一項」に改める。

第六十七条の十五第一項第二号ヘ中「他の法人の」を「他の法人（当該投資法人につき投資法人法第百九十四条第二項に規定する場合に該当する場合における当該投資法人に代わつて専ら投資法人法第百九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引（国外において行われるものに限る。）を行うことを目的とするものとして財務省令で定める法人を除く。）の」に改め、同条第三項の表第五十八条第六項第一号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第五十九条第二項 | 当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人 | 租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人 |
| | 同条第一項 | 第五十七条第一項 |

第六十七条の十五第四項の表第五十七条の十第一項の項中「第五十七条の十第一項」を「第五十七条の九第一項」に改める。

第六十七条の十七第一項中「振替国債（この下に「割引債（第四十一条の十三第一項に規定する割引債をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものを除く。」を加え、「同条第一項」を「第五条の二第一項」に改め、「振替地方債（この下に「割引債に該当するものを除く。」を加え、「以下この条」を「次項、第三項及び第九項」に改め、同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に、「以下この条」を「割引債に該当するものを除く。以下この項及び第九項」に、「第五条の三第一項」を「同条第一項」に改め、同条第三項中「発行差金」を「償還差益」に、「発行価額」を「取得価額」に改め、同条第四項中「のうち」を「及び第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還差益（当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）のうち、」に改

め、同条第五項中「第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債（次項及び第九項において「特定短期公社債」という。）を除く」を「第四十一条の十二第三項の規定の適用を受けたものに限る」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　外国法人が特定振替機関等（第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替機関等をいう。以下この項において同じ。）又は適格外国仲介業者（同条第七項第四号に規定する適格外国仲介業者をいう。以下この項において同じ。）から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の同条第七項第五号に規定する特定国外営業所等を通じて同項第六号に規定する振替記載等を受けている特定振替割引債（同項第七号に規定する特定振替割引債をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の保有により生ずる所得を有する場合の当該特定振替割引債の保有により生ずる所得で、当該特定振替割引債の発行者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものにつき生ずる所得については、法人税を課さない。

| | | |
|---|---|---|
| 第五十九条第二項 | 当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人 | 租税特別措置法第六十八条の三の二第一項第一号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人 |
| | 同条第一項 | 第五十七条第一項 |

第六十七条の十七第九項中「、民間国外債又は特定短期公社債」を「（当該特定振替社債等の第五条の三第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）、民間国外債（当該民間国外債の発行をする者の第六条第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）又は特定振替割引債（当該特定振替割引債の発行者の第四十一条の十三の三第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）」に、「民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。」を「特定振替割引債にあつては、当該特定振替割引債の保有により生ずる損失の額その他の政令で定める金額」に改め、同条第十項中「発行差金」を「償還差益」に、「規定する償還差益」を「規定する保有により生ずる所得」に改め、「及び次条」を削る。

第六十七条の十八を削る。

第六十八条の二中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の二第二項の表第五十八条第六項第一号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第五十九条第二項 | 当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人 | 租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人 |
| | 同条第一項 | 第五十七条第一項 |

第六十八条の三の四第二項中「並びに第四十二条の十一第三項」を「、第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第三項並びに第四十二条の十二の四」に改める。

第六十八条の九第一項中「並びに第六十八条の十五の二」を「、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第十二項中「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第十二項第三号中「又は大学と」を「、大学その他の者と」に、「又は大学に」を「、大学又は中小企業者に」に改める。

第六十八条の九の二第一項中「（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）が平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「が平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同条第二項から第八項までを削り、同条第九項中「第一項の規定により読み替えられた」を「前項の規定により読み替えられた」に改め、同項を同条第二項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第三項、第四項、第六項及び前三項」を「前項」に改め、「、第二項、第五項又は第七項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第十二項中「、第二項又は第五項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第十三項を削る。

第六十八条の十第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）及び「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、「。次項」の下に「及び第六項」を加え、「第十項」を「第十三項」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額）」を削り、同項第一号ロ中「エネルギー資源」を「エネルギー源」に改め、同号ハ中「又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減」を削り、「減価償却資産（」を「減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの（」に改め、同号に次のように加える。

ニ　エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イからハまでに掲げる機械

その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

第六十八条の十第一項第二号中「次に掲げる」を「建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第六十八条の十五の二」を「、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第五項中「（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第八項から第十三項まで」に、「第五項」を「第七項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第九項から第十一項までを三項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、「同項に規定する」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「から第三項まで」を「及び第六項、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第一項及び第六項又は第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けたものが、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

第六十八条の十第五項の次に次の二項を加える。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に第一項第一号イ及びハに掲げる減価償却資産（以下この項において「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

7　連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の五第六項の規定の適用を受けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第六十八条の十五の三、第六十八条の四十及び第六十八条の四十一の規定の適用については、第六十八条の十五の三第三項第一号中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と、第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と、「第五十二条の二第一項」とあるのは「第五十二条の二第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、第六十八条の四十一第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第五十二条の三第一項」とあるのは「場合（第五十二条の三第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項の特別償却限度額に満たない場合を」とあるのは「第五十二条の三第一項の特別償却限度額に満たない場合を」とする。

第六十八条の十一第一項中「その製作の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、同条第二項中「その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第六十八条の十五の二」を「、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第五項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第八項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五の二」を「、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第四項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加える。

第六十八条の十五第一項中「同法第二十六条第一項」を「同法第十五条第一項」に、「定められた同項に規定する事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）の用に供するものとして財務省令で定める機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「適合する財務省令で定める計画に記載された第四十二条の十一第一項各号に掲げる減価償却資産」に改め、「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「当該特定国際戦略事業」を「同法第二条第二項

第二号イ又はロに掲げる事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）に改め、同条第二項中「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「並びに次条」を「、次条、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第五項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第八項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

第六十八条の十五の二第一項中「において、当該」を「で、かつ、当該」に、「ときは、当該」を「場合には、当該」に、「並びに前条第二項、第三項及び第五項」を「、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」に、「二十万円」を「四十万円」に改め、同項第一号中「適用年度及び」を「当該適用年度及び」に改め、「雇用者であつた者で」を削り、「者を」を「雇用者及び高年齢雇用者を」に改め、同項第二号中「適用年度」を「当該適用年度」に改め、「における雇用者」の下に「（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第六号中「又は適用年度」を「又は前号の適用年度」に、「適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）に、「その各連結子法人」を「その連結子法人」に、「一年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額」を「給与等の支給額のうち当該一年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」に改め、「当該給与等の支給額」の下に「のうち当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の一年前の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を、「を乗じて計算した金額」の下に「（当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合には、当該適用年度前一年以内連結事業年度等における給与等の支給額）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「同じ。）」の下に「のうち適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前号の」の下に「適用年度に係る」を、「の雇用者」の下に「（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前日における雇用者」の下に「（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。第七号において同じ。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　高年齢雇用者　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の使用人のうち高年齢継続被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。）に該当するものをいう。

第六十八条の十五の二第五項中「適用年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額」を「当該連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」の下に「、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」を加え、同項第一号中「又は第二項」を「、平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額」及び「又は第六十八条の九の二第三項」を削り、「これらの金額」を「当該連結繰越税額控除限度超過額」に、「第六十八条の九第五項又は第六十八条の九の二第四項」を「同条第五項」に、「第六十八条の九第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「又は第五項」、「、平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」及び「又は第六十八条の九の二第六項において準用する同条第三項」を削り、「これらの金額」を「当該繰越中小連結法人税額控除限度超過額」に、「第六十八条の九第八項」を「同条第八項」に改め、「又は第六十八条の九の二第六項において準用する同条第四項」を削り、「第六十八条の九第七項」を「同条第七項」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号の次に次の三号を加える。

八　第六十八条の十五の二第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

九　第六十八条の十五の三第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

十　第六十八条の十五の四第二項又は第三項の規定　それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の三第二項中「及び第二項又は第五項」を削り、「又は第六十八条の十五第三項」を「、第六十八条の十五第三項又は第六十八条の十五の四第三項」に改め、同条第三項中「、第六十八条の十第四項」を「又は第六十八条の十第四項」に、「若しくは第六十八条の十五第四項」を「、第六十八条の十五第四項若しくは第六十八条の十五の四第四項」に改め、「又は第六十八条の九の二第八項第一号、第二号、第五号若しくは第六号の規定を適用したならばそれぞれこれらの号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額、平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額に該当するもの（同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用したならばこれらの金額とみなされる金額を含む。）」を削り、同条を第六十八条の十五の六とし、第六十八条の十五の二の次に次の三条を加える。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始するものに限る。以下この項及び次項において「適用対象年度」という。）において当該連結親法人又はその連結子法人が取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は同法第二条第十二号の六に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。次項において同じ。）をした一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する機械及び装置その他の政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において「生産等資産」という。）で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理（同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をした金額（損金経理の方法又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該適用対象年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、当該生産等資産のうち機械及び装置（取得をしたものにあつては、その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。以下この条において「機械等」という。）の普通償却限度額を超えて当該機械等につき償却費として損金経理をした金額（特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額を除く。）及び同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。次項において同じ。）を超え、かつ、当該適用対象年度開始の日の前日を含む連結事業年度における生産等資産の取得価額の合計額として政令で定める金額（次項において「比較取得資産総額」という。）の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適用対象年度において当該機械等を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該適用対象年度の当該機械等の償却限度額は、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の適用対象年度において当該連結親法人又はその連結子法人が取得等をした生産等資産で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額を超え、かつ、比較取得資産総額の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適用対象年度において当該生産等資産のうち機械等を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用対象年度の連結所得に対する法人税の額（この項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該機械等の取得価額の合計額の百分の三に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該適用対象年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用対象年度の法人税額基準額（当該適用対象年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額

を限度とする。

3　第一項に規定する特別償却に関する他の規定とは、次に掲げる規定をいう。

一　第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十六、第六十八条の十七、第六十八条の二十、第六十八条の二十四から第六十八条の二十七まで、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十二又は第六十八条の三十五の規定

二　前号に掲げる規定に係る第六十八条の四十の規定

三　第一号に掲げる規定に係る第六十八条の四十一の規定

四　前三号に掲げるもののほか、特別償却に関する規定として政令で定める規定

4　第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した機械等については、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の設立又は解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の設立又は解散の日を含む連結事業年度におけるその設立し、又は解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

6　第一項の規定は、連結確定申告書等に機械等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7　第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された機械等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

8　第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」とする。

9　第三項から第七項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十二条の十二の三第一項に規定する認定経営革新等支援機関による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるものの交付を受けた第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人又はこれに準ずるものとして政令で定める連結法人に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」という。）が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む第四十二条の十二の三第一項に規定する指定事業の用（以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該経営改善設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該経営改善設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　特定中小連結親法人（政令で定める連結法人を除く。以下この項において同じ。）又は特定中小連結子法人（当該特定中小連結親法人による連結完全支配関係にあるものに限る。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該経営改善設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第

五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、前条第二項並びに次条並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その指定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十二の三第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6　第一項の規定は、特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、適用しない。

7　第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

8　第一項の規定は、連結確定申告書等に経営改善設備の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9　第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された経営改善設備の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

10　第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十二の三第二項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十二の三第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

12　第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の五　連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が、各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始するものに限り、第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該連結親法人及びその各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額から当該連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額（以下この項及び第四項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額の合計額に対する割合が百分の五以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の三第二項並びに前条第二項、第三項及び第五項並びに同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、当該雇用者給与等支給増加額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十（当該連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えると

きは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該雇用者給与等支給額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以上であること。

二　平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国内雇用者　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の使用人（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第五号において同じ。）をいう。

二　給与等　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

三　雇用者給与等支給額　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、前項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第五号において同じ。）をいう。

四　基準雇用者給与等支給額　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、平成二十五年四月一日以後に開始する各連結事業年度（同日以後に開始する当該連結親法人又はその各連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（イ及びハにおいて「最も古い連結事業年度等」という。）開始の日の前日を含む連結事業年度（ロ及びハにおいて「基準連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　当該最も古い連結事業年度等の開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合　当該事業年度（ハにおいて「基準事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額）

ロ　基準連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合　当該基準連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準連結事業年度の月数で除して計算した金額

ハ　基準連結事業年度又は基準事業年度がない場合（当該連結親法人又はその連結子法人が、合併、分割又は現物出資により設立されたものである場合を除く。）　最も古い連結事業年度等の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該最も古い連結事業年度等が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の百分の七十に相当する金額（当該最も古い連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該最も古い連結事業年度等の月数で除して計算した金額）

五　比較雇用者給与等支給額　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（ロにおいて「前連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合　当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額）

ロ　前連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合　当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前連結事業年度の月数で除して計算した金額

六　平均給与等支給額　連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の適用年度の給与等支給額として政令で定める金額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額をいう。

七　比較平均給与等支給額　連結親法人及び適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該適用年度に係る比較給与等支給額として政令で定める金額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の比較給与等支給者数として政令で定める数を合計し

た数で除して計算した金額をいう。

3　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第一項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限るものとする。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における基準雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。

第六十八条の十六第一項中「この項」を「この条」に、「、その用」を「、その事業の用」に改め、同項の表の第二号の中欄中「船舶」の下に「（当該連結法人が次に掲げる連結法人である場合には、当該連結法人の区分に応じそれぞれ次に定める外航船舶（本邦と外国又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この号において同じ。）を除く。）」を加え、同欄に次のように加える。

イ　第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受ける連結法人　外航船舶のうち日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この号において同じ。）に該当するもの

ロ　イに掲げる連結法人の子会社（海上運送法第三十九条の五第一項に規定する子会社をいう。）に該当する連結法人　外航船舶のうち日本船舶に該当しないもの

第六十八条の十六第一項の表の第二号の下欄中「本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）」を「外航船舶」に改め、「船舶法第一条に規定する」を削り、同条第二項中「同項に規定する」を「特定設備等の」に改める。

第六十八条の十七第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「という。）」の下に「でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」を加える。

第六十八条の二十四第一項及び第六十八条の二十五第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十六を次のように改める。

（特定信頼性向上設備の特別償却）

第六十八条の二十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気通信基盤充実臨時措置法第四条第一項に規定する実施計画（以下この項において「実施計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る実施計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された減価償却資産（同法第二条第三項に規定する信頼性向上施設に該当するもののうち、第四十四条の五第一項に規定する電磁的記録（以下この項において「電磁的記録」という。）の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（同条第一項に規定する電磁的方法をいう。）による提供の事業の用に供されるものとして政令で定める減価償却資産に限る。以下この項において「特定信頼性向上設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定信頼性向上設備を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定信頼性向上設備をその事業の用に供した場合を除く。）において、その事業の用に供した当該特定信頼性向上設備が既に保管されている電磁的記録の保全に資するものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定信頼性向上設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定信頼性向上設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定信頼性向上設備の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十七第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結

完全支配関係にある連結子法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人に該当する連結法人以外の連結法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合）において、その取得等をした当該設備を当該地区内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の二第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

| 地区 | 事業 | 設備 |
|---|---|---|
| 一　第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区 | 同号の中欄に掲げる事業 | 当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |
| 二　第四十五条第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区 | 同号の中欄に掲げる事業 | 当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第四十五条第二項の規定）の適用を受けている産業振興機械等（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する産業振興機械等）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の前項の表の各号の中欄に掲げる事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該産業振興機械等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項の供用日に当該産業振興機械等の取得等をして、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

第六十八条の二十七に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の二十九第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六十八条の三十四第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「新築された」を削り、「この項及び次項」を「この条」に、「を取得し」を「で新築されたものを取得し」に改め、「これを」の下に「当該連結親法人又はその連結子法人の」を加え、「賃貸の用に供した場合を」を「その用に供した場合を」に、「当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用」を「その用」に、「の百分の二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する」を「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの　百分の二十八（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の十四）

二　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるもの　百分の四十（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

第六十八条の三十四第三項中「同項に規定する」を「サービス付き高齢者向け賃貸住宅の」に改める。

第六十八条の三十五第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に、「が第三項第二号」を「が、第三項第二号」に改め、「掲げる建築物」の下に「のうち同号イに掲げる地域内において整備されるもの」を加え、「、百分の五十」を「百分の五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の四十とする。」に改め、同条第三項中「、第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同項第四号」を「並びに第四十七条の二第三項第三号」に改め、同項第一号中「第二条第六号」を「第二条第一号」に、「施設建築物」を「市街地再開発事業（政令で定める要件を満たすもの）によつて建築される建築物」に改め、同項第二号中「都市再生特別措置法」を「次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法」に改め、「認定計画」の下に「イに掲げる地域については、」を加え、同号に次のように加える。

イ　都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

ロ　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（イに掲げる地域に該当するものを除く。）

第六十八条の三十六第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五第一項」の下に「、第六十八条の十五の三第一項、第六十八条の十五の四第一項」を加え、同条第二項及び第五項中「第六十八条の三十一」を「第六十八条の二十七第二項」に改める。

第六十八条の四十一第一項中「（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第四項及び第十三項中「第六十八条の三十一」を「第六十八条の二十七第二項」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十五」の下に「、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四」を加える。

第六十八条の五十七の二第一項中「適用事業年度に」を「適用連結事業年度の」を「適用連結事業年度の」に改め、同項第二号中「適用事業年度」を「適用連結事業年度」に、「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第三項中「適用事業年度」を「適用連結事業年度」に、「中部国際空港をその事業の用に供した日」を「平成二十五年四月一日」に改め、「期間」の下に「（次項において「積立期間」という。）」を加え、「被合併法人の」を「指定会社が被合併法人となる」に改め、同条第三項中「適用事業年度の」を「適用連結事業年度の」に改め、「の連結事業年度」の下に「（積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、その末日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）」を加え、「（同条第二項に規定する適用事業年度後に最初に連結事業年度に該当することとなつた場合には、当該連結事業年度以後の各連結事業年度）」を削り、「中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより」を「基準連結事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して政令で定める期間の月数で除して」に、「当該前連結事業年度等」を「前連結事業年度等」に改め、「当該繰り越された」の下に「中部国際空港整備準備金の」を加え、同条第四項中「適格合併」の下に「又は適格分割型分割」を加え、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　中部国際空港の設置及び管理に関する法律第二十一条第一項の規定により同法第四条第一項の規定による指定が取り消された場合　その取り消された日における中部国際空港整備準備金の金額

二　譲渡、合併又は分割により中部国際空港を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合　その合併の直前における中部国際空港整備準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　中部国際空港を移転した日における中部国際空港整備準備金の金額

第六十八条の五十七の二第九項中「及び第七項」を「、第八項及び前項」に、「第七項まで」を「第四項まで及び第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を削り、同条第七項中「第五十七条の七の二第八項」を「第五十七条の七の二第九項」に、「中部国際空港の設置及び管理の事業を営む者」を「指定会社」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　第六十八条の四十三第十二項から第十四項までの規定は、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に中部国際空港を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十三項中「第二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第三項」と、同条第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の七の二第十項において準用す

る第五十五条第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十七の二第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の七の二第十項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七の二第三項中」と読み替えるものとする。

10　前項において準用する第六十八条の四十三第十二項又は第五十七条の七の二第十項において準用する第五十五条第十四項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結親法人に該当するものに限る。）が指定会社でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における中部国際空港整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の五十七の二第六項中「第十一項前段の」を「第十一項の」に、「第六十八条の四十三第十一項前段」を「第六十八条の四十三第十一項」に、「第五十七条の七の二第八項」を「第五十七条の七の二第九項」に、「第三項」を「第三項の」に、「と読み替える」を「と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七の二第三項中」と読み替える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八条の五十九第一項中「、同項」を「、同条第二項」に改める。

第六十八条の六十一第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「以下この項」を「第一号」に、「鉱業法第三条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条第二項中「前項に規定する連結親法人又はその」を「国内鉱業者（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある」に改め、「定めるもの」の下に「をいう。以下この項において同じ。）及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、国内鉱業者に準ずるものとして政令で定めるもの」を加え、「国内鉱業者」を「国内鉱業者等」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「安定的供給」を「安定的な供給」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第三項中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第四項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条第五項中「第二号及び」を削り、「これらの号」を「同号」に改め、同項第一号中「国内鉱業者でない」を「国内鉱業者等に該当しない」に、「又はない」を「又は該当しない」に改め、同条第十三項中「国内鉱業者である」を「国内鉱業者等に該当する」に改める。

第六十八条の六十二第一項中「探鉱用機械設備（」の下に「第一号及び」を加え、同項第一号中「当該機械設備」を「当該探鉱用機械設備」に改め、同項第二号中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第二項中「以下この項」を「第一号」に、「「海外探鉱用設備」を「「海外探鉱用機械設備」に改め、同項第一号中「海外新鉱床探鉱費」を「当該海外新鉱床探鉱費」に、「海外探鉱用設備」を「当該海外探鉱用機械設備」に改める。

第六十八条の六十二の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「当該認定を」を「同法第三十五条第三項の認定を」に、「同法第三十五条第四項」を「同条第四項」に改め、同項第一号中「日本船舶」の下に「（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）」を加え、「海上運送法」を「同法」に改める。

第六十八条の六十三の三第一項中「第四条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を、「研究開発事業計画」という。）」の下に「に係る同法第十一条第一項に規定する認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）」を、「第六条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を加え、「のこれらの規定の認定を受けた」を「に係る」に改め、「認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）又は同条第一項に規定する」を削り、「当該認定の」を「その認定の」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）の取得」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「当該交際費等の額の合計額のうち次に掲げる金額の合計額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項第一号中「のうち六百万円」を「が八百万円」に、「連結親法人事業年度」を「当該連結親法人事業年度」に、「に達するまでの金額の百分の十に相当する金額」を「以下である場合　零」に改め、同項第二号中「場合におけるその」を「場合　その」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「これを」を加える。

第六十八条の六十七第一項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第五項第二号中「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五」に、「、第六十八条の十五の二」を「、第六十八条の十五の五」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の二第一項中「並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五の三第二項中「並びに第六十八条の十五の五」とあるのは「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第九項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に、「、第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十四項まで」を「又は第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五」に、「、第六十八条の十五の二」を「、第六十八条の十五の五」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」とあるのは「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第四項中「第六十八条の七十八第四項」を「、第六十八条の七十八第四項」に、「、第六十八条の八十三第十一項」を「又は第六十八条の八十三第十一項」に改める。

第六十八条の七十四第一項、第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に改める。

第六十八条の七十六の二第一項中「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十四」に改める。

第六十八条の八十四及び第六十八条の八十五を削り、第六十八条の八十五の二を第六十八条の八十四とする。

第六十八条の八十五の三第十四項第二号八中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「、第六十八条の八十二又は第六十八条の八十三」に改め、同条を第六十八条の八十五とする。

第六十八条の八十九第四項に次のただし書を加える。

ただし、同条第四項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

第六十八条の八十九の三第三項第二号中「株主等」の下に「（同条第十四号に規定する株主等をいう。次号において同じ。）」を加え、同項第三号中「連結親法人事業年度開始の日」を「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）開始の日」に改める。

第六十八条の九十四の見出し中「所得計算」を「連結所得の計算」に改め、同条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十九の見出し中「所得計算」を「連結所得の計算」に改め、同条第一項中「場合において」を「場合において、」に、「あるとき」を「あり、かつ、当該連結事業年度の総収入金額（当該医療法人の営む医業又は歯科医業に係るものとして政令で定める金額に限る。）が七千万円以下であるとき」に改め、同条第二項中「とあるのは「二千五百万円」と」の下に「、「七千万円」とあるのは「三千五百万円」と」を加える。

第六十八条の百二の二の次に次の一条を加える。

（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六十八条の百二の三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）について平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に対する債権（当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等（第六十七条の五の二第二項第一号に規定する金融機関等をいい、当該再生債権が同項第二号に規定する投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより第六十七条の五の二第二項第三号に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）において、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又は当該債務処理に関する計画に従つてその再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該事実が生じた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、当該事実を法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（租税特別措置法第六十八条の百二の三第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除

等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する再生債権。以下この号において「特定債権」という。）と、「除く」とあるのは「除き、特定債権が同項に規定する債務処理に関する計画の定めるところにより同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の四第一項中「居住の用」の下に「（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由により相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める用途に供されている場合を除く。）における当該事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用を含む。同項第二号において同じ。）」を加え、「ものの」を「もののうち」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する限度面積要件は、当該相続又は遺贈により特例対象宅地等を取得した者に係る次の各号に掲げる選択特例対象宅地等の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一　特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等（第三号イにおいて「特定事業用等宅地等」という。）である選択特例対象宅地等　当該選択特例対象宅地等の面積の合計が四百平方メートル以下であること。

二　特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等　当該選択特例対象宅地等の面積の合計が三百三十平方メートル以下であること。

三　貸付事業用宅地等である選択特例対象宅地等　次のイ、ロ及びハの規定により計算した面積の合計が二百平方メートル以下であること。

イ　特定事業用等宅地等である選択特例対象宅地等がある場合の当該選択特例対象宅地等の面積を合計した面積に四百分の二百を乗じて得た面積

ロ　特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等がある場合の当該選択特例対象宅地等の面積を合計した面積に三百三十分の二百を乗じて得た面積

ハ　貸付事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積を合計した面積

第六十九条の四第三項第二号イ中「供されていた家屋」を「供されていた一棟の建物（当該被相続人、当該被相続人の配偶者又は当該親族の居住の用に供されていた部分として政令で定める部分に限る。）」に、「当該家屋」を「当該建物」に改め、同号ロ中「イに規定する」を「当該被相続人の居住の用に供されていた」に改める。

第六十九条の五第一項中「第二十一条の九第三項」の下に「（第七十条の二の五第一項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）」を加え、同条第五項中「で同条第二項第四号イからハまでに掲げるもの」を「につき同条第二項第三号イからハまでの規定により計算した面積」に、「四百平方メートル未満」を「二百平方メートル未満」に改め、同項第二号中「四百平方メートル」を「二百平方メートル」に改める。

第七十条の二の二第一項中「第七十条の二の二」を「第七十条の二の三」に改め、同条を第七十条の二の三とし、第七十条の二の次に次の一条を加える。

（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第七十条の二の二　平成二十五年四月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に、個人（教育資金管理契約を締結する日において三十歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「受託者」という。）との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権（以下この項及び第四項において「信託受益権」という。）を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等（銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう。次項及び第四項において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの（以下この条において「営業所等」という。）において預金若しくは貯金として預入をした場合又は教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するものとして政令で定めるもの（以下この条において「金銭等」という。）で金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。次項及び第四項において同じ。）の営業所等において有価証券を購入した場合には、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち千五百万円までの金額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　教育資金　次に掲げる金銭をいう。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設として政令で定めるものを設置する者（ロにおいて「学校等」という。）に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭で政令で定めるもの

ロ　学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭その他の教育のために直接支払われる金銭で政令で定めるもの

二　教育資金管理契約　個人（以下この条に

おいて「受贈者」という。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であつて次に掲げるものをいう。

イ　当該受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1)　信託の主たる目的は、教育資金の管理とされていること。

(2)　受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭等に限られるものであること。

(3)　当該受贈者を信託の利益の全部についての受益者とするものであること。

(4)　その他政令で定める事項

ロ　当該受贈者と銀行等との間の普通預金その他の財務省令で定める預金又は貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1)　教育資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に第七項に規定する領収書等を提出することが定められているものであること。

(2)　その他政令で定める事項

ハ　当該受贈者と金融商品取引業者との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1)　教育資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は金融商品取引業者に第七項に規定する領収書等を提出することが定められているものであること。

(2)　その他政令で定める事項

三　教育資金非課税申告書　前項の規定の適用を受けようとする旨、受贈者の氏名及び住所又は居所その他財務省令で定める事項を記載した申告書をいう。

四　非課税拠出額　教育資金非課税申告書又は第四項に規定する追加教育資金非課税申告書に前項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいう。

五　教育資金支出額　第八項の規定により取扱金融機関（受贈者の直系尊属と教育資金管理契約を締結した受託者又は受贈者と教育資金管理契約を締結した銀行等若しくは金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。）の営業所等において教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいう。

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者が教育資金非課税申告書を当該教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4　受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（当該教育資金非課税申告書に記載された金額が千五百万円に満たない場合に限る。）において、当該教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づき、当該受贈者が新たにその直系尊属の行為により信託受益権を取得したとき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をしたとき又はその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入したときは、当該受贈者は、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について第一項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第六項において「追加教育資金非課税申告書」という。）を当該教育資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

5　前二項の場合において、第三項の教育資金非課税申告書又は前項の追加教育資金非課税申告書がこれらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

6　教育資金非課税申告書は、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（既に提出した教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約が第十項第三号に掲げる事由に該当したことにより終了している場合を除く。）には提出することができないものとし、教育資金非課税申告書に第一項の規定の適用を受けるものとして記載された金額が千五百万円を超えるものである場合又は追加教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約について既に受理された教育資金非課税申告書及び追加教育資金非課税申告書に同項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額が千五百万円を超えるものである場合には、取扱金融機関の営業所等は、これらの申告書を受理することができない。

7　第一項の規定の適用を受ける受贈者は、政令で定めるところにより選択した次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの（相続税法第二十一条の三第一項第二号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた教育費に係るものを除く。以下この条において「領収書等」という。）を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならない。

一　教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合　当該領収書等に記載された支払年月日から一年を経過する日

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年三月十五日

8　取扱金融機関の営業所等は、前項の規定により受贈者から提出を受けた領収書等により払い出した金銭が教育資金の支払に充てられたことを確認し、当該領収書等に記載された支払の金額及び年月日について記録をし、か

つ、当該領収書等を受領した日から当該受贈者に係る教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日までの間、財務省令で定める方法により当該領収書等及び当該記録を保存しなければならない。

9　第七項第二号に掲げる場合において、その年中に払い出した金銭の合計額がその年中に教育資金の支払に充てたものとして提出を受けた領収書等（当該領収書等に記載された支払年月日その他の記録によりその年中に教育資金の支払に充てられたことを確認できるものに限る。）により教育資金の支払に充てたことを確認した金額の合計額を下回るときは、前項の規定により取扱金融機関の営業所等が記録する金額は、当該払い出した金銭の合計額を限度とする。

10　教育資金管理契約は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

一　受贈者が三十歳に達したこと　当該受贈者が三十歳に達した日

二　受贈者が死亡したこと　当該受贈者が死亡した日

三　教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となつた場合、教育資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額が零となつた場合又は教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となつた場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があつたこと　当該教育資金管理契約が当該合意に基づき終了する日

11　前項第一号又は第三号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において当該教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額（第十五項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。次項において同じ。）を控除した残額があるときは、当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

12　第十項第二号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、当該教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

13　取扱金融機関の営業所等の長は、教育資金管理契約が終了した場合には、当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名及び住所又は居所その他の財務省令で定める事項を記載した調書（第十七項及び第十八項において「教育資金管理契約の終了に関する調書」という。）を当該教育資金管理契約が終了した日（当該教育資金管理契約が第十項第二号に掲げる事由に該当したことにより終了した場合には、取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）の属する月の翌々月末日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

14　税務署長は、次に掲げる事実を知つた場合には、取扱金融機関の営業所等の長にその旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

一　受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと。

二　当該受贈者に係る教育資金非課税申告書が二以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること又は当該受贈者に係る非課税拠出額が千五百万円を超えること。

15　取扱金融機関の営業所等の長は、前項の規定による税務署長からの通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該通知に基づき第八項の記録を訂正しなければならない。

16　第三項から第十項まで及び前三項に定めるもののほか、第一項、第十一項及び第十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

17　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、教育資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該教育資金管理契約の終了に関する調書を提出する義務がある者に質問し、その者の教育資金管理契約に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七十条の十三第四項第三号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

18　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、教育資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

19　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

20　第十七項及び第十八項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21　前項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の二の四　平成二十七年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年一月一日において二十歳以上の者に限る。）のその年中の当該財産に係る贈与税の額は、相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）

| | |
|---|---|
| 二百万円以下の金額 | 百分の十 |
| 二百万円を超え四百万円以下の金額 | 百分の十五 |
| 四百万円を超え六百万円以下の金額 | 百分の二十 |
| 六百万円を超え千万円以下の金額 | 百分の三十 |
| 千万円を超え千五百万円以下の金額 | 百分の四十 |
| 千五百万円を超え三千万円以下の金額 | 百分の四十五 |
| 三千万円を超え四千五百万円以下の金額 | 百分の五十 |
| 四千五百万円を超える金額 | 百分の五十五 |

2　その年一月一日において二十歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年の中途において当該贈与をした者の直系卑属となつたときは、直系卑属となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3　贈与により第一項の規定の適用を受ける財産（第一号において「特例贈与財産」という。）を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産（第二号において「一般贈与財産」という。）を取得した場合における贈与税の額は、同項及び相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一　前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について第一項の規定により計算した金額に特例贈与財産の価額がその年中に贈与により取得した財産の価額の合計額（贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、同条の規定による控除後のものとする。次号において「合計贈与価額」という。）のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について同法第二十一条の七の規定により計算した金額に一般贈与財産の価額（同法第二十一条の六の規定による控除後のものとする。）が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

4　第一項又は前項の規定の適用を受ける者は、相続税法第二十八条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は前項の規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、相続税法第二十八条第一項及び第二項第一号中「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の八並びに租税特別措置法第七十条の二の四（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

5　相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者が同項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した財産については、同法第二十一条の十一中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の四（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

6　第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相続時精算課税適用者の特例）

第七十条の二の五　平成二十七年一月一日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与をした者がその年一月一日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2　その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合において、当該贈与により財産を取得した者がその年の中途において当該贈与をした者の孫となつたときは、孫となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者が、その届出書に係る第一項の贈与をした者の孫でなくなつた場合においても、当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、同項において準用する同条第三項の規定の適用があるものとする。

4　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、第一項の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第三項第一号中「第七十条の三第一項」を「前条第一項」に改める。

第七十条の六の見出し中「納税猶予等」を「納税猶予及び免除等」に改める。

第七十条の六の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第四号中「全ての山林」の下に「（特定森林経営計画が定められている区域内に存するものに限る。）」を加え、同項第五号中「第十五条」を「第十三条」に改め、同条第四項中「特例山林の金額」を「特例山林の価額」に改め、同条第六項中「山林」の下に

「（特定森林経営計画が定められている区域内に存するものに限る。）」を加え、同条第八項中「、特例施業対象山林」の下に「（同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）」を加え、同条第九項中「相続税の申告書の提出期限の翌日」を「被相続人の死亡の日の翌日」に、「当該相続税」を「第一項の相続に係る相続税」に改め、同条第十三項第二号及び第六号中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第十四項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、「又は当該林業経営相続人若しくは同項の被相続人」を「若しくは当該林業経営相続人に係る被相続人又はこれらの者」に改め、同条第十五項中「を除く」を「並びに同日前に第三項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く」に改める。

第七十条の七の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第三号中「政令で定めるところにより」を削り、同号イ中「当該贈与の時において当該贈与者の親族であり、かつ、」を削り、同号トを削り、同項第五号中「の株式等」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加え、「同項」を「前項」に、「第七十条の二の二」を「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」に改め、同項第六号中「当該贈与に係る」を「同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る」に改め、「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同条第三項第二号中「第二十一条の九第二項（」の下に「第七十条の二の五第一項又は」を加え、同条第四項第二号中「第一種贈与基準日において」を削り、「常時使用従業員の数が」を「各第一種贈与基準日における常時使用従業員の数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、」に改め、「場合」の下に「（第二項第六号の五年を経過する日までに当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合において当該経営承継受贈者が当該特例受贈非上場株式等につき第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けるときを除く。）」を加え、「当該第一種贈与基準日」を「経営贈与承継期間の末日」に改め、同項第十号中「総収入金額」の下に「（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）」を加え、同条第十項中「第二十二項」を「第二十七項」に改め、同条第十四項第五号及び第七号中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同項第九号中「第四項から第六項まで」を「第四項（同項第二号に係る部分を除く。）、第五項、第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

十　第四項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、相続税法第三十九条第二十九項において準用する同条第一項の延納を求めようとする贈与税の納期限は、経営贈与承継期間の末日から五月を経過する日（以下この号において「延納申請期限」という。）とする。この場合において、第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第四項第二号に係るものに限る。）の翌日から延納申請期限までの間については、当該期間に対応する部分の延滞税（猶予中贈与税額のうち延納の許可を受けた部分に係るものに限る。）に代え、利子税を納付するものとし、納付すべき利子税の額は、当該許可を受けた部分を基礎として、当該期間に、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第七十条の七第十五項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第十六項中「を除く」を「並びに経営贈与承継期間内に第四項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く」に改め、「六月」の下に「（第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、十月）」を加え、「第二十二項」を「第二十七項」に改め、同条第十七項第一号中「を受け、当該再生計画若しくは当該更生計画」を「があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において当該再生計画若しくは当該更生計画（債務の処理に関する計画として政令で定めるもの（第二十二項及び第二十四項において「債務処理計画」という。）を含む。）」に、「場合に限り」を「ときに限り」に改め、同項第二号イ中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第十九項及び第二十項中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第二十七項を同条第三十三項とし、同条第二十四項から第二十六項までを六項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 九　第二十二項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。） | 同項第二号に掲げる金額 | 同項の規定による納税の猶予に係る期限 |

第七十条の七第二十三項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29　第一項の規定の適用を受けた経営承継受贈者が前項の表の第三号から第九号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合にあつては、経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント（経営贈与承継期間については、年零パーセント）」とする。

第七十条の七第二十二項を同条第二十七項とし、同項の次に次の五項を加える。

22　経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、第一項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が

生じた場合を含む。）において、当該認定贈与承継会社の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき（当該認可の決定があつた日（当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十四項までにおいて「認可決定日」という。）以後当該認定贈与承継会社に係る経営承継受贈者が第二十五項の規定による通知が発せられた日（以下この項において「通知日」という。）前に第六項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第十二項の規定の適用があつた場合並びに当該通知日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除き、再生計画を履行している認定贈与承継会社にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。）は、再計算猶予中贈与税額をもつて当該特例受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知日から二月を経過する日（当該通知日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中贈与税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する贈与税（第二十五項において「再計算免除贈与税」という。）については、免除する。

一　当該再計算猶予中贈与税額

二　認可決定日前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

23　前項の「再計算猶予中贈与税額」とは、第一項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等（猶予中贈与税額に対応する部分に限り、合併により当該特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。以下この項において同じ。）の認可決定日における価額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第五号の規定により計算した金額をいう。

24　第二十二項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者（同項の認定贈与承継会社の代表権を有する者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）が、当該認可決定日から二月を経過する日（当該認可決定日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までに、第二十二項の規定の適用を受けたい旨、前項に規定する再計算猶予中贈与税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第二十二項に規定する認可の決定があつた再生計画又は更生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

25　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る再計算免除贈与税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該再計算免除贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継受贈者に通知するものとする。

26　前二項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七の二の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第一号ハ中「第十四項第十号」を「第十四項第十一号」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより」を削り、同号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同項第五号イ中「の株式等」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加え、「同項」を「前項」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同号ロ中「第十五条」を「第十三条」に改め、同項第六号中「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同条第三項第二号中「第一種基準日において」を削り、「常時使用従業員の数が」を「各第一種基準日における常時使用従業員の数の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数で除して計算した数が、」に、「当該第一種基準日」を「経営承継期間の末日」に改め、同項第十号中「総収入金額」の下に「（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）」を加え、同条第十項中「第二十二項」を「第二十七項」に改め、同条第十四項第五号及び第七号中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同項第九号中「第三項から第五項まで」を「第三項（同項第二号に係る部分を除く。）、第四項、第五項」に改め、同項第十一号中「納税猶予」の下に「及び免除」を、「規定する特例非上場株式等」の下に「のうち同条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する猶予中相続税額に係るもの以外のもの」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十号中

「の株式等」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、相続税法第三十八条第一項の延納期間は、五年以内とし、同法第三十九条第一項の延納を求めようとする相続税の納期限及び同法第四十二条第一項の物納を求めようとする相続税の納期限は、経営承継期間の末日から五月を経過する日（以下この号において「延納等申請期限」という。）とし、同法第四十八条の二第二項の規定による申請書の提出の期限は、延納等申請期限の翌日から五年を経過する日とし、同法第五十二条第一項の利子税の割合は、年六・六パーセントとして、これらの規定を適用する。この場合において、第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項第二号に係るものに限る。）の翌日から延納等申請期限までの間については、当該期間に対応する部分の延滞税（猶予中相続税額のうち延納又は物納の許可を受けた部分に係るものに限る。）に代え、利子税を納付するものとし、納付すべき利子税の額は、当該許可を受けた部分を基礎として、当該期間に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とする。

イ　延納の許可を受けた場合　年六・六パーセント

ロ　物納の許可を受けた場合　年七・三パーセント

第七十条の七の二第十五項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第十六項中「を除く」を「並びに経営承継期間内に第三項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く」に、「当該各号」を「次の各号」に、「第二十二項」を「第二十七項」に改め、同条第十七項第一号中「を受け、当該再生計画若しくは当該更生計画」を「があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において当該再生計画若しくは当該更生計画（債務の処理に関する計画として政令で定めるもの（第二十二項及び第二十四項において「債務処理計画」という。）を含む。）」に、「場合に限り」を「ときに限り」に改め、同項第二号イ中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第十九項及び第二十項中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第二十七項を同条第三十三項とし、同条第二十四項から第二十六項までを六項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 九　第二十二項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。） | 同項第二号に掲げる金額 | 同項の規定による納税の猶予に係る期限 |

第七十条の七の二第二十三項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29　第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等が前項の表の第三号から第九号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合にあつては、経営承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント（経営承継期間については、年零パーセント）」とする。

第七十条の七の二第二十二項を同条第二十七項とし、同条第二十一項の次に次の五項を加える。

22　経営承継期間の末日の翌日以後に、第一項の特例非上場株式等に係る認定承継会社（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において、当該認定承継会社の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき（当該認可の決定があつた日（当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十四項までにおいて「認可決定日」という。）以後当該認定承継会社に係る経営承継相続人等が第二十五項の規定による通知が発せられた日（以下この項において「通知日」という。）前に第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第十二項の規定の適用があつた場合並びに当該通知日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除き、再生計画を履行している認定承継会社にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。）は、再計算猶予中相続税額をもつて当該特例非上場株式等に係る猶予中相続税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知日から二月を経過する日（当該通知日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中相続税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する相続税（第二十五項において「再計算免除相続税」という。）については、免除する。

一　当該再計算猶予中相続税額

二　認可決定日前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

23　前項の「再計算猶予中相続税額」とは、第一

項の規定の適用に係る特例非上場株式等（猶予中相続税額に対応する部分に限り、合併により当該特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。以下この項において同じ。）の認可決定日における価額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例非上場株式等の当該相続の時における価額とみなして、第二項第五号の規定により計算した金額をいう。

24　第二十二項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等（同項の認定承継会社の代表権を有する者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）が、当該認可決定日から二月を経過する日（当該認可決定日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、第二十二項の規定の適用を受けたい旨、前項に規定する再計算猶予中相続税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第二十二項に規定する認可の決定があつた再生計画又は更生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

25　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る再計算免除相続税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該再計算免除相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継相続人等に通知するものとする。

26　前二項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第三号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ニを同号ハとし、同項第四号イ中「を有する」を「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する」に、「同項」を「前項」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同号ロ中「第十五条」を「第十三条」に改め、同項第五号中「開始の日の翌日」を「開始の日」に改め、「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同項第六号ロ中「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「前号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」を「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」に改め、「既に次項」の下に「において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項」を加え、「同項」を「次項」に改め、同条第三項中「同条第三項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「第一種基準日」とあるのは「第一種相続基準日」と、「同条第三項各号列記以外の部分中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第一号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第二号中「当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の各第一種基準日」とあるのは「特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の各第一種基準日における常時使用従業員の数と当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の各第一種相続基準日」と、「経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数」とあるのは「経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計」と、「場合　経営承継期間の末日」とあるのは「場合　経営相続承継期間の末日」と、同項第三号から第十七号までの規定中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」に、「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「同条第二項第五号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」を「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」に改め、同条第七項第二号中「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する日」に改め、同条第八項中「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する日」に改め、同条第十二項中「同条第十六項及び第十七項」を「同条第十六項中「第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「経営承継期間内に」とあるのは「経営相続承継期間内に同条第三項において準用する」と、「経営承継期間の」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続

承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）の」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、同条第十七項」に改め、「第一項」の下に「の規定の適用を受ける」を、「第七十条の七の四第一項」の下に「の規定の適用を受ける」を、「経営相続承継受贈者」と」の下に「、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と」を加え、「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「同条第二項第五号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間）」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」を「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七十条の七の二第二十六項」を「第七十条の七の二第三十二項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第七十条の七の二第二十五項」を「第七十条の七の二第三十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第七十条の七の二第二十三項」を「第七十条の七の二第二十八項及び第二十九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第七十条の七の二第二十二項」を「第七十条の七の二第二十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、認定相続承継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。この場合において、同項から同条第二十五項までの規定中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」と、「第一項」とあるのは「第七十条の七の四第一項」と、「特例非上場株式等に」とあるのは「特例相続非上場株式等に」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等（」とあるのは「特例相続非上場株式等（」と、「相続により取得をした特例非上場株式等の当該相続の時における」とあるのは「特例相続非上場株式等の」と読み替えるものとする。

第七十条の八の二第一項中「第七十条の七の二第十四項第十号」を「第七十条の七の二第十四項第十一号」に改め、「法人の株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加える。

第七十条の十三の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書をその提出期限までに税務署長に提出せず、又は当該教育資金管理契約の終了に関する調書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

二　第七十条の二の二第十七項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は当該規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三　第七十条の二の二第十七項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条第一項中「平成十八年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同項各号を次のように改める。

一　売買による所有権の移転の登記　千分の七・五

二　所有権の信託の登記　千分の一・五

第七十二条第三項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合」を「千分の三」に改め、同項各号を削る。

第七十二条の二及び第七十三条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第七十四条の二第一項中「低炭素建築物」の下に「（同法第十六条の規定により当該低炭素建築物とみなされた同法第九条第一項に規定する特定建築物のうち政令で定めるものを含む。）」を加える。

第七十五条、第七十七条及び第七十八条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第八十条第二項中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

第八十二条の三を削る。

第八十三条第一項中「認定民間都市再生事業計画」を「同法第二十五条に規定する認定計画」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「国土交通大臣の認定」の下に「（以下この項において「計画認定」という。）」を加え、「同法第二十五条に規定する認定計画をいう。次項において同じ。）に基づき当該認定の日から三年以内に」を「もののうち、当該計画認定の申請が」に、「同条」を「同法第二十五条」に、「次項において同じ。）の」を「以下この

条において同じ。）に係る工事着手前に行われたもの（同法第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものにあつては、同法第二十一条第一項の認定に係る申請が特定民間都市再生事業に係る工事着手前に行われ、かつ、同法第二十四条第一項の変更の認定に係る申請が特定民間都市再生事業（当該変更に係る部分に限る。）に係る工事着手前に行われたもの）に限る。次項において「認定民間都市再生事業計画」という。）に基づき当該計画認定の日から三年以内に当該特定民間都市再生事業の」に改め、同条第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二第一項から第三項までの規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第四項を削る。

第八十三条の三を第八十三条の四とし、第八十三条の二の次に次の一条を加える。

（特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の三　不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第一号又は第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものの取得をした場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一　建替え（建替えが必要な建築物として政令で定めるものの当該建替えに限る。）その他財務省令で定める行為により建築物（都市機能の向上に資する建築物として政令で定めるものに限る。以下この条において「特定建築物」という。）の新築又は改築をする場合において、当該特定建築物の敷地の用に供することとされている土地で政令で定めるもの

二　前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な建築物として政令で定めるもの

三　特定建築物とするために増築、修繕又は模様替で政令で定めるもの（次項において「増築等」という。）をすることが必要な建築物として政令で定めるもの

四　前号に掲げる建築物の敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの

2　不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者が、前項に規定する不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる建築物（同項第一号に掲げる土地に建築をする特定建築物又は同項第三号に掲げる特定建築物に限る。）の新築、改築又は増築等をした場合には、当該建築物（増築等の場合にあつては、当該増築等部分に限る。）の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより同項に規定する期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

第八十四条の五を次のように改める。

第八十四条の五　削除

第八十七条中「平成元年四月一日（合成清酒及び発泡酒にあつては、平成十五年四月一日）から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に改め、「数量」の下に「（次項において「前年度課税移出数量」という。）」を加え、「、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を削り、「同表の下欄に定める割合」を「百分の八十（合成清酒及び発泡酒にあつては、百分の九十）」に改め、同条の表を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、前項に規定する清酒等の製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出する清酒等に係る同項の規定の適用については、同項中「その年度（」とあるのは「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度（」と、「開始前」とあるのは「うちにその年度の開始前」と、「）が千三百キロリットル以下で」とあるのは「）が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）が」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「当該千三百キロリットル以下」とあるのは「当該千キロリットルを超え千三百キロリットル以下」と、「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」とする。

第八十七条の五第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八十七条の六第一項中「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改め、「移出した数量」の下に「（次項において「前年度課税移出数量」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の年度の前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下であるときは、同項に規定するビールの製造者が当該年度に酒類の製造場から移出するビールに係る

同項の規定の適用については、同項中「その年度の」とあるのは「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の年度の」と、「千三百キロリットル以下」とあるのは「千キロリットルを超え千三百キロリットル以下」と、「その年度に」とあるのは「当該年度に」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

第八十七条の六第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、平成二十七年四月一日から同項に規定するビールの製造免許を受けた日以後五年を経過する日の属する年度の末日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、前項に規定するビールの製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出するビールに係る同項の規定の適用については、同項中「その年度（」とあるのは「平成二十七年四月一日から当該五年を経過する日の属する年度（」と、「開始前」とあるのは「末日までの間の各年度のうちにその年度の開始前」と、「千三百キロリットル以下で」とあるのは「千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）が」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

第八十八条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八十八条の七第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第九十条の六の二第五項中「規定する原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等」と、「若しくは帳簿書類」とあるのは「（その者が石油等の残留物（同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物をいう。以下この号において同じ。）」を「規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物」に改める。

第九十条の十三の見出しを「（公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税）」に改める。

第九十条の十四の見出しを「（衝突被害軽減制動制御装置を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例）」に改め、同条第一項中「第九十条の十二第一項から第三項まで」を「前二条」に改め、「平成二十四年五月一日」の下に「（第一号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十五年四月一日）」を加え、「第一号」を「同号に掲げる検査自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」に、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　車両総重量が五トンを超える専ら人の運送の用に供する自動車（財務省令で定めるものに限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で財務省令で定めるものに適合するもの

第九十一条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「含む」の下に「。次項において「不動産譲渡契約書」という」を、「限る」の下に「。第三項において「建設工事請負契約書」という」を加え、同条に次の三項を加える。

2　平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に作成される不動産譲渡契約書のうち、当該不動産譲渡契約書に記載された契約金額が十万円を超えるものに係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一　十万円を超え五十万円以下のもの　二百円

二　五十万円を超え百万円以下のもの　五百円

三　百万円を超え五百万円以下のもの　千円

四　五百万円を超え千万円以下のもの　五千円

五　千万円を超え五千万円以下のもの　一万円

六　五千万円を超え一億円以下のもの　三万円

七　一億円を超え五億円以下のもの　六万円

八　五億円を超え十億円以下のもの　十六万円

九　十億円を超え五十億円以下のもの　三十二万円

十　五十億円を超えるもの　四十八万円

3　平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に作成される建設工事請負契約書のうち、当該建設工事請負契約書に記載された契約金額が百万円を超えるものに係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一　百万円を超え二百万円以下のもの　二百円

二　二百万円を超え三百万円以下のもの　五百円

三　三百万円を超え五百万円以下のもの　千円

四　五百万円を超え千万円以下のもの　五千円

五　千万円を超え五千万円以下のもの　一万円

六　五千万円を超え一億円以下のもの　三万円
七　一億円を超え五億円以下のもの　六万円
八　五億円を超え十億円以下のもの　十六万円
九　十億円を超え五十億円以下のもの　三十二万円
十　五十億円を超えるもの　四十八万円

4　前二項の規定の適用がある場合における印紙税法第四条第四項及び別表第一の課税物件表の適用に関する通則3の規定の適用については、同項第一号中「十万円」とあるのは「十万円（当該課税文書が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十一条第一項に規定する不動産譲渡契約書である場合にあつては、五十万円）」と、同項第二号中「百万円」とあるのは「百万円（当該課税文書が租税特別措置法第九十一条第一項に規定する建設工事請負契約書である場合にあつては、二百万円）」と、同法別表第一の課税物件表の適用に関する通則3ホ中「十万円」とあるのは「十万円（同号に掲げる文書が租税特別措置法第九十一条第一項に規定する不動産譲渡契約書である場合にあつては、五十万円）」と、「契約金額が百万円」とあるのは「契約金額が百万円（同号に掲げる文書が同項に規定する建設工事請負契約書である場合にあつては、二百万円）」とする。

第九十一条の二中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第九十三条第一項中「（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）」及び「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同項に次の一号を加える。

四　第七十条の七の二第十四項第十号ロ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）

第九十三条第三項を削り、同条第二項中「（各分納期間の開始の日の属する月の二月前の月の末日を経過する時における前項に規定する商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）」を削り、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第七十条の七の二第十四項第十号前段（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）

第九十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する特例基準割合とは、各年の前々年の十月から前年の九月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行つた貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を十二で除して計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の十二月十五日までに財務大臣が告示する割合に、年一パーセントの割合を加算した割合をいう。

第九十三条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の二第二十三項（第七十条の七の四第十四項」を「第七十条の七第十四項第十号及び第二十八項並びに第七十条の七の二第十四項第十号イ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十八項（同条第十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　分納期間　相続税法第五十二条第一項第一号又は第二号に規定する分納税額に併せて納付しなければならない利子税の額の計算の基礎となる期間をいう。

二　延納特例基準割合　各分納期間の開始の日の属する年の特例基準割合（第二項に規定する特例基準割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）をいう。

第九十四条第一項中「延滞税の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年十四・六パーセントの割合には当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）」に改める。

2　国税通則法第六十三条第一項、第四項及び第五項に規定する延滞税（以下この項において「納税の猶予等をした国税に係る延滞税」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間に対応する納税の猶予等をした国税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、同条第一項中「期間（当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞税の割合が特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第四項及び第五項において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、「同法第百五十二条」とあるのは「国税徴収法第百五十二条」

と、同条第四項中「期間のうち当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」と、同条第五項中「期間のうち、当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

第九十四条第三項中「附記」を「付記」に改める。

第九十五条中「（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第一項」を「第九十三条第二項」に改め、「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削る。

第九十七条中「第三条第一項」を「（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」に改める。

第九十七条の二第三項中「第十一項」の下に「及び第十七項」を加え、同条第十項中「第九十三条に規定する各年の」を「各年の第九十三条第二項に規定する」に改め、「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同条第十七項に次のただし書を加える。

ただし、国税通則法第十一条の規定による請求に関する期限の延長により、特別還付金請求書又は変更決定請求書の提出が請求期間の終了の日後となる場合には、当該特別還付金請求書又は変更決定請求書に係る決定又は変更決定は、当該延長された特別還付金請求書又は変更決定請求書に係る請求に関する期限の日以後一年を経過する日までの間においても、することができる。

第九十七条の二第二十二項中「十四・六パーセントの割合」の下に「（各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合）」を加え、同項ただし書中「が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「に年一パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合」に改め、同条第二十四項中「、第七十一条第一項」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同条第三十項中「刑法」の下に「（明治四十年法律第四十五号）」を加える。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第九条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「内国法人が」の下に「平成二十八年三月三十一日までに」を加え、「第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める。

第十条の二第一項の表の第一号中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改める。

第十条の二の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「からニまで」を「、ロ、ニ又はホに、「同日」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない」を削り、「いう。）を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを」に改め、同条第三項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないもの」に改め、同条第七項中「前条」を「前二条」に改め、同条第八項中「前条第九項」を「第十条の二第九項」に改め、同条第九項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二の三第三項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条を第十条の二の三とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二の二　個人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、同条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間。第三項において「対象期間」という。）内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該個人の同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業（以下この項から第三項までにおいて「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）の用に供した場合には、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する

年を除く。第三項において「供用年」という。）の当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　個人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、企業立地促進区域に係る対象期間内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該個人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

7　第一項から第四項までの規定は、前条の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

8　前条第九項の規定は第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項の規定は第三項の規定を適用する場合について、同条第十一項の規定は第四項の規定を適用する場合について、同条第十二項の規定は第一項から第四項までの規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

9　その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の二第三項及び第四項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の三第一項中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「前二条」を「前三条」に改め、「第十条の五」の下に「若しくは第十条の五の四」を加える。

第十条の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十九条」を「第二十七条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、ニ又はホ」に、「同日以後三年」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年」に、「規定する指示」を「規定する避難指示」に改め、同条第二項中「前三条」を「第十条の二から前条まで」に改め、「第十条の五」の下に「若しくは第十条の五の四」を加え、同条第三項

中「前条第三項」を「第十条の三第三項」に改め、同条第四項中「第十条の三の二第一項（避難解除区域」を「第十条の三の三第一項（避難解除区域等」に改め、同条を第十条の三の三とする。

第十条の三の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十条の三の二　福島復興再生特別措置法第二十四条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間（当該期間内における当該企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内に同法第二十条第三項の認定を受けた個人が、当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該個人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。以下この項において「適用期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の適用期間内において、当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2　前項の規定は、第十条の二から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の四第一項中「並びに前二条」を「、第十条の二の三第三項及び第四項並びに前三条」に、「震災特例法第十条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定」に、「規定を含む」を「規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第十条の三第一項」を「とし、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項」に、「控除した金額とする」を「控除した金額とし、震災特例法第十条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、同項を同条第三項とし、同条第二項を同条第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

（「の額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額）として」を加え、「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に、「若しくは第十条の二の二第四項」を「、第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」に、「第十条の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に、「若しくは第十条の二の二第五項」を「、第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項」に改める。

第十条の五第一項中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に改め、同条第六項中「及び第二項又は第三項」を削る。

第十一条の三中「、第十条の二の二」を「から第十条の二の三まで」に改める。

第十一条の四第六項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第十一条の六の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項中「この項」の下に「及び次項」を、「権利」の下に「（次項において「土地等」という。）」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　その有していた家屋でその居住の用に供し

ていたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった個人（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、その居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋（以下この項において「旧家屋」という。）に居住していた者に限る。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちに当該直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた租税特別措置法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用することができる。

第十二条第一項中「までの間」を「までの期間（以下この条において「対象期間」という。）内」に、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に、「、租税特別措置法」を「、同法」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間」を「対象期間内」に改め、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、「（第三項及び第四項において準用する場合」の下に「並びにこれらの規定を第五項の規定により適用する場合」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間」を「対象期間内」に改め、「準用する場合」の下に「並びにこれらの規定を第五項の規定により適用する場合」を加え、「第五項」を「第六項」に、「準用する租税特別措置法」を「準用する同法」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項において準用する」を「第三項及び第四項において準用する場合並びにこれらの規定を前項の規定により適用する」に、「第七項に」を「第八項に」に改め、同項の表租税特別措置法第三十七条第六項の項中「場合」の下に「並びにこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合」を加え、「及び同法第十二条第五項において準用する第三十七条の三第二項」を削り、同表租税特別措置法第三十七条第八項の項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改め、同表租税特別措置法第三十七条の二第一項の項中「第十二条第一項」の下に「（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項中「第十二条第四項」の下に「（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同表租税特別措置法第三十七条の二第四項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 租税特別措置法第三十七条の二第四項 | 第三十七条の二第一項又は第二項に | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第六項において準用する第三十七条の二第一項又は第二項に |
| | 第三十三条の五第一項」とあるのは「 | 租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第六項において準用する租税特別措置法 |

第十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産のうち事業の用に供しているもの（以下この項において「相続事業用資産」という。）を有していた個人（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、平成二十三年三月十一日の直前において、当該事業に従事していた者又は当該被相続人と生計を一にしていた者に限る。以下この項において同じ。）が、対象期間内に当該相続事業用資産の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該相続事業用資産を当該相続人の事業の用に供していない場合に限る。）における当該相続事業用資産の譲渡については、当該相続人が当該譲渡の時において当該相続事業用資産を事業の用に供しているものとみなして、前各項の規定を適用することができる。

第十三条第一項中「同条第五項」を「同条第十項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「第三項、第五項及び次条」を「第六項、第十項及び次条第一項」に、「同条第二項第一号ハ」を「同条第二項」に、「以下この項、次項、第五項及び次条」を「第六項、第十項及び次条第一項」に、「同条第十一項及び第十四項」を「同条第十八項及び第二十一項」に改め、同条第二項中「又は第四項」を「又は第五項」に改め、「規定する増改築等住宅借入金等」の下に「又は断熱改修住宅借入金等」を加え、「第四項及び第九項から第十一項」を「第五項及び第十項から第十二項」に、「同項第一号中「十二月三十一日」とあるのは「十二月三十一日」を「、その年十二月三十一日」とある

のは「、その年十二月三十一日」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に、「同条第八項」を「同条第十五項」に、「第三項、第五項及び次条」を「第六項、第十項及び次条第一項」に改め、同条第五項第一号中「同条第六項」を「同条第十三項」に、「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、「から第四項まで」を削り、「（同日」の下に「（次項において「居住日」という。）」を加え、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に、「第五項」を「第十項」に改め、同条第二項第二号中「平成二十五年」の下に「又は平成二十六年」を、「場合」の下に「（居住年が平成二十六年である場合には、その居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項において「平成二十六年前期」という。）内の日である場合に限る。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年である場合には、その居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項において「平成二十六年後期」という。）内の日である場合に限る。）

五千万円

第十三条の二第三項中「二以上の居住年」の下に「（同項に規定する居住年をいい、当該居住年が平成二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」を加え、「（同項」を「（第一項」に、「第一項の」を「同法第四十一条第一項の」に、「、同項」を「、第一項」に、「おける同項」を「おける同条第一項」に改め、同条第五項中「他の住宅取得等」を「再取得等以外の住宅取得等」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第十項」に改め、「又は特定増改築等」の下に「（以下この項において「他の増改築等」という。）」を加え、「当該特定増改築等」を「当該他の増改築等」に、「第四項」を「第五項」に、「第一項の」を「同法第四十一条第一項の」に、「、同項」を「、第一項」に改め、「及び第三項」の下に「並びに同条第二項、第六項及び第十項並びに同法第四十一条の二第一項並びに第四十一条の三の二第一項、第五項、第十項及び第十二項」を加え、「当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額（当該他の住宅借入金等の金額のうちに、同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該認定住宅借入金等の金額又は当該認定住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額」を「当該再建特例適用年の十二月三十一日における当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額につき、再建住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額又は他の増改築等住宅借入金等の金額とに区分をし、当該区分をした当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

第十三条の二第五項に次の各号を加える。

一　当該再建住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ第一項の規定に準じて計算した金額の合計額

二　当該他の住宅借入金等の金額につき異なる再取得等以外の住宅取得等（当該異なる再取得等以外の住宅取得等のうちに租税特別措置法第四十一条の二第三項に規定する居住日が同一の年に属する再取得等以外の住宅取得等（以下この号において「同一年住宅取得等」という。）がある場合には、当該同一年住宅取得等を一の再取得等以外の住宅取得等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとに一の再取得等以外の住宅取得等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした再取得等以外の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ　租税特別措置法第四十一条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号において同じ。）　当該認定住宅借入金等の金額につき同法第四十一条第十項の規定に準じて計算した金額

ロ　租税特別措置法第四十一条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号において同じ。）　当該認定住宅借入金等の金額につき同法第四十一条第十項の規定に準じて計算した金額

ハ　イ及びロに掲げる他の住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額　当該他の住宅借入金等の金額につき租税特別措置法第四十一条第二項の規定に準じて計算した金額

三　当該他の増改築等住宅借入金等の金額につき異なる他の増改築等（当該異なる他の増改築等のうちに租税特別措置法第四十一条の三の二第十四項に規定する居住日が同一の年に属する他の増改築等（以下この号において「同一年住宅増改築等」という。）がある場合には、当該同一年住宅増改築等を一の他の増改築等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとに一の他の増改築等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした他の増改築等に係る他の増改築等住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該他の増改築等住宅借入金等の金額の全てが当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である他の増改築等に係るものである場合において、当該合計額が同条第十一項第一号に定める金額を超えるときは、当該金額）

イ　租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）　当該増改築等住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

ロ　租税特別措置法第四十一条の三の二第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）　当該断熱改修住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

第十三条の二第七項中「同条第十七項」を「同条第二十四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する再建特例適用年において有する租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一　再建住宅借入金等の金額　第四項に規定する控除限度額

二　認定住宅借入金等の金額　租税特別措置法第四十一条の二第二項第二号に定める金額

三　前項第二号ハに掲げる他の住宅借入金等の金額　租税特別措置法第四十一条の二第二項第三号に定める金額

第十七条の見出しを「（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に改め、同条第一項中「規定する法人」を「掲げる法人」に、「当該各号に掲げる事実」を「再生計画認可の決定があったことに準ずる政令で定める事実」に、「第五十九条第二項」を「第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項」に、「同項中」を「同法第二十五条第三項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同法第三十三条第四項中」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第十七条第一項各号」を「震災特例法第十七条第一項」に、「あつた場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「に掲げる事実」を「に規定する政令で定める事実」に、「同項第一号」を「同法第五十九条第二項」に、「債権」を「事実」に、「債権（を「事実又は」に、「第十七条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」を「第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同項第三号中「第二十五条第三項又は第三十三条第四項」とあるのは「第二十五条第三項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第四項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同項第一号中「第二十二条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を「第十九条第四項に規定する支援決定の対象となった法人」に改め、同項第二号中「について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を削り、同条第二項中「あつた場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「同条第二項」を「同条第二項（同項第三号」に、「第五十九条第二項」と、「除く」とあるのは「除き、」を「第五十九条第二項（に、「含む」と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第三項」を「含み、第五十九条第二項第三号」に、「次条第二項」と、「場合を除く」とあるのは「場合を除き、」を「次条第二項（に、「含む」と、「同条第三項」とあるのは「次条第三項」を「含み、次条第二項第三号」に改める。

第十七条の二第一項の表の第一号中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二」の下に「、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四」を加え、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「、第四十二条の十一及び第四十二条の十二」を「及び第四十二条の十一から第四十二条の十二の四まで」に、「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四」に、「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二第一項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項並びに」と、同法第四十二条の十二の二第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二第二項

及び第三項」と、同法第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項又は第五項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第一項若しくは第五項の規定」とする。

第十七条の二の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、二又はホ」に、「同日」を「同日又は同号八に掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないもの」に改め、「第四十二条の十二」の下に「、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四」を加え、同条第四項中「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に改め、同条第六項各号中「前条」を「前二条」に改め、同条第七項中「前条第七項」を「第十七条の二第七項」に、「次条第一項」を「第十七条の二の三第一項」に、「次条第四項」を「第十七条の二の三第四項」に、「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に、「第二十五条の二の二第三項」を「第二十五条の二の三第三項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「、第四十二条の十一及び第四十二条の十二」を「及び第四十二条の十一から第四十二条の十二の四まで」に、「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四」に、「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に、「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二第一項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項並びに」と、同法第四十二条の十二の二第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第一項の規定」とする。

第十七条の二の二を第十七条の二の三とする。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二　法人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、同条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間。次項において「対象期間」という。）内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該法人の同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業（以下この項及び次項において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）の用に供した場合には、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　法人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、企業立地促進区域に係る対象期間内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の

用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該法人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項及び次項、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）から当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6　第一項から第三項までの規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　前条の規定

二　前条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　前条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

7　前条第七項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項及び第九項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、同条第十一項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第一項の規定」とする。

9　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地

促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

10　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九及び第四十二条の十一から第四十二条の十二の四までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第一項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする。

11　第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の三第一項中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「前二条」を「前三条」に改め、同項第四号中「第四十二条の十二の二」の下に「又は第四十二条の十二の四」を加え、同条第六項中「及び第四十二条の十一」を「、第四十二条の十一、第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の三」に、「第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二の二」を「、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二の二第二項」に、「第四十二条の十二の三第二項」を「第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の三」に、「第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四」に、「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二の二第二項」に、「第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二の三第二項」を「第四十二条の十二の三第二項」に改める。

第十七条の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十九条」を「第二十七条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「からニまで」を「、ロ、ニ又はホ」に、「同日以後三年」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年」に、「規定する指示」を「規定する避難指示」に、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「又は第十七条の二の二」を「から第十七条の二の三まで」に改め、同項第四号中「前条」を「前二条」に改め、同項第五号中「第四十二条の十二の二」の下に「又は第四十二条の十二の四」を加え、同条第三項中「前条第三項」を「第十七条の三第三項」に、「次条第一項」を「第十七条の三の三第一項」に改め、同条第四項中「第十七条の三の二第一項（避難解除区域」を「第十七条の三の三第一項（避難解除区域等」に改め、同条第五項中「及び第四十二条の十一」を「、第四十二条の十一、第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の三」に、「第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四」に、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の三」に、「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二の二第二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に改め、同条を第十七条の三の三とする。

第十七条の三の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二　福島復興再生特別措置法第二十四条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間（当該期間内における当該企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内に同法第二十条第三項の認定を受けた法人が、当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該法人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度（解

散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　第十七条の二から第十七条の二の三までの規定

二　第十七条の二から第十七条の二の三までの規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　第十七条の二から第十七条の二の三までの規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四　前条の規定

五　租税特別措置法第四十二条の十二又は第四十二条の十二の四の規定

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「次条第一項に規定する避難対象雇用者等」と、同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

5　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一、第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の三の規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二の二第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の三の二」と、同法第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の三の二」とする。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の四第一項中「並びに前二条」を「、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに前三条」に、「震災特例法第十七条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定、」に、「規定を含む」を「規定及び震災特例法第十七条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第十七条の三第一項」を「とし、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規

定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三第一項」に、「控除した金額とする」を「控除した金額とし、震災特例法第十七条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第十七条の三並びに第十七条の二の二」を「第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三まで」に、「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に、「若しくは第十七条の二の二第三項」を「、第十七条の二の二第三項若しくは第十七条の二の三第三項」に、「第四十二条の四の二第八項各号」を「第四十二条の五第四項」に、「含む。）」を「該当するもの」に、「若しくは第十七条の二の二第四項」を「、第十七条の二の二第四項若しくは第十七条の二の三第四項」に、「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に改める。

第十七条の五第一項中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に改め、同条第四項中「及び第二項又は第五項」を削り、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の四の規定」とする。

第十八条の三第一項中「の規定により同法」を「（福島復興再生特別措置法第六十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により東日本大震災復興特別区域法」に、「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項第二号イからハまでの規定中「又は第十七条の二の二」を「から第十七条の二の三まで」に改め、同号ニ中「又は第十七条の三の二」を「から第十七条の三の三まで」に改める。

第十八条の四第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の四の規定」とする。

第十八条の五第一項中「第十七条の二の二第一項」を、「第二十五条の二の二第一項」の下に「、第二十五条の二の三第一項」を加える。

第十八条の六第一項中「第十七条の二の二第一項」の下に「、第十七条の二の三第一項」を加える。

第十八条の七第一項中「、第十七条の二の二」を「から第十七条の二の三まで」に改める。

第二十五条の見出しを「（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に改め、同条第一項中「規定する連結法人」を「掲げる連結法人」に、「当該各号に掲げる事実」を「再生計画認可の決定があったことに準ずる政令で定める事実」に、「個別損金額」を「個別益金額又は個別損金額」に、「第五十九条第二項」を「第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項」に、「同項中」を「同法第二十五条第三項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同法第三十三条第四項中」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第二十五条第一項各号」を「震災特例法第二十五条第一項」に、「あつた場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「に掲げる事実」を「に規定する政令で定める事実」に、「同項第一号」を「同法第五十九条第二項」に、「債権」を「事実」に、「債権（」を「事実（」に、「第二十五条第一項各号に掲げる事実又は」に、「第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同項第三号中「第二十五条第三項又は第三十三条第四項」とあるのは「第二十五条第三項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第四項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同項第一号中「第二十二条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である連結法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を「第十九条第四項に規定する支援決定の対象となった連結法人」に改め、同項第二号中「について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を削り、同条第二項中「あつた場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「除く。）又は同条第三項」を「同項第三号」に改め、「除き、」を削り、「含む。）又は第五十九条第三項」を「含み、第五十九条第二項第三号」に改める。

第二十五条の二第一項の表の第一号中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「並びに次条第二項」を「、次条第二項」に改め、「及び第三項」

の下に「並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項」を、「第六十八条の十五の二」の下に「、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五」を加え、同条第十五項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」を「及び第六十八条の十五から第六十八条の十五の五まで」に、「「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二」を「「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の二第一項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項並びに」と、同法第六十八条の十五の三第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の五第一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第一項又は第五項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第一項若しくは第五項の規定」とする。

第二十五条の二の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、二又はホ」に、「同日」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないもの」に改め、「次項」の下に「、第二十五条の二第二項及び第三項」を、「第六十八条の十五の二」の下に「、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五」を加え、同条第四項中「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に改め、同条第六項第四号中「前条」を「前二条」に改め、同条第七項中「前条第八項」を「第二十五条の二第八項」に、「次条第一項」を「第二十五条の二の三第一項」に、「次条第四項」を「第二十五条の二の三第四項」に、「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に、「第十七条の二の二第三項」を「第十七条の二の三第三項」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」を「及び第六十八条の十五から第六十八条の十五の五まで」に、「「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二」を「「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五」に、「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の二第一項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに」と、同法第六十八条の十五の三第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の五第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第一項の規定」とする。

第二十五条の二の二を第二十五条の二の三とする。

第二十五条の二の次に次の一条を加える。

（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十五条の二の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、同条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間。次項において「対象期間」という。）内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作

若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業（以下この項及び次項において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）の用に供した場合には、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、企業立地促進区域に係る対象期間内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び次項、前条第二項及び第三項並びに次条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額（当該金額を控除した残額）を限度とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「四年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあっては、確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（四年以内事業年度にあっては、第十七条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控

除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6　第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

四　次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人

イ　前条の規定

ロ　前条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

ハ　前条の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

7　前条第八項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第九項及び第十項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十一項及び第十二項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第九項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十一項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」と、同条第十二項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第一項の規定」とする。

9　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

10　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十二、第六十八条の十三及び第六十八条の十五から第六十八条の十五の五までの規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の四第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の五第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」とする。

11　第五項から第八項まで及び前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の三第一項中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」

に、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「前二条」を「前三条」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の二」の下に「又は第六十八条の十五の五」を加え、同条第六項中「及び第六十八条の十五」を「、第六十八条の十五、第六十八条の十五の三及び第六十八条の十五の四」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の三第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の四第二項」に改める。

第二十五条の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十九条」を「第二十七条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、ニ又はホ」に、「同日以後三年」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年」に、「規定する指示」を「規定する避難指示」に、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項及び第五項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「又は第二十五条の二の二」を「から第二十五条の二の三まで」に改め、同項第四号中「前条」を「前二条」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の二」の下に「又は第六十八条の十五の五」を加え、同条第三項中「前条第三項」を「第二十五条の三第三項」に、「次条第一項」を「第二十五条の三の三第一項」に改め、同条第四項中「第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の三の三第一項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第五項中「及び第六十八条の十五」を「、第六十八条の十五、第六十八条の十五の三及び第六十八条の十五の四」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五」に、「第二十五条の三の二」を「第二十五条の三の三」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の三第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の四第二項」に改め、同条を第二十五条の三の三とする。

第二十五条の三の次に次の一条を加える。

（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第二十五条の三の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十四条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間（当該期間内における当該企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内に同法第二十条第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各連結事業年度（当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十二、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の七十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の七十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の七十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の七十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の七十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の七十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の七十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の七十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の七十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の七十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の八十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の八十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の八十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の八十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の八十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の八十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の八十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の八十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の八十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の八十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の九十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の九十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の九十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の九十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の九十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の九十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の九十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の九十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の九十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の九十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百二十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百二十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百二十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百二十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百二十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百二十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百二十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百二十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百二十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百二十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百三十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百三十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百三十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百三十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百三十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百三十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百三十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百三十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百三十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百三十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百四十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百四十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百四十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百四十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百四十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百四十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百四十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百四十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百四十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百四十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百五十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百五十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百五十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百五十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百五十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百五十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百五十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百五十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百五十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百五十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百六十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百六十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百六十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百六十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百六十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百六十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百六十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百六十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百六十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百六十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百七十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百七十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百七十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百七十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百七十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百七十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百七十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百七十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百七十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百七十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百八十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百八十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百八十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百八十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百八十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百八十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百八十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百八十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百八十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百八十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百九十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百九十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百九十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百九十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百九十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百九十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百九十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百九十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百九十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の百九十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百二十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百二十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百二十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百二十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百二十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百二十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百二十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百二十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百二十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百二十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百三十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百三十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百三十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百三十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百三十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百三十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百三十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百三十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百三十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百三十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百四十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百四十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百四十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百四十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百四十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百四十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百四十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百四十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百四十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百四十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百五十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百五十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百五十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百五十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百五十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百五十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百五十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百五十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百五十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百五十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百六十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百六十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百六十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百六十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百六十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百六十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百六十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百六十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百六十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百六十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百七十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百七十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百七十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百七十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百七十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百七十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百七十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百七十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百七十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百七十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百八十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百八十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百八十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百八十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百八十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百八十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百八十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百八十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百八十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百八十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百九十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百九十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百九十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百九十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百九十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百九十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百九十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百九十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百九十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の二百九十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百二十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百二十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百二十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百二十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百二十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百二十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百二十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百二十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百二十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百二十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百三十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百三十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百三十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百三十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百三十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百三十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百三十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百三十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百三十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百三十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百四十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百四十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百四十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百四十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百四十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百四十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百四十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百四十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百四十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百四十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百五十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百五十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百五十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百五十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百五十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百五十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百五十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百五十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百五十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百五十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百六十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百六十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百六十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百六十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百六十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百六十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百六十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百六十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百六十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百六十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百七十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百七十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百七十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百七十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百七十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百七十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百七十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百七十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百七十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百七十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百八十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百八十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百八十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百八十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百八十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百八十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百八十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百八十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百八十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百八十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百九十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百九十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百九十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百九十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百九十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百九十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百九十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百九十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百九十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の三百九十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百二十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百二十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百二十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百二十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百二十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百二十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百二十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百二十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百二十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百二十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百三十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百三十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百三十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百三十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百三十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百三十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百三十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百三十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百三十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百三十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百四十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百四十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百四十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百四十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百四十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百四十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百四十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百四十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百四十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百四十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百五十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百五十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百五十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百五十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百五十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百五十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百五十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百五十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百五十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百五十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百六十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百六十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百六十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百六十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百六十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百六十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百六十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百六十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百六十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百六十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百七十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百七十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百七十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百七十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百七十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百七十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百七十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百七十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百七十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百七十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百八十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百八十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百八十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百八十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百八十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百八十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百八十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百八十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百八十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百八十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百九十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百九十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百九十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百九十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百九十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百九十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百九十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百九十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百九十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の四百九十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百二十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百二十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百二十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百二十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百二十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百二十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百二十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百二十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百二十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百二十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百三十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百三十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百三十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百三十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百三十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百三十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百三十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百三十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百三十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百三十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百四十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百四十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百四十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百四十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百四十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百四十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百四十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百四十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百四十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百四十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百五十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百五十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百五十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百五十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百五十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百五十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百五十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百五十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百五十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百五十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百六十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百六十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百六十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百六十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百六十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百六十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百六十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百六十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百六十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百六十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百七十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百七十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百七十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百七十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百七十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百七十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百七十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百七十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百七十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百七十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百八十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百八十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百八十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百八十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百八十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百八十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百八十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百八十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百八十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百八十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百九十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百九十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百九十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百九十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百九十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百九十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百九十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百九十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百九十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の五百九十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百十七第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百十八第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百十九第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百二十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百二十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百二十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百二十三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百二十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百二十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百二十六第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六百二十七第二項

措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三　第二十五条の二から第二十五条の二の三までの規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四　前条の規定

五　租税特別措置法第六十八条の十五の二又は第六十八条の十五の五の規定

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「次条第一項に規定する避難対象雇用者等」と、同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

5　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三、第六十八条の十五、第六十八条の十五の三及び第六十八条の十五の四の規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の三の二」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の三第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の三の二」と、同法第六十八条の十五の四第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の三の二」とする。

6　第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の四第一項中「並びに前二条」を「、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに前三条」に、「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の六」に、「震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定」に、「規定を含む」を「規定及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第二十五条の三第一項」を「とし、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第一項」に、「控除した金額とし、震災特例法第二十五条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第二十五条の三並びに第二十五条の三の二」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで」に、「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「若しくは第二十五条の二の二第三項」を「、第二十五条の二の三第二項若しくは第二十五条の二の二第三項」に、「第六十八条の九の二第八項第一号」を「第六十八条の十第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に、「若しくは第二十五条の二の二第四項」を「、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」に改める。

第二十五条の五第一項中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に改め、同条第四項中「及び第二項又は第五項」を削り、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五の規定」とする。

第二十六条に次の一項を加える。

3　第一項の規定の適用がある場合における租

税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の規定」とする。

第二十六条の三第一項中「の規定により同法」を「（福島復興再生特別措置法第六十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により東日本大震災復興特別区域法」に、「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「又は第二十五条の三の二」を「から第二十五条の三の三まで」に改め、同条第六項第五号中「又は第二十五条の二の二」を「から第二十五条の二の三まで」に改める。

第二十六条の四第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の四の規定」とする。

第二十六条の五第一項中「第二十五条の二の二第一項」の下に「、第二十五条の二の三第一項」を、「第十七条の二の二第一項」の下に「、第十七条の二の三第一項」を加える。

第二十六条の六第一項中「第二十五条の二の二第一項」の下に「、第二十五条の二の三第一項」を加える。

第二十六条の七第一項中「、第二十五条の二の二」を「から第二十五条の二の三まで」に改める。

第二十八条の三第一項第一号中「この項」の下に「、第五項第二号イ」を加え、同項第二号イ中「経営贈与承継期間内に」を「各第一種贈与基準日（に、「における」を「をいう。イ及び第五項第二号イにおいて同じ。）における」に、「数が当該被災事業所」を「数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所」に改め、「あっては、」の下に「各第一種贈与基準日における」を加え、「数が当該事業所」を「数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該事業所」に改め、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の四の規定」とする。

第二十六条の五第一項中「第二十五条の二の二第一項」の下に「、第二十五条の二の三第一項」を、「第十七条の二の二第一項」の下に「、第十七条の二の三第一項」を加える。

第二十六条の六第一項中「第二十五条の二の二第一項」の下に「、第二十五条の二の三第一項」を加える。

第二十六条の七第一項中「、第二十五条の二の二」を「から第二十五条の二の三まで」に改める。

第二十八条の三第一項第一号中「この項」の下に「、第五項第二号イ」を加え、同項第二号イ中「経営贈与承継期間内に」を「各第一種贈与基準日（に、「における」を「をいう。イ及び第五項第二号イにおいて同じ。）における」に、「数が当該被災事業所」を「数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所」に改め、「あっては、」の下に「各第一種基準日における」を加え、「数が当該事業所」を「数の合計を経営承継期間の末日（経営承継期間内に同条第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に同条第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、」を加え、「期間）においては」を「期間）」に改め、同条第五項第二号イ中「経営相続承継期間内に」を「各第一種贈与基準日におけるその事業所（イにおいて「被災事業所」という。）の常時使用従業員の数と各第一種相続基準日（に、「におけるその事業所（イにおいて「被災事業所」という。）の常時使用従業員の数が当該被災事業所」を「をいう。イにおいて同じ。）における被災事業所の常時使用従業員の数の合計を経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計で除して計算した数が、当該被災事業所」に改め、「あっては、」の下に「各第一種贈与基準日における」を加え、「数が当該事業所」を「数の合計を経営承継期間の末日（経営相続承継期間内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第九号に掲げる場合又は相続特定期間内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、」を加え、「期間）は」を「期間）」に改める。

第二十八条の四第一項第一号ロ中「贈与が」を「贈与が、」に、「を受け、」を「があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。第三項第一号ロにおいて同じ。）において」に改め、「当該更生計画」の下に「（債務の処理に関する計画として政令で定めるものを含む。第三項第一号ロにおいて同じ。）」を加え、同条第三項第一号ロ中「贈与が」を「贈与が、」に、「を受け、」を「があった場合において」に改める。

第四十条の四中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第四十一条の二第一項中「登録免許税法」の下に「（昭和四十二年法律第三十五号）」を加える。

第四十一条の四中「平成三十年九月三十日」と」の下に「、「税率は、株式会社商工組合中央金庫が同法第二十一条第一項第二号に掲げる業務のうち同法第六条第一項第十二号に掲げるものに対するものを行う場合には」とあるのは「税率は、」と」を加える。

第四十三条の二第一項中「第八十七条に」を

「第八十七条第一項に」に、「又は租税特別措置法第八十七条若しくは」を「並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び」に、「当該清酒等の移出の日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定」を「同項の規定」に、「当該各号に定める割合」を「百分の九十三・七五」に改め、同項各号を削る。

第四十五条第一項及び第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第五十二条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に改める。

第十条第四号ロ中「及び同法」を「、同法」に改め、「償還差益」の下に「及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額」を加え、同条第五号ロ中「並びに同法」を「、同法」に改め、「償還差益」の下に「並びに同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額」を加える。

第二十八条第一項中「第四十一条の十二第三項」の下に「、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで」を加える。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中「第四十条第十三項」を「第四十条第十四項」に改める。

第五十二条第二項第二号中「（同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「又は第六十八条の十五第五項」を「、第六十八条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第五項」に改め、同項第四号中「第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項から第三項まで、第六項」に、「第六十八条の九の二第二項又は第五項」を「第六十八条の九の二第一項」に、「並びに第六十八条の十五の二第一項」を「、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に、「第六十八条の十五の三第一項に」を「第六十八条の十五の六第一項に」に、「に相当する金額がある場合には、当該相当する金額のうち当該連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額を控除した金額」を「を除く。」に改める。

第六十三条第二項第二号中「この号及び第六項」を「この条」に改め、同条第三項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、「をいう。」を「をいう。第五項において同じ。」に、「第六項及び第十項」を「以下この条」に、「第六項の」を「第八項の」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第六十三条第十一項」を「第六十三条第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第六項第一号」を「第八項第一号」に、「第六十三条第十項」を「第六十三条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項の」を「第八項の」に、「第六十三条第六項」を「第六十三条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第六十三条第六項」を「第六十三条第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　国税通則法第七十一条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該法人税に係る復興特別法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、当該復興特別法人税についての更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に伴って行われることとなる加算税についてする賦課決定は、同条の規定並びに第三項及び第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から六月間においても、することができる。同法第七十一条第一項（同号に係る部分に限る。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

6　前項の場合において、国税通則法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「あつた日」とあるのは、「あつた日とし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第五項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成二十五年六月一日

イ　第一条中所得税法第十七条の改正規定及び附則第三条の規定

ロ　第六条中国税通則法第三十三条の改正規定及び同法第八十五条の改正規定

ハ　第八条中租税特別措置法第四十条の改正規定、同法第四十一条第五項の改正規定（「をいう。以下この項」を「又は同法第十六

条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項」に改める部分に限る。）及び同法第七十四条の二第一項の改正規定並びに附則第五十三条、第五十四条第二項及び第八十七条第一項の規定

二　第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

二　第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条の改正規定及び同法第十一条の二の改正規定　平成二十五年七月一日

三　次に掲げる規定　平成二十六年一月一日

イ　第八条中租税特別措置法第九条の八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同法第十条の二の改正規定、同法第十条の五の改正規定、同法第十条の六第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定（「から第三項まで」を削る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「若しくは第十条の三第五項」を「、第十条の三第五項若しくは第十条の五の三第五項」に改める部分を除く。）、同法第二十二条第一項の改正規定（平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「以下この項」を「第一号」に改める部分を除く。）、同法第二十六条第一項の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定、同法第四十一条の改正規定（同条第五項中「（平成二十四年法律第八十四号）」を削り、「をいう。以下この項」を「又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項」に改める部分、同条第六項中「、第三十七条の五若しくは第三十七条の九の二」を「若しくは第三十七条の五」に改める部分、同条第九項中「、第三十七条の五又は第三十七条の九の二」を「又は第三十七条の五」に改める部分、同条第十項中「第二項」を「第三項」に改める部分、同条第十四項に係る部分（同項を同条第二十一項とする部分を除く。）及び同条第十五項に係る部分（同項を同条第二十二項とする部分を除く。）、同法第四十一条の二の改正規定、同法第四十一条の二の二の改正規定、同法第四十一条の三第一項の改正規定、同法第四十一条の三の二の改正規定（同条第一項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改める部分及び同条第五項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十九の二第一項の改正規定（「平成二十九年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の四第一項の改正規定（「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分に限る。）、同法第五十八条第五項の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十九条の四第一項の改正規定、同条第三項第二号の改正規定、同法第九十三条の改正規定（同条第一項に一号を加える部分、同条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える部分及び同条第四項中「第七十条の七第二十三項（第七十条の七の四第十四項」を「第七十条の七第十四項第十号及び第二十八項並びに第七十条の七の二第十四項第十号イ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十八項（同条第十五項」に改める部分を除く。）、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十七条の二の改正規定（同条第十項及び第二十二項に係る部分に限る。）並びに附則第三十二条、第三十四条、第三十六条、第三十九条、第四十八条、第四十九条、第五十四条第一項及び第四項、第五十五条第三項、第八十五条第一項、第九十条、第九十一条並びに第百四条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第八条第二項の表第三項の項の改正規定（「第十条の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に改める部分に限る。）の規定

ロ　第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の四第一項の改正規定（「第十条の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に改める部分に限る。）、同法第十条の五第六項の改正規定、同法第十三条の改正規定及び同法第十三条の二の改正規定並びに附則第九十五条の規定

四　次に掲げる規定　平成二十六年四月一日

イ　第五条及び附則第十六条の規定

ロ　第八条中租税特別措置法第四十一条第六項の改正規定（「第二項」を「第三項」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定（「第二項」を「第三項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の二の二の改正規定（同条第二項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改める部分及び同条第五項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の二の改正規定（同条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十九の三の改正規定（同条第一項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分及び同条第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十九の四の見出しの改正規定、同条の改正規定（同条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分

を除く。）並びに同法第四十二条の三第一項及び第三項の改正規定（「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改める部分に限る。）並びに附則第五十五条第一項及び第二項、第五十九条並びに第六十条の規定

五　次に掲げる規定　平成二十七年一月一日

イ　第一条中所得税法第八十九条第一項の表の改正規定、同法別表第二(八)の改正規定、同法別表第三の改正規定及び同法別表第四の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定

ロ　第三条の規定（同条中相続税法第一条の三第二号の改正規定、同法第一条の四第二号の改正規定及び同法第二十一条の四（見出しを含む。）の改正規定を除く。）並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定

ハ　第八条中租税特別措置法第九条の七第一項の改正規定、同法第六十九条の四第二項の改正規定、同法第六十九条の五の改正規定、同法第七十条の三の前に二条を加える改正規定、同法第七十条の四の見出しの改正規定、同法第七十条の六の見出しの改正規定、同法第七十条の六の四の見出しの改正規定、同条第二項第五号の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条第十四項の改正規定（「納税猶予」の下に「及び免除」を加える部分に限る。）、同条第十五項の改正規定、同法第七十条の七（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項第三号トを削る部分及び同項第五号中「第七十条の二の二」を「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」に改める部分を除く。）、同法第七十条の七の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十条の七の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十条の八の二の改正規定、同法第九十三条第一項の改正規定（同項に一号を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定（同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える部分に限る。）及び同条第四項の改正規定（「第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の二第二十三項（第七十条の七の四第十四項」を「第七十条の七第十四項第十号及び第二十八項並びに第七十条の七の二第十四項第十号イ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十八項（同条第十五項」に改める部分に限る。）並びに附則第三十一条、第八十五条第二項並びに第八十六条第一項、第二項及び第四項から第十五項までの規定

ニ　第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の三の改正規定及び同法第三十八条の四の改正規定並びに附則第百条の規定

六　次に掲げる規定　平成二十八年一月一日

イ　第一条中所得税法第六条の三第四号の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定、同法第二百二十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十四条の三の改正規定、同法第二百四十二条第一項の改正規定、同法第三百四十七条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十一の二の改正規定、同条を第三十七条の十一の二とする改正規定、同法第三十七条の十の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の六の改正規定、同法第三十七条の十二の改正規定、同法第三十七条の十二の二の改正規定、同法第三十七条の十三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十三の二の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第三十七条の十四の三の改正規定（同条第四項を改める部分を除く。）、同法第三十七条の十五の改正規定、同法第三十七条の十六を削る改正規定、同法第三十八条の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第一項中「第三条第一項」を「（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項」に改め、「民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十三（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第七号」に

改める部分を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条の二十の二第二項第三号の改正規定、同法第四十二条の二第一項第一号の改正規定（「これに類するものとして政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからリまでに掲げるもの」に改める部分を除く。）、同項第四号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三の改正規定（同条第一項及び第三項に係る部分を除く。）、同法第六十七条の十七の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同法第六十七条の十八を削る改正規定、同法第八十条第二項の改正規定並びに同法第九十七条の二第三十項の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条まで、第二十二条第一項から第五項まで、第二十三条から第二十九条まで、第四十二条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十二条、第七十三条及び第百一条の規定

二　第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定

七　第一条中所得税法第二百二十四条の五第一項の改正規定及び附則第八条第三項の規定

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行の日

八　第八条中租税特別措置法第六十七条の十五第一項第二号への改正規定及び附則第七十一条の規定　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の施行の日

九　第八条中租税特別措置法第八十三条の三を第八十三条の四とし、第八十三条の二の次に一条を加える改正規定　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の施行の日

十　次に掲げる規定　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の施行の日

イ　第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第十条の二の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第十条の二の三とする改正規定、同法第十条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十条の三の改正規定（同条第二項中「第十条の五」の下に「若しくは第十条の五の四」を加える部分を除く。）、同法第十条の三の二（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「第十条の五」の下に「若しくは第十条の五の四」を加える部分を除く。）、同条を同法第十条の三の三とする改正規定、同法第十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十条の四第一項の改正規定（「第十条の五の三第四項」を「第十条の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に改める部分を除く。）、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同法第十七条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第十七条の二の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第四十二条の十二」の下に「、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四」を加える部分を除く。）、同条第四項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条を同法第十七条の二の三とする改正規定、同法第十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の三第一項の改正規定（「第五十一条」を「第六十五条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同法第十七条の三の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項」に改める部分を除く。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同項第四号の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第十七条の三の二」を「第十七条の三の三」に改める部分に限る。）、同条を同法第十七条の三の三とする改正規定、同法第十七条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の四第一項の改正規定（「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に、「第四十二条の四の二第八項各号」を「第四十二条の五第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に、「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に改める部分を除く。）、同法第十七条の五第一項の改正規定、同法第十八条の三の改正規定、同法第十八条の五第一項の改正規定、同法第十八条の六第一項の改正規定、同法第十八条の七第一項の改正規定、同法第二十五条の二第一項の表の第一号の改正規定、同条第二項の改正規定（「並びに次条第二項」を「、次条第二項」に改める部分及び「及び第三項」の下に「並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の二の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第六十八条の十五の二」の下に「、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五」を加える部分を除く。）、同条第四項の改正規定、同条第六項第四号の改正規定、同条第七項の改正規定、同条を同法第二十五条の二の三とする改正規定、同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の三第一項の改正規定（「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号か

ら第三号までの改正規定、同法第二十五条の三の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項」に改める部分を除く。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同項第四号の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第二十五条の三の二」を「第二十五条の三の三」に改める部分に限る。）、同条を同法第二十五条の三の三とする改正規定、同法第二十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の四第一項の改正規定（「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「第六十八条の九の二第八項第一号」を「第六十八条の十第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に改める部分を除く。）、同法第二十五条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の三の改正規定、同法第二十六条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の六第一項の改正規定及び同法第二十六条の七第一項の改正規定並びに附則第九十二条、第九十七条第二項、第九十九条第二項及び第百四条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第八条第二項の改正規定（「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に改める部分及び同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第一項の項の改正規定、同表第二項の項の改正規定（「若しくは第十条の二の二第四項」を「、第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」に改める部分に限る。）、同表第三項の項の改正規定（「若しくは第十条の二の二第五項」を「、第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項」に改める部分に限る。）、同法附則第二十二条第三項の改正規定（同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第十七条の二の二第九項の項の次に次のように加える改正規定、同表に次のように加える改正規定、同法附則第二十三条第二項の改正規定（「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に改める部分及び同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第一項の項の改正規定、同表第二項の項の改正規定（「若しくは第十七条の二の二第三項」を「、第十七条の二の二第三項若しくは第十七条の二の三第三項」に改める部分に限る。）、同表第三項の項の改正規定（「若しくは第十七条の二の二第四項」を「、第十七条の二の二第四項若しくは第十七条の二の三第四項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条第三項の改正規定（同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第二十五条の二の二第九項の項の次に次のように加える改正規定、同表に次のように加える改正規定、同法附則第三十四条第二項の改正規定（「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六」に改める部分及び同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第一項の項の改正規定、同表第二項の項の改正規定（「若しくは第二十五条の二の二第三項」を「、第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」に改める部分に限る。）、同表第三項の項の改正規定（「若しくは第二十五条の二の二第四項」を「、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」に改める部分に限る。）及び同法附則第六十六条第二項の改正規定に限る。）の規定

ロ　第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（「第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項」に改める部分に限る。）

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第八条までにおいて「新所得税法」という。）第十一条の規定は、同条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する利子等、配当等、給付補塡金、利息、利益、差益及び利益の分配について適用し、第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第八条までにおいて「旧所得税法」という。）第十一条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が同日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する利子等、配当等、給付補塡金、利息、利益、差益及び利益の分配については、なお従前の例による。

（源泉徴収に係る所得税の納税地に関する経過措置）

第三条　新所得税法第十七条の規定は、同条に規定する源泉徴収をすべき所得税及び旧所得税法第十七条に規定する源泉徴収をすべき所得税を平成二十五年六月一日以後に納付する場合について適用し、同条に規定する源泉徴収をすべき所得税を同日前に納付した場合については、なお従前の例による。

（利子所得に関する経過措置）

第四条　新所得税法第二十三条第一項の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧所得税法第二十三条第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

（所得税の税率に関する経過措置）

第五条　新所得税法第八十九条第一項の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第六条　平成二十七年において純損失の金額があ

る場合における新所得税法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧所得税法第二編第三章第一節又は第百六十五条の規定を適用して計算した所得税の額による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第七条　新所得税法別表第二から別表第四までの規定は、平成二十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（告知及び支払調書に関する経過措置）

第八条　平成二十八年一月一日前に行われた旧所得税法第二百二十四条第四項に規定する割引債の償還については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百二十四条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項（第十号及び第十一号に係る部分に限る。）及び第二百二十八条第二項（新所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等及び同条第四項に規定する償還金等に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる新所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等の譲渡又は同条第四項に規定する償還金等の交付について適用し、同日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等の譲渡又は同条第四項に規定する償還金等の交付については、なお従前の例による。

3　新所得税法第二百二十四条の五第一項及び第二百二十五条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、新所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で附則第一条第七号に定める日以後に行われるものについて適用し、旧所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正後の法人税法第五十九条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の法人税法第五十九条第二項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十条　第三条の規定による改正後の相続税法（以下附則第十四条までにおいて「新相続税法」という。）の相続税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十七年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（未成年者控除に関する経過措置）

第十一条　新相続税法第十九条の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について第三条の規定による改正前の相続税法（以下附則第十四条までにおいて「旧相続税法」という。）第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（障害者控除に関する経過措置）

第十三条　新相続税法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第三条の規定による改正前の相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百九号）第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十五号）による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六号）による改正前の相続税法（以下この条において「旧法」と総称する。）第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けるこ

とができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項又は新相続税法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（特定障害者に対する贈与税の非課税に関する経過措置）

第十四条　新相続税法第二十一条の四の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する特定障害者扶養信託契約に基づく同項の信託について適用し、施行日前にされた旧相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づく同項の信託については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第四条の規定による改正後の登録免許税法（次項において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　施行日から子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間における新登録免許税法別表第三の一の項の第三欄の第三号の規定の適用については、同号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」とあるのは、「児童福祉法」とする。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第五条の規定による改正後の印紙税法別表第一第十七号の規定は、平成二十六年四月一日以後に作成される同号に掲げる金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税について適用し、同日前に作成される同条の規定による改正前の印紙税法別表第一第十七号に掲げる金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　第六条の規定による改正後の国税通則法第七十一条第一項第三号及び第七十二条第一項の規定は、施行日以後にされる国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求（以下この条において「更正の請求」という。）に係る国税について適用し、施行日前にされた更正の請求に係る国税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第十八条　別段の定めがあるものを除き、第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十五年分以後の所得税について適用し、平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第十九条　個人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三条第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第二十条　旧租税特別措置法第三条の三第一項の居住者又は同条第二項の内国法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する国外公社債等の利子等については、なお従前の例による。

（勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例に関する経過措置）

第二十一条　新租税特別措置法第四条の四第三項の規定は、平成二十八年一月一日以後の同項に規定する証券投資信託の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第四条の四第三項に規定する証券投資信託の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）

第二十二条　新租税特別措置法第五条の二の規定は、非居住者又は外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子について適用し、同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子については、なお従前の例による。

2　平成二十八年一月一日前に提出された旧租税特別措置法第五条の二第一項第一号に規定する非課税適用申告書又は同条第四項第一号に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写し（当該非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写しを除く。）は、平成二十八年一月一日において提出された新租税特別措置法第五条の二第一項に規定する非課税適用申告書又は同条第四項に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写しとみなす。

3　新租税特別措置法第五条の三の規定は、非居住者又は外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等については、なお従前の例による。

4　平成二十八年一月一日前に提出された旧租税特別措置法第五条の三第一項第一号に規定する書類（以下この項において「非課税適用申告書」という。）又は同条第五項において準用する旧租税特別措置法第五条の二第四項第一号に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写し（当該非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写し又はこれらにつき提出された旧租税特別措置法第五条の三第五項において準用する旧租税特別措置法第五条の二第十四項に規定する申告書若しくは届出書及び組合契約書等の写し（以下この項において「異動申告書等」という。）の提出後に旧租税特別措置法第五条の三第五項において準用する旧租税特別措置法第五条の二第十四項に規定する変更をした場合において、その変更をした日以後平成二十七年十二月三十一日までに異動申告書等の提出がされていないときにおける当該非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書等の写しを除く。）は、平成二十八年一月一日において提出された新租税特別措置法第五条の三第一項に規定する非課税適用申告書又は同条第九項において準用する新租税特別措置法第五条の二第四項に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写しとみなす。

5　平成二十八年一月一日前に旧租税特別措置法第五条の二第十八項（旧租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により承認を受けた旧租税特別措置法第五条の二第十八項に規定する適格口座管理機関（同日において当該承認を同条第二十項（旧租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定により取り消されていないものに限る。）は、同日において新租税特別措置法第五条の三第四項第八号の規定により承認を受けた同号に規定する適格口座管理機関とみなす。

6　施行日から平成二十七年十二月三十一日までの間における旧租税特別措置法第五条の三第五項の規定の適用については、同項の表前条第八項の項及び前条第九項の項中「次条第四項第五号」とあるのは「次条第四項第四号」と、同表前条第二十二項の項中「同条第四項第五号」とあるのは「同条第四項第四号」とする。

（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第二十三条　新租税特別措置法第八条の規定は、同条第一項に規定する金融機関、同条第二項に規定する金融商品取引業者等又は同条第三項に規定する内国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する利子、収益の分配又は剰余金の配当については、なお従前の例による。

（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第二十四条　旧租税特別措置法第八条の二第一項の居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は同条第三項の非居住者、内国法人若しくは外国法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第二十五条　旧租税特別措置法第八条の三第一項の居住者又は同条第二項の内国法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等及び同条第二項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置）

第二十六条　旧租税特別措置法第八条の四第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第八条の四第四項から第七項までの規定は、平成二十八年一月一日以後に支払うべき同条第四項に規定する上場株式配当等について適用し、同日前に支払うべき旧租税特別措置法第八条の四第四項に規定する上場株式配当等については、なお従前の例による。

（確定申告を要しない配当所得等に関する経過措置）

第二十七条　旧租税特別措置法第八条の五第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第二十八条　平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の三に規定する配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置）

第二十九条　平成二十八年一月一日前に旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して支払われる同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第三十条　新租税特別措置法第九条の四の二第一項の規定は、施行日以後の同項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、施行日前の旧租税特別措置法第九条の四の二第一項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

（相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第九条の七第一項の規定は、平成二十七年一月一日以後に開始する相続又は遺贈による同項に規定する財産の取得について適用し、同日前に開始した相続又は遺贈による旧租税特別措置法第九条の七第一項

に規定する財産の取得については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置）

第三十二条　新租税特別措置法第九条の八の規定は、同条の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について適用する。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十三条　新租税特別措置法第十条第八項第三号の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に規定する試験研究費の額について適用し、個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十条第八項第三号に規定する試験研究費の額については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第三十四条　新租税特別措置法第十条の二の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十五条　新租税特別措置法第十条の二の二（第六項、第七項及び第九項を除き、第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号イに掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項第一号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項第二号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第十条の二の二第六項及び第七項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

4　新租税特別措置法第十条の二の二第九項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十六条　新租税特別措置法第十条の五の規定は、平成二十六年分の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十七条　新租税特別措置法第十条の五の三の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第三十八条　新租税特別措置法第十二条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十二条（第三項及び第四項に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同条第三項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

3　新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第十四条の二（第二項第一号及び第二号ロに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

5　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第一号から第三号までに掲げる建築物については、同条（同項第一号から第三号までに掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（探鉱準備金に関する経過措置）

第三十九条　新租税特別措置法第二十二条の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第四十条　新租税特別措置法第二十六条第一項の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第四十一条　新租税特別措置法第三十三条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等のうち同条第二項第二十号に規定する保留地に対応する部分の譲渡については、なお従前の例による。

3　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の九の二第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡については、なお従前の例による。

（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十二条　旧租税特別措置法第三十七条の十第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日前に行った同項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十三条　新租税特別措置法第三十七条の十一の二の規定は、同条第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の有する同項に規定する特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債につき平成二十八年一月一日以後に同項に規定する事実が発生する場合について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十の二第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の有する同項に規定する特定管理株式又は特定保有株式につき同日前に同項に規定する事実が発生した場合については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等に関する経過措置）

第四十四条　新租税特別措置法第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五までの規定は、個人が平成二十八年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2　平成二十八年一月一日において新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。次項において同じ。）に開設されている特定口座（同号に規定する特定口座をいう。以下この項及び次項において同じ。）には、当該特定口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日において有する上場株式等（新租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいい、特定公社債等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）のうち次に掲げるものを受け入れることができるものとする。

一　当該金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該特定口座以外の有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。以下この項及び第四項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（以下この項及び第四項において「他の保管口座」という。）に、その取得（平成二十七年十二月三十一日以前の取得で、当該金融商品取引業者等への買付けの委託（買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）による取得、当該金融商品取引業者等からの取得又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する取得勧誘若しくは同条第四項に規定する売付け勧誘等に応じたことによる取得に限る。次項及び第四項において「特定取得」という。）後直ちに振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされていることその他政令で定める要件を満たす上場株式等（以下この項及び次項において「特定取得上場株式等」という。）で当該他の保管口座から政令で定めるところにより移管がされるもの

二　当該金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の他の保管口座に、平成二十七年六月三十日以前から引き続き当該金融商品取引業者等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等（特定取得上場株式等を除く。次項において「一般取得上場株式等」という。）で当該他の保管口座から政令で定めるところにより移管がされるもの

3　平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座には、当該特定口座を開設している当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する上場株式等（同年一月一日以後に当該金融商品取引業者等を通じて特定取得がされたもの並びに特定取得上場株式等及び一般取得上場株式等を除く。）を、政令で定めるところにより受け入れることができるものとする。

4　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）により取得した上場株式等（当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が他の保管口座を開設している金融商品取引業者等に当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者（以下この項において「被相続人等」という。）が開設した有価証券の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（以下この項において「相続等口座」という。）において振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされているものに限る。）で次の各号に掲げるものの全部又は一部が、平成二十七年十二月三十一日までに、当該相続等口座から当該他の保管口座に移管された場合には、その移管がされた当該各号に掲げる上場株式等は当該各号に定める上場株式等に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

一　その被相続人等が平成二十七年十二月三十一日までに特定取得をした上場株式等で、その特定取得の日以後引き続き当該相続等口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該相続等口座に保管の委託がされていたことその他政令で定める要件を満たすもの　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該特定取得があった日に特定取得をし、かつ、当該特定取得の日以後引き続き当該他の保管口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該他の保管口座に保管の委託をしていた上場株式等

二　平成二十七年六月三十日以前から引き続き当該相続等口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該相続等口座に保管の委託がされていた上場株式等（前号に掲げるものを除く。）　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が政令で定める日に取得し、かつ、当該取得の日以後引き続き当

該他の保管口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該他の保管口座に保管の委託をしていた上場株式等

5　第二項に規定する特定公社債等とは、次に掲げる公社債又は受益権をいう。

一　新租税特別措置法第三条第一項第一号に規定する特定公社債（新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）を除く。）

二　公社債投資信託又は証券投資信託以外の投資信託で、その設定に係る受益権の募集が新租税特別措置法第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの又はその受益権が新租税特別措置法第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものの受益権

三　新租税特別措置法第三十七条の十一第二項第四号に掲げる社債的受益権

6　第二項から第四項までの規定により受け入れた上場株式等の取得価額及び取得の時期の判定に関する特例その他第二項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第三十七条の十一の六の規定は、同条第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日以後に同項の金融商品取引業者等から交付を受ける同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に同項の金融商品取引業者等から交付を受けた同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置）

第四十六条　新租税特別措置法第三十七条の十二の二の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第四十八条　新租税特別措置法第三十七条の十四第一項から第五項まで及び第十五項の規定は、平成二十六年一月一日以後に設定される同条第五項第一号に規定する非課税口座に係る同日以後の同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡及び同条第四項に規定する事由による同項の非課税口座内上場株式等の払出しについて適用する。

2　新租税特別措置法第三十七条の十四第六項、第十項、第十二項及び第十三項の規定は、平成二十六年一月一日以後に同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の同号に規定する提出又は同条第六項の申請書の同項に規定する提出をする場合について適用する。

3　平成二十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十四の規定の適用については、同条第一項中「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。第四項及び第五項において同じ。）であつて次に掲げるもの」とあるのは「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等」と、同条第三項中「上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。）」とあるのは「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。次項において同じ。）」と、同条第五項中「第一項各号に掲げる株式等をいう」とあるのは「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう」とする。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置）

第四十九条　平成二十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十四の三第四項第一号の規定の適用については、同号中「上場株式等」とあるのは「第三十七条の十二の二第二項又は第七項に規定する上場株式等」と、「第三十七条の十二の二」とあるのは「同条」と、「又は第三十七条の十一第四項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項又は第四項各号」と、「若しくは第三十七条の十一第四項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項若しくは第四項各号」と、「同条第六項」とあるのは「同条第七項」とする。

（貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十条　新租税特別措置法第三十七条の十五の規定は、個人が平成二十八年一月一日以後に行う同条第一項に規定する貸付信託の受益権等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第一号に規定する公社債等の譲渡及び同日前の同項第二号に規定する公社債投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

（割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十一条　個人が平成二十八年一月一日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十六第一項各号に規定する公社債の譲渡については、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価に係る支払調書等の特例に関する経過措置）

第五十二条　新租税特別措置法第三十八条第一項の規定は、平成二十八年一月一日以後に行う同項に規定する支払又は交付について適用し、同日前に行った旧租税特別措置法第三十八条第一項に規定する支払又は交付については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十八条第三項及び第四項の規定は、平成二十八年一月一日以後に交付されるべき同条第三項に規定する投資信託等でその受益権が同項に規定する上場株式等に該当するもの又は同項に規定する公社債等で同項に規定する上場株式等に該当するものに係る同項

に規定する償還金等について適用する。

3　新租税特別措置法第三十八条第五項の規定は、平成二十八年一月一日以後に交付されるべき同項に規定する投資信託等の受益権又は公社債等に係る同項に規定する償還金等について適用する。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第四十条第十項及び第十一項の規定は、同条第十項に規定する譲渡法人が平成二十五年六月一日以後に行う同項に規定する譲受法人への同項の贈与について適用する。

2　平成二十五年六月一日から子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第四十条の規定の適用については、同条第十項中「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、「同条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、幼稚園」とあるのは「幼稚園」とする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十四条　平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十一条第五項の規定の適用については、同項中「第四十一条の三の二第十五項、第四十一条の十九の二第二項第一号、第四十一条の十九の三第二項第一号及び第四項第一号イ並びに第四十一条の十九の四第二項第一号」とあるのは、「第四十一条の三の二第十五項」とする。

2　新租税特別措置法第四十一条第十項（同項に規定する特定建築物に係る部分に限る。）の規定は、居住者が同項に規定する認定住宅の新築等に係る家屋を平成二十五年六月一日以後に同条第一項に定めるところにより居住の用に供する場合について適用する。

3　新租税特別措置法第四十一条第二十一項の規定は、居住者が平成二十五年一月一日以後に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等の新築等をした家屋をその者の居住の用に供しないこととなる場合について適用する。

4　居住者が、新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定の適用については、その適用を受けようとする同項に規定する適用年が平成二十六年以後の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における同項に規定する適用年が平成二十五年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第五十五条　新租税特別措置法第四十一条の三の二第二項の規定は、同条第一項に規定する特定居住者が、同項に規定する家屋を平成二十六年四月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供したこととなる場合について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等について適用する。

2　新租税特別措置法第四十一条の三の二第四項の規定は、居住者が旧租税特別措置法第四十一条の三の二第四項に規定する居住用の家屋を同日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同条第五項に規定する増改築等については、なお従前の例による。

3　居住者が、新租税特別措置法第四十一条の三の二第十二項に規定する増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額を有する場合における同項の規定の適用については、その適用を受けようとする同条第一項又は第五項に規定する増改築等特例適用年が平成二十六年以後の各年に係る新租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の三の二第十二項に規定する増改築等住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額を有する場合における同条第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年が平成二十五年以前の各年に係る同条第一項又は第四項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

（償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置）

第五十六条　平成二十八年一月一日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債（同条第九項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第七項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債について平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同条第七項に規定する償還差益及び同日前に行った当該特定短期公社債の譲渡による所得については、なお従前の例による。

3　平成二十八年一月一日前に行った旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する振替国債等の同項に規定する振替記載等、同条第十七項に規定する譲渡、同条第十八項に規定する償還若しくは利息の支払又は同条第二十一項に規定する譲渡の対価の支払については、なお従前の例による。

（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第五十七条　新租税特別措置法第四十一条の十二の二第八項から第十三項までの規定は、平成二十八年一月一日以後に支払うべき同条第八項に

規定する特定割引債の償還金又は同条第十三項に規定する国外割引債の償還金について適用する。

（振替国債等の償還差益の非課税等に関する経過措置）

第五十八条　新租税特別措置法第四十一条の十三第一項及び第五項の規定は、非居住者が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第四十一条の十三第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十一条の十三第二項及び第五項の規定は、非居住者が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第四十一条の十三第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十一条の十三第三項及び第五項の規定は、非居住者が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第三項に規定する民間国外債の同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第四十一条の十三第三項に規定する民間国外債の同項に規定する発行差金については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十一条の十三第四項及び第五項の規定は、非居住者が有する同条第一項に規定する振替国債若しくは振替地方債又は同条第四項に規定する特定振替社債等若しくは民間国外債の償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）により平成二十八年一月一日以後に生ずる損失の額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十三第一項に規定する振替国債若しくは振替地方債、同条第二項に規定する特定振替社債等又は同条第三項に規定する民間国外債の償還により同日前に生じた同条第四項に規定する損失の額については、なお従前の例による。

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十九条　居住者が平成二十六年四月一日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合の所得税については、なお従前の例による。

2　居住者が、平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をし、かつ、同年四月一日から同年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合における同条の規定の適用については、同条第二項中「金額」とあるのは、「金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項の規定によりその年分の所得税の額から控除される金額がある場合には、当該控除される金額に十を乗じて計算した金額を控除した残額）」とする。

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十条　居住者が旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事又は同条第二項に規定する一般断熱改修工事等をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋（当該改修工事又は当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日前に同条第一項又は第二項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合の所得税については、なお従前の例による。

2　居住者が、旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事又は同条第二項に規定する一般断熱改修工事等をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋（当該改修工事又は当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に同条第一項又は第二項の定めるところによりその者の居住の用に供し、かつ、新租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等又は同条第三項に規定する一般断熱改修工事等をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋（当該高齢者等居住改修工事等又は当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を同年四月一日から同年十二月三十一日までの間に同条第一項又は第三項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同条の規定の適用については、同条第二項中「金額とする」とあるのは「金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（第四項において「旧措置法」という。）第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定によりその年分の所得税の額から控除される金額がある場合には、当該控除される金額に十を乗じて計算した金額（以下この項において「旧税額控除対象額」という。）を控除した残額）とする。この場合において、次項の規定の適用があり、かつ、第四項の定めるところにより同項各号に定める金額から控除をしてもなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済額」という。）があるときにおける当該旧税額控除対象額は当該控除未済額とし、次項の規定の適用があり、かつ、控除未済額がないときにおける当該旧税額控除対象額はないものとする」と、同条第四項中「各号に定める金額」とあるのは「各号に定める金額（旧措置法第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定によりその年分の所得税の額から控除される金額がある場合には、当該控除される金額に十を乗じて計算した金額を控除した残額）」とする。

3　平成二十六年四月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十一条の十九の三第八項の規定の適用については、平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「前年以前三年内の各年分の所得税について同項の」とあるのは「前年分の所得税について所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項の」と、「同項に」とあ

るのは「第一項に」とし、平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「以前三年内の各年分の所得税について同項の」とあるのは「又は前々年分の所得税について同項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項の」と、「同項の規定の適用を受けた」とあるのは「これらの規定の適用を受けた」と、「同項に」とあるのは「第一項に」とし、平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「以前三年内の各年分の所得税について同項の」とあるのは「以前二年内の各年分の所得税について同項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項の」と、「同項の規定の適用を受けた」とあるのは「これらの規定の適用を受けた」と、「同項に」とあるのは「第一項に」とし、平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「同項の規定の適用を受けている」とあるのは「同項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受けている」と、「同項の規定の適用を受けた」とあるのは「これらの規定の適用を受けた」と、「同項に」とあるのは「第一項に」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第六十一条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十二条　新租税特別措置法第四十二条の四第十二項第三号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定する試験研究費の額について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第四十二条の四第十二項第三号に規定する試験研究費の額については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第六十三条　連結子法人の施行日前に開始した各連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対するこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結子法人に帰せられる金額については、旧租税特別措置法第四十二条の四の二（第七項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第七項 | | |
| 第六十八条の九の二第一項 | 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第一項 | |
| 第六十八条の九第一項 | 平成二十五年改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項及び第十三項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第一項 | |
| 前条第十一項 | 新租税特別措置法第四十二条の四第十一項 | |
| 第六十八条の九の二第八項第三号 | 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の九の二第八項第二号 | |
| 第六十八条の九の二第八項第七号 | 旧効力連結措置法第六十八条の九の二第八項第七号 | |
| 第十三項 | | |
| 前条第十一項 | 新租税特別措置法第四十二条の四第十一項 | |
| 同法第四十二条の四の二第七項 | 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）附則第六十三条（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項 | |

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十四条　新租税特別措置法第四十二条の五（第六項、第七項及び第九項を除き、第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号イに掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第二号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十二条の五第六項及び第七項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

4　新租税特別措置法第四十二条の五第九項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十五条　新租税特別措置法第四十二条の十一（同条第一項第一号に規定する器具及び備品に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に規定する器具及び備品について適用する。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十六条　新租税特別措置法第四十二条の十二の三の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用する。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第四項までにおいて同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十四条の五の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定信頼性向上設備について適用する。

3　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する特定高度通信設備については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十五条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第四十五条（第二項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同条第二項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

6　新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第一号及び第二号ロに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第一号から第三号までに掲げる建築物については、同条（同項第一号から第三号までに掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）

第六十八条　施行日前に旧租税特別措置法第五十九条の二第一項に規定する計画の認定を受けた法人（施行日以後に新租税特別措置法第五十九条の二第一項に規定する計画の認定を受ける法人を除く。）の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新租税特別措置法第五十九条の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「日本船舶（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）」とあるのは「日本船舶」と、「同法」とあるのは「海上運送法」とする。

2　施行日以後に新租税特別措置法第五十九条の二第一項に規定する計画の認定を受ける法人の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度における同条の規定の適用については、同条第二項中「開始の日」とあるのは、「開始の日以後二月を経過した日」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第六十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条第一項に規定する資産の譲渡に係る法人

税については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等のうち同項第二十号に規定する保留地に対応する部分の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十二第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例に関する経過措置）

第七十条　新租税特別措置法第六十七条の五の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第七十一条　新租税特別措置法第六十七条の十五第一項第二号への規定は、同項に規定する投資法人の附則第一条第八号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（振替国債の利子等の非課税等に関する経過措置）

第七十二条　新租税特別措置法第六十七条の十七第一項及び第十項の規定は、外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子及び同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子及び同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子及び同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の十七第二項及び第十項の規定は、外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等及び償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等及び償還差益については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十七条の十七第三項及び第十項の規定は、外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第三項に規定する民間国外債の利子及び同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第三項に規定する民間国外債の利子及び同項に規定する発行差金については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定は、平成二十八年一月一日以後に生ずる新租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益及び新租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益について適用し、同日前に生じた旧租税特別措置法第六十七条の十七第四項に規定する割引債の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十七条の十七第六項及び第十項の規定は、外国法人の同条第六項に規定する特定振替割引債の保有により平成二十八年一月一日以後に生ずる所得について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第六項に規定する特定短期公社債の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十七条の十七第九項及び第十項の規定は、外国法人が有する同条第一項に規定する振替国債若しくは振替地方債若しくは同条第九項に規定する特定振替社債等若しくは民間国外債の償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）により平成二十八年一月一日以後に生ずる損失の額又は同条第九項に規定する特定振替割引債の保有により同日以後に生ずる同項に規定する政令で定める金額について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替国債若しくは振替地方債、同条第二項に規定する特定振替社債等、同条第三項に規定する民間国外債又は同条第六項に規定する特定短期公社債の償還により同日前に生じた同条第九項に規定する損失の額については、なお従前の例による。

（分離振替国債の課税の特例に関する経過措置）

第七十三条　外国法人の旧租税特別措置法第六十七条の十八第一項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により平成二十八年一月一日前に生じた所得及び同条第二項に規定する損失額については、なお従前の例による。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十四条　新租税特別措置法第六十八条の九第十二項第三号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同号に規定する試験研究費の額について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の九第十二項第三号に規定する試験研究費の額については、なお従前の例による。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第七十五条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した各連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対するこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額については、旧租税特別措置法第六十八条の九の二（第七項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第七項 | 前条第一項 | 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第一項 |
| | 次条第八項第二号 | 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の九の二第八項第三号 |
| | 次条第八項第七号 | 旧効力連結措置法第六十八条の九の二第八項第七号 |
| 第十三項 | 前条第十一項 | 新租税特別措置法第六十八条の九第十一項 |
| | に」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（同法第六十八条の九の二第七項 | 」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第七十五条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の九の二第七項 |
| | に」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項 | 」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項 |

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十六条　新租税特別措置法第六十八条の十（第六項、第七項及び第九項を除き、第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号イに掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項第二号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項第二号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の十第六項及び第七項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

4　新租税特別措置法第六十八条の十第九項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

（連結法人が国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十七条　新租税特別措置法第六十八条の十五（新租税特別措置法第四十二条の十一第一項第一号に規定する器具及び備品に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に規定する器具及び備品について適用する。

（連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十八条　新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条　新租税特別措置法第六十八条の十五の四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用する。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第八十条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第四項までにおいて同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の二十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定信頼性向上設備について適用する。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する特定高度通信設備については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の二十七（新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十八条の二十七（第二項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同条第二項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

6　新租税特別措置法第六十八条の三十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第一号及び第二号ロに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第一号及び第二号並びに旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物については、旧租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第一号及び第二号並びに旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十八条の三十五第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項」とする。

（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）

第八十一条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の六十二の二第一項に規定する計画の認定を受けたもの（施行日以後に新租税特別措置法第六十八条の六十二の二第一項に規定する計画の認定を受けるものを除く。）の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の六十二の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「日本船舶（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）」とあるのは「日本船舶」と、「同法」とあるのは「海上運送法」とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日以後に新租税特別措置法第六十八条の六十二の二第一項に規定する計画の認定を受けるものの施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度における同条の規定の適用については、同条第二項中「開始の日」とあるのは、「開始の日以後二月を経過した日」とする。

（連結法人の交際費等の損金不算入に関する経過措置）

第八十二条　新租税特別措置法第六十八条の六十六第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十三条　新租税特別措置法第六十八条の七十二（新租税特別措置法第六十五条第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十二第一項に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十二第一項に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等のうち旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十号に規定する保留地に対応する部分の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の八十四第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例に関する経過措置）

第八十四条　新租税特別措置法第六十八条の百二の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

（相続税の特例に関する経過措置）

第八十五条　新租税特別措置法第六十九条の四第一項及び第三項第二号の規定は、平成二十六年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十九条の四第二項、第六十九条の五並びに第七十条の六の四第二項第五号及び第十五項の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置）

第八十六条　附則第一条第五号ハに掲げる規定による改正後の租税特別措置法（以下この条及び附則第百条において「新租特法」という。）第七十条の七の規定は、平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税について適用する。

2　平成二十七年一月一日前に贈与により取得をした附則第一条第五号ハに掲げる規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び附則第百条において「旧租特法」という。）第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3　施行日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第七十条の七第二項第五号の規定の適用については、同号中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」とあるのは、「第七十条の二の三」とする。

4　次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同項第五号並びに同条第四項第二号及び第十号、第十四項第九号及び第十号、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百二十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者（当該経営承継受贈者が同条第一項に規定する贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により新租特法第七十条の七第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等（医療法人の出資を除く。以下この項において同じ。）の取得をしている場合を除く。）

二　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第七十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者（当該経営承継受贈者が同条第一項に規定する贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により新租特法第七十条の七第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

三　旧租特法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者（当該経営承継受贈者が同条第一項に規定する贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により新租特法第七十条の七第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

5　前項の規定の適用がある場合において、平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日までの間における同条第四項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第二号中「各第一種贈与基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種贈与基準日」と、「第一種贈与基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）の」とする。

6　新租特法第七十条の七の二の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用する。

7　平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得をした旧租特法第七十条の七の二第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

8　次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同項第五号並びに同条第三項第二号及び第十号、第十四項第九号から第十二号まで、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継相続人等に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百二十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等（当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租特法第七十条の七の二第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等（医療法人の出資を除く。以下この項において同じ。）の取得をしている場合を除く。）

二　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第七十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等（当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租特法第七十条の七の二第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

三　旧租特法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等（当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租特法第七十条の七の二第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

9　前項の規定の適用がある場合において、平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間の末日までの間における同条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第二号中「各第一種基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種基準日」と、「第一種基準日の」とあるのは「第一種基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するもの」とする。

10　新租特法第七十条の七の四第一項の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする新租特法第七十条の七の二第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用する。

11　平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得をした旧租特法第七十条の七の四第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12　次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同項第五号、同条第三項において準用する新租特法第七十条の七の二第三項第二号及び第十号、新租特法第七十条の七の四第十一項において準用する新租特法第七十条の七の二第十四項第九号から第十二号まで、新租特法第七十条の七の四第十二項において準用する新租特法第七十条の七の二第十七項第一号、新租特法第七十条の七の四第十三項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項まで並びに新租特法第七十条の七の四第十五項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営相続承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百二十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る贈与により新租特法第七十条の七の四第二項第四号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

二　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第七十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等（当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租特法第七十条の七の二第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

三　旧租特法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等（当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租特法第七十条の七の二第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

9　前項の規定の適用がある場合において、平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間の末日までの間における同条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第二号中「各第一種基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種基準日」と、「第一種基準日の」とあるのは「第一種基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するもの」とする。

10　新租特法第七十条の七の四第一項の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする新租特法第七十条の七の二第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用する。

11　平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得をした旧租特法第七十条の七の四第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12　次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同項第五号、同条第三項において準用する新租特法第七十条の七の二第三項第二号及び第十号、新租特法第七十条の七の四第十一項において準用する新租特法第七十条の七の二第十四項第九号から第十二号まで、新租特法第七十条の七の四第十二項において準用する新租特法第七十条の七の二第十七項第一号、新租特法第七十条の七の四第十三項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項まで並びに新租特法第七十条の七の四第十五項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営相続承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百二十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る贈与により新租特法第七十条の七の四第二項第四号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

13　前項の規定の適用がある場合において、平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間の末日までの間における同条第三項において準用する新租特法第七十条の七の二第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、新租特法第七十条の七の四第三項中「各第一種贈与基準日」とあるのは「各第一種贈与基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。以下この号において同じ。）」と、「各第一種相続基準日」とあるのは「各第一種相続基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。以下この号において同じ。）」とする。

14　第四項、第八項及び第十二項の規定は、これらの規定に規定する経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、次に掲げる日のいずれか遅い日までに納税地の所轄税務署長に対し、これらの規定の適用を受けようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出した場合に限り、適用する。

一　平成二十七年一月一日以後最初に到来する新租特法第七十条の七第十項、新租特法第七十条の七の二第十項又は新租特法第七十条の七の四第八項において準用する新租特法第七十条の七の二第十項に規定する届出書の提出期限（これらの規定に規定する届出期限をいう。）

二　平成二十七年三月三十一日

15　新租特法第七十条の八の二第一項の規定は、

平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする新租特法第七十条の七の二第一項に規定する特例非上場株式等又は新租特法第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租特法第七十条の七の二第一項に規定する特例非上場株式等又は旧租特法第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第八十七条　新租税特別措置法第七十四条の二第一項又は第二項の規定は、平成二十五年六月一日以後に新築又は取得をする同条第一項に規定する認定低炭素住宅の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に新築又は取得をした旧租税特別措置法第七十四条の二第一項に規定する認定低炭素住宅の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第八十三条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　施行日前に電子情報処理組織を使用して旧租税特別措置法第八十四条の五第一項各号に掲げる登記の申請を行った場合における当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（酒税の特例に関する経過措置）

第八十八条　別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定するビールの製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場から移出する同項に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

（印紙税の特例に関する経過措置）

第八十九条　新租税特別措置法第九十一条第二項から第四項までの規定は、平成二十六年四月一日以後に作成される同条第一項に規定する不動産譲渡契約書及び同項に規定する建設工事請負契約書について適用し、同日前に作成される当該不動産譲渡契約書及び当該建設工事請負契約書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（利子税等の割合の特例に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第九十三条から第九十五条までの規定は、租税特別措置法第九十六条に規定する利子税等のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該利子税等のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

2　平成二十六年一月一日前に開始した新租税特別措置法第九十三条第四項第一号に規定する分納期間のうちに同日以後の期間（以下この項において「特例対象期間」という。）がある場合における当該特例対象期間に対応する利子税に係る同条第三項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第四項第二号中「開始の日の属する年」とあるのは「旧延納特例基準割合（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する延納特例基準割合をいう。）又は平成二十六年」と、「のうちいずれか低い割合をいう」とあるのは「のうちいずれか低い割合をいう」とする。

3　税務署長は、平成二十六年一月一日前に所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第五十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第三条の規定による改正前の相続税法第二十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可をした相続税額（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号。以下この項において「平成十四年改正法」という。）附則第三十二条第九項の規定の適用を受けているものに限る。）に係る利子税のうち同日以後の期間に対応するものについては、平成十四年改正法附則第三十二条第九項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第九十三条第三項の規定に準じて計算するものとする。

（特別還付金の支給に関する経過措置）

第九十一条　新租税特別措置法第九十七条の二第十項及び第二十二項の規定は、同条第十項に規定する加算金及び同条第二十一項の延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該加算金及び当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第九十二条　第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下附則第百条までにおいて「新震災特例法」という。）第十条の二の三の規定は、個人が同条第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例に関する経過措置）

第九十三条　新震災特例法第十一条の六第二項の規定は、個人が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十四条　新震災特例法第十二条（第五項に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する相続事業用資産の譲渡について適用する。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第九十五条　居住者が、新震災特例法第十三条の二第五項に規定する再建住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額又は同項に規定する他の増改築等住宅借入金等の金額を有する場合における同項の規定の適用については、その適用を受けようとする同条第一項に規定する再建住宅適用年が平成二十六年以後の各年に係る租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下附則第百条までにおいて「旧震災特例法」という。）第十三条の二第五項に規定する再建住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額又は同項に規定する他の増改築等住宅借入金等の金額を有する場合における同項の規定の適用については、その適用を受けようとする同条第一項に規定する再建住宅適用年が平成二十五年以前の各年に係る租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額について適用する。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第九十五条　居住者が、新震災特例法第十三条の二第五項に規定する再建住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額又は同項に規定する他の増改築等住宅借入金等の金額を有する場合における同項の規定の適用については、その適用を受けようとする同条第一項に規定する再建住宅適用年が平成二十六年以後の各年に係る租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額について適用する。

（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第九十六条　新震災特例法第十七条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

2　施行日前に旧震災特例法第十七条第一項各号に掲げる事実が生じた場合については、なお従前の例による。ただし、当該事実が生じた法人について、施行日以後に前項に規定する事実が生ずる場合には、この限りでない。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十七条　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における第九条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の規定の適用については、同条第八項中「第十七条の二の三第一項」とあるのは「第十七条の二の二第一項」と、同条第九項中「第十七条の二の三第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」と、「避難解除区域等」とあるのは「避難解除区域」と、同条第十項中「第十七条の二の三第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」とする。

2　新震災特例法第十七条の二の三の規定は、法人が同条第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第九十八条　新震災特例法第二十五条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

2　施行日前に旧震災特例法第二十五条第一項各号に掲げる事実が生じた場合については、なお従前の例による。ただし、当該事実が生じた連結法人について、施行日以後に前項に規定する事実が生ずる場合には、この限りでない。

（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十九条　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における第九条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の規定の適用については、同条第八項中「第二十五条の二の三第一項」とあるのは「第二十五条の二の二第一項」と、同条第九項中「第二十五条の二の三第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、「避難解除区域等」とあるのは「避難解除区域」と、同条第十項中「第二十五条の二の三第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」とする。

2　新震災特例法第二十五条の二の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同条第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納税猶予の特例に関する経過措置）

第百条　新震災特例法第三十八条の三及び第三十八条の四の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする新租特法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用する。

2　平成二十七年一月一日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした旧租特法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税については、旧震災特例法第三十八条の三及び第三十八条の四の規定は、なおその効力を有する。

3　附則第八十六条第四項、第八項又は第十二項の規定により新租特法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者、新租特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等又は新租特法第七十条の七の四第二項第二号に規定する経営相続承継受贈者とみなされた者は、それぞれ新震災特例法第三十八条の三第一項に規定する経営承継受贈者、同条第三項に規定する経営承継相続人等又は同条第五項に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）、同条第三項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び同条第五項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）並びに新震災特例法第三十八条の四第一項第一号（同号ロに係る部分に限る。）及び同条第三項第一号（同号ロに

係る部分に限り、同条第五項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、当該経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　前項の規定の適用がある場合において、次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日までの間における新震災特例法第三十八条の三第一項の規定　同項第二号イ中「各第一種贈与基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種贈与基準日」と、「第一種贈与基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）の」とあるのは「第一種贈与基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）の」とする。

二　平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間の末日までの間における新震災特例法第三十八条の三第三項の規定　同項第二号イ中「各第一種基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種基準日」と、「第一種基準日の」とあるのは「第一種基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）の」とする。

三　平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間の末日までの間における新震災特例法第三十八条の三第五項の規定　同項第二号イ中「第一種贈与基準日におけるその」とあるのは「第一種贈与基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限り、イにおいて同じ。）におけるその」と、「をいう」とあるのは「をいい、平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る」とする。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百一条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四十八条中「前日」と」の下に「、「第三十七条の十第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成二十五年新法」という。）第三十七条の十第一項又は第三十七条の十一第一項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「平成二十五年新法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は平成二十五年新法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と」を加える。

第百二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中租税特別措置法第四十一条の十九の五第一項の改正規定を削る。

第十八条中租税特別措置法の改正規定に次のように加える。

第九十七条中「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る。

附則第一条第七号の二中「同法第四十一条の十九の五第一項の改正規定及び同法第四十二条の三第四項」を「同法第四十二条の三第四項の改正規定及び同法第九十七条」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四十五条中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条」に改める。

附則第四十八条中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同条の表第二項の項中「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に改め、同表第三項の項中「第十条の三第五項」を「第十条の五の三第五項」に改める。

附則第五十五条の表第二項の項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条」に、「並びに新租税特別措置法第四十二条の十二」を「、新租税特別措置法第四十二条の十二、新租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項、新租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第四十二条の十二の四」に改め、同表第四項の項中「平成二十三年改正法附則第七十二条」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条」に、「平成二十三年改正法第十九条」を「同法第十九条」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第四十二条の四の二第七項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項」に改め、「新租税特別措置法第四十二条の十一第五項」の下に「、新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」を加える。

附則第六十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同項の表第二項

の項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「第四十二条の十一第四項」を「第四十二条の十二の三第四項」に改める。

附則第七十二条の表第二項の項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条」に、「並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の二」を「、新租税特別措置法第六十八条の十五の二、新租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項、新租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の五」に改め、同表第四項の項中「平成二十三年改正法附則第五十五条」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条」に、「平成二十三年改正法第十九条」を「同法第十九条」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第六十八条の九の二第七項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項」に改め、「新租税特別措置法第六十八条の十五第五項」の下に「、新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項」を加える。

附則第八十条第一項中「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の六」に改め、同項の表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に改め、同表第三項の項中「第六十八条の十五第四項」を「第六十八条の十五の四第四項」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同項の表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に改め、同表第三項の項中「第六十八条の十五第四項」を「第六十八条の十五の四第四項」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同項の表第二項の項中「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に改め、同表第三項の項中「第十条の三第五項」を「第十条の五の三第五項」に改め、同条第二項中「かつ、」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）」を加え、「「新震災特例法」」を「この項において「平成二十五年新震災特例法」」に、「第十条の三の二まで」を「第十条の三の三まで」に、「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び新震災特例法」を「及び平成二十五年新震災特例法」に改め、同項の表第一項の項を次のように改める。

| 第一項 | |
|---|---|
| 次の各号に掲げる規定 | 当該各号に定める金額を |

次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定、震災特例法第十条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）

当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の四第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は

| | |
|---|---|
| | |
| | の額として |

同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を

| | |
|---|---|
| | の額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額）として |

附則第八条第二項の表第二項の項中「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に、「若しくは第十条の二の二第四項」を「、第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」に改め、同表第三項の項中「第十条の三第五項」を「第十条の五の三第五項」に、「第十条の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に、「若しくは第十条の二の二第五項」を「、第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項」に改める。

附則第二十二条第一項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第一項 | 平成二十四年三月三十一日 | 平成二十五年三月三十一日 |
| 第二項 | 第四十二条の四 | 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四 |
| | 前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二 | 第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四 |
| 第四項 | 第六十八条の十四第二項 | 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項 |
| 第五項 | 第六十八条の十四第二項 | 旧効力措置法第六十八条の十四第二項 |
| | 同法第六十六条第一項 | 法人税法第六十六条第一項 |
| | 第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項 | 新租税特別措置法第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項 |
| | 前条第四項、次条第五項 | 第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項 |
| 第九項 | 第六十八条の十四第二項 | 旧効力措置法第六十八条の十四第二項 |
| | 同法第二条第三十二号 | 法人税法第二条第三十二号 |

| | | |
|---|---|---|
| | 第六十八条の十四第三項 | 旧効力措置法第六十八条の十四第三項 |
| 第十項 | 又は租税特別措置法第四十二条の十第二項 | 又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第二項 |
| | 並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項 | 並びに旧効力単体措置法第四十二条の十第二項 |
| 第十一項 | 租税特別措置法第四十二条の十第五項（ | 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第三項において「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第五項（ |
| | 租税特別措置法第四十二条の十第五項」 | 旧効力単体措置法第四十二条の十第五項」 |

附則第二十二条第二項中「おける新租税特別措置法」を「おける所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に、「（新租税特別措置法」を「（平成二十五年新租税特別措置法」に、「、第四十二条の十二、」を「から第四十二条の十二の四まで、」に、「、新租税特別措置法」を「、平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び第四十二条の十二第一項」を「、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項」に、「並びに第四十二条の十二」を「法人税法」に、「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条第一項並びに法人税法」に、「、第四十二条の十二並びに第六十二条の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条の三並びに法人税法」に改め、同条第三項中「新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「第十七条の三の二まで」を「第十七条の三の三まで」に改め、同項の表第十七条の二第十三項の項中「第十七条の二第十三項」を「第十七条の二第十四項」に、「及び第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四まで」に、「「第四十二条の十二」」を「「法人税法」」に、「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同表第十七条の二の二第九項の項中「第十七条の二の二第九項」を「第十七条の二の二第十項」に、「及び第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四まで」に、「「第四十二条の十二」」を「「法人税法」」に、「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第十七条の二の三第二項 | 第六十三条 | 第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項 |
| 第十七条の二の三第十項 | 第四十二条の十二の四まで | 第四十二条の十二の四まで並びに旧効力措置法第四十二条の十 |
| | 同法第四十二条の四第一項 | 租税特別措置法第四十二条の四第一項 |
| | とする | と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項及び第三項並びに法人税法」とする |

附則第二十二条第三項の表第十七条の三第六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三」を「第十七条の三並びに法人税法」に改め、同表第十七条の三の二第五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第十七条の三の三第一項 | 第六十三条 | 第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項 |
| 第十七条の三の三第五項 | 及び第四十二条の十二の三 | 及び第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二条の十 |
| | 同法第四十二条の四第一項 | 租税特別措置法第四十二条の四第一項 |
| | とする | と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の三並びに法人税法」とする |

附則第二十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に改め、同項の表第二項の項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「第四十二条の十一第四項」を「第四十二条の十二の三第四項」に改め、同表第四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第十七条の三の三第一項 | 第六十三条 | 第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項 |
| 第十七条の三の三第五項 | 及び第四十二条の十二の三 | 及び第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二条の十 |
| | 同法第四十二条の四第一項 | 租税特別措置法第四十二条の四第一項 |
| | とする | と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の三並びに法人税法」とする |

附則第二十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に改め、同項の表第二項の項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「第四十二条の十一第四項」を「第四十二条の十二の三第四項」に改め、同表第四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第二十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第二十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第二十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第二十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第二十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第二十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第二十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第二十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第二十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第二十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第三十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第三十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第三十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第三十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第三十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第三十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第三十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第三十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第三十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第三十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第四十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第四十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第四十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第四十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第四十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第四十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第四十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第四十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第四十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第五十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第五十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第五十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第五十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第五十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第五十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第五十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第五十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第五十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第五十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第六十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第六十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第六十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第六十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第六十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第六十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第六十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第六十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第六十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第六十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第七十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第七十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第七十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第七十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第七十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第七十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第七十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第七十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第七十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第七十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第八十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第八十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第八十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第八十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第八十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第八十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第八十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第八十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第八十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第八十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第九十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第九十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第九十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第九十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第九十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第九十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第九十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第九十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第九十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第九十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百二十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百二十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百二十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百二十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百二十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百二十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百二十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百二十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百二十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百二十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百三十項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百三十一項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百三十二項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百三十三項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百三十四項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百三十五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百三十六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百三十七項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百三十八項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表第百三十九項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第

| | | |
|---|---|---|
| 前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二 | 第四項 | 第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五 |
| 第四十二条の十第二項 | | 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項 |
| 第六十八条の九第十一項（第六十八条の九の二第七項 | 第五項 | 新租税特別措置法第六十八条の九第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項 |
| 前条第四項、次条第五項 | | 第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項 |
| 第四十二条の十第二項 | 第十項 | 旧効力措置法第四十二条の十第二項 |
| 同法第二条第三十一号 | | 法人税法第二条第三十一号 |
| 第四十二条の十第三項 | | 旧効力措置法第四十二条の十第三項 |
| 又は租税特別措置法第六十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項 | 第十一項 | 又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項 |

| | | |
|---|---|---|
| 並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項 | 第十二項 | 「租税特別措置法第六十八条の十四第五項（ |
| 租税特別措置法第六十八条の十四第五項」 | | 旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」 |
| 及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項 | | 及び旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項 |
| 並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項 | | 「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第五項（ |

附則第三十三条第二項中「おける新租税特別措置法」を「おける所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）に、「（新租税特別措置法」を「（平成二十五年新租税特別措置法」に、「、第六十八条の十五の二、」を「から第六十八条の十五の五まで、」に、「ついては、新租税特別措置法」を「ついては、平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び第六十八条の十五の二第一項」を「、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項」に、「法人税法」と、新租税特別措置法」を「法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項中「並びに同法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法」に、「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「並びに第六十八条の十五の二」を「法人税法」に、「、第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十七第一項」とする」と、新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十七第一項並びに法

人税法」とする」と、平成二十五年新租税特別措置法」に、「、第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十八」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十八並びに法人税法」に改め、同条第三項中「新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「第二十五条の三の二まで」を「第二十五条の三の三まで」に改め、同項の表第二十五条の二第十四項の項中「第二十五条の二第十四項」を「第二十五条の二第十五項」に、「及び第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五まで」に、「第六十八条の十五の二」を「法人税法」に改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第二十五条の二の三第二項 | 第六十八条の六十九 | 第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項 |
| 第二十五条の二の三第十項 | 第六十八条の十五の五まで | 第六十八条の十五の五まで並びに旧効力措置法第六十八条の十四 |
| | 同法第六十八条の九第一項 | 租税特別措置法第六十八条の九第一項 |
| | とする | と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに法人税法」とする |

附則第三十三条第三項の表第二十五条の三第六項の項中「及び第六十八条の十五」を「及び第六十八条の十五の四」に、「「第六十八条の十五の二」を「「法人税法」」に改め、「第六十八条の十五の二並びに」を削り、「第二十五条の三」を「第二十五条の三の二並びに法人税法」」に改め、同表第二十五条の三の二第五項の項中「及び第六十八条の十五」を「及び第六十八条の十五の四」に、「「第六十八条の十五の二」を「「法人税法」」に改め、「第六十八条の十五の二並びに」を削り、「第二十五条の三」を「第二十五条の三の二並びに法人税法」」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第二十五条の三の三第一項 | 第六十八条の六十九 | 第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項 |
| 第二十五条の三の三第五項 | 及び第六十八条の十五の四 | 及び第六十八条の十五の四並びに旧効力措置法第六十八条の十四 |
| | 同法第六十八条の九第一項 | 租税特別措置法第六十八条の九第一項 |
| | とする | と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の三並びに法人税法」とする |

附則第三十四条第一項中「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）第六十八条の十五の六」に改め、同項の表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に改め、同表第三項の項中「第六十八条の十五第四項」を「第六十八条の十五の四第四項」に改め、同条第二項中「、新震災特例法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）」に、「第二十五条の三の二まで」

を「第二十五条の三の三まで」に、「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六」に、「及び新震災特例法」を「及び平成二十五年新震災特例法」に改め、同項の表第一項の項中「震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定」に、「を含む」を「及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第二十五条の三第一項」を「とし、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第一項に、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで」に改め、同表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「若しくは第二十五条の二の二第三項」を「、第二十五条の二の二第二項若しくは第二十五条の二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「若しくは第六十八条の十五第四項」を「又は第六十八条の十第四項」に、「、第六十八条の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項」を「若しくは第六十八条の十第四項」に、「又は第六十八条の九の二第八項第一号」を「若しくは第六十八条の十五の四第四項」に、「若しくは第六十八条の九の二第八項第一号」を「、第六十八条の十五の四第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に、「若しくは第二十五条の二の二第四項」を「、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」に改める。

附則第六十六条第二項中「新震災特例法」を「第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第百五条　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の九を次のように改める。

第十四条の九　削除

（罰則の適用に関する経過措置）

第百六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第百八条　政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一　大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二　給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準（所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三　交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四　贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

---

理　由

現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、試験研究を行った場合の税額控除制度の特例、生産等設備投資促進税制及び所得拡大促進税制の創設等の法人関係税制の改正、経営改善に向けた設備投資促進税制の創設、交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ等の中小企業関係税制の改正、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設並びに上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例並びに非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための所得税の最高税率の引上げ、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し並びに贈与税の税率構造の見直し並びに非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し並びに住宅借入金等に係る所得税額控除制度等の延長・拡充並びに避難解除区域等に係る税額控除制度の拡充等の復興支援税制の改正及び延滞税等の見直しを行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて土地の売買等に係る登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書**

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するなどの観点から、国税に関し、個人所得課税、法人課税、資産課税、納税環境整備等について所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　個人所得課税について、所得税の最高税率の引上げを行うほか、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の適用期限の延長及び最大控除可能額の引上げ等を行うこと。

2　法人課税について、試験研究を行った場合の税額控除制度の控除上限額の引上げ、生産等設備投資促進税制及び所得拡大促進税制の創設、避難解除区域等に係る税額控除制度の拡充等を行うこと。

3　資産課税について、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し並びに贈与税の税率構造の見直し及び相続時精算課税制度の拡充を行うとともに、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設等を行うこと。

4　納税環境整備について、延滞税等の見直しを行うこと。

5　土地の売買等に係る登録免許税の特例等既存の特例について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。

6　この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

なお、附則において、寄附金税制、特定支出控除、交際費課税及び贈与税に関する検討規定を設けること。

二　議案の可決理由

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するなどの観点から、国税に関し、個人所得課税、法人課税、資産課税、納税環境整備等について所要の措置を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本維新の会提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行による減収見込額

本案施行による減収見込額は、初年度において約二千三百四十億円、平年度において約千五百億円である。

右報告する。

平成二十五年三月二十二日

財務金融委員長　金田　勝年

衆議院議長　伊吹　文明　殿

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

申告件数の増加、滞納状況の推移、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正及び社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応など事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、国税職員の定員の確保、高度な専門知識を要する職務に従事する国税職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

---

**関税定率法等の一部を改正する法律案**

右

国会に提出する。

平成二十五年三月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「第三条」の下に「（課税標準及び税率）」を加え、「第四条の八」を「第四条の九」に改め、同項ただし書中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第四条第一項中「がされた時に」を「（買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。以下同じ。）がされた場合において、当該輸入取引に関し」に、「課徴金」を「公課」に改め、同項第二号イ中「買付手数料」を「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」に改め、同項第四号中「対価で、」の下に「当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて」を加え、「の条件として、」を「をするために」に改め、同条第二項ただし書中「又は第四条の三」の下に「（国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定）」を加え、同項第四号中「（売手と買手」を「（一方の者と他方の者」に、「定める売手と買手」を「定める一方の者と他方の者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　本邦にある者（以下この項において「委託者」という。）から委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て（以下この項において「加工等」という。）をし、当該委託者が当該加工等によつてできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該取引を輸入取引と、当該委託者を買手と、当該受託者を売手と、当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞ

れみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項第二号イ中「手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」とあるのは、「手数料」とする。

第四条の三第一項ただし書中「要請する」を「希望する旨を税関長に申し出た」に改め、同項第一号中「の特例」を削り、同号ハ中「課徴金」を「公課」に改め、同条第二項中「できるとき」の下に「当該輸入貨物を輸入しようとする者と当該輸入貨物の生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合に限る。次項において同じ。」を加え、同条第三項中「要請する」を「希望する旨を税関長に申し出た」に改める。

第四条の五中「輸入取引の条件」を「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情」に改め、「の特例」を削り、「までに」の下に「当該」を加える。

第四条の八を第四条の九とし、第四条の七の次に次の一条を加える。

（課税価格の計算に用いる資料等）

第四条の八　第四条から前条までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項は、合理的な根拠を示す資料により証明されるものでなければならず、かつ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従つて算定されたものでなければならない。

第十二条第一項中「二に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

別表の関税率表の解釈に関する通則の備考3中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　更正の請求をすることができる期限について第二条の二において準用する国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定又は第二条の三（災害による期限の延長）の規定の適用がある場合において、これらの規定により更正の請求をすることができることとされる期間にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、前三項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。

第十四条の二第一項中「前条第二項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改め、「同条第二項」の下に「又は第四項」を加える。

附則第三項を次のように改める。

3　第十二条第一項（延滞税）（とん税法第十条第一項（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合及び年十四・六パーセントの割合は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とし、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

附則第四項中「（還付加算金）を「（還付及び充当」に改め、「（関税法の準用）」及び「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削る。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

第七条の四第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中関税法第十四条の改正規定及び同法第十四条の二の改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日

二　第二条中関税法附則第三項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の関税法（次項において「新関税法」という。）第十四条第四項並びに第十四条の二第一項及び第二項の規定（これらの規定（同条第二項の規定を除く。）を輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。以下この項において「輸徴法」という。）第二十条において準用する場合を含む。）は、前条第一号に定める日以後にされる更正の請求（関税法第七条の十五第一項（輸徴法第六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による更正の請求をいう。以下この項において同じ。）に係る関税及び内国消費税（輸徴法第二条第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた更正の請求に係る関税及び内国消費税については、なお従前の例による。

2　新関税法附則第三項及び第四項の規定は、これらの規定の適用がある場合における延滞税及び還付加算金のうち前条第二号に定める日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞税及び還付加算金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「第四条の八」を「第四条の九」に、「課徴金」を「公課」に改め、同条第二項中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

（たばこ事業法及び消費税法の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

一　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十四条第一項第二号

二　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十八条第三項

---

理　由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、課税標準となる価格の決定に係る規定の整備を行うほか、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

---

## 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の措置を講ずるほか、適正な課税のための規定の整備を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1　暫定関税率等の適用期限の延長

平成二十五年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長を行うこと。

2　適正な課税のための規定の整備

輸入貨物の課税標準となる価格の決定に係る規定について明確化を図るほか、延滞税及び還付加算金の割合の特例を見直すとともに、更正等に関する期限に係る規定の整備を行うこと。

3　施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の措置を講ずるほか、適正な課税のための規定の整備を図るもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年三月二十二日

財務金融委員長　金田　勝年

衆議院議長　伊吹　文明殿

〔別紙〕

関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。

一　関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一　最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

---

## 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十五年二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成二十四年四月三日閣議決定）に基づき、平成二十四年四月十四日から平成二十五年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大

臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理　由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

**外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書**

一　本件の目的及び要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成二十四年四月三日閣議決定）に基づき、平成二十四年四月十四日から平成二十五年四月十三日までの間、同法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、同法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二　本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年三月二十二日

経済産業委員長　富田　茂之

衆議院議長　伊吹　文明殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可





発行所
〒一〇五―八四五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
九二〇円
（本体八八〇円）